

平成20年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成20年 9 月 3 日
至 平成20年 9 月24日

佐 伯 市 議 会

平成20年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第1号	9月3日
第2号	9月9日
第3号	9月10日
第4号	9月11日
第5号	9月12日
第6号	9月16日
第7号	9月22日
第8号	9月24日

平成20年第3回佐伯市議会定例会会議録目次

平成20年9月3日(水曜日)(第1号)

開会.....	11
1 日程第1 会期の決定.....	11
1 日程第2 委員長報告(質疑).....	11
1 地域開発調査特別委員長(梶田穂積)の報告.....	11
1 日程第3 議案の上程.....	14
1 上程議案一覧表.....	15
1 日程第4 提案理由の説明.....	16
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	16
1 日程第5 議案質疑(議案第132号).....	21
1 日程第6 討論、採決.....	21
1 審議結果.....	21
散会.....	21

平成20年9月9日(火曜日)(第2号)

開議.....	24
1 日程第1 一般質問.....	24
1 10番(清家好文)の一般質問.....	24
1 21番(河野豊)の一般質問.....	30
1 22番(下川芳夫)の一般質問.....	41
1 11番(矢野精幸)の一般質問.....	46
1 16番(小野宗司)の一般質問.....	58
1 39番(村松講一)の一般質問.....	68
散会.....	77

平成20年9月10日(水曜日)(第3号)

開議.....	79
1 日程第1 一般質問.....	79
1 32番(狩生寿一)の一般質問.....	79
1 17番(肥後四々郎)の一般質問.....	85
1 15番(佐保暁)の一般質問.....	94
1 37番(河野周一)の一般質問.....	99
1 18番(梶田穂積)の一般質問.....	105
1 36番(浅利美知子)の一般質問.....	110
散会.....	119

平成20年9月11日(木曜日)(第4号)

開議	122
1 日程第1 一般質問	122
1 25番(菅原忠)の一般質問	122
1 35番(高司政文)の一般質問	132
1 34番(吉良栄三)の一般質問	146
1 42番(戸山盛喜)の一般質問	157
散会	166

平成20年9月12日(金曜日)(第5号)

開議	169
1 日程第1 一般質問	169
1 33番(廣瀬精一郎)の一般質問	169
1 12番(矢野哲丸)の一般質問	175
1 40番(児玉輝彦)の一般質問	185
1 44番(土師辰英)の一般質問	188
1 8番(後藤幸吉)の一般質問	195
1 1番(三浦涉)の一般質問	206
散会	217

平成20年9月16日(火曜日)(第6号)

開議	220
1 日程第1 一般質問	220
1 24番(泥谷和喜)の一般質問	220
1 26番(和久博至)の一般質問	228
1 9番(江藤茂)の一般質問	241
1 日程第2 議案の上程	252
1 市長(西嶋泰義)の提案理由説明	252
1 追加上程議案一覧表	253
1 日程第3 議案質疑	253
1 日程第4 議案の委員会付託	253
1 議案付託表	254
散会	255

平成20年9月22日(月曜日)(第7号)

開議	258
1 日程第1 議案の上程	258
1 市長(西嶋泰義)の提案理由説明	258
1 追加上程議案一覧表	259
1 日程第2 議案質疑	259

1	21番（河野豊）の質疑（議案第146号）	259
1	教育次長（川原弘嗣）の答弁	261
1	建設部長（酒井実）の答弁	261
1	財務部長（久保田成太）の答弁	262
1	21番（河野豊）の再質疑（議案第146号）	262
1	建設部長（酒井実）の答弁	263
1	教育次長（川原弘嗣）の答弁	263
1	市長（西嶋泰義）の答弁	264
1	21番（河野豊）の再々質疑（議案第146号）	264
1	日程第3 議案の委員会付託	265
1	議案付託表	265
1	日程第4 特別委員会の設置	265
1	議案付託表	265
1	審議結果	266
	散会	266

平成20年9月24日（水曜日）（第8号）

	開議	269
1	財務部長（久保田成太）の発言	269
1	日程第1 委員長報告（質疑）	269
1	総務常任委員長（渡邊邦壽）の報告	270
1	建設常任委員長（三浦渉）の報告	272
1	教育民生常任委員長（浅利美知子）の報告	273
1	経済産業常任委員長（矢野精幸）の報告	276
1	1番（三浦渉）の質疑（経済産業常任委員長報告）	279
1	経済産業常任委員長（矢野精幸）の答弁	279
1	経済産業常任委員長（矢野精幸）の答弁	279
1	1番（三浦渉）の再質疑（経済産業常任委員長報告）	280
1	日程第2 討論、採決	280
1	審議結果	283
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）	284
1	23番（柳井二生）の提案理由説明（議員提出議案第11号）	284
1	21番（河野豊）の提案理由説明（意見書案第31号）	285
1	42番（戸山盛喜）の提案理由説明（意見書案第32号）	285
1	39番（村松講一）の提案理由説明（決議案第2号）	286
1	追加上程議案一覧表	287
1	8番（後藤幸吉）の質疑（決議案第2号）	287
1	39番（村松講一）の答弁	288
1	8番（後藤幸吉）の再質疑（決議案第2号）	289
1	39番（村松講一）の答弁	290

1	8番（後藤幸吉）の再質疑（決議案第2号）	288
1	24番（泥谷和喜）の質疑（決議案第2号）	289
1	39番（村松講一）の答弁	289
1	24番（泥谷和喜）の再質疑（決議案第2号）	290
1	39番（村松講一）の答弁	290
1	35番（高司政文）の反対討論（決議案第2号）	291
1	審議結果	293
1	日程第4 議員派遣	293
1	日程第5 会議録署名議員の指名	294
	閉会	294

一般質問一覧表

平成20年 9月

9日(火)

10日(水)

11日(木)

12日(金)

(質問者順)

16日(火)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	市役所の窓口業務について 振興局の職員数について	総務部長 市民生活部長	清家好文	24
2	市が所有している遊休地について 環境問題における電気エネルギーについて	木許副市長 財務部長 市民生活部長 建設部長 農林水産部長	河野豊	30
3	緑の募金について 森林環境税について 平成20年度の職員採用試験について	総務部長 農林水産部長	下川芳夫	41
4	当市における人口減少の抑制策について 高速道路開通とそれによる経済効果について 合併特例債について	市財務部長 企画商工観光部長 福祉保健部長 建設部長	矢野精幸	46
5	教育に対する信頼を回復する手段についての提言	市教育長	小野宗司	58
6	県教委汚職事件について 花いっぱい美しいまちづくりについて 一次産業への燃油高騰対策について 市有地の利活用策について	市教育長 市財務部長 企画商工観光部長 建設部長 農林水産部長	村松講一	68
7	学校給食費の公会計への移行について 大入島埋立についてと霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備 事業について	総務部長 建設部長 教育部長	狩生寿一	79
8	高齢社会への対応策について ごみの不法投棄について	市民生活部長 福祉保健部長	肥後四々郎	85
9	高齢者住宅改造助成について 空き住宅対策について	福祉保健部長 建設部長 消防	佐保 暁	94
10	ニート対策と企業誘致について 佐伯市の今後の地域交通体系の考え方について	企画商工観光部長	河野周一	99
11	蒲江振興局庁舎について 記念館について 蒲江漁協移転計画について	市塩月副市長 財務部長 企画商工観光部長 農林水産部長 蒲江振興局長	榎田穂積	110
12	ウイルス性難病について 公園等の安全管理について 携帯電話のリサイクル推進について	市民生活部長 福祉保健部長	浅利美知子	119

13	大入島埋立問題について 合併協議での積み残しの解消は	市 塩保 健福 設社 部部 長長	菅原 忠	122
14	教員採用等汚職事件並びに市職員採用について 燃油対策、漁業者・農家への直接補てんを 後期高齢者医療制度導入後の問題について	市教 総務 福社 農林 育部 保水 健産 部部 長長	高司 政文	132
15	環境モデル都市の実現を目指して 地域バイオマスタウンへの取組について 多重債務について	総務 市民 農林 生活 水産 部部 部部 長長	吉良 栄三	146
16	教員採用をめぐる諸問題について 来春4月に実施される市長選挙について	市教 育部 長長	戸山 盛喜	157
17	佐伯港湾整備におけるしゅんせつ土砂の処理につい て 後期県立高校再編問題について	市教 建設 育部 部部 長長	廣瀬 精一郎	169
18	行財政改革推進プランの成果と見通しについて 地球温暖化対策について	市教 総務 財市 市民 生活 部部 部部 長長	矢野 哲丸	175
19	公園、学校などの遊具の維持管理について ごみのポイ捨て禁止条例の制定について	総務 市民 生活 部部 部部 長長	児玉 輝彦	185
20	今回の教職員人事問題について 漂流ごみ、漂着ごみ対策について	教農 林水 産部 部部 長長	土師 辰英	188
21	今回の教育現場の始末について 次期市長選について 佐伯港の港湾整備について 将来の適正な職員数とその給与について 企業誘致について 国体へ向けての道路事情について	市教 総務 企画 建設 商工 觀光 部部 部部 長長	後藤 幸吉	195
22	佐伯市発注工事の指名から完成までの全般について	市木 総務 財農 林水 産部 部部 長長	三浦 涉	206
23	平成18年度木立小学校校舎・木立幼稚園園舎改築 (建築主体)工事の樹木撤去処分について	塩月 建設 部部 長長	泥谷 和喜	220
24	エコセンター番匠のランニングコストについて 笹良目の水産加工場建設について	市総 市民 農林 生活 水産 部部 部部 長長	和久 博至	228
25	温浴施設における原油高対策について 農業の振興策と原油高対策について	企画 農林 商工 水産 觀光 部部 部部 長長	江藤 茂	241

平成20年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第1号 9月3日

議事日程第1号

平成20年9月3日(金曜日) 午前10時00分 開 会

- 第1 会期の決定
 - 第2 委員長報告(質疑)
 - 第3 議案の上程
 - 第4 提案理由の説明
 - 第5 議案質疑(議案第132号)
 - 第6 討論、採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 委員長報告(質疑)
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 提案理由の説明
 - 日程第5 議案質疑(議案第132号)
 - 日程第6 討論、採決
-

午前10時00分 開 会

議長(児玉忠義) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。ただいまから、平成20年第3回佐伯市議会定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(児玉忠義) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から24日までの22日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

日程第2 委員長報告(質疑)

議長(児玉忠義) 日程第2、委員長報告を行います。

閉会中継続調査として、地域開発調査特別委員会に付託されました調査1件につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許可いたします。

地域開発調査特別委員長、榎田穂積君。

地域開発調査特別委員長(榎田穂積) おはようございます。地域開発調査特別委員長の榎田穂

積でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第7号、地域開発に関する件について、去る8月21日、委員1名欠席のもと委員会を開催し、調査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、簡潔に中間報告をいたします。

まず、中心市街地活性化に関する件のうち、新庁舎建設については、これまでの委員会及び協議会の経緯を踏まえ、現時点における「新庁舎建設に関する提言」を次のとおり取りまとめました。

新庁舎建設に関する提言

本特別委員会は、平成19年9月26日に設置され5回の委員会を経て、去る5月27日に新庁舎建設に関し、その必要性を認めることについて異議がない旨決定した。

今後の方向性を視野に入れ、以下にこれまでの問題点を整理してみる。

財政状況について

平成26年度までに合併特例債を充当して新庁舎・大手前開発・文化会館など大型プロジェクトの整備を行うとしたならば、当該起債が優良債であるとはいえ、6年ほどの間に大きな借金を抱えることになり、公債費の割合が一気に膨れ上がる。一方で、合併による交付税の特例措置は平成27年度から段階的に削減され平成32年度には本則の交付税措置となる。つまり、歳入が減り歳出が増える構図にある。その時点において佐伯市の財政運営が窮地に立つことも考えられる。仮にこのようなことになれば、議会に監視機能が働いていないことを意味し、ひいてはそのツケを市民に強いることになるため、議会の権能として財政的な裏づけを検証することが新庁舎建設の大前提となる。

スケジュールについて

変更後の計画では、建設場所について6月議会に報告、その後9月までに基本構想案を取りまとめ、議会・市民に公表し、平成21年3月に基本構想を策定する予定となっている。しかし、第2回佐伯市庁舎建設審議会が4月22日に開かれて以降、4か月ほど動きが滞っており、現時点で大幅に作業が遅れている。

位置の選定に当たって

市有地の中からのみ位置を選定していることが、財政状況及び建設スケジュールとどのように関係しているのか明らかでない。

市民の利便性はもとより、災害が起きたときの機能性を重視すべきと考える。建設位置を現在地とした場合、防災の機能をどのようにカバーできるのか明らかでない。

20年30年先の将来を見通したまちづくりの観点を選定方法の基準にないが、どのように考えているのか不透明である。

以上述べてきた問題点等が本特別委員会の中で挙げられている。

もとより佐伯市の合併は、合併特例債を充当し道路整備を中心に基盤整備を図るという住民意思に基づく一端があることを忘れてはならない。しかし、新庁舎建設は大型プロジェクトであるがゆえに、将来の財政状況をシミュレーションし、本特別委員会に財政的な裏づけを示すべきである。その上で、執行権に基づき進めていくことこそが市民の目線に立った適切な行政運営といえる。また、市民コンセンサスを得るため、基本構想の中に財政状況について明記することも検討してみてもと考察する。

市当局においては、以上のことについて説明責任が果たせるよう早急な取組を望むものである。

平成20年 8月19日

地域開発調査特別委員会

以上の提言に対し、執行部の考え方を質しました。

執行部から、スケジュールが遅れていることについてはおわびする。遅れている理由は、提言で述べられている将来の財政状況に関しシミュレーションに時間を要していることが原因である。現状における多額の起債残高と合わせて通常のインフラ整備のほか大型プロジェクトを行った場合の起債残高に伴い、各年度の償還額がどの程度になるか。また、償還額に対する交付税措置がどの程度になるか等いろいろな角度からシミュレーションを行ってきたところである。事業内容が多岐にわたり集約や調整に時間を要した関係上1か月ほど遅れているが、そのめどが見えてきた。この結果をもとに協議を重ね、早い時期に報告できるよう努力する。

次に、建設場所の選定に当たっては、限られた時間内での建設、厳しい財政状況の中での建設を勧谏すれば、経済性と早期性を併せ持つ現在所有している市有地を利用するのが最適ではないかと考えている。防災面については、津波による最大水位は現市役所の位置で約1メートルと試算されており、主要な施設等は2階以上に配置すれば影響はないと考えている。

また、将来を見通したまちづくりの観点については、現在地は合併時策定の新市建設計画の中で「市街地ゾーンとして、新市にとっての高度都市機能を有する地域」とうたわれている。さらに、佐伯市総合計画の中の地域的整備方針でも中心市街地ゾーンとされている。20年30年後を考えてみても郊外型商業施設により商業地域は部分的には分散されても新市全体の都市機能を有した中心市街地であることに変わりはないと考えている。

いずれにしても行政運営は財政の健全化が重要であるため、将来の財政状況に関し検証を行い、早期に結果を報告したいと考えている。

以上、提言に対する市当局の考え方が示されました。

質疑に入り、県南部振興局の動向や高校再編に伴う跡地など情報収集に関する事、シミュレーションの結果による大型プロジェクトの優先順位に関する事、スケジュールの遅れに関する事などについて、活発な質疑、答弁が交わされました。

次に、大手前開発計画について、執行部に経過の報告を求めました。

執行部から、5月22日の大手前商店街火災以降、6月から7月に被災された権利者についてヒアリングを行い、あわせて6月から8月に掛けて商業機能付都市住宅の意向に沿った商業関係・不動産開発関係のデベロッパー、計5社についてヒアリングを実施した。そのうちの1社については意欲的な構想を持っているが、この地域の景観を損ねないか、あるいは市の総合的な施策と合致するかなど、現在詰めの作業を行っているところである。今後、地元推進協議会との話し合いを経て構想案を固めたいと考えている。中心市街地活性化基本計画の策定に向けては、部長レベルを中心に構成する同策定委員会をこれまで3回開催し、第4回目を8月26日に開催する予定である。あわせて、中心市街地活性化協議会の立ち上げに向けて商工会議所が中心となって準備会等を開催してきており、9月3日には民間事業の取組について作業部会を予定している。このような議を経て、9月中に構想案を取りまとめ、今年中に国との協議を行ったのち、来年1月から2月に掛けて認定申請を行い、3月に認定を受けるよう作業を進めているとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、火災に遭われた方々の中に事業再開に向けた動向があるが、商

業機能付都市住宅の計画に支障を来すことはないのかと質したのに対し、執行部から、地権者が抱えるさまざまな事情により事業を再開せざるを得ないということであり、市としてこれを止めることはできない。ただし、計画には協力するとの前提で営業再開に向け進めているものであるとの答弁がありました。

その他、商業機能付都市住宅の規模に関する事、民間開発の手法に関する事、地元出身の人材活用に関する事など、活発な質疑、答弁が交わされました。

次に、城山周辺環境整備について、執行部に経過の報告を求めました。

執行部から、旧山中邸については、門、塀の修復工事が7月に完成し、公開のあり方について現在検討している。山際線は、地元の山際部会を8月2日に立ち上げ、同日第1回のまち歩きとワークショップを行い、第2回の部会を9月4日に予定している。工程としては、今年度中に地元協議と実施設計を終え、平成21年度に工事着手する予定である。この実施設計に向け、電線類の地中化について工法検討を行ってきたが、旧山中邸から養賢寺までの現道は、雨水のボックスカルバートが中央に走り、その両側に下水道管と上水道管が埋設されており、現在の道路敷の中に電線類の地中化を行うことは物理的に厳しい。また、地上機器を民地側に設置せざるを得ないため、用地買収が必要となり、現在の土塀のある通りの景観が損なわれ、整備方針にそぐわない。さらに、概算事業費が約3億円掛かる見込みで費用対効果が見込めない。以上の検討結果から、電線類の地中化は困難であると判断した。ただし、地元には電柱の美化等を提案していこうと考えている。なお、このことは第1回のワークショップを開いた際、地元の方に説明し、理解を得ているとの説明がありました。

調査第7号については、引き続き調査を継続することに決し、ここでいったん休憩し、今後における委員会の進め方について協議を行いました。

再開後、特に、新庁舎建設については、将来の財政状況に関する資料が整い次第、委員会を開催することを確認しました。その上で、「新庁舎の位置について」意思決定を行うことを申し合わせ、委員会を閉じたところでございます。

以上で、中間報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） なければ、委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

日程第3 議案の上程

議長（児玉忠義） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第120号から第142号まで及び諮問第3号、並びに認定第1号、第2号、計26件でございます。

平成20年第3回佐伯市議会定例会上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第120号	平成20年度佐伯市一般会計補正予算(第1号)
第121号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
第122号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第1号)
第123号	平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
第124号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第1号)
第125号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
第126号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
第127号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
第128号	平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
第129号	平成20年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
第130号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
第131号	大分県交通災害共済組合規約の変更について
第132号	佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
第133号	佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐伯市新農山漁村建設対策に係る融資保証条例の一部改正について
第134号	佐伯市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について
第135号	財産の取得について(救急自動車及び資機材)
第136号	財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置)
第137号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字鶴望)
第138号	佐伯市土地開発公社の定款の変更について
第139号	佐伯市公設水産地方卸売市場条例の一部改正について
第140号	佐伯市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正について
第141号	公有水面埋立てに関する諮問について(米水津大字色利浦)
第142号	公有水面埋立てに関する諮問について(米水津大字宮野浦)

諮 問

番 号	件 名
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者江藤英成)

認 定

番 号	件 名
第 1 号	平成19年度佐伯市水道事業会計決算の認定について
第 2 号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について

報告事項

番 号	件 名
第 15 号	資金不足比率ついて(平成19年度佐伯市水道事業会計)
第 16 号	資金不足比率ついて(平成19年度佐伯市公共下水道事業会計)
第 17 号	株式会社道の駅やよいの経営状況について

第 18 号	株式会社うめの経営状況について
第 19 号	有限会社きらりの経営状況について
第 20 号	佐伯市蒲江栽培漁業有限会社の経営状況について
第 21 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 22 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 4 提案理由の説明

議長（児玉忠義） 日程第 4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。平成20年第 3 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 東九州自動車道津久見インターチェンジ～佐伯インターチェンジ間の開通について
去る 6 月 28 日、東九州自動車道津久見インターチェンジ～佐伯インターチェンジ間 13 キロメートルが開通しました。この日は開通式や祝賀式が行われたほか、佐伯商工会議所や市民ボランティアなどが中心となり実施した「神武の火祭り」には、延岡市からも多くの皆さんが御輿みこしや踊りに参加され、市内はお祭りムードに沸きました。

高速道路開通後 1 か月間の交通量は、津久見～佐伯間で 1 日平均 6,000 台を超えており、市内の道の駅や観光施設などで来客数が二、三倍に増加した所があるなど、入込客が大きく増加しています。これには開通直後の特需的な要素もあるかとは思いますが、これまでの取組から「食」や「自然」といった佐伯市の魅力が広く浸透しつつあることが要因の一つではないかと考えております。このプラス効果を一過性のものに終わらせないために、今後更なる取組を進めてまいります。

また、去る 8 月 11 日には、大分市の大分光吉インターチェンジがフルインターチェンジ化され、佐伯方面の乗り降りが可能となりました。これにより本市から大分市内の 3 次救急医療施設への搬送時間が短縮されるとともに、大分市方面及び県南方面相互のアクセスが向上することから、本市にとって大きな効果があると考えております。

2 チャレンジ！おおいた国体及びチャレンジ！大分大会の開催について

9 月 27 日に開会する第 63 回国民体育大会「チャレンジ！おおいた国体」及び 10 月 11 日に開会する第 8 回全国障害者スポーツ大会「チャレンジ！おおいた大会」が、いよいよ間近に迫ってまいりました。

去る 8 月 9 日には、番匠の火まつり会場において、議員諸氏はじめ関係者や市民の皆様方が見守る中、国体炬火集火きよか式が行われました。市内 9 地域の小学校で採火された炬火は、この日、子どもたちによる市内パレードの後に一つにまとめられ、今月 23 日に大分市で行われる炬火集火式で県内 17 市町村の炬火とともに集火されて、大分県の火となります。

また、去る 8 月 23 日には、県内で最初の国体デモンストラレーションスポーツ行事として、蒲江たかひら展望公園でパラグライダー競技が行われました。当日は、エントリーした 10

8人のうち悪天候のため一部の選手が飛ぶことができませんでしたが、和やかな雰囲気の中、各選手が技を競いました。このほかにも、市内でのデモンストレーションスポーツ競技として、今月14日に直川でグラウンドゴルフ競技が、翌15日には宇目でソフトバレーボール競技が開催されます。

御承知のように本市における国体競技として、レスリング、軟式野球及び弓道の3競技が実施されます。チャレンジ！おおいた国体佐伯市実行委員会では、大分県や競技団体とともに、現在最終的な開催準備に入っており、今月25日をめどにすべての会場設営を終え、それぞれの競技運営に万全を期す所存であります。

全国から訪れる人々を、心のもったおもてなしでお迎えし、本国体を成功に導くため、皆様方のお一層の御支援と御協力をお願いいたします。

3 教員採用等をめぐる一連の贈収賄事件について

この度の教員採用や校長・教頭任用をめぐる贈収賄事件につきましては、既に6月議会の本会議場及び7月10日の全員協議会で御説明いたしましたが、それ以降の経過について御報告申し上げます。

一連の贈収賄事件に係る教職員の処分等につきましては、蒲江小学校の校長が7月15日付けで、重岡小学校の教頭が8月11日付けでそれぞれ懲戒免職処分となっております。また、警察署に出向き事情説明をした小学校長・教頭などについては、佐伯市教育委員会が7月22日付けで大分県教育委員会に対し処分を求める内申を提出しておりましたが、8月31日及び9月1日付けで関係者の処分と新しい管理職配置が決まりました。

これにより現在では、学校の管理職不在の状況が解消され、正常化に向けて動き出す体制がやっと整ってきたところであります。

佐伯市教育委員会によりますと、今後、教職員の人事権をもつ大分県教育委員会に対し、公正・透明な教職員の採用・任用システムの確立を強く要望していくと聞いております。また、佐伯市教育委員会は、市民の皆様へ8月31日付けで「佐伯の教育再生と信頼回復に向けた決意アピール」を新たに発出し、おわびと教育再生に向けた決意を表明したところであり、同教育委員会が特別に設置する「教育改革推進班」などが進める独自の取組に期待しているところであります。

この度の不祥事により、子どもたちや市民の皆様へ多大な動揺や混乱を与え、市教育行政への信頼を損ない、市政への不安を与えたことにつきまして、市政を預かる者として心から深くおわび申し上げます。

4 鶴望公園の完成について

脇津留地区に「鶴望公園」が完成し、6月14日、現地で開園式が行われました。この公園は、脇津留土地区画整理事業で整備したものであり、芝生広場や遊具施設などのほか、近い将来に発生が予測されている東南海・南海地震等の災害時に備え、仮設トイレ10基や防火水槽、太陽光発電式の街灯など避難場所としての機能を持つことが大きな特徴であります。

これまで地区内に公園がなかった鶴岡地区の皆さんにとって待望の公園であり、子どもから高齢者の方々まで親しんでいただいております。

5 農業集落排水事業切畑地区処理場の完成について

去る7月11日、弥生切畑地区農業集落排水処理場の落成式が行われ、一部の地域で供用

を開始しました。

この事業は計画戸数703戸、計画人口2,600人、計画処理面積174.7ヘクタールで、平成15年度から事業を進めてまいりました。今回、大字^{さいた}細田、大字^{ひらい}平井の地域で供用開始され、平成20年度末までに全地域で供用を開始すべく、引き続き工事を進めております。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案11件、予算外議案12件、諮問1件及び認定2件であります。

以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

議案第120号「平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ9億4,263万9,000円を追加計上しております。

今回の補正は、主として、平成19年度決算に伴う調整及び公共事業の内示等に伴う事業費の調整を行っております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、4億7,143万円を追加計上しております。その主なものは、税源移譲に伴う所得税と市県民税の負担調整のため発生した還付金及び東九州自動車道建設事業に伴うCATV伝送路の移設工事等に係る経費の計上であります。また、地方財政法の規定により、平成19年度の繰越金を財政調整基金に積み立てるための所要額を計上しております。

民生費につきましては、3,125万8,000円を追加計上しております。その主なものは、療養介護医療費に要する経費の増額と、平成20年度から放課後児童クラブ運営費の対象として受入れ時間の延長加算制度が拡大されたことや障がい児受入れ推進制度が設けられたことに伴う所要額の計上であります。また、佐伯保育園が延長保育推進事業に取り組むことから、それに伴う経費を計上しております。

衛生費につきましては、509万円を追加計上しております。その主なものは、小規模集合排水処理事業特別会計への繰出金の追加措置であります。

農林水産業費につきましては、1億3,925万5,000円を追加計上しております。その主なものは、燃料費高騰緊急対策として漁業者への燃料費の補てんに要する経費や、地元産水産物を中国へ輸出するシステムの構築を支援するための経費及び本市が「バイオマスタウン構想」として認定されるための調査書作成に要する経費を新たに計上したものです。そのほか、里山エリア再生交付金事業（森林管理道船河内3号線）において法面上部に発生したクラック補修工事に係る経費や、佐伯広域森林組合が行う木材処理加工施設の整備に対する補助交付金及び大分の茶産地強化対策事業に対する補助交付金を追加計上しております。

商工費につきましては、3,074万2,000円を追加計上しております。その主なものは、平成17年度の直川憩いの森公園キャンプ場まつりの際に発生した水難事故に係る訴訟について、裁判所の和解案に基づく和解金等の所要額を新たに計上したものです。

土木費につきましては、1億8,972万円を追加計上しております。その主なものは、細川内線道路改良事業及び小竹線道路整備事業について、臨時交付金等の交付額の決定に伴い事業費を追加計上しております。また、弥生小田地区に、国土交通省九州地方整備局佐

伯河川国道事務所が小田排水機場の設置工事を進めておりますが、その隣接地に本市が所有する白木排水機場があることから、これらを一体化して稼働させるための必要経費について新たに計上しております。

消防費につきましては、687万1,000円を追加計上しております。その主なものは、機能別消防団員用貸与品として活動服、帽子、防火衣等の購入経費や直川振興局管内の消火資機材及びホース格納庫の整備に要する経費であります。

教育費につきましては、2,827万3,000円を追加計上しております。その主なものとして、初代佐伯藩主・毛利高政が鶴屋城を築城して400年余となることから、市の歴史や文化、豊かな山海の幸を広くアピールする一大イベントとして本年11月21日から24日までの4日間「九州一『さいき』食と文化の祭典」を開催することとしており、その一環として開催する「佐伯藩歴史資料展」に要する経費を計上しております。また、市内全中学校14校に自動体外式除細動器（AED）を設置する経費及び子どもたちが農山村等で自然体験などを行い豊かな人間性や社会性をはぐくむことを目的とした「豊かな体験活動推進事業」に要する経費を計上しているほか、国の内示に伴い、小学校及び中学校の理科教育振興のための備品整備費を増額措置しております。

災害復旧費につきましては、4,000万円を追加計上しております。その主なものは、現年発生林業災害復旧費についてその見込額を追加措置したものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、その主な財源としましては、事業費の内示増に伴う国、県支出金及び市債の増額のほか、平成19年度決算における純繰越金を充当することとしております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、431億8,563万9,000円となります。

このほか、債務負担行為及び地方債についても所要の補正をしております。

次に、特別会計補正予算としまして、国民健康保険特別会計ほか8特別会計について、また、公営企業会計補正予算としまして、公共下水道事業会計についてそれぞれ提案しておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付してありますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第131号「大分県交通災害共済組合規約の変更」につきましては、大分県交通災害共済組合の執行機関及びその選任方法並びに組合の議員の報酬に関する規定を改めるに当たり、当該組合を組織する市町村と協議をし、規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第132号「佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正」につきましては、地方自治法の一部改正により、議員の報酬の支給方法等に関する規定が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離され、また、「報酬」の名称が「議員報酬」に改められたことに伴い、語句の整理等の所要の改正をしようとするものであります。

議案第135号及び議案第136号の「財産の取得」につきましては、本署配備の救急自動車及び資機材を1台並びに非常備消防管理分の小型動力ポンプ付積載車について、普通車5

台及び軽自動車7台をそれぞれ更新し、並びに林野火災用可搬式散水装置を24台新たに配備するため、それぞれを購入することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第137号「新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更」につきましては、大字鶴望において本田重工業株式会社が施行した公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、埋立地を確認し、同土地を隣接する字の区域に編入しようとするものであります。

議案第139号「佐伯市公設水産地方卸売市場条例の一部改正」につきましては、卸売場法の一部改正に伴う所要の改正等を行うほか、佐伯市市場取引委員会の所掌事務を明確化しようとするものであります。

議案第141号及び議案第142号の「公有水面埋立てに関する諮問」につきましては、米水津地区の色宮漁港区域内の色利浦及び宮野浦において大分県が施行する公有水面埋立てに関し、大分県知事から意見を求められているため、それぞれ異議がない旨の答申をするに当たり、議会の議決を求めるものであります。

3 諮問について

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、^{えとうえいじょう}江藤英成氏の任期が、平成20年12月31日で満了するため、同氏を再度候補者として推薦することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

4 認定について

認定第1号「平成19年度佐伯市水道事業会計決算の認定」及び認定第2号「平成19年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見書を添えてそれぞれ議会の認定に付するものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。なにとぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） おはかりいたします。

ただいま上程されました議案第132号、佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正については、市長より急施を要するため先議し、本日即決されたいとの申し出がありました。

よって、この際、議案第132号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略して直ちに先議し、即決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第132号については、委員会付託を省略して、直ちに先議し、即決することに決しました。

引き続き、本案に対する執行部の詳細説明を求めます。その間、暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時44分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案質疑（議案第132号）

議長（児玉忠義） 日程第5、議案質疑を行います。

議案第132号を議題といたします。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第6 討論、採決

議長（児玉忠義） 日程第6、討論、採決を行います。

議案第132号、佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第132号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果

議案

番号	件名	付託委員会	結果
第132号	佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について		原案可決

議長（児玉忠義） 引き続き、報告事項第15号から第22号については、執行部の概要説明を求めます。その間、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時24分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、9日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時25分 散会

平成20年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第2号 9月9日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成20年9月9日（火曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高瀬	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清孝
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市副	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道	道部	長	戸川	高	公	人
副	長	木	許	政	信	教	浦	育	次	長	川	原	弘	嗣
教	長	塩	月	厚	信	消	振	防	局	長	伊	東	宇	三
総	長	武	田	隆	博	上	興	局	局	長	白	田	茂	達
財	長	大	鶴	直	己	弥	興	局	局	長	御	洗	隆	二
企	長	久	保	成	太	本	興	局	局	長	山	田	健	一
画	長	魚	住	慎	治	直	興	局	局	長	曾	宮	盛	清
市	長	田	崎	修	誠	宇	興	局	局	長	河	原	滿	喜
福	長	坂	本	修	一	鶴	興	局	局	長	甲	斐	幸	義
建	長	酒	井	伸	実	米	興	局	局	長	江	藤	一	一
農	長	河	野	伸	生	蒲	興	局	局	長	戸	高	幸	德
林														
水														
産														
部														

議事日程第2号

平成20年9月9日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成20年第3回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の発言に際し申し上げます。議場においては、慎重な発言に徹し品位及び規律の保持に努めていただくよう、特に議長からお願い申し上げます。

また、佐伯市議会では、今期定例会から、これまでの総括質問方式に加え、新たに一問一答方式を採用いたしました。

市民に信頼される市議会として、議論が深まり一般質問が活性化され、実り多い会議になることを期待しております。

それでは、通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、清家好文君、2番、河野豊君、3番、下川芳夫君、4番、矢野精幸君、5番、小野宗司君、6番、村松講一君、7番、狩生寿一君、8番、肥後四々郎君、9番、佐保暁君、10番、河野周一君、11番、榊田穂積君、12番、浅利美知子さん、13番、菅原忠君、14番、高司政文君、15番、吉良栄三君、16番、戸山盛喜君、17番、廣瀬精一郎君、18番、矢野哲丸君、19番、児玉輝彦君、20番、土師辰英君、21番、後藤幸吉君、22番、三浦涉君、23番、泥谷和喜君、24番、和久博至君、25番、江藤茂君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は6番までといたします。

10番、清家好文君。

10番(清家好文) おはようございます。10番議員の清家好文であります。9月議会での一般質問のトップバッターであります。くじ運はあまり良い方ではありませんが、なぜか今回は一番を引かせていただきました。何だかくじ運の神様が本匠から蒲江に引っ越してきたのかなと感じておるところであります。そこで年末の宝くじを大いに楽しみにしているところでもあります。さて、この9月議会から議会改革の一環といたしまして、一般質問のありようが総括質問方式と一問一答方式との選択制と相なりました。今回私は一問一答方式を選択したわけではありますが、何分この一問一答方式の一般質問は、私にとって初めてのことでありますので、執行部の皆様には何かと御迷惑をお掛けすることも多々あると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは通告に基づきまして一般質問をいたします。まず初めに大項第1といたしまして、

市役所の窓口業務についてであります。本年になりましてというより、正確には平成20年5月1日からであります。市役所の窓口業務が大変うるさくなったという市民の声をよく見聞きするようになりました。実際私も振興局の窓口でそのような場面に遭遇したことがあります。どのようなことかと申しますと、ある市民の方が振興局の窓口に住民票や印鑑証明書等の交付を求めて来ている場面でありました。その場面では、住民票の交付を求めた住民の方に対しまして、役所の窓口業務の担当の人がその方に対しまして、住民票や戸籍の謄・抄本などの請求は本人確認が必要となりましたというやり取りをその住民の方としたのち、運転免許証等の身分を証する書面の提示を求めておりましたが、しかし、その方はあいにく高齢であったために運転免許証は持っていないとのことでありました。そこで、役所の担当の方は保険証は持っていないかと尋ねておりましたが、住民の方は持参してませんとの返答をしておりました。私はそのやり取りを聞きながら、まあ普通保険証は病院には持って行くが市役所に持って来るとなると保険証の切替えぐらいかなあと思いながらその後の住民の方と窓口業務の担当の方がどのようなやり取りをするのかなあと伺っておりましたところ、窓口業務の担当の方は5月1日から本人確認の書類が必要となったので、身分を証する書面の提示を求めらるばかりであります。私は内心、住民の顔も知っておるし、本人が本人の住民票を取りに来ているのもっと柔軟に対応したらよいのにと思いつつ傍観しておりました。ところで、このことのおてん末は結局その住民の方が自宅に保険証等の身分証明証を取りに帰るはめになったのであります。書類を取りに帰るその住民の方の後姿は、何だか自分の住民票を取るのになぜこのような仕打ちと書類が要るのかと怒っておるように感じられました。このように5月以降、このような光景が本庁や振興局の窓口でよく見かけるようになりました。そこでお尋ねいたします。窓口業務における本人確認とはどのようなことなのか、以上答弁を願います。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） おはようございます。一問一答方式のトップバッターということでささか緊張しております。よろしくお願ひいたします。それではまず、議員の質問のうちです。本人確認の方法についてはどのようなものかということからお答えを申し上げます。市民課窓口における本人確認の方法につきましては、関係法令によりその確認方法が明確に定められております。まず第1に、窓口に来られた方に住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、その他官公署で発行した本人の顔写真が確認できる各種の免許証、許可証もしくは資格証明書などを一つ提示していただくことによって本人確認をいたしております。次に、顔写真付きの証明書がない方につきましては、後期高齢者医療保険や国民健康保険等の被保険者証、共済組合員証もしくは各種年金証書などを二つ以上提出していただくほか、必要に応じて口頭で家族構成等詳細な質問に答えていただいで本人確認を行っております。最後に、証明書が何もない方につきましては、家族構成等の詳細な聞き取りを行い本人であることを確認しております。以上が、一般的な本人からの戸籍謄・抄本及び住民票の写しなどの請求時における本人確認の順序になっております。その根拠につきましては、先ほど議員が言われましたように、本年5月1日から戸籍法の一部を改正する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されましたので、同日よりそれらの定めるところに従い本人確認を行っております。戸籍謄・抄本の請求に関する場合は、戸籍法第10条の3第1項、住民票の写しの交付に関しましては、本人等の請求の場合は、住民基本台帳法第12条第3項、

国又は地方公共団体の機関の請求は、住民基本台帳法第12条の2第3項、本人等以外の請求につきましては、第12条の3第5項に基づき本人確認を行っております。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 部長あの大変分かりましたんですけど、問題点、問題点ち言うんですかね、方法としては一般の方と国、公用の請求等、第三者ですか、いわゆる業者って言うんですかね、の請求の方法があると思うんですよ。この中で私が特に今回質問したいのはですね、本人の請求の場合なんです。先ほど言ったように窓口業務で、部長は本人がですね高齢者で免許証とか持ってない、保険証を持ってないという場合にですね、もう一度ですねどのような確認方法をやらしてるんかと、窓口業務ですね。それをもう一度。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 高齢者の場合の特に免許証等を持参してない方の確認の方法についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、法によってその確認の方法が定められておりまして、そういった物を持参してない場合の方につきましてはですね、実はいろいろやり方がありますが、まず第1に、本人の家族構成等を担当者が直接本人に確認し、その内容が間違っていなければ一応本人であるということを確認できたということで証明証の発行を行っております。さらにですね、なかなか明確に答えられない場合については、市の職員の中に知り合いの方がおられた場合にはですね、その職員に来ていただいて本人であることを確認したりとかいろんな方法で行っております。実は今まで本庁においてですが、本人確認ができなくて証明書が発行できなかったという例はないというふうに伺っております。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 部長、今私が今回の議論の中は、もう本人申請の場合だけなんです、それで私の耳によくするちいうんか、現実にもそういうことなんですけど、今部長が言われたように面識、職員の方が面識があるという場合にですね、あればもう本人確認をできたと解釈していいわけなんですかね。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 本人確認の省略ということではなくてですね、その先ほど申し上げたのはやむを得ない場合に、法で定められた3番目の方法というふうに御理解いただきたいと思うんです。と言いますのが、私ども市民課の窓口ではですね、まず第1に免許証とか保険証を提示していただいた場合にはですね、その番号まで控えております。というのは、どうしてかと言いますと、それはですね総務省の方から住民基本台帳処理要項というのが実は送付されておまして、その中で証明書等の種類をですね受付した用紙の所に書きなさいと、明確に確認したことを記録するのが適当であるというふうに指導を受けておりますので、銀行でも郵便局でも一緒でございますけれども、コピーを取ったり免許証の番号を控えさせていただいたり、そこまでやっております。だから先ほど申し上げたのは、そういったことができない場合についてはそういったことをやるということで、決して本人確認をしなくていいということではございません。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） あのですね、支所とかですね、振興局の支所とかいうのは地元の方でもうほとんど顔見知りの場合が多いんですよ。その場合ですね職員が当然知ってるわけですからね、その時の本人確認、職員が確認するということですか、その手続は確実にですね、それで窓

口業務を実行するという事なんですか、そこをはっきり答えてほしいんですよ。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 職員が確認するのはですね、本人が市民の方が免許証それから保険証等をですね持参してない場合に限り運用しております。したがって、職員が顔見知りだからいいよということではございません。これも程度の問題がございますけれども、例えば、親、兄弟、親戚の方ですねお互いに、職員も来られた方もお互いの責任において確認できるという場合には確かに必要ない場合もあるかもしれませんが、振興局も本庁からの職員人事異動でかなり行っておりまして、顔見知りでない住民の方もいらっしゃいますので、基本的には現在のところは本人確認は書類によって行うのが原則ということで指導しております。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） あのですね部長、第1にですね免許証とか顔の付いた証明書、これ分かるんですよ、その次持ってないと第二義的にじゃあ職員さんが質問しましょうと本人確認のため、これも分かるんですよ、さっきの私が言ってるのは、職員がね窓口に来られた方を知ってた場合、これはねほかの書類持ってないですよということは当然チェックチェックした場合ですね、顔を知ってるだからわざわざ本人の生年月日とかそんなの聞く必要ないわけですよ。だからそういう事例の場合、必ずですね必ずですよ部長が、部長がですよ必ず部長がですよ各支所とか窓口担当にそのような旨をね通達して伝えてるんかということですよ。部長は今そのようなやり方してますよと言いますが、現実には私はそういうやり方してないと思うんですよ。それも昨日もですよ、昨日もねそういう事例があったんですよ。その方どうされたかと言ったらね、職員の方どう言ったか、写真を持って来いと言う、写真撮って持って来いと言ってるんですよ。何で写真撮って本人確認できるんですか。自分の目で見れば分かるじゃないですかということになるじゃないですか。そういうこう通達が、通達と言ったら悪いんですけど、この問題は私も法律ができる時の国会の資料なんか見ましたですよ。こういうことを予測してるんですよ必ず、免許証を持ってないやろう、いろいろな書類を持ってないやろうと。その場合は小さい町であれば職員の方を顔見知りの場合は、その処置を尽くしてよろしいですよという答弁までしとるんですよ国会でですね。そのようなことが各振興局もそうなんですけど、本庁もそうなんですけど、皆さんにね、そういう取扱いをねやってるんかということですよ。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） この戸籍法や住民基本台帳法のですね今度の改正の運用につきましては、担当課長会議等でいろいろ今まで議論をしましてですね、市としてもですね、これが住民の方にあまり負担を掛けない方法はないのかということでいろいろ研究をしましてまいりました。それなりに事務処理マニュアルを作りましてですね、実は各振興局の担当課長を集めてそれなりに周知をしたつもりでございますが、何せ5月運用ですので、時間的にはまだたっておりません。行き届かない点があるかも知れませんが、さらにこれから先ですね一生懸命その辺のことを情報交換してですね、市民の方に迷惑を掛けないような形で運用してまいりたいと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、法に定められたことで、これは法を守らないといけません。だからあとその一番最後の方法として、市町村長が現に請求の任に当たってる者を特定するために適当と認める方法という一つの文章がありますから、これをやはり十分に運用していきたいと、そのように思います。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） もうこれお願いでございます。そういう手続、最後のですね手続があると言
うのであれば、それを各窓口の方に徹底させていただきたい。何もですね持ってくんなどい
うわけではないんですよ。たまたま高齢の方とか免許証を持ってない方とかね、お年寄りが
わざわざ行ったのに、何もないから確認できんから、あなたもう取り帰りなさいよというこ
とをやられてるんが多々見受けられるんですよ。そこで再度、再度ですね、それを通達をこ
ういう手続がありますよと職員の方に徹底するというのを一つお聞きして終わりとしてます。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 今後十分に周知徹底してまいりたいと思います。よろしくお願いま
す。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 大項第2点目といたしましてお伺いいたしますが、各役所の中を時々見て歩
くことがあるんですよ。そうするとですね、そうしますと大変忙しくしている部署と何か暇
やなという部署があるわけなんですね、これ何かそういうのを見ますと何か人事の配置の関
係が問題があるのかなあと思っているとところなんですけど、そこで振興局の職員数についてお
尋ねいたします。アとしましてですね、各振興局の職員数はどのようになっているのかとい
うことであります。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） お答えします。平成20年度における各振興局の3課ございますけども、
その3課の職員数についてお答えします。上浦21名、弥生23名、本匠19名、宇目22名、直川
20名、鶴見20名、米水津20名、蒲江26名となっております。市町村合併後、平成18年度には
抜本的な組織機構改革を行い、その中で分室制を試行したことに伴いまして、振興局の職員
数は基本的にほぼ同人数体制でスタートしました。その後は管内人口及び本庁からの距離の
関係、分室設置場所の関係、さらには技術支援員の配置などの関係で年度ごとに職員数を微
調整していったという流れがございます。振興局職員の適正配置に関する問題は、これまで
の一連の経過の中で、それこそ複雑な背景、歴史的な経過、さらには多種多様な考え方があ
り、一朝一夕にはきちんとした方針を示せない状況があります。しかし、市町村合併の目的
にはより効率的にまちづくりを推進していくという点と同時に抜本的な行財政改革を遂行し
ていくという大前提が含まれていることは申すまでもございません。今後は振興局、本庁に
限らずいかにして限られた職員でより充実した市民サービスを持続していくことができるか、
その辺りの論議を十分に行いながら、21年度中には一定の方針を確立していきたいというふ
うに考えております。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 部長、お尋ねいたします。今の部長言われた合計でもう総務課と市民サービ
ス課、地域振興課ですねの計で171名ですね。それでですね、私なりに人口割合でこれを割っ
てみたんですね。そしたらですね、上浦がですね116.8人ですね1人当たり職員数が、鶴見が
ですね191.2、米水津が115.8人、蒲江がですね326.4、弥生がですね327.8と、直川がですね
135.5人ちいうですね、本匠が98人ということで、宇目が156.3人ということになってるん
ですけど、この開きというのはどのように考えるのかなあと。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 確かにですね、各振興局管内の人口の割合でそういう職員数の比率になると思うんですけども、先ほども申しましたように、この市町村合併が対等合併であったという、九つの市町村の対等合併であったということと、スタート時のさまざまな取り決めに基づいたという部分が基本のございましたので、やはりその辺が考慮されたうえで、一応基本的なところでは同じそういった人口とかに限らず、同じ人数でいこうという、そういった経過があったというふうに認識しております。しかしですね、議員言われるように今後はもうそういったことは人口が多いから、少ないからということじゃなくてですね、新市の全体的な部分でとらえましてマクロ的に考えて新しい佐伯市のあり方を模索しながらですね、その振興局の各振興局の職員もきちんとした整合性に基づく配置をすべきだと私は考えております。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 部長言われるのはちょっと分かりにくいんですけど、やっぱり人口が多ければそんだけ職員の負担が大きくなるんじゃないですかねえ。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 私どもの行革の方ではですね、18年度から各振興局、まあ本庁もそうなんですけど、業務量調査ていうのをずーっと細かい部分で統計、ここにあるんですけども業務の調査をしております。その中でやっぱり顕著に現れたのがですね、振興局によってはやっぱり3倍ほど仕事量が違うところがあります。具体的には申しませんが、そういった面で同一に近い職員数であればやはり3倍の仕事をしていかなければいけないという現実が実際ありますけども、ただこの業務量の調査だけでそういった状況が判断できるかなあといったらそうでもない部分もありますし、その辺のいろんな要素をかみ合わせながら、考慮しながら21年度の来年になるんですけども、22年度からの第2期行革プランのときにはきちんとしたやっぱり振興局の体制のあり方というのを決めていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 部長が言われるのは将来の振興局の職員数についてということでしょうけどね、今の私の次のイのことを既に言ってくれてると思うんですけど、何が一番、職員の数うんぬんというよりね、何が一番大事かと言ったらやっぱり住民サービスだと思うんですね。住民サービスにはやっぱり人数が要るわけなんでよね。その辺をどのように考えてるかももう一度お願いします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 住民サービスはですね、とにかく保持していかなきゃいけないという基本的な考え方をもちろんもっております。ただ住民サービスの面におきましては、やはり今本庁集約の流れにいろんな事務がなってるんですけども、その本庁集約ていう流れの中で振興局でも住民サービスが低下しないという方策をいつも認めながらやっていかなきゃいけないんですけども、その辺りがですね、私は極力やはり住民サービスを保持していくという方向でいきたいんですが、やはりいろんな意味で、この歴史的経過とかありましてですね、住民サービスの平準化と申しますが、そういったところがいろいろ絡みましてなかなか、じゃあある地域ではこれだけ住民サービスが高い、このある部分地域ではこの点については住民サービスが低いとか、そういったところが出てくるとまたまずいですから、やはり住民サー

ピスを保持しながらやはり平均化・平準化していくということも考慮していかなきゃいけないということですので、大変膨大なやっば量になる対策についてはですね、考えていかなきゃいけないんですけども、じっくり資料を集めながら今後の部分を構築していければというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 部長ですね。21年度に向けてという人員の配置ということを述べておりますので、私がこのような分析しましてですね、数からいけば弥生に、仮にですね弥生の人口割合で見ればですね、これ上浦の場合は7.4とかですね、鶴見なら11.6人、米水津で7人、蒲江で25.8、そして弥生が23、これがもう現況で割ってますんでね。それで直川が8.2と本匠が5.6と宇目では10.4人という格好になっとるんですけど、これ合計171といたら中心的に考えればやっば鶴見の人口割でいったんかなあとは思ってるんですけど、本庁もそうなんですけれども、いわゆる忙しい部門と暇な部門とあるんで、この辺のですね21年に向けて21年ですね、今先ほど21年に向けて人事配置と振興局の人数も含めてですよ。どのような最終的ですけど、私の最後のあれになりますんで、どのような方針で組んでいくのかというのをお尋ねします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 将来の振興局の職員数についてという御質問についてお答えします。佐伯市は市町村合併後は徹底した行革を遂行し、さまざまな観点からの行政の効率化、特に職員数の削減を計画的に実行していく中で、それに見合った組織機構を模索してきたところです。そうした中で、年々その数が絞られていく人員で効率的かつ機能的な行政運営を実行していくためには、必然的に組織機構そのものが本庁集約の流れにならざるを得ないことは否めません。そのため、周辺地域の住民の皆さんが防災や地域コミュニティーの維持等の面で不安を抱いているということも十分承知しております。したがって、将来の振興局の職員数につきましては、周辺地域が抱える悩みの解消や地域の振興を重点に置きながら来年度に策定する第2期行財政改革推進プランの中で、本市にとって最適な組織機構の将来像を示していかなければならないと考えております。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

次に21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員の河野豊でございます。本定例会2番目の質問者となりました。最初の質問者の清家議員と同じように一問一答形式を選択しております。時間が気になりますので早速もう質問に入りたいと思います。私は今回大きく2点について伺っていきたくて思っておりますが、まず1点目、市が所有している遊休地について、小さく分けて伺ってまいりたいと思います。まず市のホームページに公開されておるわけですが、これに市の財政状況の分析というのがありますが、その中の財政運営課題の としてですね、市有財産の有効活用、市有地の未利用を調査し遊休地の売却及び貸付等を含め遊休財産を利活用し、自主財源を確保する必要がある。とこういうふうに課題としてうたっておるわけですが、確かに18年度決算書の末尾の方を見ますと、財産としているんなものを市は持っております。この中で土地、建物、建物は今回聞いておりませんが、市が所有しておるそういった遊休地の土地、

財産はどれぐらいの坪数があるのか、平米数あるいは坪数があるのか。決算の裏には総合的な市内の量が書いてありますが、これを振興局ごとにできればお伺いをしたいと思います。そしてそれに付随しておおよその資産計上価格、簿価あるいは路線価格等に換算した価格、総合的な金額でいいですから、そういったものが分かれば同様にお聞かせ願いたいと思います。さらに、こういった資産の売却を既に不動産鑑定士やあるいは測量等をなしてですね進行しておる物件がどの程度あるのか、その辺を併せて答弁願えればと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 河野議員の御質問のうち、現在市又は土地開発公社等で保有している遊休地となっている土地のうちの市の部分につきましてお答えいたします。佐伯市で所有している遊休地との御質問でございますが、この遊休地というのが概念が一概にはちょっと難しいところがございますが、ここでは普通財産のうち、土地で現在目的が特に定められてなく貸付もされていない土地についてお答えしたいと思います。旧佐伯市と各振興局ごとということで、ちょっと長くなりますが、旧佐伯市で47か所、5万4,604.41平方メートル、これ坪数もあります、平米でとりあえずようございませぬかね。弥生管内で27か所、4万6,125.21平米、それから本匠管内で6か所、1万8,544.62平方メートル、直川管内で19か所、4万5,947.49平方メートル、宇目管内ですが、15か所で4万2,266.25平方メートル、蒲江管内で74か所、11万5,490.52平方メートル、鶴見振興局管内ですが、69か所で4万9,832.19平方メートル、米水津管内でございますが、52か所で2万7,711.83平方メートル、上浦管内ですが、11か所で2万6,524.50平方メートル、合計320か所、42万7,047.02平方メートルとなっております。それから、それらのおよその簿価・路線価格等でございますが、現在公会計制度の改革が導入されておまして、これに向けましてすべての財産の価格を調査・整備する作業を今始めたところでございます、これにつきまして、すべての財産に対して評価を行っておる作業中でございますので、現在総数なりでの正確簿価なり路線価等、ちょっと今お答えする状況に至っておりませぬ。これは作業終了後、今年度データ化する予定で来年度には公表する予定で今スケジュール進めておりますが、お分かり次第また公表なりお知らせしたいと思います。それから次に、現在売却に向けて進行している物件があるのかとの質問でございますが、この9月1日号の市報にも載せておりますが、あるいはまた佐伯市のホームページでもお知らせしているとおりでございますが、現在蒲江振興局管内で2件の物件について売却を公募しております。また旧市内、旧佐伯市管内で3件の物件について公募を売却を行うよう、現在事務を進めているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 答弁ありがとうございました。大体決算書の最後のページの方に載ってる部分とて把握できるんですが、これ今聞くように旧市内とか弥生とか本匠とかは分けてないのですね、分かりやすく答弁いただいたと思いますが、42万7,000平米というと約12万坪ですよ。すごい量の遊休地をもっておるわけですが、これにはただし書きは上にあるけども門前工業団地とか脇津留の部分は入ってないわけですよ。そこで頭下げてくれりゃいいですけど、入ってないかどうかですね。今言うように資産計上価格は今出しよるということで、そのうちまあ出てくるわけですよ。言わんとすることはですね、こういう物件が蒲江で2件、佐伯で3件ほど売却に向けて進行しておるということですが、そのほかはですね、この後に

も遊休地営林署の跡とか駅前とか^る縷々聞いていくわけですが、ここで総体的な広さからですねしたならば大な土地、財産を持っておるわけですから、これはこの財政課題という観点からいうたら大体何年後ぐらいまでにどういうふうにしていくという。最後の方に総括でビジョンを聞いておるけどですね、この部分の土地についてもですね全体的な土地、過疎化が進む中ですね、こういった過疎地にあるこういった土地が実際にどういうふうな形で処分しようとするのか、そのまま土地に残して有効利用しようとするのか、そこら辺の見解をですねもっておれば聞かせていただきたいなと思います。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 数字の上では膨大な面積でということで、現在先ほどの5件の物件が予定なり準備されておるといふ、少ないということですが、確かにおっしゃるとおりですが、この先ほど申し上げたものもですね、一応宅地という観点でまとめたものではございますが、雑種地のようなものも中にあったりですね、現況がさまざまな形であったり、あるいはまたいろんな事業の残りの残地であったり、あるいはまた場合によっては代替用地として適当に保有しておたらいいなあとというような、さまざまなものがございまして、この数字につきまして何年をめどにどのようにということは特に具体的に今スケジュール等を持ち合わせておりませんが、今年度実施しておるように、これは行財政改革のプランにも上げておりますが、年次計画で必ず何筆かずつ売却できるものはできるだけ売却していきたいという考えを持っております。現在のところはそういったことです。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。河野議員の佐伯市土地開発公社の土地の保有状況についてお答えをいたします。議員御承知のように、土地開発公社の基本的な設立目的は、地方公共団体等の委託によって公共事業用地等を先行取得し、公共事業の円滑な推進を図るとともに、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することにあります。この先行取得用地につきましては、佐伯市から買い取りをしていただくまで公社が有効活用を図りながら管理をしております。その他の保有地についても必要に応じ貸出等を行っており、公共事業の代替地としての活用も考えられることから、遊休地として規定をしている土地はございません。しかし、当面具体的な計画がなく貸出や販売を行っている用地は、これは旧佐伯市内のみですけれども6か所、面積で2万1,742.01平方メートル、坪で申しますと6,577坪約、簿価で管理をしておりますので1億3,626万2,544円保有しております。その6か所のうち、池船用地及び葛港のOBSの前の用地についてはできるだけ早く販売をしようということで進めているところです。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 当初、土地開発公社も一緒に言ってくれたんかなあと思っと思ったからあとから言っただけでいいです、その件はもう把握してますんで。とにかく財務部長が先ほど言われるように、まだ今から財政改革の名において年次計画を立ててというようなそういう言い方やったんかな。いずれにしろこれ答弁するのに困ると思いますけどね、あと困るちいうか、あとまだ具体的な質問を用意してますんで、それについて答えていただきたいと思っておりますんで、この分に関しては質問を終わります。次に移ります。先ほどの遊休地の件で今度具体的に土地を指定して聞いていきたいと思うんですが、特に気になってるのがですね、これ市内ではですね一番中心地にある壽屋等はほかの議員も質問を用意しておりますんで、今

回私はそういうのは上げておりません。営林署跡地について伺っていきたいと思いますが、この営林署跡これにはいろんな購入時の経緯等があるのは私も聞いておりますが、この営林署跡について具体的に敷地面積及び簿価が先ほどの価格等が設定されておるんならお伺いしたいと。それとなおかつ、これは先ほど言ったように購入時の経緯等によって売却できない物件なのか、その辺をお伺いしたい。さらにもう一つですね、これ新市の総合計画が今なされておりますよね。策定されておりますが、こういったものに今後の利用計画があってこういうふうには何年も残しておるのか、その辺のところをですね、お伺いできればと思います。以上。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 河野議員の営林署跡地に関する質問についてお答えします。営林署の跡地でございますが、これ敷地面積1,557.28平方メートルで約471坪でございます。簿価としましては、路線価で現在とどめておりますが7,700万円となります。これはこの土地は平成14年に市の土地開発基金で購入したものでございまして、その後、山際周辺地区のまちづくりの基本構想の中で一時、文化活動等の拠点となる地域交流の場として活用を図るとの位置づけをしておりましたが、現在は特に用途を指定しておらず総合計画においても今後特に利用計画等は掲げておりません。売却についてできないのかということですが、特に制約があるわけではありませんが、今後の活用方針につきましては、まちづくりや土地利用のさまざまな角度から整理していきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 具体的にこういった形ですね私は聞きたかったのは、これからが詰めになるんですが、さっき言うようにですね私は売られない物件なのかなあとっておったわけですが、そういう制約は付いてないということですのでね、売りやすいですよこの場所なんかは、ある意味。場所的にもいい場所にあるしですね、471坪、7,700万という簿価としてそういった値段であればですね案外売りやすい場所ではないかなあと。これには建物が建ってるからこの解体費用等も掛かるわけですが、こういうふうですね、財政課題として載せてるのにね、こういうのも私はもう公募なりしてですね売るべきと思うんですよ。小さな自治体という意味で前小泉首相が提唱して、大きく平成の時代が変わったわけですけどもそういった意味からですね、佐伯市は借金もようけあるけど、こういった物を売却してですね、そういったものの財源にするというのはまず企業経営として観点から見ればですね、まず真っ先にやるべき、要らんものを捨てて身軽になるというのは、これは企業が窮地に陥った場合のまず第1の鉄則と私は考えておるんですが、そういった意味でも、こういうふう具体的に挙げると本来切りがない土地が何ぼでも目に付きますよね。中江の方の市営住宅の横にある三角の土地とかですね、来島の市営住宅の端にある土地とかですね、情報的に聞いておればですね、いろんな形で敷地とか排水の件で、もめたりして手が付けられんというような状況、そういうふうにして尻込みしてる部分の土地なんか各地に各種あるわけですよ。そういった意味でもですね、私はもう手が付けられる物は着実にこういった物は売却対象として、売却するのかせんのかそこら辺もですねきちと確認した上でですね、するならば、せんならばこれは何年計画でどういうふうな形でここは利活用しますといった計画書がなければですね、市民はこれ納得せんと思うんですよ。いつまであんないい土地がですね使われなくてああいうふうになつとる。そこら辺にある意味ですね、不審な部分が見えてく

るわけで、その辺についてですね、売るのが売らんのか、その辺の決定とかそういった観点
です、答弁できればお願いしたいがなあと思います。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 先ほど言いましたように、売ることの制約というのは特にはないと思
いますが、ロケーションが、位置が位置であるだけに当然非常に利便性の良い所ということで
着目する方も多いこともこれは想像されます。ただ、ああいう場所でございますので、今地
域の交流的な位置づけとしての利用ということにつきましては、現在その設定からは外れて
おりますが、今後の活用方法等それなり行政が独自で使う形も当然捨てきれない面もござい
ますので、その辺を整理していきながら、いずれのこれは時期にはそう遠くないうちにいず
れかの方向には結論を出すべきものと考えておりますが、現在今じゃあ売る、売らないとい
う返答はちょっと今ここでできかねますが、今後鋭意整理していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） こういう場でそういう重要な決定をですね財務部長が売るとか売らんとかいう
のは決定できんちいうのは分かっておって聞きよるわけですけどね、そこに市長もおられま
すけど、こういった案件はですね、やっぱりトップリーダーである市長あるいは副市長辺り
が売るのが売らんのか、ここ財政改革で載っとるんですよ。これは副市長が18年の決算だ
から、その前からも提唱してきた財政改革の一環として、こういうのが課題として載っ
て大変すばらしい文言が公開されておるわけですよネット上、ホームページです。そ
ういう中にもちゃんとありますからね、財産を有効利用するのとですね、要するに課題と
して載っとるからですね、やっぱりリーダー的にですね売るのが売らんのか、その土地を
ですねいつまでも持ったってですねどうしょうもない土地ってあるわけですから、そう
いった決断とかいうのがですね、今私は財務部長の久保田部長に聞いとるけど、こう
いった場で決断そのものはできんのは分かって聞きよるわけですけど、それはですね是非
ね、今総合計画は策定しよるけど必ずこういうものは、そういう総合計画の中に入っ
てくるはずなんですよ。そういったときにどういう位置づけになっとるんか、ここに
何かの計画があるのかどうか、なければですね即刻売るなりね、要するに財政が
悪いんじゃから、悪い悪いと言いなながらやっぱ地域のインフラとかですね、
どうしても遠慮する、遠慮してくれえというように今形になってますよね。そ
ういった意味でも、こういうものは要らん財産はもうすべて売払ってでも
ですね、そうすることによって民間活力を得ることに私はつながっていくと思
うんですね、その辺の見解ちいうかですね、そういうセクションを市長はどう考
えておるのかですね、この場で聞くのは適当でないと思うんで、またあとで
総括的に伺いたいと思います。

議長（児玉忠義） 木許副市長。

副市長（木許政信） この営林署のことですが、私はこの取得にかかわった人間
として、最初まちづくり交付金ですね、なりがちょうど制度ができた時に
ですね、営林署を取得してここに交流センターみたいなのを造たらどうか
ということで計画をいたしました。それで取りあえず具体的なですね計
画がないうちはひととおり開発基金で持ってて、こんだそれを一般会
計が買い戻すときにですね、有利な補助事業なり交付金事業をね使っ
て買い戻せばいいと。一通りは今ですね開発基金に預けた形という
んで、これを今買えば一般会計に予算を組まなければなりません。
有利な今度買い方ができないということもあるもんですから、今これを

置いておるわけですけど、当然交流センターというようなことがですね、地域の中から要望がないとも今言えませんので、こういったふうに遊休地ふうに見えてもですね、まだ地域の方がいろんな考え方を持っていることもありますんで、そこら辺りも配慮しながらですね、今後のいわゆる売却方針なりを整備方針なりをですね決めていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 木許副市長に答えていただきましてありがとうございます。この件についてはこれから先もちょっと関連してくるんでこの営林署の跡地については以上で、ある程度納得というかそういう、ただ交流センターが計画があったというのは私は実をいうと初めて聞いたようなことですね、これはまた地元の方が考えればいいことかなあとと思いますけど、一石を投げたかなと思っております。この件については終わります。次、もう一つですね、これも要するに遊休地というかですね、そういった意味で再度確認という意味で聞きたいんですが、駅前の旧国鉄清算事業団跡地、これも何度か議会で話題になりましたが、これとともに九電跡地、この分もですねそれぞれの敷地面積及び価格等を設定した分があれば聞きたいと。これも営林署跡地と同様の質問を設定しております。売れない物件なのか、ましてこれ要するに九電跡地についてですけどね。それと駅前は売るという話も出たり、今まで出たり消えたりできてますんで、その辺のしっかりした計画があるのかどうか、この新市の総合計画の中にも組み込んでおるのかどうか、その辺のところをさっきの営林署跡地と同様にお聞かせ願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 次に、駅前の旧国鉄清算事業団跡地、九電跡地についてということでございますが、駅前の旧国鉄清算事業団跡地は土地開発公社で所有してしておるものがございますが、市が委託したという経緯の関係上私の方からお答えします。遊休地として規定しておるわけではございませんが、駅に向かって右側が面積3,568.68平方メートル、1,081坪、簿価では2億1,658万9,380円、それから左側でございますが、1,961.45平方メートル、594坪、簿価では1億1,725万8,113円でございます。右側の土地は当分の間、市民の駐車場として利用することとしておりますが、左側の土地につきましては購入先を先般から公募したりしておりますが、今後も探して、また市で買い取り売却するということが想定されます。それから九電跡地につきましては、1,919.24平方メートル、582坪で簿価は1億4,970万円でございます。ここは平成22年度に消防署が移転してから消防署跡地と九電跡地とちょうどつながって一体の土地となり得ますので、この活用を一体として考えてみたいということでございます。新市の総合計画の中における利活用の方針ですが、この辺りににつきましては、総合計画の基本構想におきましても重点プロジェクトの中で中心市街地活性化で駅前、港の振興で取り組むということの中にも包含されようかと思っております。現在中心市街地活性化基本計画の再度の策定中でございますので、その中で地元の意向等も踏まえて残った用地の今後の利活用を検討していきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） この清算事業団の跡と九電跡は先ほどの営林署と同様にですね、聞くことも同じようなことですから、答えも大方同じようなことかなと思っておりますし、計画あると。先ほど木許副市長が答えてくれたようにですねこの分、駅前は以前売却というような形で公

募もしたりしてますよね。そういった意味でなぜこれ売れんのかなあ、そこら辺が気になるのですが、是非まあもっと広くですね早めにやってほしいなあと思います。九電跡地については旧消防署がなくなってそれと一緒に売却なり何なりしていくというような形やからですね、もっと大きい広い土地になるわけですけど、こらまた今また困った問題やけど、消防署跡地という意味合いというのは私どもは考えてないですけどね、消防署はあっこにそのまま、あのままの状態が残るんであろうと期待しとるんで、この件にはまた触れませんが、この清算事業団、九電跡地についても先ほどと同じような感じで是非売るなり、そういったところははっきりとですね、方向を示して行ってほしいなあと思います。この件についても終わります。続いてですね、これも同じですけど遊休地というかですね灘区にある旧焼却場ですね、この件について、焼却場をどうこうするといったダイオキシンの問題とかですね、蓄積された有害物質との問題とかそういった観点からではなくてですね、この施設そのものをどうするのかという話ですよね。何度か議題に上がっておりますけど、地元の方々は大変気になるところでしょうけど、解体していくのかどうか。その辺と、実際この部分を御存じだと思いますけど、川を隔てて倉庫がありますよね。今多分ごみの黄色いごみ袋をあそこに保管しとるというような当初ですね、そう聞いておりますけど、ものすごく立派ないい倉庫があるわけですね、重量シャッターが付いたですね。その部分を前に実際購入希望の話が出とったと私は思いますけど、そういったもう即そういうふうに地元の方に売却できるような土地をなぜいつまでも持っておるのか、その辺もちょっと気になるのでですね、お聞かせ願いたいと思います。この件だけですね。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは旧佐伯市清掃センターに隣接する^{じんかい}塵芥収集車の旧車庫についてのお尋ねだと思いますが、この件についてお答えいたします。この旧車庫は、平成15年度にエコセンター番匠が本格稼働したことに伴い、旧清掃センターの稼働停止と併せて平成14年度中にこれらの車庫等も使用を中止いたしました。その後、平成16年度に車庫用地及び車庫を総務課に普通財産として所管換えをいたしました。その後、平成17年合併後からですね有料指定ごみ袋制度の導入を行いました。そのごみ袋の保管場所として使用するため再度清掃課行政財産に所管換えを行っております。現在この車庫には燃えないごみや分別回収用のごみ袋、またこの4月1日から無料化されましたビン・カンの資源ごみの袋を保管しているため、直ちに売却等の処分を行うことはできない状況でございます。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 時間配分が気になってちょっとスピードアップしていきたいと思いますが、こういうふうに購入希望が実際にあってるんですよねこういうところはね。だからここに別に置かんでもごみ袋はどっかほかにあるんじゃないんですか。エコセンター番匠、その他のですねちょっと要するにあれビニールじゃから濡れて困るもんでもなし、大きなシートを掛けておけばある程度の保管場所ですんなりに気を使うようなもんじゃないと思うんですけど、そういうふうに売れる場所をですね、地元の方がここを買いたいというような意思を持っておるときにですね、そういうものというのは処分せんとですね、なかなか私は処分そうそう簡単にできるもんじゃないと思っておるんですね。その辺のところは、ごみ袋そのものはあっこに置かなあならんもんですか。外じゃあ駄目なんですか。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） ごみ袋はですね実はかなりの量がございまして、現在のところエコセンター番匠の方に収集できるようなスペースがございません。ただ今年度から家庭ごみのですね収集方法をちょっと外部委託いたしましてですね、委託業者が扱っていた車庫が若干空いてまいりましたんで、現在それのところの保管スペースの兼ね合いとですね在庫量、その辺を今調査をしております。それと受け入れるとなるとどうしてもそれなりの設備が実はいるもんですから、パレットに積んで段ボールに入れて今保管しております。だから濡れたとしてもグジャグジャになってしまいますので、そういった状況も勘案しながらですね、できるだけ早い時点で実はごみ袋の移管は行いたいと言いますか、管理上・保管上の問題もございまして、事務処理上ちょっと遠くて不便なもんですから、なるべく早い時期にはやりたいとは考えておりますけれども、時期についてはまだ具体的には決定をしております。ただ、使わなくなりましたら当然今度は行政財産から普通財産の所管換えする必要がございまして、その時点で改めて財務部の方と協議をしてみたいと考えております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 分かりました。是非ですね早めにこういう手が付けられる分からですね、こういう問題提起せんといつまでも分からんと思ってこういうふうに言っておるんでですね、是非そういった意味でもですね早めに善処して処分するならするですね、方策を練っていただきたいと思っております。以上、この件については終わります。時間が足らんごとなりそうなんですですねちょっと飛ばします。廃校について伺いたいと思っておりますが、廃校の利活用は以前公募したりいろんな形でですね利活用を図ろうとした経緯がありますけど、この現在の状況をお聞かせ願いたい。それとですね、本年廃校になった尾浦小学校等ありますけど、こういったものは今後どのようにするのか。利活用されてない廃校とですね、そういった今後また出てくるであろう廃校、そういったものについて要するにどういうふうに取り扱っていかうとしておるのが、これは答弁者はだれになるのか、教育委員会になるのかな、総務部長、財務部長になるのかな、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 次に、廃校の利活用につきましてということですが、平成18年8月1日号で有効活用につきまして公募を行い、その後応募を受けて19年3月には幼・小・中学校統廃合の学校跡地利用を軸とした佐伯市再チャレンジ・地域活性化リニューアル構想として内閣府から認定を受け、利活用に向け取り掛かりましたが、応募者が途中で辞退し、議会に御手間を取らせましたが、有効活用には現在至っておりません。現在も2件ほど問い合わせ等がありますが、現地での説明等を行ってまいりましたが、実現に向けての正式な申込み等は受けてないのが現状であります。今後も廃校の利活用に向けては地域の皆様の意見や他の県、全国的な廃校の利活用状況等を参考にしながら進めていきたいと考えております。特に、尾浦小学校につきまして御質問がありましたけど、廃校して日も浅く地区の意向の調査や調整等ができていない状況でありますけど、これからまた地区等の要望も伺いながら利用計画を考えていきたいと考えております。しかし、廃校全体としては地域の人や他の人たちの利活用の計画がなければ、特にならぬ場合には一定の年限がたち危険になりそうな、あるいはなつた校舎につきましては取り壊して跡地を利活用するという方法も視野に入れていかなければならないと考えております。廃校の利活用につきましては、以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 各地のですね廃校を見るとですね、なぜ廃校について質問するかということですね。各地見るとですねすばらしい旧町村では中心的な場所にほとんどあるですよ。そういった意味でもですね、こういう廃校をいつまでも廃校として過疎のシンボルみたいな形です。置いておくよりもですね、もう思い切って売却あるいは地区のある意味公共性の高い、例えば漁協とかですね農協そういったふうにはですね、逆に地域審議会等が行われておるわけじゃからですね、そういうところに問題を提起してですね、どういうふうに使ったらいいのかとかいうのは、そっちの方から意見を上げてもらってですね、売るなりその利用方法なりをですね破格の値段でですねもう地域にどうぞ使ってくださいというかですね、おたくで、地域の方々に利用してくれといった意味で、私は問題はそっち側に投げ掛けてですね、できるだけ早い時期にこういったものも処分していったほしいなあと思います。処分する以外何にもないんじゃないかなと思いますんでね。その辺のところを処分する、せんまあ財務部長が答える場所はないかなと思いつつも見解を聞かせてください。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） そうですね、おっしゃるように各地域振興局の中心的な地域に建っている場合が多いわけですが、確かにもう当面これは行政として活用する方法がないかなというようなことになれば当然民間や地域の方に利用していただくということを中心に置いて考えなくちゃならないと思っております。ただ、行政の財産、普通財産にしても行政が持っておった財産を手放すというのはそれなり一定の見切りといたしますか、その辺もございまして、本当に今後の活用がないのかも見極めながら、その辺の民間からの需要にはまた見逃さないように注目していきたいと考えております。また、学校建物はもちろん市の建物で、底地が借りてる借地等もあったりするわけで、その辺もまた整理しながら御指摘の点、見落としのないように鋭意努力してまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） もうその件についてはですね、今後ですね早急に利用方法、その他をですねしていただきたい。今言うように耐震強度がないということで壊すなら壊すです。壊して利用するならするです。その辺のところを早めにですね決断をして、地域のこういったものを地域審議会が一番やっぱり議論すべきものと私は思うけどですね、そういうことを要望してこの件について終わります。時間がもうやっぱ足らんごとなる。次にですね、これ主な今回の質問でですね、要するに市が所有する山林についてですね、これ答弁として各地にあるこういった山林がどういうふうな形であるのかということで質問通告には各振興局ごとにと聞いておりますけど、これも実は18年度の決算書の最後の方にですね、これ担当者から電話もいただいて大変申し訳ないなと思ったけど、市民に知らせる意味も含めて質問しとるんでですね、その辺を聞いたかったんですけど、もう時間の都合でですねこれは決算書の末尾の方に各振興局ごとにはですね全部載ってますんでね、この件については割愛します。すみません担当者。ただ伐採され植林を要する山の割合、各地にある山林はですね、私の把握してる部分では約2,592町歩ほど帳簿でいったらですねそれぐらい市の山があるわけですから、この中でですね伐採され植林を要する山の割合、この点とですね、これも自主財源確保のため売却の対象としてる山あるいは立木があるのか、また何年後に売れるか、そういった部分でですね今後のビジョンとともに山が、山林を所有する意義ちゅうかですね、なぜ山、市は山林を持たないけんのか、その辺のところも含めてお聞かせ願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 河野議員さんの御質問が4点ございましたが、一番最初の振興局ごとのデータについてはもうよろしいということですので割愛させていただきます。あとの3点についてお答えをいたします。まず、植林を要する山の市有林全体に占める割合は2.1%となっております。御承知のとおり、長期的な木材単価の低迷など林業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況が続いておりまして、造林による投資効果が発揮しがたい状況にあります。しかしながら、森林法に基づく植栽義務が生じる箇所においては適切に植栽を行うことが必要でありまして、森林の公益的機能の保全という観点からも必要な事業については各地域の地勢条件等を勘案しながら引き続き取り組んでまいります。それから、財源確保のための山林の売却についてですが、今のところは特に考えておりません。ただ適正な伐期齢を達している木材につきましては、市場の動向等を見ながら売却していきたいと考えております。次に、市が山林を所有する意義についてでございますが、森林の持つ機能は単に木材生産機能だけではなく、水源涵養機能等の公益的機能も多く擁しております。市有林が市民生活の安全を支える社会資本の一部であると認識し、市自らが率先して適切な管理を行っていくべきと考えております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 植林を要する山の割合が2.1%と言ったですかね、割とパーセントから言って2.1%ですか。で何平米ぐらいになるのですか。実際に市が所有しとる普通林で2,592町歩ほどあるわけですけど、その中で2%ちいうたらかなり少ないけど、もっと多いんじゃないんですか、そこもう1回聞かせてください。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 市が植林を要する、植林を義務化されているという場所につきましては保安林という立場があります。保安林の場所がこの2.1%でございますので、ほかにもそれ以外の森林もありますので、そういう状態でございます。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 分かりました。そういう意味なら分かりました。要するに伐採されておる所はまあしゃっちその植林せんでもいいという考えなんですね、そこら辺を聞きたかっただけです。この件についてはもう時間の都合上ですね、分かりました。ただ、これ立米数でいったらですね立木だけで64万7,000立米ほどあるんで、これを金額に換算したときに山で1,000円でも6億ほどあるわけですね。伐期がうんぬんは別としてですね、是非そういった意味でも今後の市の財政の中にですね何らかの形で貢献できるように是非山の計画をですねとっていただきたいなあと要望してこの件について終わります。

それでは大きな2点目について、これももう飛ばしていきたくと思います。これはまあ環境問題ですけど、今日マスコミ等で特にエコについてですね話題になっておりますよね。そういった意味で佐伯市で自治体独自がですねどういったエコに取り組んでおるかということが聞きたい一つの趣旨なんですけど、これは自治体でですね今後不可欠な、こういうもんに取り組んでいかなきゃならん、自治体がすべき不可欠なものでなかるうかなと思っております。そういった意味で要するにソーラーパネルとかですね、そういったものを学校の屋上とかで、ここにはいろいろ書いておるんですが、ここにもう文書で通告しとるんでですね、その件について取りあえず早口でお答え願えればなと思います。聞かんとすることは分かりま

すよね。要するに市がそういった新エネルギーに対してですねどういふふうな取組をしておるか。取り組んでおる事例等ですね、そういったものがあればお聞かせ願いたいということと質問を通告しておりますので、聞かせていただきたいなあと思います。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは河野議員の2番目の御質問、環境問題について通告書に従ってお答え申し上げます。まず1番目に、本市における風力、水力、太陽エネルギー等の環境に配慮した事例があるかというふうな御質問でございます。また、今後予定されてる学校、消防署等の新築事業に取り組む予定があるかということと併せてお答えいたしますが、現在設置している事例としましては、鶴見地区の松浦小学校に平成14年度に40キロワットの太陽光発電設備を導入しております。また、今後の設置の計画としましては、佐伯消防署の新築計画の中で15キロワットの太陽光発電設備を計画しているところでございます。ただ個人住宅等を含めました民間部門につきましては、補助金の受付窓口を佐伯市で対応しておりませんので、正直把握できておりません。続きまして、学校等でモデル事業としてソーラーエネルギー等に取り組む価値があるんじゃないかというふうな御質問についてでございますけれども、確かに将来を担う小・中学生の環境問題に対する関心を高めるために、またCO₂の削減といった地球の温暖化防止対策を体験的に学習するということは大きな意味があると考えます。しかしながら、先ほど申し上げました松浦小学校の実績から見ますとですね、この事業、総事業費が4,872万円掛かっておりますけれども、そのうちN E D Oのフィールドテスト補助金が2分の1の2,436万円でございます。残りの2,436万円が単費となっております。設置後の太陽光発電による年間経費削減額は約30万という結果を見ましたら、耐用年数を勘案し、年間の経費削減額とイニシャルコストを比較した場合には、必ずしも費用対効果が望めると言えないと、そういうふうな状況でございます。続きまして、風力発電の御質問のうち、観光にも一役かかっていると思われるが、費用対効果を検討した経過はあるかということでございますけれども、二酸化炭素削減など環境側面から風力発電を含む新エネルギーの有効利用は検討すべきであります。また、全国各地において観光の目玉となっている事例もございます。しかし、逆に地域によっては景観を壊すといった問題も浮上しているようでございます。合併前の鶴見町鶴御崎及び本匠村はいたてさん佩楯山において風況調査を行っておりますが、いずれも風車建設に足りる十分な風況調査結果、これは年間平均風速が6メートル毎秒でございますけれども、その結果を得ることができませんでした。よって費用対効果の検討までには至っておりません。次に、環境問題の一環として助成金等の施策は検討できないかということでございますが、来年度に向けた経済産業省の概算要求の内容を見ますと、家庭用太陽光発電導入支援事業の復活が予定されております。また、総合的な新エネルギーの推進に向けて各省庁において各種の補助金等の制度が盛り込まれており、国の方は今後もこのような助成措置は拡大していく方向であると思われれます。市としては、国の動向を見ながらその効果的な活用を図るとともに新エネルギーに限った助成措置ではなく、環境問題全般を横断した視点に立って今後助成措置の必要性について検討してまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 大変早口で言って、質問そのものがですね通告書だけできれいに答えていただいて本当にありがとうございます。いろんなものに取り組んでおるということで、そういう件に関してはさすが自治体であるなど、いろんな知恵者があるんであろうということですね

安どしたちうかですね、安心しました。そういった取組も是非今後も続けていってほしいなあとという要望であります。それとですね、もう一つですね先ほど言った新エネルギーに対する助成金、これがまあ今回のこの質問の趣旨なんですけどね、助成金がですね付けられないのかと、前はこれのただし書きにも書いてるけどですね、国を挙げて自治体が取組んだもっとも評価されておる例としてはね、下水の処理、それから合併処理浄化槽の普及、こういったところに力を入れたお陰でですね、各地の川とかですね、今まで汚かった所がですね見違えるほどきれいになってですね、これはまあ今世紀最大の成果だといろんなところで評価されておりますよね。そんなふうにもう今後こういった新エネルギーに対して取り組んでいく自治体の必要不可欠な課題になってくると私は思っております。是非先ほどまあ政府の方も来年度からいろんな取組を展開していくというような話もですね、案内も出ておりますので、自治体としてですね是非取り組んでいってほしいなあとと思います。そして助成金可能な限りですね公表していただいて、そういうものに向けた取組を行ってほしいなあと思っております。これは要望でもう終わります。以上、環境問題についてはまた後日時間を改めてしていきたいと思っておりますので、今回はこれで終わります。この質問はですね。

さらにですね実はちょっと要らん申し添えですけど、先の6月議会ですね、環境とはちょっと関係ないですけど、防災の一般質問した折にですね、地震を予知しておりました。この9月21日に大きな地震が来るであろうと。これは我々がネットの掲示版上でですね日本地震予知連絡市民会議というメンバーに属してございまして、そういった中からですね、ち密に計算されたデータで出したんですけどね、あと12日ほどでその日が到来しますんで是非市民の皆さんもですね、こういった災害に備えて是非お願いしたいと思っております。そういうことです。一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に22番、下川芳夫君。

22番（下川芳夫） 22番議員、自民党会派の下川芳夫でございます。オリンピックも終わり、この9月議会が終われば、今度はチャレンジおおいた国体が始まります。市の職員の皆さんは残暑厳しい中、何かと忙しいとは思いますが、佐伯市発展のために一生懸命働いてください。

それでは通告に従いまして質問をいたします。今回は大きく3点について質問をいたします。まず1番目の質問は、緑の募金について、2番目は、緑の募金と関連するかと思いますが、森林環境税について、3番目は、平成20年度職員採用試験についてをお尋ねします。執行部の明快なる答弁をお願いいたします。最初の質問であります緑の募金について質問をいたします。昨今、世界規模で地球温暖化問題が取り上げられております。そしてこの問題により環境破壊を引き起こし、人類生存に対する問題にまで発展する可能性があるという学者もいるほどです。この主原因であるCO₂二酸化炭素が充満するのは我々の生活を豊かにするためにいろいろなエネルギーを作り出すからでありましょうか。また、我々の生活を快適にするために森や林の木を伐採したため緑が少なくなったせいでしょうか。しかし、それが直接的な原因とは単純に言い切れないかも知れませんが、我々が環境破壊をしているなど感じられるのは山が荒廃し、木が少なくなり、さらに川が汚れて海への影響も悪くなり、魚が育たなくなり、また少なくなってしまったことでも分かることです。森は海の恋人といわれるように大変関係が深いのです。ですから、森や林を大切に緑を活用して地球温暖化を防がなければならないのです。そして森林には癒し効果や健康維持を目的とした森林セラピ

ーは病気になりにくい体づくりに効果があるといわれています。しかし、今我々にできることは限られており、できることから始めなければいけないと思います。そこで質問に入ります。緑の募金の基本的な質問をします。小さな1点目は、ここ3年間、平成18、19、20年度の緑の募金として集めた金額を各年度ごとに教えてください。小さな2点目は、募金をしてくださる市民の方も大多数の方はこの募金の使われ方を知らないと思います。募金の趣旨や目的を明確にしてどのような方法でどこに使ったかをお答えください。3点目は、この募金は各自治委員が地区単位で集め、募金をしてくれた人に緑の羽根を配っているようですが、この羽根の根元にあるのりで胸に付けるようになっていますが、すぐに取りれてしまい必要ないとの意見があります。この緑の羽根は必要でありましようか。執行部のお考えをお聞かせください。

次に、大きな2点目の森林環境税についてお尋ねいたします。緑の募金と重複する点が多々ありますので、完結にお聞きいたします。小さな1点目は、県の事業ではあるとは思いますが、森林環境税は年間500円を徴収されていると思います。いつ、どこで徴収しているのかをお尋ねします。ちなみに何人かに聞きましたが、だれもが知らないとのことでした。税のことですから、詳しく教えてください。小さな2点目ですが、佐伯市としてこの税を県からどのような方法でもらうのか、もしもらっている実績があれば教えてください。

最後の大きな3点目に入ります。平成20年度職員採用試験についてをお尋ねします。今、大分県下だけではなく日本全国を騒がせておりますところの県教職員採用試験と県人事の昇任試験による汚職事件にみられるように、一度不祥事を引き起こしますと何年も掛かって築き上げてきた信頼や実績が一遍で吹き飛んでしまいます。この信頼を回復させるには並大抵の努力では追いつきません。もし佐伯市でこのようなことが起こり、市民の皆様から市の職員が疑心暗鬼で見られでもしたら行政の執行がスムーズにいかなくなることは目に見えております。ですから絶対にしてはならないことなのです。しかし、このことは浅利被告の手記からでも分かるとおり、我々の身近な問題として起こっていることなのです。このことを他山の石として佐伯市職員採用試験を考えなければいけないのです。老婆心ながら心配でありますから言うのです。それでは質問に入ります。小さな1点目は、今回採用する職員、事務職若干、建築1名、電気1名、機械1名、消防士3名とあります。合計しますと約10名前後になるかと思いますが、職員の総数として適正規模になるのでしょうか。また、平成20年度の職員の男女比率をお尋ねします。小さな2点目、県議会でも口利き禁止決議をしました。我々市議会もこのことを決議しなければいけないことですが、執行部も職員採用への口利きやこねによる不正採用を起こらないようにしなければいけません。そのための対応や対策をしていると思いますが、どのような対策を講じているのかをお尋ねいたします。以上。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 下川議員の御質問のうち、1番目の緑の募金について3点御質問をいただいておりますのでお答えいたします。初めに平成18、19、20年度の募金額についてお答えをいたします。平成18年度は512万6,200円、平成19年度は501万6,209円、平成20年度は492万4,743円となっております。次に、集められた募金はどのような方法で、どこで使ったのかとの御質問でございますが、集められた募金は佐伯市緑の募金推進協議会から社団法人大分県緑化推進センターに納入され、佐伯市には緑の募金事業の事業費として前年度募金額の65%が交付されます。緑の募金の使途につきましては、事業を希望する各地区、公民館、

学校等から事業内容、経費等を明記した申請書を提出していただきます。その後、申請書を審査した上で事業費の配分を決定いたします。具体的な事業内容としては、平成20年度に予定している事業を紹介いたしますと、森林の整備として113万5,000円の予算で宇目上仲江地区等4か所においてイロハモミジ、イチヨウ等広葉樹を760本を植樹いたします。それから植樹緑化の推進事業として118万6,000円の予算で西上浦地区車地区等10か所においてヤマザクラ、オリーブ等354本を植樹します。また、緑のイベントとして、つるみ豊魚祭、弥生菜の花まつりにおいて35万2,000円の予算で苗木を提供いたします。48万6,000円を緑の少年団活動費及び森林教室開催等に係る経費として交付をする予定にしております。次に、緑の羽根は必要なのかという御質問でございますが、緑の羽根配布の基本方針としまして、4月15日から5月14日のみどりの月間に合わせまして、市民の緑化運動の意識を高めることを目的としており、森林ボランティアによる水源林の整備活動や里山の保全活動といった緑の募金活動の一層の推進が期待されるところであり、重要な意味があると考えております。

それから2番目の質問の森林環境税についてでございますが、2点御質問をいただいておりますが、徴収の方法についてということですが、森林環境税の徴収につきましては、市県民税の県民税分1,500円のうち、500円を森林環境税として徴収し、大分県に納付しております。次に、佐伯市としてこの税を県からどのような方法でもらうのかということですが、市町村がこの森林環境税を活用して事業を実施する場合には、県が定める補助金交付要綱に基づいて必要な経費の一部が補助金として交付されることになっております。佐伯市の事業実績につきましては、県が定める事業メニューのうち、森のなかよし小路づくり推進事業を実施しております。この事業は市町村が管内の小・中学校通学路等に隣接する放置林等の整備を行うことを目的としておりまして、平成19年度に大入島小学校周辺の放置林等の整備を行い、その経費の一部として84万1,000円の補助金の交付を受けております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 職員の採用につきましては、職員数の削減が行財政改革の最重点課題の一つであることから、市町村合併後の17年度は採用試験を行わず、18年度も保健師2名の採用にとどめました。しかし、行革プランで策定した定員管理計画以上のスピードで職員の削減が進みまして、組織としての将来を見据え職員の年齢といたしますか、世代バランスを保持していく必要もありまして、また専門性の高い職種の補充も考慮しなければならないことから、昨年19年度から本格的な採用試験を実施してきたところでございます。なお本年度はより優秀な人材を確保していきたいという観点から、毎年10月に1回のみで実施していた採用試験を今年度は2回に分け、第1回目を7月に実施し、大卒事務職4名、土木技術職2名、保育士・幼稚園教諭2名、消防士3名の計11名の採用が既に決定しているところです。また、10月には第2回目の採用試験を実施し、高卒事務職若干名、電気1名、機械1名、建築1名、消防士3名を採用する予定にしております。実は来年3月の退職予定者が現在のところ38名となっております。採用予定者数を差し引くと来年度の全体の職員数は20人弱の減となります。このように採用予定人員につきましては、その年度の退職予定者数と業務の民営化や組織の見直しによる職員の削減計画を勘案しながら、余剰の人員が出ない適正規模の範囲で調整をしているところでございます。次に、口利き防止対策に関する考え方についてお答えします。職員採用試験は可能な限り公平・公正な判定が行われるよう試験委員会で各試験の配点割合や面接委員の選任方法等について真剣に検討して実施しているところです。そのた

め、本市の合格判定方法には恣意的な判断が入る予知は全くなく、極めて厳正に合格者を決定しているものと自負しております。しかし、この厳正な判定方法を今後も引き続き維持していくためには、口利き防止に関する要綱を定めるなど、何らかの対策を考えていく必要があると考えており、現在その方向で検討しているところでございます。それから、男女比率の件でございますが、おわびいたします。大変申し訳ございませんが、通告書の最後に男女比率のことを書いていたんですが、うかつにもちょっと見落としておりまして、私が今手元に持っている資料を全部見てみたんですが、ちょっと何か基本的に男女で把握していくという概念がちょっと我々のところにはないものですから、その資料がありません。大変申し訳ございません。

議長（児玉忠義） 下川議員。

22番（下川芳夫） 再質問をいたします。なぜ私がですね緑の募金を詳しく聞いたかということはどうですか、今使い道をですね小分けしてですね金額的に18年度が512万円、19年度が501万円、20年度が492万円の募金のうちの65%しか佐伯市で使えないわけですよね。そのお金がですねあまりにも小分けするとですね、どこに使ったのかということはどうですか、分からなくなってしまうものですかね。だから最初の質問の時に言いましたように、今もう本当に環境のことを盛んに叫ばれておりますね。そして山の荒廃ということも山の方を歩くとか通ってみますとですね、やっぱり山になっていく所が多々見られるわけですよね。そういう所をですね、是非ともこういうお金をもってですね補修といいますか、植林をしてもらいたいと思うんですよね。先ほど河野議員が質問していましたがね、市の所有の山林がたくさんあるわけですよね。保安林としてあと2.1%植林しなきゃいけないということで、だけどほかにもたくさん植林する所があるというお話でしたのでね、是非ともですねこのお金をですね、有効活用するためにですね、1か所、植林に対してですね、山の荒廃に対して使いたいということはどうですか、お願いしたいと思います。それはなぜかということはどうですか、この募金に対して各地区で募金を集めているわけですけど、募金を受けるというね、地区地区によってはねないわけなんですよね。だから募金してもですねほかのところにはばっかり使われてるんじゃないかという、そういう危ぐする方もおられます。ですからですね、山に植林するのであれば山から川にきれいなね流れて、それから海の幸を豊かにするというような観点で見られますのでね、是非とも山の方にこの募金をですね、山の方に使ってほしいという、私の要望ですけどね。お願いしたいと思います。そして2番目のですね、使われ方の前にですね、趣旨とですね目的をですねもう一度ですね市民の皆様にも教えてほしいと思うんです。この募金はこういう趣旨のもとに使うんだということをしていないとですね、やっぱり森林環境税ともリンクするんですけどね、森林環境税を納めてるのにまだ更に緑の募金を集めるのかというようなね方もいらっしゃいます。ですからですね、詳しくですね、この募金の趣旨をですね、もう一度趣旨と目的をですね教えてもらいたいと思います。森林環境税はですね、市県民税の中から500円徴収されているということはどうですか分りましたので、これを是非ですね県に対して、佐伯市は森林の面積が広いので、是非とも声を大にしてですね、もらってくださいというたらおかしいですけど、使うような趣旨をですねきちり説明してですね、是非とも佐伯市の森林環境を良くするためにですね、お願いしたいと思います。

次に、職員採用ですけど、試験と面接でもってきちりしているというお話でしたけど、それを信ずる以外にはないんですけどもね、実はですね4年前でしたか私たち北海道の二セ

コ町という所に行行政視察に行っていました。その時のです部長からです、笑い話でもって話を聞いたんですけれども、あそこは割合と全国ネットで進んだ町長だったもんですから、全国から募集をしたそうなんです。そして時にですね、試験・面接が満点であーこりゃすごい男だということになったそうなんです、それで小さな町ですからね、じゃあまあ、せっかく京都の方から来たち言ってましたけど、京都の方から来たのでまあ一杯飲もうやということで宴会まではいきませんが、懇親会みたいなことを開いたんでしょね。そしてですね、とんでもない男だちということが分かってですね。だから試験やですね面接だけでこれ難しいんですけどね、判断基準としてそうせざるを得なくなるのは分かるんですけどね、もう一つですね何か方法でもってですね、一度採用する人たちを集めてですね、ミーティングなりディスカッションなりをさせてですね、どういう考えを持っているのか、どういう人なのかという基準をですね、もう一段階上げてもらいたいと思います。それができるかどうかお答えください。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 下川議員の再質問にお答えいたします。その質問にお答えする前に、緑の募金に関しましては市民の皆様、またそれから自治委員の皆様方の御協力をいただきまして、先ほど申しましたような毎年多額の募金を集めていただいております。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。御質問の中でありましたまず当初の趣旨・目的でございます。これは私もちょっと資料を振り返ってみますと、戦後すぐに国土が荒廃しているということから、この国土の荒廃した国土を復活させるという意味で、昭和25年から始められたということのようでございます。そのずーっと時代の変遷をたどりまして今は緑の羽根募金の推進協議会という形になってそれぞれ募金をいただいたものを活動費用に充てているということでございます。それから御質問の中に、この事業を山の方というふうなお話でございました。これは先般私も緑の募金の推進協議会の総会をした時に、各地区に配っていただくのは非常にありがたいんですが、余り小さく入り過ぎると結果が見えにくいのではないかと、何か一つ目に見えるような形を計画する方がいいんじゃないかというお話もいただいております。その中で、先ほど河野議員さんもありましたが、佐伯市が持っております市有林については、これはもう佐伯市の予算でしなければなりません。こういった募金事業をここに充てることはできませんので、この山の方に持っていく場合に、また個人の所有地であるとまたこの募金の使い方もいかなものかということもありますので、今後は各地区でいろいろと計画をしていただくときにもうちょっとこう目に見えるような形がでるような、そういったうちの方もそういった話し合いとかそういったことも進めていく必要があるかなあというふうには思っております。それから、県の環境税のことですが、確かに現状ではこの佐伯市の森林面積から見れば県全体で集めた環境税の佐伯市に対する使われ方は多いとは言えないかもしれませんが、またそういった私もできるだけ県全体の中でも計画を見直し、また計画を作りながら県の方にも働き掛けをしていきたいというふう考えております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 最初に、下の課長たちがテレビを見てたと思うんですけど、今男女比率が届きましたので、平成20年度の佐伯市職員の男女比率ですが、男が全体の73.2%、それから女性職員が26.8%です。すいません申し訳ございませんでした。それから採用試験に關す

ることなんですけども、基本的に採用試験は透明性のある公平で公正な仕組みであるべきという考え方がきちんとあると思います。その中にですね、原則はあくまでも成績主義という考え方がきっちり示されておりまして、いわゆる情実主義といいますか、コネという部分が入る予知がないと。当然のことなんですけど、そういう考え方が示されておりまして。議員の言われるのはそうは言っても試験と面接だけではやはり採用する職員に外れがあるんじゃないかと、まあ言葉が悪いんですけど。そういうおそれがあるからそれ以外の1が試験、2に面接とそこまでは完璧な成績主義でいきますが、そのプラスアルファのところを3番目の部分のものがなくなかなか最終的な判断が難しいんじゃないかという御質問だと思うんですけども、確かによく分かります。ただですねこれがそういった部分、面接プラスアルファの部分を入れたときにでもですね、やはり最終的には公平で公正なところをきっちりやっぴいかなあかんというところがありますので、いわゆる情実主義が絶対に入らないという補償が一つ間違えるとあるんじゃないかと。だから我々は成績主義に基づいてこれを、例えば情報公開しても透明性がきっちり示されるような状況でやはり採用試験を行うべきだという基本的な考え方がありますので、今の考え方でいってるんですけど、議員の言われることもよく理解できますので、ちょっと真剣にまた今後の課題として考えていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 下川議員。

22番（下川芳夫） もう最後に要望になりますけれども、やはり市の職員の採用ちいうものですね、個人個人よりももう市全体の問題ですから、そこをよく考えてもっていい人をですね、採用してもらいたいと思います。以上で終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、下川議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に11番、矢野精幸君。

11番（矢野精幸） 11番議員、矢野精幸でございます。今議会から取り入れられました一問一答方式にて質問をさせていただきたいと思っております。今回は大きく分けまして3点質問をしたいと思っております。まず最初は、前回の6月議会におきまして、人口減少の抑制策について質問をしましたが、今回も続けまして質問になりますが、よろしくお願ひいたします。小項目ごとに一問一答ということでございますが、通告書の中のアとイの部分につきましては関連性がありますので一括して質問をしたいと思っております。少子化が与える影響は経済面においては、経済成長率の低下、社会保障分野の崩壊、国民生活水準への影響などが懸念されています。社会面では家計の継続、先祖へ対する意識の希薄、市町村にとっては住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になる等が懸念されます。道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理はおろか、集落という共同体の維持さえ困難になり、地域の存続基盤にもかかわる問題が生じるとされております。そこでお尋ねをいたします。当市におきまして人口の抑制策としまして具体的な施策状況をお聞かせ願ひたいと思っております。その1としまして、子育て支援に対する政策とその実効性はどの程度上がっているのかお聞かせ願ひたいと

思います。その2としまして、新卒者並びに地域に住む若い人たちが働く場所がないという市外へと流出をしております。何かこれについての対策は打っているのかどうかをお尋ねをいたします。その3としまして、地元で働きたいが働く場所がないとよく言われています。そのためにも企業の誘致が大変重要であろうかと思いますが、各企業に対しましてどのような働き掛けをしているのかをお聞きしたいと思います。これまで、この議会の場で多くの議員がこれに関する一般質問をしまいましたが、毎回同じような答弁でありましたので、前向きな答弁を期待をいたしております。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは私の方から、矢野議員のAの子育て支援に関する政策とその実効性ということについて御答弁させていただきます。本佐伯市の子育て支援といたしましては、大きく三つに分けて考えております。一つは、乳幼児医療費の助成や保育料の多子軽減、それから児童手当の支給等の経済的な支援等があります。二つ目といたしまして、働くお母さん方の支援としまして、保育所それから放課後児童クラブの運営等を行っております。安心して働くことができるよう支援をしているところでございます。三つ目といたしましては、子育ての相談体制づくりでございますが、地域子育て支援センターや集いの広場の設置により、子育て中の親子が相談や交流ができるような取り組みも行っております。このような事業を通しまして、安心して子どもたちが育つまちをつくる。これにつきましては、さいき子ども育成支援行動計画の中での重点項目でございます。という基本方針のもとで子育て支援を進めてまいっております。実施している事業の中におきましては、乳児医療費の助成、今年の4月からは就学前児童、幼稚園までですが、無料ということでの児童に拡大したことや、県下で初めて保育所の3歳児以上の児童にごはんを出すという完全給食等も実施をしております。これにつきましては、市の単独で市の負担として全認可保育所に導入をいたしております。また、障がいを持った児童の受け入れに対する補助制度も設けまして、受け入れやすい体制づくりを図るなど、市の独自の事業や児童クラブの委託料の算定児童数に、補助対象となっておらない幼稚園児を含んで算定する等、単費を上乗せしながら実施している事業もでございます。こういった事業を展開していることにより、子育て中の親子の支援につながっているものと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 新卒者、若者の流出を防ぐための施策はということについてお答えいたします。高校新卒者については、毎年6月に市内企業の経営者に対して佐伯市商工会議所、ハローワークの連名で新規高卒者の地元就職のための早期求職要請を行っております。これは高校卒業予定者の就職活動で、地元で就職したくても求人がないなどの理由により仕方なく市外・県外に就職する生徒が多く、少しでも地元で就職してもらうためのものです。市内企業としても若年労働者の確保が難しいとの意見もうかがいますが、若者と企業とのミスマッチもあるようです。企業としては臨時、パートの求人が多く、若者は正職員の採用を求めている現実があります。市としては若年労働者に対する就職支援として、ジョブカフェおおいた佐伯サテライトを開設しています。次に、働き場の確保には企業誘致が大切であるということについてですけれども、企業誘致活動につきましては、去る6月議会において答弁いたしましたとおり、企業誘致に向けて佐伯出身者やその企業関係者、大分県東京事務所を訪問し情報収集するなど機会あるごとに取り組んでいるところでございます。高速道路の佐伯イン

ターチェンジが開通し、誘致条件も整備されましたので、大規模工業団地の確保や企業訪問に積極的に取り組み、企業誘致の実現と雇用の創出を図りたいと考えております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） この子育て支援に対する施策でございますが、今、国の制度等もいろんなさつき言いましたようにいろんな制度がありますが、佐伯市もそれにのっかっていろいろとやられておるようでございます。実は先日のテレビ報道でちょっと見たんですが、福井県がやっておる子育て支援の事業について若干触れたいと思ってます。というのが、ちょっとこのあと出生率の問題で質問したいと思っておるんですが、この出生率を上げる、人口の減少を止めるということでよくその反対と言いますと、その逆は出生率を上げるということなんです。この人口減少の抑制ということで福井県は子育てに対してのいろんな支援をしております。その中で、特に若いお母さんたちが、子どもが育てやすい環境をつくるということでいろんなそれについてのいろんな施策をとっておるようであります。その中で、特に今感じたのがですね3人目からの保育料の無料ということがあるようであります。でまた、特にこの福井県は女性の共働きの世帯の割合が全国で1位だそうでございます。大体共働きの世帯の割合が58%とっております。その関係でお母さん方が働くということが多いということでもあります。ですからそのお母さんたちが子どもが育てやすい環境をつくるということで、今言いましたように3人目の子どもからは保育料を無料とか、また医療費の無料とか、妊娠中の健康診断に対しての無料化とか、いろんなことをやっているようでございます。佐伯市もですね、そういう形で今からそういうことができないかどうか、ひとつその辺のことをお伺いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） 福井県の例をありがとうございました。多分9月4日の報道ステーションの紹介だったと思われませんが、この中で福井県が紹介されておりました。合計特殊出生率っていいまして、一人の女性の方、要するにお産ができる適齢年齢の方一人の方で一生に生まれる子どもの数がですね上昇した県が、日本でナンバーワンということに福井県になったようでございまして、その中で特に目立つのが、ふくい3人っ子応援プロジェクトということで、3人目に非常に手厚くしてるという実態も出ているようです。ただ佐伯市といたしましても、大分県が実施しております保育所でのにこにこ保育事業、それから佐伯市でやっております多子軽減とですね併せまして、例えば幼稚園の子どもと保育所の2番目が子ども、3番目が保育所となりますと2番目の子どもが2分の1、3番目の子どもが無料と、いわゆるそういうのみにこにこ保育と大分県のにこにこ保育と併せて実施をしております。ただ福井につきましては、そのほかに一時保育とか、すみずみ保育子育てサポート、それから育児デイケア促進事業等もですね無料化、3人目は無料化になっておりました。また後日質問が出てまいるかと思っておりますが、妊婦さんの健診もですね大体14回いたしますが、3人目の子どもについては福井は14回とも無料と、そういった佐伯市より進んだ部分もございまして。私どもも今大分県等もそういった子育てに対する部分を協議いたしておりますので、前向きな方法でそういう流れには乗っていききたいなあとというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） それでは次に移りたいと思います。次に少子化についてのお尋ねをいたしま

す。平成20年度版で内閣府の少子化社会白書や厚生労働省の子ども子育て応援プランでは、少子化は未婚化、晩婚化、夫婦の出生力の低下が主な原因といわれています。その要因には大きく分けて四つの問題があります。一つ、働き方の見直しに関する取組が進んでいないこと。二つ目が地域の子育て支援サービスが行きわたっていないこと。3、子育てに係る経済的負担が重いこと。4、若者が社会に自立することが難しい社会経済状況にあること。などが挙げられています。これらの原因に対応するため、子ども子育て応援プラン等を国による長期的な大綱をまとめ地域レベルで取り組んでいます。他市ではこれに独自の案を盛り込み大変な成果を上げているところもあることを聞いておりますが、当市はこれについてどのような施策をとっているのかお尋ねいたします。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほどの福祉保健部長の回答でほとんど出ているかと思えますけども、企画の方からお答えをしたいと思います。未婚化、晩婚化、夫婦の出生力の低下についてどのような対策をとっているのかということについてですけれども、今日の少子化の原因はさまざまなものがあると思います。議員の言われる未婚化、晩婚化から夫婦の出生力の低下ということもその一因であると思われま。根本的には結婚するかしないか、また結婚したとしても子どもを生むか否かは個人の考え方や価値観と深く結びついている側面があり、行政が立ち入ることのできない要素も含んでいます。しかし、人口減少の著しい本市にあって、結婚や子どもの誕生を望む男女の願いをかなえることは、これらの人々の充実した人生に寄与することともに活気のあるまちづくりを進める上でも重要な施策の一つと考えています。この観点から、本市においては未婚化、晩婚化に対する対策として、昨年度から提案公募型事業という形で市民団体と協働して独身男女の出会いの機会の創出事業に取り組んでいます。また、夫婦の出生力の低下に対する対策としては、17年度から不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に対する費用の助成を行っております。これは健康増進課の方で行っておりまして、佐伯市子宝支援条例が17年3月3日に施行されましたが、これに伴って昨年度までで54件、522万円の不妊治療がされております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） それでは次に移ります。未婚者について出会いの場の提供をということでお聞きをしたいと思います。年を追うごとに未婚者が増加をしております。当人はもとより一般社会においても行政上にも大変深刻な問題であろうかと思えます。6月議会でもこのことを取り上げ一般質問をいたしました。多くの市民の方々から反響がありました。市民の皆様も未婚化、晩婚化の問題については関係者が身近にいてひしひしと感じているところが多いからだと思われま。佐伯市おける2005年の人口統計資料によりますと、男性で35歳から49歳までの未婚者が1,435人、全体の6,353人のうちの22.58%であります。4人に1人が未婚者である計算になります。一方女性では928名、全体の7,088人の13.09%、これは約8人に1人が未婚者となっております。晩婚化の理由に、本人の意思による要因と社会的な要因が複雑に絡んだ結果であると思われま。その中で仕事の関係などで異性との出会いの場がないからだという人がほとんどだそうです。国の調査では、未婚者の90%の人が結婚の意思はあるといわれているようです。我々の若いころには地域に世話好きな人がおられまして、よく仲人役をしておりました。しかし今では、そのような人たちがいなくなりました。つい先日市内のある結婚式場の社長さんとお話をする機会がございました。

やはりいろいろな工夫をしながら男女の交流の機会を演出する努力をしているようでございます。そうすることでわずかながらカップルが誕生するそうでございます。しかし行政の力と知恵をお借りできればより効果が上がるのではないかというお話でございました。そうした出会いの場の提供を行政の力で早急に考えるべきと思いますが、執行部の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 未婚者に出会いの場の提供についてという御質問でございます。出会いの場の提供を行政の力で早急に考えるべきだということでございますけれども、これについては先ほど申し上げましたように、昨年度から提案公募型事業として市民団体と協議して独身男女の出会いの機会の創出に取り組んでいます。これについては私6月議会ですすね大変認識不足でありました。明確なお答えをしていないと思います。昨年度の事業の概要といたしましては、バスツアー、クリスマスパーティなど、年3回のイベントを行い、男女ともそれぞれ53人、合計106人が参加しております。参加者の年齢は下は20歳から上は45歳と幅の広いものとなっております。その参加者の中から1組が結婚いたしました。6組のカップルが誕生し現在も交際を続けております。今年度も引き続きこの出会い事業を行うこととしております。なお、男女の結婚を促進するための施策といたしましては、先ほどもお話ししたけれども全国的には福井県の結婚相談事業、いわゆるおせっかいオバサンの制度のほか、縁結び功労金制度や縁結び人の養成制度を実施している例もあります。今後気軽に長続きのする効果的な出会いの場の提供等について更に検討していきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） この未婚者の方にですね、何とか結婚をしてもらおうということの提案でございますけれども、今部長が言われましたように、もう佐伯市もそういうことを既にされておるといことでありますが、ちょっと私、市からもらった資料をですねちょっと御紹介したいと思いますが、ちなみに未婚者の数ですが、30歳から34歳でですね未婚者が883人いるんですね、女性が663人で全体の総数からいったら男の人が41.3%の方が未婚者です。女性の方は29.4%ということで3人に1人が30歳から34歳の間の方ですが、3人に1人は女性も未婚の方がいるということなんですね。ちなみに35歳から39歳までですと、男の人が525名これが28.76%、男のこの年代の35歳から39歳までの年代の方から計算した場合ですね28.76%、女性が415人で19.66%ということは5人に1人ということですね未婚者。40歳から44歳までで男性の方が487名で23.27%、女性の方が299名で13%ですね、ですからこの方が未婚ということになりますね。ちなみに45歳から49歳までが男性が423名で、全体でいったら17.3%、女性が214名で7.9%ということです。ですからこれだけ未婚の方がいるわけなんですね。ですから30歳からといえますと大体普通結婚の適齢期といえますか、もう結婚してもいいという年代にきとると思うんですね。その方から上の49歳までの方がこんだけの人数がいるわけなんですね。ですからこの方々にですね、ちょっとでも結婚していただいたらまたそれにつれまして赤ちゃんもできるということなんですね、ですからやはり少子化対策を語る場合ですね、どうしてもこの未婚の方、晩婚化ということですね抜きにしては考えられないなあという感じがいたします。ですからやはり何とかこれを一組でも結婚をもらおうということですね、市の方が行政を挙げてそういう取り組みをですね、今もやっているということなんです、今以上にですねこれは市の力でやればいろんなことがですね出てくると思うんですね。

ですからそれがあつ程度皆さんに分かつていただいで定着してきますと、またいろんなまた市民からの応援もあると思うんですね。でもう私も今ここで質問する前に部長から聞いて初めて知つたんですけど、そういう事業をされとるということは知りませんでした。6月議会でそういう話はなかつたもんですからね。ですから今初めて聞いたんですけど、ですから私たちが初めて聞くんですから一般市民の方も恐らくそういうことを知らない人も結構あるかと思うんですね。ですからそういうことも広く皆さんに知つていただいでですね、やはり一人でもそういう行事に参加してもらつということをやはり心掛けてもらいたいということ。やはりこれも行政だけじゃなくてですね、やはり民間のそういう機関ともですねやはりタイアップしまして、より効果が上がる方法をですね模索したら、私はいろんなことが考えられるんじゃないかなあと思つております。この今言いましたように、これだけの未婚者がいるということはですね、これはもうやっぱり大変な私ことと思うんですね。ちなみに私たちが子どもころというの、周りを見ましてもね、結婚をしてない、ある程度年がいつて結婚をしてないという人はほとんどいなかつたですよ。しかし私もう最近なんか感じるの、周りの人がですね結構結婚をしてない人が多いんですね。ですからやはりこういう人をですね、何とかやっぱそういう出会いの場がないというのがほとんどだということなんですから、やはり出会いの場をですね作つてあげるという。さっき言いましたそういう事業をですね、いろんなアイデアを出してやつたら、私はいろんなことが将来開けてくるんじゃないかなと思つております。ですからひとつその辺のことをもう一度よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 出会いの場の創出といひますか、それは旧来農林水産の現場などをですね中心に行われていたことなんですけれども、一般の方を対象にしといひのはなかなありませんでした。で、これをやつておりますのは任意団体のDFISというメンバーなんですけど、出会い、ふれあい、イン佐伯という頭文字をとつておるようです。これをなぜ役所がやらないかといひこともあるかと思ひますけれども、そういった若者の出会いの場のノウハウといひますか、そういったものの蓄積がですね任意団体の方に随分多いといひことですね、それを側面支援するといひ形でやつております。議員さんの言われるようにですね、なかなか切実な問題ではありますけど、結婚するかしないかと、それとかまた子どもを生むか生まないかといひようなのは個人のそのですね価値観と深く結びつておりますので、先ほども申し上げましたけれども、なかなか立ち入りにくい分野もあります。で、当面はですね、そうした民間の団体の活動を側面支援していくといひ形でやつていきたいと思つております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） ちなみにこれは以前新聞に載つたんですけど、大分合同新聞に載つた記事なんですけど、やはり県の方もですね、この縁結びの事業をやつておるんですね。以前からこれもやつておつたようでございますけど、最近ちょっともう力を入れてきたといひますか、熱を入れたら2か月間で5組が誕生したといひ記事が載つておりました。ですからやはり、ただやるといひだけじゃあなくてですね、そういう事業をしとるんだといひことでなくて、問題は中身と思つたんですね、そこ辺をいかに何といひますかねえ、そういう仮に行事をしてしても参加者の集まらないといひのが一番のネックなようでございます。あるさつきいひました結婚式場の社長の話も、やつとるんですけどなかなか特に女性の方が集まりにくいんですよ

ねえという。1回やれば15名か20名ぐらいの女性が来るというんですけどね、やはりなかなか男性もある程度集まるんですけど、女性の方が集まりにくいということを書いてました。ですからその中でもですね、やったらやっぱり1回やれば何組かカップルが生まれるちいうんですね。それはそれで結婚までいかどうかは別としまして、生まれるということなんです、ですからそういう集まりやすいそういう対象者がですね、そういうその事業に来やすいような状況を作ってあげるといことはですね、やはり民間がするだけではやはり民間の力というのはどうしても限度がありますよね。まあその裏にはやはりその結婚式場の方がすればやはり結婚する場合はそこでせないかんというようなことに結びつきますよね。ですから、いろんなことがありまして、そういうとこに行きにくいということがあろうかと思うんですね、ですからやはりそういうことを考えた場合は、やはり民間と協力してですね市が、行政の方がそういうことを真剣にやるべきだと思うんですね、これは恐らくねいろんな方法はあるかと思うんですけど、実際私ども、これももう早く言いますと、そういう私はプロジェクトチームを作ってですね、もうその人たち専門にもう2人でも3人でも専門にですねそういう部署を作りましてですね、あなたたちはそのチームでひとつやってみよということですね、私はもうそのぐらいのことをやっていいんじゃないかと思うんですね。それは別にそのために職員を採用せないかんということはないと思うんですから、やはり今おる職員の中でですね、そういう人に向きな人がおると思うんですね。ですからそういう方を選んでですね、何人かチームを作らせて、そういう形で専門チームを作って私はやるべきだと思うんですね。そうすることがまた恐らく、やればまたその人たちも責任がありますから一生懸命やります。またなればそれは周りもまた応援をします。ですからやはり官と民とがタイアップしましてですね、そういう形でやれば私は恐らく年間には二、三十組の私はカップルが私はできるとしております。ですからこれは私はね、恐らくそういう形で真剣にやれば可能な私は数字とっております。ですからまずそういうことをですね、真剣に前向きにやる気持ちがあるかどうかですね、ひとつその辺をもう一度回答してください。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） これだけ情報が発達したネット社会ではあるんですけども、生身の人間が会うという場といいますか、それは大変少なくなってきているのかなという気はします。先ほど御紹介いたしましたDFISの実績なんですけれども、これは大体の場合ですね100人近い参加者を得ています。行政がやってこれだけの人間を集められるかなあという気もいたします。それともう一つはですね、これはネット社会ではあるんじゃないけども生身の人間が触れあう機会がない。その場を作るということまでにしてあります。それから先にですね積極的に、例えばAさんとBさんを結びつけるとかそういったところまではですね実はやっておりません。出会いの場を設けるといところからいかに踏み出すかというのはですね、これからちょっと検討しないとですねなかなかその一歩は難しいかなあというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） その今言うように、出会いの場の提供でいいと思うんですね。やはりもうそれから先はそれはもう本人同士の当人同士のことでですからね、それはその先には立ち入ることではできませんよね、ですからただ今言うそういう出会いの場をですねやはりさっき言いましたように、今までと違った形でですね、もう少し真剣にですね本腰を入れてから取り組む

ということを私は言っとるんですけどね。というのがやはりねこれは恐らくこのままほたとらですな、これはまだまだ晩婚化は進むと思うんですね、それとまたつれて未婚化もですね進んでくると思うんですよ。これはね佐伯市にですね今言いましたように、35歳から49歳までの人がですね、男性で1,435人いるんですよ。1,435人も35歳から49歳までの未婚者がおるんですよ。女性の方はですね今言いましたように928名、これは35歳から49歳までの方ですよ。しかしまだこれが30歳からですね34歳まででしたらですね、男性はまだ883人いるんですね。女性の方は663人いるんですね。実はもう俗に世間でいわれている結婚をしてもいい適齢期という用語があるかと思いますが、してもいいかなあという年代はこれは既に来ておりますよね、そういう方が今言うようにこんだけの人数がいるんですよ、ですから恐らくこれこんままほたっておったらね、これまだまだこの晩婚化と未婚化は進んでいくと思うんですね、ですから何かこうどっかでだれかがここで手を差し伸べてですね、それをちょっとでも解消するということをせんとですね、これは少子化もこれはこれにもう関連しますからですね、やはり晩婚化も少子化の一つの要因と原因と思うんですね、やはり結婚を早めにするれば子どもも2人、3人生みますよね。しかしもうある年がたって生むと、どうしてもいろんな育児の関係でいろんな問題がありますから、やはりもう1人か2人にすますということになりますよね。ですから、その辺を考えた場合にやはり早いうちに結婚をしてもらおうということと、未婚化をなくす、一人でもなくすということですね、これは私はもう深刻な問題だと思っんですよ、これは数字でこう上げて見てみますとですね、こんだけの人数がいるということは、これは大変なことですよよく考えてたら、昔はそんなことはなかったですよ、私たちが子どものころはね。恐らくもう周りにそういうその未婚者ちいうのはあんまりおらんかったですよ。ですからもちろん子どもも多かったということですけどね。それは一人の生む子どもの数も違いますけど、今言う結婚をすれば自然子どももできるということですから、やはりそういうことになると、結婚をしてもらおうということをお私大事と思うんですね、だから少子化を語る前にこの晩婚化、未婚化をですねちょっとでも今言うこの率を下げるということが大事と思うんですね。その辺をもう一つお願いします。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 側面にはですね価値観の変化ということもあろうかと思っんです。そういった中でもですね、今後気軽に参加できて長続きができる効果的な出会いの場といいますか、そういったものの創設にはですね、鋭意努力していきたいと思っんです。以上でよろしいでしょうか。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 部長の今考え方をお伺いしましたから、市長はあとでこのことにつきましてですね。今私言いましたようにですね、このこれは私どもは子どもが3人おりましてもう既に結婚しましたからですね、あんまりそういうことには、あんまり今のように深刻には、自分の身としてはあれですけど、もう既に結婚してますからね、もう早く結婚してもらいたいということはもうありませんから、もうそして片づきましたからですね、ですからもういいんですけど。やはりそういうその子どもさんを持った親御さんにとってはですね、やはりこれは親父の気持ちとしてできれば結婚してもらいたいというのがこれは普通親の人の気持ちと思うんですよ。ですからそういう方が、今言うように多いと、結婚してない方が多いということになればですね、これは何かの手で私は行政でですね、そういうことに手を差し伸

べてあげるということは、私は大事なことと思うんですね。で今部長が言われましたように、問題は中身ですよ、中身で何と申しますか参加しやすい状況を作ってあげるといふ、それはもう大事と思うんですね。だからやはり見合いパーティするから来なさいよじゃ、そりゃなかなか来ませんわね。だからやっぱいろんな形で、中身はそういうことかなあと分かってもですね、なんちゅうか参加しやすい状況を作ってあげると、そういう行事をねえ考えてあげるといふことをですね、私は是非必要じゃないかと思うんです。ですからさっき言いましたように、もうこんだけの人がおるんですからねえ、この未婚者がですね。だからやはり私は市がもうそのくらいのことをですねしてもいいと思うんですが、市長その辺のこと、市長の考え方をひとつお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 新たな一般質問で初めて登板させていただきます。気を使っていたいたんでしようが、この件につきましては、先ほど私の方も部長が言いましたようにですね、こうした出会いというのは今始まったことやないんですよ。これはもう15年以上前、私が議会になった時にですね、最初農村や漁村の交流をしようということで始めたんですけど、途中とん挫したことがあります。参加者がなかなか集まらないうと、議員も御存じのとおり昔は青年団というのが結構あったわけですけど、今そうした活動もないということで、行政として先ほど部長が言いましたように、少しでも集まろうという形でバスツアーやクリスマスパーティとかいろんな形で呼び掛けるんですけどなかなか出てこない。今若い人というのは多種多様ですね、それぞれのつきあい方をしておるし、またそれぞれの中での趣味が一緒とかですね、非常に多くの形ですので、オーソドックスですけど、いろんな形の中で市民団体の中で独身男女の出会いの機会という形でいろんな考え方を聞きながらですね、できるだけ多くの方々が集まっていたら、そしてやっていただくと、まちづくりの会なんかもですね。ある意味ではそうしたことで集まることも必要だしですね、そうした出会いの場というのは私どもも今現在やってることをもう1回、部長が申しましたように、創意工夫をしながら多くの方が参加できるような体制を取っていく。ただ、行政が幾らとっても男女の仲というのはなかなか私どもが中に入ることはできませんので、周りの方々のいろんな、いわゆる福井で言うおせっかいのオバサンができるだけ多くなれば余計効率だと思っております。このおせっかいオバサンというのは、もう半年ぐらい前私も見たんですけど、美容院等で適齢のお嬢さんがおれば、美容院の先生が趣味とか相手のどういう人が付き合いたいとかですね、いろんな細かい情報をですね、そうした方々が情報を集めて、そしてそれに合うような男性を見合いさせるといふのがこのおせっかいオバサンのテクニックだそうです。こうしたことが佐伯でも起これば、またいい方向になるかと思っております。私どもといたしましては、できるだけそうした出会いをつくるように努力してやっていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） ちょっとくどいようにあるんですが、私はこれもう本当に大事なことと思っております。ですからこの人口減少がこれはもう急速にまあ今から進んでくると思うんですね。やはりこの辺もものすごくネックになってると思うんですね。ネックと原因になつてるといふんですね。やはり今言う結婚をせんかったら子どもはできませんからね、今当然今言うことができる率が低いですから、ですからやはりそういうあれからいきましたらですね、やはり結婚してもらおうということが大事と思うんですね。だから今言うそういう事業をやつとると

ということなのですが、私は問題はさっきは中身の問題とそしてまあ広くですね、市民の人に知ってもらおうということですね、今恐らく知らん方が多いと思うんですよね、恐らく議員の方でも知ってない人が多いんじゃないかと思うんです。一人でもそういうことを知っていただいてですね、そういう場があるんだということをもっと皆さんから知っていただくと。そして市民の人から一人一人からそういうことに協力してもらおうということですね、広く私は訴えるべきと思うんです。これは部長あのね私本当に大事なことと思うんです。これは佐伯の将来が掛かると思うんです。こんだけの未婚者がいるんですからねこれは、だからこれはもう今言いましたようにね、これはすごい数字と思うんですよこの数字は。これはこれが今少子化につながるんですからね、ですからやはりこれは私はもう真剣にですね、本当に真剣にやっぱり取り組むべきと思うんです。その辺のところをもう一度ですね、今言うように市民にですね広く今言う知っていただくということで、どういうことをその辺をされるか、ひとつその辺をもう一度。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） D F I S がやっております出会いの事業がありますが、これについてですね、広報等で周知するという方法も一つとってみたいと思います。ただ、広く広報で呼び掛けてどのくらいの方が集まるかというのは、これはなかなか疑問があります。と言いますのはですね、こういったものは口コミとかですね、そういった情報の伝達がですね一番人を集めるような気がいたします。その任意団体の方にもですね、これから先の参加者の増についてですね、また申し入れを行いながら協力して参加人員を増やしていきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） それじゃあ一応この件の質問は終わります。

次に、二つ目の質問でございますが、高速道路開通とそれによる経済効果についてお伺いをいたします。6月28日に佐伯津久見間の開通により、福岡や大分など都市が身近に感じられるようになりました。開通して2か月が経過しました。西日本高速道路が予測していた交通量より随分多いと報道されています。佐伯インターの交通量は上下線各々どれくらいあるのかお聞きしたいと思います。また、新聞等によりますと道の駅かまへの売上げが3倍になったとか、道の駅やよいが30%売上げが伸びたとか、また非常にうれしいニュースが飛び込んでおります。一方、山の方のニュースはあまり入っておりませんが、この高速道路開通により7月・8月の2か月間の間の佐伯にもたらした経済効果はいかほどか分かれば教えていただきたいと思っております。蒲江地区では、蒲江町時代から魚介類を中心とした食観光に熱心な取組をしましてまいりました。その努力が高速道路の開通と同時に実を結んだことが実証されたわけではありますが、これも事前の苦労があったからにほかなりません。このことは高速道路の無料化により今後ますます蒲江地区の経済が活発化するものと思われまします。的確なビジョンを持ち未来への投資を怠らない結果の表われだと思っております。しかし、高速道路で初めに降りる佐伯のまちなかのニュースはあまり聞こえてきませんが、何か変わったきざしが起きていればお聞かせ願いたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 高速道路開通とそれによる経済効果についてお答えいたします。佐伯インターの交通量ですが、利用状況はですね、出入りを合わせまして7月が平均で一日

当たりですけれども5,960台、トータルで18万5,000台弱ということになっております。8月につきましては、日平均で6,347台、トータル19万7,000台弱で推移しております。これが各日にちをおってみましてもですね、5,000台を下回ったという日はありません。次にですね、市内3施設の道の駅と水車の郷の客数の変化と売上げ状況についてお知らせいたします。まず道の駅やよいですね、19年の7月・8月、これはレジの通過者数で見えております。レジを何人通ったかという形で見えておりますけれども、これがですね5万3,344人、売上げで5,774万円です。高速開通後の20年はですねレジ通過者数5万4,605人、売上げが5,999万円です。これはわずかですが伸びてます。2%から3%程度です。それから、道の駅かまえですけれども、平成19年度のレジ通過者数は2万7,849人、売上げが4,128万9,000円ですが、20年はですねレジ通過者数が3万7,494人、売上げが6,276万8,000円、これは人数別では35%の増、それから売上げの金額面では52%の増ということになっております。道の駅宇目ですけれども、これは19年がですねレジ通過者数が4万4,649人、売上げが3,178万3,000円、これに対してですね20年が3万8,504人、売上げが2,811万8,000円、これはレジの通過者数で14%、それから売上げでですね12%落ちております。これは杜のTshopなどがですね同類の施設ができましたので、その影響も多少あるかと思えます。大水車の郷、これはですね平成19年が売上げが540万3,000円に対して、20年がですね604万7,000円、これは12%ほど増えております。これが数値的にはですね、開通後2か月という短期間ですので、これ確定的なことは言えませんけれども、海岸部を中心にかなり伸ばしているかなあとというふうに思っております。3番目ですけれども、市内外来者の変化につきましては、高速開通と同時に市外からの来訪が非常に増えているようです。国木田独歩館や観光案内所のお客様も95%が市外から来ておられます。特にバスツアーにつきましては、この7月・8月の2か月間で、去年はこれは3件89人でしたけれども、今年はですね59件で約2,000人の方がみえられるようになっております。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） もう時間がありませんので、以上で今の質問は終わります。それでは次の質問に移りたいと思います。高速道路を使ってですね、佐伯インターを降りましてですね217号線に出ますよね、ちょうど金欄橋のところでですね、あそこの交差点に各々の方向を示す指示標識を私は設置すべきじゃないかなあと思っております。これはよくですね県外の方が今さっき言いましたように多くの方が見えております。佐伯に全く来たことがない人もかなり来ておると思うんですね、そういう方がやはりあそこに来てですね、どっちに行ったら佐伯の市街はどっちへ行くのか、10号線はどっちに行くのか分らん方が多いそうであります。あれからちょっと左に曲がって加嶋のガソリンスタンドにですね、あそこに行って聞く方が多いらしいんですね。また、そこから引き返して市内の方に行く人とかということで大変その、よそから来た方が困っておるということを知りました。ですからあの正面にですね、そんなに立派なものじゃなくていいんですねえ、ただ方向が分かればいいんですから。だれでもそれは見知らぬ土地に行った場合はですね、本当この方向の標識が一番頼りでありますんで、やはりそういうものをですね、ひとつ是非とも設置してもらいたいということであります。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 矢野議員さんの佐伯インターを降りて217号に出る交差点に各々の方向を示す指示標識をとの御質問にお答えいたします。佐伯インターの開通に併せて、国、県、市の

三者で道路標識の設置について協議をいたしまして、必要な箇所には可能な範囲で設置をしたというふうには一応考えておりました。議員御指摘の箇所については県道佐伯津久見線と国道217号の交差点部に当たりますので、県と改めて協議をいたしましたが、大分県によりますと、現地には予告案内がですね300メートル手前、さらに100メートル手前に設置されており、また現地の設置場所の確保も厳しく、今後の状況を見て対応したいと。こういう回答をいただいたところです。しかし、議員御指摘のようにですね、ちょっと分かりづらいという所、さらに国道と県道の交通量の非常に多い交差点でありますので、各方面への進行方向をより明確にするための案内板の設置に向けて大分県と再度協議を行いまして、設置場所や案内内容について検討をいたします。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 是非ともよろしくお願いします。それで終わります。それでは時間がありませんので、簡単にいきたいと思います。

それでは、大きく分けましての3点目でございますが、合併特例債についてお伺いをいたします。これは合併して10年間に四百数十億円の巨額な予算が国から市の方に提示をされております。これはどのようなこれは意図ですね、こういう合併した新市に特例措置として提示されておるのか、その辺の説明をお願いいたします。また、合併してもう既に3年が経過しましたが、この特例債の利用状況、活用状況を分かればお聞かせ願いたいと思います。また、この特例債を使ってもですね大体事業費の95%のそのうちの70%が後ほど交付金として返ってくるということでもあります。そのあとの30%は市の方が持出しせないかんということなんですが、この30%についての財源ですね、はどういうことを考えておられるのか、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 合併特例債に関する件についてお答えいたします。まず、何のためにこの特例措置があるのかということですが、これはもちろん佐伯市に限ったことではありませんで、この特例措置は、改めて申し上げるまでもないかとは思いますが、合併した市町村が新市の建設計画に基づいて行う一定の事業のうち、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費についての支援策として設けられた財政措置の一つでございます。内容は、合併後10か年に限り、地方財政法で定める地方債の制限には該当しないものについても合併特例債を充てることができるとされ、これ充当率は先ほどお話がありましたように95%で70%の交付税措置が認められております。この合併特例債は地方単独事業のみならず国庫補助事業に係る地方負担額や県施工の事業に対する市町村の負担金にも充てられることとされております。本市の場合には、建設事業においては380億円、また基金造成のためにおいては38億円の合併特例債が使えることになっております。次に、合併後の特例債の活用についてということですが、平成19年度末の時点で、合併特例債の借入額は77億8,500万円でございます。その主な用途につきましては、地域振興基金の造成の財源に利用したほか、教育関係施設や道路橋^{きょうりょう}梁関係の整備の財源として活用してきました。それから合併特例債を今後どのような事業に充てていくのか、あるいはその返済の財源はといった質問でございますが、これまでと同様に今後も佐伯市のまちづくりを推進していく上で、真に必要とされる事業の財源として活用していきたいと考えております。事例で御質問がありました、消防の庁舎の建設につきましては着手が始まったところでございますが、他の事業につきましては今後検討して

いくこととなりますので、現時点でその具体的な返済の額、財源等述べられませんが、いずれにしても、その事業の構築やそれに伴う起債の償還の計画に当たっては市債の償還が将来の財政を圧迫することのないように十分に見極めながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） ちょっと手元にですね、特例債の活用状況の資料をいただいたんですが、この中の地域振興基金積立金というのがありますね、これは要するに特例債を一応借りてそれを基金として置いておくわけですね。この基金というのはどういう形で使えるのか。例えば新庁舎なんか造った場合ですね、国の補助金等ももらうんですが、それに手出しの分の特例債を使うという、またさっき言いました30%の残りの30%の分ですね、この分にもこれが使えるのかどうかですねこの基金が。分かりますか意味が、その辺。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 合併特例債のうちの地域振興基金の関係でございますが、おっしゃるように38億円の特例債を使いまして40億円、利が今付いておりますが、これは今後の合併後の文字どおり地域振興のためのある事業をするために充てるものですが、近年の制度の改正でこの財源として借り入れた市債のうち、償還した部分に相当する部分については事業のために使ってよいということが制度が変わっておりまして多少柔軟になっておりますので、今後のハード事業の整備等の財源には考えていくことができると考えております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） もう次は一つ残しまして時間がございませんので、もうこれでやめたいと思います。またこの次の議会で質問したいと思っております。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

次に16番、小野宗司君。

16番（小野宗司） 16番、小野であります。一般質問初日の緊張感も相まって昼から3人目、通算で5人目ということになります。本日のお疲れピークに達しているんじゃないかというふうに思いますが、しばらくの間、御清聴をお願いをいたしたいというふうに思います。本来9月のこの定例会のおきまして質問したいことがあったのですが、今回の一連の教員の採用事件に関して急ぎで提言したい事項が私自身の中にありまして、予定を変更いたしましてこの件について質問をさせていただきたいというふうに思います。大分県教委は去る8月の29日だったというふうに思いますが、臨時の委員会を開きました。その席上、今回の一連の不正事件に対するけじめと、それと調査報告これを発表したわけでありまして。それによりまずとまずけじめの部分として、08年度採用されたいわゆる不正、答案を改ざんして採用されたとされている21人のいわゆる教員に対して処分をするというふうに発表いたしました。この処分の根拠とするのは既に逮捕起訴されております元の義務教育課の参事所有のパソコン内にあるデータとこの不正に改ざんにかかわった職員の供述が弁護士の弁を借りれば、法的根拠たり得る十分な確実性を持っているという。これによるものであります。しかし、このけじめによって失墜した教育への信頼、あるいは教育への尊厳というものが戻されたのか、回復されたのかというところと全くそうではありません。ますます混迷の度合いを深めているような気がいたしてなりません。それは、当初県教委はさかのぼるだけさかのぼってこの不正採用されたものを割り出し処分をすると言っておりました。しかし、本来であれば10年間保存義

務がある関係書類、これを意図的に破棄した結果、証拠これがなくなりたどれなくなったわけであります。結果として8年の処分だけにとどまっているのが現状であります。このことに対して社会、信用が元に戻るわけがないからであります。さらに、この処分する21人の中の18人が学級担任を仰せつかった。今回の処分によって13人が引き続き臨時講師として学級担任を希望しているということでありますが、その中の11人が学級担任を希望するということであります。これが実行されますと7人の学級で学級担任が替わることになります。県教委はこの間の経緯を子ども、保護者、PTA、社会にどういうふうに説明するのでしょうか。だれが説明するのでしょうか。事のいかんによってはますます学校現場を混乱させることになる。その意味では全く自分本位の今回はけじめの付け方、それに終始をしているような気がしてなりません。今回この事件を受けてやらなければならないことが2点あります。一つは採用試験等の透明性、あるいは公正を確立するためのシステムを作ること。もう一つは同時に失われた教育への信頼、あるいは尊厳を回復するための具体的な手段を講じなければならないのです。このシステムづくりにつきましては、先般7月の17日だったというふうに記憶をしておりますが、首都圏以外で初めてある会合が開かれました。大分県で開かれたわけであります。それは全国都道府県教育委員会連合会の総会であります。この席上、冒頭あいさつに立ちました金森文部科学省初等中等教育局長、あいさつの大半を使ってこの件に触れてこのようなことを申してました。文部科学省として7月10日付で全国の都道府県の教育委員会にある通知を発送したと、それは今回の不正事件を受け教員の人事行政により透明性を求める。そのような措置をする具体的な点検をしてくれという通知であったわけであります。具体的に言いますと、まず試験問題これの回答と配点の基準を公開してくれ。そして採点選考基準も公開せよ。さらには試験結果を本人に開示をする。各選考段階におけるチェック機能を整備する。そして公正な面接時間、これを確保しさらに関係文書の適切な保存を図る。総じて不正行為が防止されるような手段を講じること。これを求めたわけであります。これを受けて大分県教委では、昨年度に引き続き試験の模範解答、あるいは配点基準を公開する。さらに採点について人事委員会と共同で行う。そして人事担当者、これを教員出身の人事担当者を減らすというような措置を発表したわけであります。また、昇任選考に当たっては従来一次選考として、校長あるいは各市町村の教育委員会、さらには教育事務所の推薦というものがあったわけでありますが、基本的にはこれを廃止し、適格と認められる者に対してはすべて合格とし、一定時間合格者の名簿に登載し、その中から毎年度ごと昇任をさせるというようにしたわけであります。また組織にあっては、教育行政改革推進室を設け人事の一元化を図り組織を見直すというように発表をしたわけであります。これを受けて本年度のいわゆる採用試験、これは最終的には10月21日に合格者が発表されますが、この試験からこのような事件が二度と起こらないということを確認するものであるし、期待をいたしたいというふうに思います。ただ残された問題がある。それは何か、先ほども申しましたが、本来的に教育に対する社会の信用、失墜された信用、あるいは尊厳というものをいかにして取り戻すか。このことは国においても県においても何ら具体的な施策が示されておりません。そこで今回教育界を揺るがした震源地となった佐伯にあるものとして、よく形容は正しくないかも知れませんが、震災になぞらえれば震災のあと、まちを復興するために区画整理をする。つまり広い道、見通しのいい道をつくる。正に今の分県の教育界、狭くて一方通行で風通しの悪い道を改革により、風通しのいい広い道、だれも見渡せる広い道にしなければ

ならない。そのことによって失墜された社会の教育に対する信頼、あるいは教育の尊厳が取り戻せる。その施策とその方法というものを今から具体的に提言をいたしたいというふうに思います。教育委員会におかれましては、これを具体的に検討していただき、優位性・有効性が認められれば教育委員会そろって県教委の方に提言をしていただきたいというふうに思います。その方法というのは、来年の4月1日から施行されます教育免許更新制度これを有効に利用するということでもあります。御承知のように、この制度は教員に新しい知識を取得していただき、自信と誇りを持って教壇に立つことにより失われた社会の信頼とあるいは教育の尊厳を取り戻すことを目的として行われる制度であります。具体的に言いますと、今社会は非常に早い速度で変化をしております。昔取った、昔築いた、昔仕入れた教員の知識で今のこの変化に対応できるか、これが問題になっているわけで、例えばLD、学習障害がありますけども、こういった情報、知識を知らなくてそういった方々に対応できるかのごとくであります。そしてもう一つ、さらに大きいこの制度の理由があるわけです。それは公務員というのは、広く大衆のためにいわば公共の利益のためにその職にあることが義務づけられております。特に教育公務員、教員にとっては一般の公務員よりも高い道徳性が認められる。それはなぜか、子どもの人格形成に携わる仕事を仰せつかっているからであります。にもかかわらず、昨今本来の教育活動による事件ではなく、一般の社会の規範にももつような事件というのが続発している。それは飲酒行為であり、あるいはセクシュアルハラスメント、わいせつ行為というような本来あるまじき、いわゆる事件というものが続発している。それは何故か、それは教育公務員としての自覚のなさ、あるいは人権に対する配慮のなさ、総じて危機管理意識のなさ、それが起因しているからであります。そのことによって何が起こったか、教育界に対する社会の信用というものが失墜した。さらに、教育の尊厳というものが崩壊してしまった。これを取り戻すために実はこの制度というものが始まるわけでもあります。その目的が示すように、失われた尊厳と信頼を取り戻すことがこの制度の目的であります。ただし、これをこの制度を策定をいたしましたこれは中央教育審議会、初等中等教育分科会というところでこれは作られたわけではありますが、その委員さんたちが当初想定した以上の今回大分県において教育の尊厳を損なう事件が発生した。これが今回の事件であります。そうであれば、それを補い社会の信用を取り戻すために、この制度の意義というのは40都道府県、どの都道府県よりも大分県にとっては非常に意味がある。重要なものになってきているはずですよ。それは御理解いただけるというふうに思います。そこでこの制度を有効に利用する大分方式、詳細細部にわたって少し大分方式として変化させ、もちろん全体においては国のいう免許更新制度、この大枠を外すことはできないわけですが、細部については大分方式を採用し、失われた信頼、教育への尊厳これを取り戻すことを図らなければならないというふうに思います。それでは以下7点大分方式の提言を行います。まず、この教育免許更新制度でありますけども、国は適性を欠く教員を排除することを目的としていないというふうに聞いております。しかし大分方式においては、適性を欠く教員の皆様には速やかに教壇から去っていただくということを目的の端に加えていただかなければならない。それはなぜか、国が目的が排除ではないというのには意味があります。それは排除するには分限制度という制度がほかにあるわけだから、そちらに任せればよいということでもあります。ところがこの分限処分、新佐伯市になっても1回もこの処理というものは実行されておられません。それはそうであります。学校これは大変失礼な言い方ですが、身内意識が強い環境の中にあっては

内部では出てこない。事件が社会に大きく取り上げ、いわゆる社会の要求として分限処分というのは求められる。その結果としてやむなくするという事例が圧倒的であるからであります。つまり、制度はあっても適性を欠く教員の排除には実質的にはこの制度はつながってない。つまりないに等しい、そうであれば特に今回の事件を見て、大分県の教育界にとってはこの免許更新制度を利用し、その目的として適性を欠く教員には速やかに教壇を絶つということを目的の端に加えることが、あるいはこの免許制度というのを厳格にすればするほど社会の信用というものは回復する。その意味でこの目的を目的の端に加えるということを是非していただかなければなりません。さて、細部については以下6点提言申し上げます。この免許更新制度、実は開設する組織というものが五つ国によって決められております。一つは大学、もう一つは指定された教員の研修機関、そして大学の共同利用機関、そして文部科学大臣が指定する独立行政法人と公益法人であります。そしてさらに最後に一つ、それは都道府県あるいは政令都市、中核都市の教育委員会が開設者とたるべきだというふうに入れられております。そこで大分方式にあっては、大学に開設者を求めるのではなく、大分県教委自ら開設者となって今回県教委の中で起こったこの事件につき、自らが責任をとる。つまり、厳正にこの制度を利用することによって社会の信頼を勝ち得るためには自ら開設者にならなければならない。そのことを提言をいたしたいというふうに思います。次に、この免許更新制度、実は来年の4月1日から採用される教員の方々は従来と違い免許期間ができます。10年になります。したがって、次の10年が来ると免許期間が終了するわけでありまして。この免許更新制度はその10年が来る2年前から30時間のいわゆる更新講習を受け、しかる後に終了認定試験に合格することによって次の10年のいわゆる効力が発生する制度であるわけです。従来の免許を持たれる先生方は、生年月日の順に来年度からこの更新講習を受けることとなります。ところが、これが形骸化されたいわゆる講習になりかねないのが国の考え方、それはなぜか、1回の更新講習、そのあと修了認定試験、仮にそれが不合格になっても2年間という期間内であれば何度でも受験ができると、受けられるというふうになっているからであります。しかし、大分方式にあってはこれは認められない。大分方式にあっては、この回数に制限を加えなければならない。つまり、1講習当たり2回制限を加えるべきだ。なぜか、何度でも受けられるような試験ではもともと何度でも逆に言えば落ちるような先生に果たして教壇に立つ資格、資質があるのかどうか、そこが問われるからであります。厳格にすればするほど社会の信用というのは増す。つまりこの目的、制度の目的にかなうものであります、これが3点目。次に、この免許更新制度実は内容が二つあります。12時間の必修講習と18時間の選択講習、必修講習はこれは教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外との連携・協力を求めることに理解をしていただくための講習これが12時間、これはどなたも受けなければなりません。さらにもう一つ、選択講習これは教科指導、生徒指導、その他教育の充実に関する講習、これが18時間あるわけです。これは選択となっておりますから、これを受講する教師が自らの課題意識に合ったものを選ぶことができます。ただ国の方針としては、この必修講習と選択講習を一つのセットにして30時間、一つの講習として受けることを認めております。これは大分方式によっては認められない。なぜか、一つの講習であれば一つの終了試験を合格すればそれで免許が更新されるからであります。これでは教師の幅広い資質を磨くことはできない。これでは社会の信用を勝ち得ることはできない。そこで、大分方式にあっては必修講習の1講習と選択講習これは1講習最低6時間が1

講習とされておりますから、選択講習の3時間、必修の1、選択の3教科合わせて4教科、4講習を受けることを義務づけること。これは何としても求められます。幅広い教員の資質を養い、大分県の教育界全体の質を上げること。これが今残された社会のあるいは教育の尊厳を取り戻す唯一の方法であるからです。さらにこの更新講習というものは、講習を受けただけでは免許は更新されません。更新を受けたのちに修了認定試験を受け、それに合格しなければならないわけです。国はこの修了認定の基準というものを設けて5段階に評価しております。それは90点から100点のS、80点から89点のA、70点から79点のB、60点から69点のC、59点以下のFというように分けております。そしてこのF認定を受けた方が不認定、不合格になります。そしてこの認定を行う、いわゆる採点担当者に大分方式としては是非レイマンつまり一般人として参加している教育委員の皆様に参加していただきたい。このことを提言したい。もし今回のこの不幸な事件、レイマンとして参加している教育委員がこの中に入っていればこのような事件が起きたか、起きなかったでしょう。これは教育界という極限られた内部ですべて行われたからこのような結果がまねかねたわけです。したがって、一般の教育委員が存在する意義も含め教育委員会そのものの質を向上させる意味も含め、あるいは試験の客観性、あるいは透明性、あるいは公平性を担保する意味でも教育委員の皆様が試験の担当者になっていただかねばならない。ただし、自らが勤務する教育委員会以外の勤務地で勤務する先生の採点に当たっていただかねばならない。これが客観性を担保することになります。さらにもう1点、これが一番重要なんですが、試験の結果というものを社会に公開していただく必要がある。この試験はもともとこの制度、先ほども申しましたが、失われた信頼あるいは教育の尊厳を取り戻すために創設された制度であります。社会の信用がなくなるとその制度の意味はない。つまり、試験の結果を公開することによって社会にする安心感これが担保されるわけであります。また、教員が自ら資質を磨くためのモチベーション、動機づけにこれがなるわけです。プレッシャーが掛からなければそのような向上はもたせない。しかし、教員の方にとっては非常に辛いかもしれませんが、それが唯一大分県の教育の信頼を回復する手段になり得ると思います。なぜか、先ほど申しましたが、本来10年保存義務がある関係文書が破棄されてしまった。したがって、不正に採用された教師が今厳然と子どもの前に立っているという事実、それは社会が認知していることであります。しかし証拠がない以上その処分はできない。であればどうするのか、残された手段というのは教員自体の質を全体的に上げる必要があるのです。入った時に能力がなかった先生でも10年ごとに必死に能力を磨いていただければ質が上がる。全体のレベルが上がる。それが唯一社会から信頼を勝ち得るあるいは教育そのものの尊厳を取り戻す唯一の手段になるからであります。したがって、これは勇気を持ってやっていたいただかねばならないし、この試験を厳正にすること、これが今大分県教育界に対して社会が求める私は唯一無二の条件だろうというふうに思っております。そして大分方式の最後の提案になるわけですが、この免許の更新制度すべての教員が対象では実はありません。免除されている教員がいらっしゃる。それは校長・教頭・教育主事とすでに一般教員を指導的地位にある方、この先生方はその講習を受けなくてもすべてそれだけの知識があるということがみなされているからであります。しかし、御承知のように昇任選考によって校長の昇任においてもこの事件が発生した。その意味では修了認定試験を受けずとも必修講習の12時間はどなたにも受けていただかねばならない。そのことに関して例外はない。そのことを提言いたしたいというふうに思います。以

上、七つの提言をいたしました。教育委員会としては教育委員さん皆さんで、あるいは教育委員会全体としてこれを精査していただき、冒頭申しましたようにこれが有効であれば是非打ちそろって県教委に提言していただきたい。もし仮に県教委がこのことについて首を横に振るようであれば、県教委として失われた、失墜した教育の信頼を取り戻す具体的な手段を早急に社会に示す必要がある。それができないのなら、それができなくもつと言え、すべてこの提案を否定するのであればもはや教育委員会としての私は責任あるいは責務、それを放棄したものだともみならずしかないというふうに思っております。また、県教委が開設者として、このような大分方式を取り入れますよと文部科学省に報告し、文部科学省が首を横に振るようであれば、国として、大分県の教育の信頼を取り戻すための具体的な手段を早急に講じなければならない。私はこの質問をする前に、文部科学省の職員の方とやり取りをいたしました。もともとこの免許の更新制度というものは、先ほど申しましたように、失われた教育の信頼を回復するために創設された制度であれば、その目的にかなうのであれば頭から否定するものではなく、十分に審議をさせてもらいますというような意見であったことを付け加えさせていただきたいというふうに思います。いずれにしても今何をすべきか、それは失われた教育の尊厳あるいは社会の教育に対する信用、それを復活するその手段を早急に講じること。これに尽きるのだというふうに思います。私のこの提言はそれにかなうものだというふうに私は確信をしておりますので、その点踏まえて教育委員会としての答弁をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） まず、小野議員の質問に答弁する前に、皆様方におわびを申し上げたいというふうに思います。この度の佐伯市の教職員が関係した教員採用や校長・教頭任用を巡る一連の贈収賄事件にかかわり、児童・生徒を始め市民の皆様方に多大な同様と混乱を与えたことに対しまして、まずもって深くおわびを申し上げたいと思います。

ただ今、小野議員からすばらしい提言をいただきました。取りあえず答弁を考えておりますので、先に答弁をさせていただきたいと思います。今回の教員採用及び校長・教頭任用試験を巡る汚職事件は、大分県の教育行政の根幹を揺るがす大事件であり、教育に対する社会の信用を大きく損なうものとなりました。この影響は学校現場を始めとして計り知れないものがあり、特に子どもへの影響を考えると、一刻も早い学校現場の正常化を図るとともに、事件の事実関係やその背景を調査・究明することにより、再びこのような事態が生じないようにあらゆる対策を講じ、教育行政の信頼回復に向けた努力、取り組みを進めなければならないと考えております。現在、県教育委員会では、先ほども小野議員がお話ししましたように、平成20年7月16日に決定した教育行政の抜本的改革に向けて7人のメンバーからなるプロジェクトチーム、通称PTと言われておりますが、を設置し選考試験の見直し、公正・透明な教育委員会組織の再生に向けた組織の抜本的な見直しと公正で透明性の高い人事管理、職員の意識改革、不正な方法による採用者の取り消し等を基本方針として取り組んでおり、今後の成果に期待するところであります。佐伯市教育委員会といたしましては、市民や外部の意見を反映しながら教育施策を見直していくための教育長直轄組織である教育改革推進班を設立し、教職員の資質向上や家庭・学校・地域の連携などを考え、問題解決に向けた方策を考えていくこととしております。なお、学力向上対策など学校教育全般に関しては、先日3月の議会で承認していただきましたような幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会とい

う審議会で協議することとなっております。さて、平成19年6月に教職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。この制度は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう定期的に最新の知識、技能を身に付けることで教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目的としており、その内容は最新の知識、技能を身に付けること。平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期限が付されること。2年間で30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要になること。平成21年3月31日以前に免許状を取得した者に対しては、更新制度の基本的な枠組みを適用すること。を基本とするものとなっております。6月にこの制度の概要について県教育委員会の説明会が開催され、市教委や学校からの意見や質問を集約し、疑問点について文科省に問い合わせ、国からその方向性について周知徹底することにより制度がスムーズに施行される対応を図っているところであります。この制度は来年度から本格的な施行となっております。今後免許更新制度については、施行に伴ってさまざまな問題を改善すべき点が出てくると考えられます。なお、この制度は不適格教員を排除するということを目指しておりません。不適格教員につきましては、県が新しく、指導が不適切な教員の支援システム制度の導入によりその対策を図っていくこととなっております。佐伯市教育委員会といたしましては、これらのことを踏まえながら制度の充実に向け意見反映を県を通して国へ行っていきたいと考えております。今日、特に小野議員から提言されました意見につきましては、すばらしい発想の部分、そういうことも生かしたいというふうに思っております。その7項目につきましても貴重な意見として、佐伯市教育委員会で十分協議をしてみたいというふうに思いますが、もともと国と県教委が行う事業でありますので、県教委を通じて佐伯市教育委員会で協議したことを十分伝えていきたいと考えております。以上であります。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） 再質問を行います。本来この議会から一問一答制というのが入っておりますが、私の質問余りにも細部に入るため一問一答制というのをあえて避けさせていただきました。そのことは了解していただきたいというふうに思います。教育長の答弁を聞いていて、今回の事件は起こり得るべきして起こったなあというふうに失礼ですが感じました。それはなぜか、以前この場でも申し上げたことがあるが、教育委員会これが設立した目的というのは何か、また政治的な中立を図らなければいけないからできたわけですね。政治的な中立というものをあえて言えば盾にしてですね、例えば首長・市長からの介入を拒む、介入を拒みだれからの審判にもあえてさらされることがないというのが今の実は教育界の内部ではないかというふうに思います。ということはどういうことか、自分たちが都合のいいように組織をしてしまう。つまり保護色が強くなっている。その現れが今回の一連の不祥事に出たような気がいたします。今教育長の熱を感じないのは正にそういうところにあるのだと思う。そこで私は思うのは、教育、大変失礼ですが教員出身の関係者の方であえて先ほど申した世間の信頼だけが教育の尊厳を取り戻すための具体的な施策を施行することはこれは無理なんだろうなというふうに素直に感じました。であれば、この放映をいずれ教育委員の方が見られると思う。今見ていらっしゃる方がもしおられるかも知れない。であれば一般人として参加している教育委員の皆様方にこのいわゆる教育委員会の抜本的な改革、教育の改革というものをお頼みするしかないなあと今素直に思っております。一般の教育委員として、いやレイ

マンとして自らの意見、いわゆる社会の常識というものを教育委員会の中に取り込む、持って入ってくることこそこの教育というものが再生するもとになるかと思えます。教育長、子どもが先生を信頼しなくて、社会があなた方を信頼しなくて教育が成り立つんでしょか。今そこが問われているわけです。この通告してから何時間たっておりますか、何日たっておりますか、具体的に提言をしておるのであれば、早急に教育委員会を開き、このことについて検討すべきです。来年の4月から1日から始まる時間的に余裕があるわけじゃあないんですよ。今初めて聞いたような答弁にしか見受けられないし聞こえない。どうされるのか。もともとこの七つの提言それ以上あるかもしれない。あるいは国に大分県教委がいわゆる主としてこの免許更新制度を当たるというふうに申し出で大分方式を採用すると言っても七つが全部認められるとは限らない。一つかもしれない二つかもしれない。あるいは全く認めないかもしれない。しかし、一つでも二つでも三つでも認められる部分が多くなればなるほど社会の信頼を回復する。これは制度になるんです。その意味で、そのたたき台、大分県教委にそれを具申する意味でなぜその間に突き詰めた議論をしないのか非常にぬるい。もっと言えばあなた方ではこの信頼を回復することはもはや無理なのか分かんない。いいですか教育長、この教育免許更新制度これを導入に当たって先生方、現場からこういう声が聞かれております。せっかく私たちは苦労して一生の資格である免許を取った。この制度が導入されたら自分たちがせっかく取った一生の身分保障というものは揺るぐ、そうなればあとを追従する教員を目指す人が少なくなるんじゃないかというような不安を提言してあります国に。全く情けない、本質を見間違えている。その一方で、教員の養成期間を6年にすべきだという強行な意見があります。それはなぜか、人間の体を預かる医者、歯科医これは研修期間が6年です。ところが教員の養成期間、これは短期大学から大学院まで幅広くその門戸を開いて、これは戦前のいわゆる師範学校に対する批判、これを受けてのこの制度であるわけですが、いい悪いは別にして、例えば幼稚園の教諭これは80%が短期大学を出ておられます。だからということではありませんが、少なくとも教員としての心構え、資質、それを形成して教壇に立つためには現行の一般4年では短すぎるという意見があるわけです。しかし本質的にはそうではない。要は教職というものを魅力のあるものにすること、これが優秀なあるいは高まいた思想に燃えた教員を目指す人、これを導くいざなうことができるからであります。国は教職を魅力あるものにするために幾つかの施策というものを既に発表しております。それは一つ、例えば優秀教員は表彰しましょう。あるいはメリハリのある教員の給与体系を実現しましょう。または教育活動以外の教員のいわゆる事務負担を減らしましょう。あるいはまた今年から既に始まっておりますが、教職大学院をこの活用を促進しましょう。そして体系的な研修制度も実現しましょうと言ってる。しかし根本はそこにあるのではない。魅力のある教職をつくるということの根本は、社会に子どもにPTAに保護者に信頼される先生になるか、教職になるか、そこに掛かっているんです。どうして子どもから尊敬されない、地域から尊敬されない先生が、そのような教職を目指すんですか。敬われるから初めてよしおれもなってやろうという気になるんです。そしてその一番大事な本質というのを損なったのが今回のこの事件であります。それを理解していればそのような甘い答弁にはならん。あえて少し口は激しくなりますが、そのことは言っておかなければならない。その一方で、実は昨日一般市民の方から電話をいただきました。その方はテレビのテロップを見て私がこの件に対して質問に立つということを見て、匿名でしたが電話をしたのでしょ。その内容

は教育委員会、特に教育長、あなたに関するものでした。今の答弁私にとっては非常に納得いかない答弁ですからあえてこの件を出したいというふうに思います。その方、今回教育長が発表したのは自らの懲戒処分、つまり減給5か月というこの処分はこの事件の重大性と同等なのかどうかということでありました。その程度のこれは事件なんですかということでありました。もっと言えば、あなたには服務監督権限の責任者としての責任があるとその方は申しておりました。しかし問題はそこではない。そこでお伺いいたします。今回不幸にして懲戒処分、これを処分された方々の中で、あなたが第一次選考として推薦をした方がいらっしゃるのか、もし仮にいらっしゃったとすれば、あなたは推挙した責任が厳然としてあるんです。10分の1を5か月などという処分では到底追いつかない。私はその女性の方にこう申しました。いや恐らくそうではない。ことの推移を見て結論が出たあと自らの本格的な処分は恐らく考えてるんでしようというように申しましたが、到底納得していただけませんでした。この件を踏まえ、あえて先ほどの質問も踏まえ、あなたの思いというのを聞かせてください。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 小野議員からの厳しい再質問でございますが、基本的に私自身も教員をして、ずっと教員という形でありますので、小野議員がお話されているとおりかもしれません。しかし、私は教育は信頼なくして教育は成立しないというふうに思っております。実際そういう思いで今までできております。したがって、教員は社会に対して信頼を得るためにどうすればよいか。まず一番初めに、私は教員は子どもが好きでなければ教員はなかなか務まらないというふうに思っております。まず、それが教育を魅力あるものにするための原点だろうというふうに思っております。懲戒処分がどうであったかということは、教育委員会が決めたことでありまして、それが同等であるかどうかということは私自身がまた考えなきゃいけないことであろうと思っておりますが、小野議員が考えているように、私も佐伯市の教育を信頼あるものにしていきたい。教育再生をしていきたい。そういう願いは私は同じだというふうに思っております。そのつもりで今考えておることは、ずっとこれが正常化をすることだけではなくて、これは簡単に教育の信頼回復というのはいかならないだろう。そうすればどういうことを考えていかなければいけないかということを考えたときに、まず市民の声を耳にしなければならぬだろうというふうに考えて、実際に私の直轄という形で教育改革推進班ということをして今回立ち上げることにいたしました。この推進班というものは、今小野議員がおっしゃるように、私は教員が主体になった組織づくりではなくて教員以外が、できるだけいろいろな人たちの声を聞いて教育再生をするためにどう考えていけばいいか、今現在学校はどう考えればいいのかということを作っていきたいというのが教育改革推進班ということでありまして。この教育改革推進班の今後の施策等を考えながら、佐伯市教育委員会としては可能な限り早い時期に市民の皆様方に信頼を回復できるようにしていきたいというふうに考えております。実際、免許制度等については議員が指摘されたように、考え方はいろいろあるかと思っております。真摯に教育委員会では検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） 今御答弁いただいたわけですが、具体的にお尋ねしたことについてはお答えになっていただけません。ただ今教育長のつぶらなかわいらしい目が真剣になっている姿を

見かけると、これ以上の質問は私自身も避けようというふうに思っておりますが、しかし教育長、あなたができることは現然としてあるわけです。先ほどの市民の声というものをあなたに届けました。あなたの責任の取り方、それは今回の事件の大きさというものを市民の方、あるいは社会の方に知らしめる私は一つの方法だろうというふうに思っています。もちろん、あなたが責任を取ったからといって根本的な分は何も解決するものではない。しかしそれが大前提になりますよということを恐らくその方はおっしゃったのではというふうに思っておりますので、そのことは肝に銘じていただきたいというふうに思います。さて市長、いよいよ出番、登壇をしていただきますが、今回この件に関してあなたのいわゆる形式な見解を含めて意見あるいは意思というものは全く伝わってきません。漏れ伝わったところによりますと、あなたは、これは教育委員会で起こったことで自分には全く関係ないということを公言してはばからないというような風評も私の耳には届いております。それが真実であるとすれば非常に大きな重大な問題であるわけです。先の6月定例会であなたに大変失礼ですけども、佐伯市のまちづくりというのは人づくりだと、人づくりの原資あるいはもとなるのは教育だと、つまりまちづくりイコール人づくりイコール教育、この簡単な公式があなたの場合イコールで結ばれないという大変失礼な発言をさせていただきました。しかしその発言、あなたが言った発言というのは本当であれば正しくこれが証明されたなあというふうに思っております。本当に関係ないですか市長、あなたには責任があるんですよ、関係ないわけではない。望む望まないにかかわらずあなたの要は部局が、社会教育の一部を事務執行してるんですよ。かかわってるじゃあないですか、なぜ関係ないんですか、なぜあなたの意見が出てこないんですか。どういうつもりでおられるんか、一見華やいたニュースは多い佐伯市はね。しかしその影である今回のこの事件、それをすべて覆してしまうほどの重大な事件なんです。その事件にもあるにかかわらず関係ないとは何事か、どういう心情でそういうことをおっしゃられてるのか、おっしゃられたとすればですよ、言ってないといえば言ってないといっていただければ結構だ。関係なくはない、もう一度言う。社会教育一部事務執行はあなたの部局がやってるじゃあないですか、かかわってるんですよ。どういう発想ですか。まちづくりをどうしようとするようにあなたは考えているのか。意見があったらお願いします。その意見を聞いて私の質問は終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 小野議員から市長としての意見を聞きたいということで、この件につきましては6月議会の時に、まず6月15日の一般質問の冒頭に皆さんにお知らせし、市長としてこういう事件が起きたことについて非常に責任があるということをお話ししました。また、こうした教職内の意見それぞれの立場の中があると思います。先ほど議員が言われた中で、それぞれの立場の縦のラインといたしますが、市民の中で起きた教職員の責任、いろんな中でも市長にも関係があることがあります、それが全部が全部市長に関係ないとは私言っておりません。そうした中で本会議での謝罪等をし、また市民に対してこうしたことが起きたことについて謝罪をしてるわけです。特にこの事件、ある意味では佐伯市にとっても、本当佐伯市の在住の方、佐伯市におられる、そして勤めておる方で起きたということについては、私は学校関係ということであってもやっぱ市民ということで今回の諸般の中でも謝罪しております。議員が言われる範囲、この事件の全体の中で起きたことについて、例えば県の教育委員会がしたことについては、私どもに対してそれが市の執行部にどう関係あるのかといわ

れば、私はそこには一段ちょっと違う部分があると思います。それはその中で行政と分けた県教委のあり方だと思っております。そうした中で、私どもにおった教育界の人がそういうことが起きたことについては、私はこうしたことがあってはならないと非常に遺憾に思っているし、こういうことをするようなことでは、私たちのこれからの将来の教育に対する信頼というのは失うものだろうと思っております。まちづくり、人づくりです。そうした中が佐伯市民から出たことについては非常に私は残念に思っておりますし、その点については6月議会、また今議会等に冒頭に申し上げたところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、小野議員の一般質問を終わります。

これより15分間休憩いたします。午後3時より開会いたします。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に39番、村松講一君。

39番（村松講一） 39番、あまべの会、村松講一でございます。今日最後の質問となりました。

暑い、長い夏も過ぎ、北京オリンピックの日本選手団の活躍の話題も続く中、福田総理の突然の辞任劇、いよいよ始まるおおいの国体を目前に内外ともに世情騒然とした中、まだまだ県教委汚職事件の報道は続いております。

私は今回4点の質問を通告いたしております。一問一答方式をお願いをいたしておるところでございます。まず県教委の汚職事件について質問いたしますが、先ほど小野議員の質問と重複、それから答弁も重複するところがあるかと思っておりますが、その点よろしくをお願いいたします。6月の事件発覚以来、連日マスコミのトップニュースで大分の佐伯のと全国にその名をとどろかせることとなり、議会としても7月、8月の委員会の視察研修の自粛を余儀なくされたところでもあります。教育委員会の中核にある一握りの不心得な人たちの心ない行動が大分県教育の根幹を揺るがす一大事件へと発展し、今なお事件の余波がおさまることなく児童・生徒始め父兄関係者の苦悩は深まり、察するに余りある状況であります。渦中におられる本市の教育委員、教育長を始め関係者の御苦勞に同情をいたすところでもあります。私は先日、県議会一般質問初日傍聴に行っていました。4名の質問者全員がこのことに触れ、知事、教育長、教育委員長と苦渋の答弁を目の当たりにいたしましてことの重大さを改めて実感したものであります。この事件、ことの始まりは佐伯出身者等のマスコミで佐伯組といわれている人たちによって起きた事件であります。武田教育長のいわば後輩たちでもあります。逮捕・起訴され裁判中ではありますが、既に懲戒免職の処分を受けてもおりまして渦中の人たちにとっては教育長は上司であります。県教委の言を借りれば、任命権者は県教委で給料も県から出してありますが、校長以下の指導管理・監督の責任は市の教育委員会にあるとのことでもあります。また、校長・教頭等の任命には内申同意あったのことでとっております。県の小矢教育長、教育委員長ともに自身の身体については事件を片付けてからのことだと聞いておりますが、市の教育委員会は既に自らの処分を決めてマスコミには出してあります。自らを処分することは大変に勇気のいることではありますが、ことによっては身を捨ててこそ浮かぶ瀬もありとの心境に至ることもあるでしょう。今回の事件の名誉挽回の対策と今後の教育再生の決意をお聞きいたします。小野議員との重複はお許しいただき

たいと思いますが、これで1点目の質問を終わります。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員の御質問の中で、知事は総力を上げてという形で知事に対してのお話がありましたので、私も市長としてどうするのかという御答弁を申し上げたいと思っております。県教委の汚職事件についてお答え申し上げたいと思います。このことにつきましては、開会当日の諸般の報告で申し上げましたように、大分県教育委員会内で起きた教員採用や校長・教頭任用試験での不正、市内小学校の校長・教頭がかかわっていたことについて、学校現場や教育委員会のみならず佐伯市にとっても非常に残念なことです。事件で不在となっていた学校に9月1日教頭先生が、9月2日には校長先生が新しく赴任し、校長以下全員そろって2学期をスタートすることができました。関係者の協力によるものと感謝を申し上げます。今後、佐伯市教育委員会には学校等で発生した混乱を早くおさめること、子どもたちが安心して勉強ができる学習環境を整えること、加えて教職員が一丸となって佐伯市の学校教育の信頼回復に努めていただけるよう指導教育をお願いしたいと考えていますが、市といたしましても、教育委員会の子どもたちが安心して学べる環境づくりや学校教育の信頼回復に向けた取組に協力していきたいと考えています。教育委員会では、今回の事件を受け、教職員の管理監督者である教育長の懲戒処分や教育委員報酬の自主返納などを決定するとともに、教育委員会内に新たな組織、教育改革推進班を編成し、教育再生と信頼回復に取り組むとしており、市長部局職員への協力依頼を受けております。市長部局職員が学校教育の現場での問題や教育行政のあり方に関する問題について、佐伯市教育委員会への意見や教育行政の施策への提案等を行える機会を得ることになりますので、教育改革推進班で検証・提案されたことについては、教育行政の独立性を尊重しながら佐伯市として協力していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 教育長の答弁もあるかと思っておりました。教育長にじゃあお尋ねをいたします。先ほど浮かぶ瀬もあるとかいろいろ申しました。これは小野議員の質問の中にもありましたが、私は教育長の議会に対してのこのことに対する説明、6月に一度ありましたがそれ以降ありません。今回議会冒頭で説明の機会、発言の機会をという申し出がありました。初日は教育長の方で遠慮しておりまして、一般質問初日ということでありましたが、それも撤回されまして、議会に対しては正式に発言の機会、説明の機会はありません。このように一般質問の場を借りてということなんでしょうが、それはちょっと違うのではなかろうかと思えます。改めて議会の場で皆さんでお集まりいただいておりますので、筋かなと私もはそういうふうに、私はそういうふうに思っております。皆さんもそういう意見の方が多いようですので、その辺ももう一度考え直していただきたいと。マスコミには度々出ておりますし、処分の内容についてもマスコミを通じて私どもは知るだけあります。その辺について再度教育長、ありましたらお願いをいたします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 村松議員の御質問ですが、私自身も議会冒頭にお話をしたいということを議会に申し入れをいたしました。希望がかなわなかったというのが現実であります。したがって、原稿ということでは失礼なんです、私がお話ししたいというものはここにも準備はしておりますが、一般質問で皆さんが質問されるようなことがすべて書かれておりますので、

差し控えてはありましたが、もしよければ、私はここで皆様方に初めから順次お話ししたいというふうには思っております。皆様の許可があればしていきたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） その件に対しましては議運の中ですね、そういう教育長からのあれはいろいろなということで、議運で決まっておりますので、これはあとでまた議運の中で話し合っていきたいと思っておりますので、村松議員お願いします。村松議員。

39番（村松講一） この件についてはもうこの辺に重複しますのでいたしますが、何にしても佐伯市の教育を預かっているのは教育長であります。佐伯市の教育信頼回復のために一生懸命頑張っていたきたい。

次に移ります。花いっぱい美しいまちづくりについてお聞きをいたします。蒲江の花いっぱい運動は平成7年から花による美しいまちづくり、花づくりを通じて心豊かな人づくりを目指してとスタートをいたしました。これは旧佐伯市、佐々木市政の時代でありましたが、山際通りを始めとするまちづくりにヒントを得て始めたものであります。蒲江の花いっぱい運動の原点は市道名護屋佐伯線、野々河内地区の谷川豊さんが、今も現役でボランティアで一生懸命頑張っておりますが、この道にカンナを植えまして、カンナ街道として道行く人を和ませております。これが原点であります。その後は、町花にもなりましたハマユウの植栽を故人となりましたが、富沢さんの熱心なリーダーシップ等の後押しもありまして町の事業として合併まで10年ほど花壇の整備等も手がけ39団体、1,600人ほどの人たちがボランティアに取り組んできたところであります。このことについては塩月副市長よく御存じのことです。今では振興局のパワーアップ事業の一部となり、予算も少なく、植栽の回数も花の数も少なくなりました。何かと工夫を重ねながら美しいまちづくり、花づくりに取り組む人たちの姿には頭の下がる思いで感謝しているところであります。今国体を前に街路樹のせん定や会場周辺の清掃、フラワーポットやプランターの設置と県下どこもボランティアの皆さん精を出している姿を目にいたします。本市もこれを機会に花いっぱいの美しいまちづくりをごみゼロ運動とともに全市に広げる施策を拡大、展開してはとお尋ねをいたします。また、振興局のパワーアップ事業にメリハリをつけ、一律300万の枠を外すか予算の増額を考えられないのかもお尋ねをいたします。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず、ごみゼロ運動とともに花いっぱいの美しいまちづくりを目指してはとの御質問にお答えします。高速道路の開通により本市にも市外から多くの人々が訪れるようになりました。市民が快適に過ごすとともに、市外から訪れる人々を気持ちよくお迎えするためにも、ごみのない花いっぱいのまちをつくることは非常に大切なことだと思います。本市といたしましては、このごみゼロ運動と花いっぱい運動について、市の直営事業としてではなく、地域の人々や各種団体の自主的な活動により環境整備を行っている状況です。今後とも地域のこのような自主的な取組に対して、市としても協力してまいりたいと考えております。次に、蒲江地区の花いっぱい運動とパワーアップ事業との関係についてお答えします。蒲江振興局管内では、平成7年度から花いっぱい運動に取り組んできました。合併後は平成18年度からスタートした佐伯市旧町村部地域パワーアップ事業を活用し、蒲江振興局が実施主体となって取り組んでいます。議員の御質問の趣旨は、従来からのこの活動をパワーアップ事業の中で実施せざるを得ないことについての御指摘であると思っております。現在、旧町村部地域におきましては、長年にわたって培われてきた事業を含め、地域づくり活

動の大半をパワーアップ事業の中で実施しています。先ほども申し上げましたとおり、花いっぱい運動につきましても、地域の人々の自主的な活動を支援するという形で進めておりますので、蒲江地域の花いっぱい運動につきましてもパワーアップ事業の中で実施することが適切であると考えます。なお、一律300万円としているパワーアップ事業の事業費枠の見直しについてですけれども、平成18年度に導入したパワーアップ事業につきましても、実施後3年をめどに事業のあり方について検討・協議を行うこととしています。今年度は実施後3年目となりますので、現在、これまでの取組みの実績や実施体制等の検証作業に着手していません。今後、振興局としての考え方のほか、地域審議会の意見などもお聞きしながらその方向性を出していきたいと考えており、事業費枠につきましてもこの中で検討したいと考えております。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） もう答弁はよろしいかと思えます。蒲江ではですね部長、この花づくり運動の期間中、かなりの年月やったわけですが、学校・家庭・職場等の年1回花のコンクールを実施いたしました。花木の提供も各家庭に、あまり大きな予算でなかったんですが、差上げて、注文する人、欲しい人にはあげますよというようなそういう制度も作っておりまして、これがかなり根付いておりまして、今でも家庭でこういう花づくりにいそむむという姿が見られます。是非今後の検討課題にさせていただきたいと思うし、正に蒔かぬ種は生えぬと申しますので、その辺もよろしく願いをいたしたいと思えます。

次に移ります。燃油の高騰対策についてお聞きをいたします。今原油飼料等の高騰の影響で農林水産業、特に農業・水産業、正に危急存亡のときであります。漁船の燃油はここ三、四年の間に3倍に上がりました。私も家族で細々と魚類養殖をやっておりますが、燃油やエサ高、それに魚価は上がり漁業の厳しさを身をもって体験している者の一人であります。今回の燃油高騰対策事業、国の組んでいる600万円計上しているわけですが、国の対策で県内のマグロ船36隻、まき網24と、これは国の方での救済ということになりますが、これ以外の救済の対象で、その他の漁船グループについては県・市の予算でということですが、600万円の計上の中身、この事業、省燃油操業実証事業ということですが、対象となる該当する市内漁業者の実態をお聞きをいたします。通告の津久見市との差額、通告をしておりますが、これは私の勘違いでありましたので、津久見の予算が多いというのは農業予算も入っているということでありましたので、それは省いていただいて結構であります。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 村松議員の御質問ですが、今回の補正の関係で対象になる業種としては、すべての漁業者が一応対象ということになっております。佐伯市では平成18年1月1日現在で818の漁業の経営体がございます。あとは津久見との関係はもう先ほどの件でございますので、省略させていただきます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） そこまで絞れてないということで818の経営体すべてが対象ではあります、この中でどれだけの方が対象になって手当を受けるのか、救済されるのか、燃油の補てんを受けるのかというのはまだ分かってないということですか。それ今から漁協を通じて調査をするわけですが、そういうことでいいんでしょうか。じゃあもう結構です。県はですねアクションプラン2008というのを策定して農林漁業の生産額を2,000億円にするということでごう

いうプランを作成して頑張っております。それについて佐伯市も一翼を担うわけですが、持続可能な農林水産業の再生振興策を県・市力を合わせて強力に取り組んでいただきたいと思います。また、国策に合わせて40%といわれる先進国中最低であります食料自給率の改善にも取り組む姿勢を是非示してほしいと思うものであります。答弁は結構であります。

次に移ります。次の市有地の利活用についてお尋ねをいたします。これは遊休市有地の利活用策については、先ほど河野議員の質問にもありました。これはもうほとんど重複をいたしますが、この辺は簡単で結構であります。それから企業誘致のことについて、土地を造成してという中で、矢野議員の質問にも答弁がありましたので、その辺を含めてお聞きをいたします。遊休市有地のことについては先ほど河野議員の質問にもありましたが、私は開発公社所有も含めた処分可能な土地全般についてこの際、売れる土地を売ってそれらを財源として企業誘致のための用地取得を考えてはどうかという思いで質問をいたします。県は政府の企業立地促進法に基づく支援先として、昨年大分県全域の指定を受け、企業80件の立地を目標としておりましたが、今月3日100社に増やし国からの同意書が交付されたとのことであり、県内18市町村が対象地域であり、税制面で優遇措置もあるとのことであり、高速道路の残土処理も国は一般の人に土は要りませんかというほど高速道建設にも影響しそうな問題も起きております。市で畑でも山林でも買い取って高速道残土を利用して企業誘致のための土地造成の計画はないのかどうかお聞きいたします。大規模企業団地造成を矢野議員の質問で、答弁では何か用意するのかなんとか、そういう計画があるとかお聞きいたしましたが、その辺もお願いをいたします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 遊休市有地の利活用策についてということでお答えします。議員おっしゃるように先ほどの河野議員に対する答弁と随分重なるところが、基本的には重なるわけですが、いわゆる遊休地といいますが、その売却につきましては開発公社以外で市でいわゆる一般会計ベースで持っておるもので、昨年度2物件売却いたしまして、今年度は5物件について現在売却のための計画を進めており、おおむね当初の予定どおりということと言えるかと思えます。また、御質問の開発公社の保有地についてであります、これも先ほどお答えしたことに重なりますが、開発公社では遊休地という概念はなかなか規定しておるわけでもなく、ここでは目的がなく貸し付けてない土地としてお答えしたいと思えますが、開発公社で必要に応じて貸付等を行っておるため、遊休地として規定はしてはおりませんが、しかし具体的に利用計画等がなく、かつ販売可能な土地につきましては販売を促進している状況でございます。ただ、これが予定どおりと言いますか、思うとおりに進んでいないのも現状でございます、このために価格の見直し等行える土地につきましては、見直し等を視野に入れて販売の促進を図っていきたくて考えておるようでございます。その他のおおむねにつきましては、先般の経営状況の報告の中でも幾分考え方を触れておるので、御参考にさせていただきたいと思えます。次に、企業誘致の用地との関係でございますが、進出企業の業種によって海岸部だとか山間部、あるいはその地の利、ロケーション、あるいは工業用水等の是非等といった選定に当たっての難くなる点がありますが、遊休地の売却は当然これ鋭意進める一方で、企業誘致のための用地の確保ということもまたこれはある意味は別に必要に応じて、あるいは場合によってはレディーメイドも視野に入れて取り組んでいきたいという考えを持っております。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 企業団地の造成というのを付け加えたんですがこれには、市長にお尋ねいたします。今のことですが、大規模企業団地を造成してという。先ほど矢野議員に答弁があったと思います。それから市長のお考えをお聞きしたいんですが、キヤノンは日田の次は長崎県の波佐見町へと行きました。来て来てキヤノン、ウイラブキヤノンの佐伯の思いも知ってか知らずか、何か遠い所に離れて行ったような気もいたしておりますが、まだまだ望みを捨てずにキヤノンだけでなしに、とにかく土地を造って、用地を造ってどうぞという売り込みをしないとなかなか企業もその気になって動いてくるようなことはありませんので、今さっきの高速道の残土処理を含めて、その辺の気持ちがあるのかないのか、来期に向けても結構ですが、その辺の気持ちがあればお聞きをいたしたいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員の御質問ですが、現在私どもこの辺につきましては、庁内です。用地の場所、そうした意味での選定に入っております。特に大規模団地としてのですね方向付けが必要だということで、これは6月議会でこのような答弁をしたようにありますが、そうした中で約10万平米の用地をですね確保したいということで今やってるような状況ですが、まだ候補地その他決定しておりませんが、そうした下準備をしているというのが現状でございます。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 準備の段階で10万平米がそれがどこになるとかということでもなしに、庁内でそういう話をしているという段階で、この辺も市民の皆さんが聞きますと、海のものとも山のものとも分からんなあということになるかと思っております。次に、門前団地についてお聞きをいたします。門前団地については高速道の開通に望みを掛けてその期待もいたしてはいたしましたが、56区画中残りは何区画かでしょうか20余りと聞いておりました。残された区画を見ますと平均120坪でありましたが、価格にしますと1,600万から1,700万円、坪当たり12万3,500円から13万2,200円と近隣の価格に比べ割高というのが一般的な見方でありまして、このことについては、一昨年6月に開発公社の理事の身分でということ市長から門前払いをもらった質問の内容であります。これを早めに処分してはと、早めに処分して少しでも固定資産税でもいただく方法を考えてはどうかと思うわけでありまして、近隣の値段を見ますと5万から10万ぐらい、あの辺だったら住宅地はそれぐらいでどこでもあるようでありまして、ちょっと割高な気はいたします。設備がいい、土地の条件がいいにしましてもちょっと割高かなあと思っておりますのでその辺を、これは売ればそんだけ開発公社が赤字が出るわけでありまして、どなたの代に赤字を出すのかというのはなかなか大変であります。開発公社もいずれなくなるといっておりますので、早めに処分をして庶民のために、このままできたらそういうことで、赤字が出ればこれは使う金もないわけですが、早めの処分をという考えはないのかどうかお聞きをいたします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 村松議員さんの土地開発公社が開発いたしました門前造成団地を赤字になっても早く処分すべきではないかという御質問にお答えをいたします。議員御承知のように、門前造成団地の間近に佐伯インターチェンジができて、本年6月に開通いたしました。このことによりまして、いわば佐伯の玄関口という地理的な条件になりました。周辺の状況

も大きく変わりました。本年度に入りましてもう既に2区画の売却をいたしました。売却できませんでしたし、さらに現在複数の問い合わせをいただいているところです。こういう状況の中ですので、当面しばらくこのまま販売を促進をしたいというふうに今考えているところです。以上です。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 残りは何区画かなあ、それもお聞きをいたします。2区画売れたというのは、これは以前からのあのことではなかった。新しく売れたということですか。あと20ほど残っておりますので、その残り区画も教えてほしいと思います。それから、これですね近ごろ路線価がずっと下がり続けておまして、あの辺の土地の下がるのも路線価も下がり、不動産売買価格というのはずっと下がっております。鶴岡とかそれから壽屋の周辺、その辺で5年間で路線価は20%下がっております。それについて課税評価額も下がっているわけなんです。実売価格、不動産の相場というのは、高い時の2分の1から3分の1ぐらいになったというふうに聞いておりますし、そういうふう実感をしております。それにしますとあの辺がまあ、その辺高いなあという思いなんです。で早めに売ったらということなんです。それで今売れそうだからまあ高速道路ができて売れそうだから、2区画売れたのでさい先がいいので持つという気持ち分かりますが、そう簡単にいくかなあという思いがありますので、その辺もお願いいたします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 門前団地ですね全体の区画数は59区画ありました。そのうち県道等の立退きによって移転していただいた方が20区画、それからそのほか一般の公募によって14区画は既に販売をされてます。残りはまだ25区画ございます。路線価等から、もうかなり地価が下がってるじゃないかというお話でございますが、先ほど申しましたように正にインターチェンジの玄関口という非常にいい立地でありますし、環境もまた優れた所であるというふうに思っております。他の所の下落に比べてですね、この地域はそれほど下がったというふうには私は考えておりません。当面、先ほど申しましたように複数の引き合いとございますが、問い合わせ等をいただいております。こういう状況の中ですので、当面、今年と来年のこの2か年はですね現状で販売を促進をしたいと。これは当理事会での一応方針としてですね、徹底をみたところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） これは結構であります。こういう一般質問でこうすることが一般市民に対しての宣伝にもなるかと思えます。高速道路がインターができて売れましたと言ったらまだまだ引き合いがまた来る可能性もありますので、こういうことは大いに取り上げて、一般質問で取り上げて宣伝の意味でやっていったらと思えます。今後頑張ってくださいと思います。壽屋の跡地についてお尋ねをいたします。壽屋の跡地については、壽屋全盛時、現在の市の中心街の衰退をだれが予想しえたことでしょうか。かすかに夢を再びとの思いもあって3億5,000万円の値段で市が買い取りましてから、もう4年、5年たつんでしょうか。何とか市の中心市街地の活性化策に結び付けたい中心地であり、市民の期待もまた大きいものがあります。今般の特別委員会で委員長報告にもありました。具体的な計画、あれからは進んでないのかと思えますが、具体的な計画をお聞きをいたしたいと思えます。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 壽屋跡地の活用計画についての御質問にお答えします。壽屋跡地の活用計画につきましては、駐車場側とお店側がありますけども、駐車場跡地側につきましては、地域交流センターを中心とする複合施設を整備するとともに、建物敷地について民間開発の商業付き都市住宅と多目的広場を整備する案が基本的な構想となっております。このことは本年3月議会の地域開発調査特別委員会で御報告するとともに、8月の委員会でその後の経過を御報告いたしました。現在、駐車場跡地の開発につきましては、設計関係者等との詰めの作業を行っているところです。また、建物敷地側につきましては、民間開発の実現性について商業関係・不動産関係のディベロッパーとヒアリングを行っているところです。今後、この結果を踏まえ、地元推進協議会との話し合いを経て構想案を固めたいと考えております。また、その構想案を現在策定中の中心市街地活性化基本計画に位置づけて事業の実現を図りたいと思います。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 具体的には進んでないということなんで、具体的な名前も出ませんし、で駐車場についてはコンパルホールということも市長言ったんじゃないんですかその辺は。それから本店跡地については民間のディベロッパーを入れて、下は2階ぐらいは商店街、それから上は何階になるか知りませんが、この前の委員会では百五、六十戸ぐらいのマンションになるのか、賃貸住宅になるのか知りませんが、分譲になるのか知りませんが、そういうものをとというような話も出ておりました。その辺については。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 駐車場側につきましては地域交流センター、これはコンベンションホールのことを言っております。その1階部分にですね、多目的広場と店舗等を考えた案がですね今検討しているところです。それから建物側なんですけれども、これにつきましては1階あるいは一、二階をですね店舗として上を住宅とするという案でですね進めております。今のところ不動産関係のディベロッパーからの案が出ておまして、それを今検討しているところです。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） その民間開発のディベロッパーがということなんですけど、これになりますと土地はどういう形です。まあそこまでは煮詰まってないのか知りませんが、民間に売り渡すのかどうか。それとも市は土地は所有して貸地になるのか、その辺はどういうことなんですか。それからその辺の店舗を持っている人たち、あの辺の今回火災に遭われた方々が多分入居ということになるんでしょうが、その方たちも含めてのことになるのかと思いますが、その辺はまだ先の見通しはないんでしょうか。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 方法論の問題になると思います。今のところですね、地権者の方がですね権利を持って参加する再開発という手法とるのか、ディベロッパーの方がですね買い取って開発するという形になるのか、その方法論のところはまだ決まっております。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 大体お聞きをいたしましたけど、まだなかなか煮詰まったところではないようですが、再開発につきましてもあの辺がもう佐伯は中心だと私どもも思っております。駅前もあるわけで、中心市街地の活性化策には駅前も入ってるわけなんですけど、城山周辺、山際通

り、それから大手前の旧壽屋の跡、あの辺が中心になることはだれが見ても間違いのないところであります。人は人中、地は地中と言います。あの辺がすたれていって郊外の蒲江や宇目のようなそういう土地の値段になるわけではありませんし、いつまでたっても中心地は中心地でありますので、市民の期待できるような開発の方法を模索して、是非早急な対策を立てていただきたい。その辺でもう市長の考えいいですね。ありますか。あればその辺で市長の考えもお聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私に最後ということですが、この地域についてまちづくりの再開発事業だけではなくてですね、そうした周辺事業に対するためのまちづくり会社を作って、また民間企業がそうした中であるためには、そうした手法をとっていかなければいけないということで、そうしたまちづくり会社の設立をしながらやっていかなきゃいけないということで、先ほど議員が言われました壽屋駐車場については、割と行政側が多いんで、これについては割と進めていくんですけど、民間用地の多い建物を建てる場所については、先ほど部長が言いましたように、再開発手法というのは地主、家主が資本金として、また出資金としてそれを提出し、そしてそれをもとに再開発ビルを造ると。また、ディベロッパーが全部買い取るということになればまた別の話になるということで、そうした手法が地域ともはっきりした状態がまだ決定しておりませんし、それについて今担当部の方で詰めております。またこの件につきましては委員会等で、また部長の方から随時報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 大体終わりました。この前、県議会の一般質問何度か行きましたが、最初に質問に立つ時に、応援団が傍聴席からの応援団が拍手をする。もらう方もありますが、全て終わった時には、執行部も議会席からの質問に質問者に対して労をねぎらって、拍手は私は欲しいというわけではありませんが、これがまあいいなと、いやなことを言われても、いいことを言われても拍手をして終わればすっきりするような気もいたしますので、議長その辺は余談ですが申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、村松議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時45分 散会

平成 2 0 年 第 3 回

佐伯市議会定例会会議録

第 3 号 9 月 1 0 日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成20年9月10日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	矢夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高瀬	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市副	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道	道部	長	戸川	高東	公弘	人嗣
副	市長	木塩	許月	政厚	信博	教消	浦生	道防	長	長	川伊	原東	宇三	実達
教	市長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	生匠	局	長	長	白御	田洗	茂隆	達二
総	市長	久保	田住	成慎	太治	本直	川目	局	長	長	山曾	田宮	隆健	一清
財	市長	魚田	崎本	修一	誠一	宇鶴	見津	局	長	長	河甲	原斐	盛滿	喜義
企	市長	坂酒	井野	伸	実生	米蒲	水江	局	長	長	江戸	藤高	幸一	一徳
画	市長	河野						局	長	長				
市	市長								長	長				
福	市長								長	長				
建	市長								長	長				
農	市長								長	長				
林	市長								長	長				
水	市長								長	長				
産	市長								長	長				
部	市長								長	長				

議事日程第3号

平成20年9月10日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) おはようございます。本日の平成20年第3回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、狩生寿一君、2番、肥後四々郎君、3番、佐保暁君、4番、河野周一君、5番、榊田穂積君、6番、浅利美知子さん、以上の順序で順次質問を許します。

32番、狩生寿一君。

32番(狩生寿一) おはようございます。32番議員の狩生でございます。私は今議会におきまして、大きく2点につきまして、従前どおり総括質問を選択させていただきました。よろしくお願いたします。早速入ります。大きな1点目につきまして、学校給食費の公会計への移行についてお尋ねを申し上げます。先の6月議会において高司議員が学校給食費の会計について、各給食センター若しくは単独校の場合は学校で会計処理を行い、私会計から一般会計、若しくは特別会計で運用する公会計に移行できないかという質問をされました。川原次長は、現文部省の通達により校長が学校給食費を取り集め、管理することは差し支えないし、一方では学校給食費を市町村予算に計上処理されることも差し支えないと極めて弾力的な考え方が示されている。このような行政実例から判断しても学校給食費を市町村の歳入歳出に組み入れるかどうかは、実施者の選択に任されている。公会計に取り入れたのがよいのか、私会計を取り入れたのがよいのか問題はあるが、もう既に検討しているとの答弁でありました。そこでお尋ねをいたします。1番目、本年6月に農協合併に伴い各支店において10月1日より振込手数料が発生する。また、支店の統廃合により、取扱機関の減少が学校給食費の納入に影響を及ぼすと考えられる。基本事項として、学校給食費会計は私会計であるため振込手数料を公費で負担はできない。公費負担ができない以上、学校給食費内で処理しなければならない。しかし、振込手数料を引き去った給食費を払い込まれてもセンターでは、給食費相当の給食提供はできない。学校給食費の徴収義務は校務であり、その会計処理は校長が行うとあるが。2、負担方法として、校長は極力振込手数料が発生しない方策を採る。電子振替以外の方法を検討する。収納された過年度給食費を振込手数料に充当する。振込手数料を保護者全体から徴収するために年度末の給食費の還付金等から均等に徴収するとある。また、

いずれの方法も校長裁量の範囲であることから、いかなる方法によるかは各センター所長と協議の上、保護者にはかり決することとする。この学校給食費振込手数料の取扱い方法、基本事項や負担方法についての説明会は、去る6月24日の西幡学校給食センターの第1回運営委員会の中で報告をされております。6月16日の高司議員の質問に対して、川原次長の答弁とはちょっと違った説明ではないかというふうに考えておりますので、お答えをお願いしたいと思います。

大きな2点目の大入島埋立てについてと霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業についてお尋ねをいたします。大入島埋立てについてお尋ねをいたします。先日、広瀬知事が記者会見の中で、今後は地区住民との話し合いを続けていく中で、代替地を模索しながら推進していく、しかもプロジェクトチームを編成して、年内決着を目指していると聞きますが、また代議士、県議を始め、関係者はこの知事発言を一步前進であるというふうに言っておりますが、進ちょく状況が公表できればお願いいたしますという通告書を9月1日に提出しておりましたが、昨日大分合同新聞では、大入島訴訟2審も住民敗訴、1分で門前払い、高裁も逃げた、怒り抑える住民らと報道されましたが、私は2歩前進したと思っておりますが、報道されたこと以外に公表できることがありますれば、お知らせをいただきたい。次に、霞ヶ浦漁港整備事業についてお尋ねをいたします。これまで幾度となく話し合いを継続し、説得を続ける中で、司法の場での論争を繰り広げてきましたが、平成16年公金差し止め請求事件(行ウ)第13号から平成17年無償貸借差し止め事件(行ウ)第7号まで、計5件の裁判が実施されました。この裁判費用は着手金、成功報酬、仮処分執行手数料等を含めると合計で687万9,892円と聞いております。この裁判費用は議員はもちろん、市民には一切知らされておられません。なぜでしょうか。議会事務局に確認をいたしました。各年度の一般会計予算書、予算説明書の中で討議をし、議会が承認しているので説明がなくても違法ではないとのことですが、私はどうも納得いきません。裁判は突発的な事件だと思えます。一例を申し上げますと、今回の佐伯市議会定例会議案書の中に、第21号報告と第22号報告が地方自治法第180条第1項の規定により専決処分としたと報告されております。いずれも市職員による職務上、現場に向かう市有自動車による突発事故であろうと思えます。これを認めないというものでは決してありません。200万円以下の物件については議会に報告のみで、議会の承認は必要としない。それが専決処分書であると現在まで教わってきました。平成20年第1回定例会議案書の報告第1号は、地方自治法第179条1項の規定により、専決処分したいので報告し議会の承認を求めるとありました。損害賠償金の額は7万2,352円でありました。市職員の市有自動車による事故も5件の裁判も予算内には想定できない突発的な事件であると思えます。市民へ広く知らせるという意味でも、このような予算審議は行っておりません。かつ突発的な支出、異例の支出等については詳細な説明を議会に対して行うべきと思えますが、お尋ねをしたいと思えます。以上で終わります。

議長(児玉忠義) 川原教育次長。

教育次長(川原弘嗣) 狩生議員の質問にお答えします。議員の質問を要約すると、J A合併によって本年10月以降発生する学校給食費振込手数料について、給食費会計を公会計に移行し、公費負担すべきもので、保護者負担を前提に校務として学校長に対応させることは6月議会での答弁内容と整合性がとれていないとの御指摘かと思われま。確かに本年6月、県下16 J Aによる合併で大分県農業協同組合が発足し、これまで一律免除されていた支店間の払込

手数料が10月以降徴収されることとなります。こうした状況を踏まえて、去る8月7日、佐伯市PTA連合会会長名で払込手数料の一般財源補てんに関する要望書が提出されています。これは口座引落、地区集金等の徴収方法の違いはあるものの、地区集金組織取扱い分のみ手数料が発生し、全市的な均衡がとれなくなることへの対応で、要望の趣旨は私会計といえども、学校給食提供という公的サービスの対価としての給食費納入にかかる手数料であれば公費負担が望ましいとするものであります。税等の納入に関しては、その払込手数料が公費負担されていることは事実でありますけど、それはあくまで公会計の取扱いであるということが前提となっております。学校給食費会計が私会計で運用されている現状では、当然に私会計内での取扱いが基本となります。市教育委員会の方針として、学校給食法及び同施行令が学校給食に要する経費の負担区分のうち、保護者負担を食材料費イコール学校給食費とすることから、給食費納入に付随して発生する払込手数料は、保護者負担を原則としております。こうしたことから、6月議会での答弁とそれ以降の給食現場での払込手数料の取扱いには、終始一貫性があるものと考えております。次に、払込手数料と公会計移行の関連性については、先ほど一部触れましたけど、学校給食費会計が私会計でなく、公会計であれば当然に払込手数料は公費負担されることとなります。ただし、地方自治法第208条の会計年度及びその独立の原則において、普通地方公共団体の会計年度は4月1日に始まって3月31日に終わるということからした場合、私会計であるものを年度の途中で公会計に移行するということではできません。あくまで市教委で検討中の公会計処理移行に関しては、年度を区切ったの実施になることを御理解願いたいと思います。それで現在、市教委の対応として、まず三つほど対応をとっておりますが、その が、10月以降の地区集金組織ごとの手数を試算した資料を市P連に提供して、大分県農業協同組合佐伯豊南支店に減免申請するように指導と、それと 番目に、県下18市町村の払込手数料一般財源補てんに関する調査表を市P連に提供して、全県の減免申請の取扱いとするよう指導というふうに2点を指導してきております。しかし、まあ1、2がなかなか相手がいることで難しい場合もありますので、今 としてですね、通帳の口座から通帳口座への振替、いわゆる口座入出金の方法によれば手数料がかからないということですので、そこで各地区集金組織で通帳を作成して、地区集金組織口座から校長口座、給食センター口座への入出金を通帳によって管理するというふうに、今後ですね、学校長及び保護者と協議の上、実施する方向で協議を進めています。昨日から一応、そういう説明をしておるそうです。以上でございます。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。狩生議員の御質問のうち、大入島埋立てについての御質問にお答えをいたします。議員も御承知のとおり、7月7日の定例会見で広瀬県知事は今後も引き続き説得を行うし、ほかに実現可能な方策はないか幅広く調査・検討を指示したという発言をされました。このことを受けまして、県庁港湾課を中心に佐伯土木事務所、南部振興局の職員でプロジェクトチームを構成し、7月28日にはその初会合があったと聞いております。このプロジェクトチームの目的は、現在進めております佐伯港湾計画に基づくマイナス14メートル岸壁の完成、早期供用に向け、しゅんせつ土砂の処理についてあらゆる方策を広く検討するもので、12月末までに検討結果を取りまとめ知事に報告すると聞いております。もちろん、大入島東地区の埋立ては引き続き説得を行い、地元住民の御協力を強く求めたいと考えています。また、一昨日、福岡高裁の裁判結果が報道されました。予想してい

たものではありませんが、これは現在検討中のプロジェクトチームの検討結果などと併せ、県知事の最終判断をされる材料の一つになるものというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 大入島埋立についてと霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業についての質問のうち、裁判費用等に関する質問のところについてお答えいたします。議員が一例として挙げられた専決処分の承認及び報告は、地方自治法第179条及び第180条の規定で義務づけられたものでありまして、本来議会の議決に付すべき和解及び損害賠償の額を定める事件について、それぞれ緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないとき及び議会の権限に属する事項で議決により指定したものについて、市長において専決処分し、後にこれを議会において報告し、又は承認を求めるものであります。市の営造物のかしによる損害賠償事件や職員が公務中に起こした交通事故等による損害賠償事件の和解及び損害賠償金の額の決定などに多くは適用されるこのような専決処分の承認及び報告は、その事件が本来議決に付すべきものであることから、市長において専決処分した後に議会に説明し承認を求め、又は報告を行っているものであります。一方、いろいろな行政活動の中で発生する訴訟に係る費用等の額は、議員が一例として挙げられた損害賠償の額とはその性質が異なっております。すなわち、訴訟にかかわる費用等の額については、議会に審議していただき承認された予算の範囲内で決定されるものであり、また個別に議会の議決がなければ決定できない性質の額ではないということであります。損害賠償の額については、自治体の損害賠償の額の決定がその自治体にとって異例の支出義務を負うものであるとともに、その責任の所在を明らかにし、賠償額の適正を図る必要があるのに対しまして、訴訟にかかる経費等の額はその自治体に支出義務を負わせる性質のものではなく、その自治体が任意に決定する経費の額に当たるものであるからと解されております。このことから、市をその当事者とする訴訟にかかわる経費、例えば代理人となっただけで弁護士に支払う報酬などをその執行に関して他の予算とは区別して個別に議会に報告したり、承認を求めたりすることにはなっておりません。この点御理解をいただきたいと思っております。市をその当事者とする訴訟が継続しており、明らかに訴訟費用が必要となることが判明している場合には、当初予算や補正予算でその経費を計上し、議会に審議していただく場合もありますが、多くの場合、訴訟に係る経費は、議員がおっしゃっており、突発的に生じる経費であり、その対応については予算の流用、予備費の充用等で処理しております。この場合、先に述べた理由などから、これらの訴訟等にかかわる経費の額について、ことさら他の行政にかかわる経費と区別をして個別に議会に対して詳細説明したり、市民に対して特筆して公表したりすることはしておりません。法令等に特に定めのない他の予算執行と同様の取扱いとなっております。したがって、もちろんこのような一般質問における御質問や決算特別委員会での御質問に対しましては、適切に対処してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（児玉忠義） 狩生議員。

32番（狩生寿一） 再質問をさせていただきます。まず、川原次長、学校給食の公会計の移行についてでございますけれども、口座入出金、いわゆる地区集金組織口座を作成するというところでございます。手数料が無料になるという答弁であったように思います。公会計移行まで時間を要するのであれば、私はこの方式がベストであろうというふうに思いますので、よろしく御指導していただきたいと思っております。

それから、建設部長、何か変わったことはありませんかという、新しいことは公表できませんかということでございましたけども、これについては昨日の裁判、一昨日の裁判の結果が知事の最終判断による。結果は知事に一任を受けたということでありましようから、知事がそれを受けて最終判断をし、決定することでありましようから、プロジェクトチームといましては、あくまでも前向きの姿勢で推進をお願いしたいというふうに思っております。このことについても答弁は必要ありません。川原次長のことについても答弁は要りません。大鶴総務部長の答弁を聞いておりますと、あなたの答弁は正に予算説明書そのものでございます。よく分からない。理解できないですね。裁判は突発的で予算化されていないと私は言いました。分かっているときは、あるいは分かっているものは当初予算に上げているんじゃないでしょうか。例えば、滞納給食費法的手段適用決定までの経過についてという資料をここにもっております。持っております。これは3月21日、金曜日、予算特別委員会終了後全協でこの資料は全議員に配布されました。いわゆる教育委員会のいう、それは内部資料でございましたが、法的手段適用にかかわる予算を平成20年当初予算で要求済み、2007年6月28日第7回佐伯市教育委員会で法的手段適用承認とあります。これはですね、どこに予算計上してあるのかということで予算説明書を探しました。そしたら、平成20年の予算説明書の194ページの10款、教育費、6項、保健体育費、3目、学校給食費の12節、役務費1,115万7,000円、これだけですよ、予算説明書に載ってるのは。法的手段を打つということで報告し、承認を得ておるのは載っておるのが、予算説明書に載っておるのがこれだけなんです。これだけで分かれというのは非常に難しい、理解せえちというのは難しい。今あなたがこういう場とか、あるいは予算委員会、決算委員会の中で説明を求めればやぶさかではない、答弁をすることでございましたけれども。この12節、役務費の1,115万7,000円、これだけですよ。これが分かっている法的手段適用にかかわる当初予算での要求済みとある予算説明書なんです。いいですか、じゃあ12節の役務費1,115万7,000円、この金額すべてが裁判費用に充てられるのかと申しますと違うんですよ。この役務費というのは、印紙代として学校給食費滞納に伴う支払い督促のための4万8,600円、通信運搬費として学校給食滞納に伴う支払い督促のための76世帯分の9万2,720円これだけなんです。これが予算説明書なんです。もう一度言いますよ、12節、役務費1,115万7,000円これだけなんです。私が内訳を聞いて確認したから印紙代とか、運搬通信費が出てきたんですよ。本当に分かりにくい予算説明書なんです。私は頭が悪いからそうかも知れません。しかし、あなたの今の答弁は本当予算説明書そのものですよ。元に戻しましょう、いいですか。大入島東地区にかかわる裁判費用、ある先生が原告でかかわっている6件なんです。大入島は、全部で9件あってますけども、ある先生がかかわっている裁判は6件なんです。この6件が375万9,000円なんです。霞ヶ浦漁港海岸保全工事にかかわる裁判費用、これもある先生が原告でかかわっている5件が687万9,892円なんです。大入島の件は県事業ですからあんまり追求はしませんけども、霞ヶ浦の件につきましては、700万近い予算の出費があるにもかかわらず、先ほどの部長答弁では、私は本当によく分からない。そこで私なりの提案をさせてもらいたいと思います。県のようにですね、県がなぜこんなに安いって言ったら、県は弁護士を入れてないんですよ。原告が弁護士を立ててないから、県の職員で対応できるということで、この大入島の件については弁護士を入れてない。県のように佐伯市もですね弁護士を入れずに、佐伯市も総務課長と行政係長ほか2名の男性職員、優秀な職員ですよこの方々は、この方々で今後対応してもらえ

ればこのような出費はなくなるんですよ。しかも原告側も弁護士を入れないのであるから、優秀なる佐伯市総務課の職員ですから、十分に対応できると私は信じております。このことについて部長の答弁を求めたい。ただちなみにですね、この裁判の費用は県からもいただきました。市からもいただきました。ここに持っております。その中に着手金とか成功報酬とありますがね、これは県の場合は一時は出しておりましたけども、もう平成15年（行ウ）第9号からは弁護士なしで職員が対応しておる。だから、着手金とか成功報酬は要らないから金が掛からんのですよということを説明を受けました。では佐伯市もそれに倣ってですね、優秀な職員ですから、それに対応していったら、あなた方も聞かなければ言わないというような主義でありますんで、そういう金が出らるのであれば私たちも聞く必要はないと。ですから優秀な職員がおられるわけですから、その職員に対応させたらどうでしょうか。そのことについて、御答弁を求めたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 再質問にお答えします。私がちょっと先ほどの答弁で最後に言いました一般質問や決算特別委員会の御質問に対しては、適切に対処してまいりますということをお答えしたんですが、聞かれなくては言わないんだということではなくてですね、最初の方に説明しましたように、こういったことに関しましては、特筆して説明をすべきものではないと判断しているのでしてないということでございます。それで先ほど議員が言われるのは、予算書そのもののあり方が問われてると思います。予算書が非常にこう言葉がパツとあってですね、事業名だけあってその中の中身が分かりにくいということですから、これは財務の方とも相談しながらより予算における個別の内容がね、分かるように資料等をもっと改良していくというふうに、また相談しながらやっていきたいと思っております。それから2点目の弁護士の費用が総務課の方で対応すればいいんじゃないかということでございますが、これはですね、総務課、確かに優秀な職員がいるかと思っておりますけども、なかなかこういった裁判となりますと、果たして職員で対応できるかなあというところがまずあるのとですね、もともとこういった訴訟とかいうのは基本的には突発的で、予定されていないものです。話はちょっと変わりますが、行革の方針にも民間でできることはすべて民間に移行していくという一つの建前がありますので、こういったことというのは、ちゃんと弁護士というのがありますので、弁護士の方に委託しながらですね対応してもらおうというような、そういった形の方がより行財政改革につながっていくというふうに私考えておりますので、なかなか職員で対応するというのは困難かというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 狩生議員。

32番（狩生寿一） 再々質問をさせていただきますが、総務部長が職員の対応では難しいんじゃないかということでございます。県ができて市ができないんですか。県は十分やってるじゃないですか、あの難しい裁判を、なぜ市ができないの。市の職員のレベルがそれだけ落ちるわけですか。私は決してそんなことはないと思いますし、職員にも確認をしましたら、できないことはないんじゃないかというふうなことを言っていましたけど。それは私は研究していただきたい、検討していただきたいというふうに思います。難しいことでは決してない。私はいかかぶっているわけでは決してありません。やはりそれだけ優秀な職員がおるということを私は自負しておりますしですね、これは部長も部下ですから、再確認の意味でもう1回検討していただきたいということを切に要望して私は終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、狩生議員の一般質問を終わります。

次に17番、肥後四々郎君。

17番（肥後四々郎） おはようございます。17番議員のあまべの会、肥後四々郎でございます。北京オリンピックも終わりました、現在はパラリンピックが始まっております、日本人選手の活躍にですね、すごく感動しております。この定例会が終わりますとチャレンジおおいた国体が始まります。地元から参加するですね、選手に是非頑張ってくださいなと思います。

さて、先日矢野議員の質問にですね、高速道路の効果というふうな質問がありました。確かに多くの方々がこの佐伯においでになっていただいております。我が鶴見半島もですね多くの観光バスが走っております。鶴見は平成元年に観光元年として鶴見のまちづくりを唱えてまいりました。男の港で全国発信もしました。大型のバスがですね行き交うのを見ますと当時をほうふつさせますけど、20年たった今顧みますと当時と大きく違うところが1点あります。それは本題であります地域の高齢化であります。お手元に配布の人口動態これはですね、職員さんからもらった資料を自分なりに作っておりますんで、入力間違いが多少あるかも分かりませんが、参考資料程度にというふうなことでお受け止めいただきたいと思えます。6月の定例会では小野議員が、また本定例会では矢野精幸議員がですね、少子化対策に対して質問がりましたが、私は現在の佐伯市の高齢者対策について質問をいたしたいと思えます。今後の高齢化時代をどのように分析し、どのように対応するものか執行部にお尋ねいたします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは、肥後議員の高齢者社会への対応ということについてお答えをさせていただきたいと思えます。通告をいただいておりますので、この順でよろしいでしょうか。それでは、まず1番目の10年後の高齢化率の推測ということでございますが、本市の平成17年における国勢調査の人口は8万297人でございます。これを基に出産と死亡による自然要因による推計をいたしますと、平成29年度には約8,429人減少しまして、7万1,868人と推測をされます。高齢化率では、平成17年が28.8%であったものが33.8%となるものと推測をされております。これにつきましては、市の総合計画等の数値と合致をさせております。2番目の高齢者対策としての事業でございますが、平成12年4月に高齢化の対策といたしまして介護保険制度が施行されております。これによりまして、要支援・要介護と認定されました高齢者を対象とする保険サービスが提供されてきております。これとそとに市が独自に提供する事業といたしましては、例えば、敬老年金の支給、それからはり・灸・あんま券の助成、ねたきり老人の介護手当等の事業等もでございます。また、サービスの種類によっては要介護と認定されていない高齢者、これにつきましては特定高齢者というんですが、こういう特定高齢者につきましても介護保険会計からの支出事業でございますが、そういう事業とに区別をされております。これは地域支援事業としての介護予防事業、例えば、ころばん教室やふれあいサロン事業、そういったものになります。また地域包括支援センターが行っております介護予防マネジメント事業、それから総合相談事業等がこれに当たります。こういった事業の中で、社会福祉協議会に委託しております事業は、ころばん教室、これは19年度の実績によりまして184人の登録で延べ1,920人受講いたしております。次に、ふれあいサロン事業につきましては、管内に154か所、延べ3万830人の利用がございます。それと

食の自立支援事業、これは配食サービスでございますが、利用実人員が428人で、延べ食としまして5万7,257食、そのほかには軽度の生活支援事業は旧町村でつくりました生活支援ハウスの運営事業等について委託をいたしております。そういう事業で実施をしているということでございます。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） それではですね、当初の今数字をですねお示しいただきましたけど、ありがとうございます。何か出身地が同じところでやると都合が良かったり悪かったりいろいろしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。確かに今言われるような数字が推計にあります。それでですね、これは即でなしに、私の質問したあとですね、ここまで通告しとくべきだなと思つたんですけど、資料の中でお分かりになるように、ひとり暮らしが5,528人今いらっしゃるやうな、3月31日現在です。これ表を見ていただければ分かります。ほぼ間違いないと思ひます。2人の世帯が3,925人、合わせて9,453人いらっしゃるわけですね。議員の方、一番ですね最初2枚目、3枚目、表紙を入れて3枚目に佐伯市の人口動態というふうなことで振興局ごとに並べてあります。その一番右端を見ていただいたらですね、人口世帯数65歳の単身世帯、65歳以上の夫婦世帯、ゼロから19歳が何人、20歳から59歳が何人、60から64が何人、65歳以上が何人で高齢化率というふうな順序でお示ししてあります。19年度と書いてあるのが19年3月31日、20年というのが20年の3月31日です。これを基にお話をさせていただきますけど、その中で当然これは今部長の説明の中にありましたように、いろんな方法で要介護・要支援・要援助といわれる方に対しての発信をしております。今後ですね、もし分析できるものであれば、しているかも分かりませんが、私に知識がないかも分かりませんが、元気なお年寄り、そのうち就労者が何人いらっしゃるか。家事に携わっている方が何人いらっしゃるかという数字を本来は通告すべきだったんですけど、即分からないだろうと思ひし、そこまでできたら分析をしながらですね、地域づくりを進めていただきたいというふうな思ひます。推計におきましては、今どういふふうなことを言つて急にお年寄りがですね少なくなるわけでもありませんし、高齢化が進まないという状況ではないんですけど、数字的には分かりましたので、もし先ほど言ひました元気の我々含める元気老人が何人ぐらいおられるかというふうな推計がお分かりであれば、もし分からなければ、これ無理な質問と私は思ひますので、なければ、ないですね。後日お知らせ願ひたいと思ひし、調べてみたいと思ひます。それでは2点目のですね、現在佐伯市で行われている高齢者対策についてどのような事業が展開しているかということでございます。今一部答弁がありましたけど、それは割愛して続きから願ひしたいと思ひます。それから3点目ですけど、現在各校区や振興局内ですね頑張っておられる地区社協、本来地区社協に対する質問は福祉協議会管轄ですので、お答えをいただくのもどうかと思ひますけど、現実には地域づくりをするものであれば行政との絡みというものが随分あると思ひますので、そういうふうな活動がですね、どのようにされておるかお尋ねいたします。続きまして4番目です。現在ですね佐伯市では、さいきの茶の間という事業を展開しようとしてありますし、一部もう手がけてあります。それにつきまして、現在のですね内容とおたくのコマーシャルになると思ひますけど、内容とですね思ひをお伝え願へればと。本来は一番5番目のですね、質問なんですが、高齢社会で支え合うことが私は重要だろうと思ひますし、各自治区とか、またそこに住む人たちお互いがですね支え合いながらということが一番重要だろうと思ひますけど、そういうふうな人材育

成をどのようにお考えか。この5点をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） 大変失礼いたしました。元気老人と就業者につきましては、ちょっと手元にそういうデータがございませんので、お答えすることができません。2番目の事業につきましては、先ほど述べさせていただきましたので、割愛させていただきますが、地区社協の件でございます。これにつきましては、私ども手元にある資料でございますと、社会福祉協議会の実績報告をいただいておりますので、その中からしかちょっと分かりませんが、まず目的が、住民自身が自分たちの生活をする地区の福祉課題やニーズを主体的にとらえ、問題の解決に向けて取り組み、住みよい福祉のまちづくりを目指す住民組織活動であり、佐伯市社会福祉協議会がこれらの地区社協の諸活動に必要な財源支援を始め、情報提供、市社協との連絡調整等の支援を行っております。現在、地区社協は市内に20支部結成をされておりまして、主な事業としましては、独居の高齢者の弁当作り、それから見守り活動、外出支援活動、地域のイベント、新聞の発行等々、各支部によって若干その活動は違っておりますが、独自の活動を行っているというのが実態でございます。次に、4番目のさいきの茶の間事業でございますが、議員皆さん方のお手元に1枚物の資料配付させていただいております。若干中身を説明をさせていただきたいと思っております。さいきの茶の間事業は、地域の身近な生活の場に気軽に立ち寄れる地域の集いの場を設置・運営することにより、ひとり暮らしの高齢者、また家に閉じこもりがちな高齢者等が地域の中でいきいきと暮らしていけるように、地域の人々が主体となって高齢者等を支えていこうとする、支え合いの地域づくりを応援するものでございます。この地域の集いの場を、さいきの茶の間ということで命名をさせていただいております。その運営費といたしまして、開設時の費用の一部をさいきの茶の間運営事業補助要綱に基づき、予算の範囲内において補助を交付するものでございます。主な要件としましては、1番目に、運営主体については、地域の住民やボランティアで構成する団体であること。2番目に、原則として月10日以上の実行ができること。3番目に、運営する場所は、公民館・集会所・空き家等を利用して定期的に開催すること。4番目に、事業の内容といたしましては、利用者の意向に沿ったものとし、特定の趣味に偏らない。それから5番目としまして、営利を目的としない。以上の5点についてを運営要件といたしております。また、補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、年間の運営にかかる光熱水費・物品の購入費・使用料等の必要な経費として20万円を限度として補助することといたしております。また、運営開始時におきます物品購入及び住家等の改修に必要な経費としまして、50万円を限度として補助できるようにいたしております。このさいきの茶の間運営事業につきましては、地域において先ほど言いましたように、家に閉じこもりがちな高齢者、障がい者に対し、地域での生活の助長、社会的孤立感の解消、地域的な交流、認知症の予防、その他の介護予防等を図るということでございまして、21年度から一般募集により実施をする予定でございます。今年度につきましては、大分県認知症地域支援体制構築事業の指定を県より受けておりまして、この中でモデルといたしまして、3か所ほど実施の予定で準備を進めておるところでございます。5番目の地域の中の体制づくりでございますが、支え合う事業等につきましてはでございますが、全国的な少子高齢化の状況の中でございまして、本市においても全国平均を上回る高齢化率の上昇と少子化率の減少が続くものと予測されます。こうした中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせていけるよう、介護保

険等の公的な福祉サービスのほか、住民相互の交流の中での見守り、声かけや健康づくりの活動、またボランティアによる福祉活動など、行政と地域と市民一人一人が支え合い、助け合いながら生きがいをもって健康に暮らせる地域づくりを推進していく必要がございます。特にこの中でも、基本構想の中でうたっておりますが、自助、それから共助・公助とこういう基本理念をもってのまちづくりは必要だというふうに考えております。この中には自治会と当然連携も必要になってまいります、地区社協やそれから各種福祉団体、民生児童委員会、それとボランティア団体との連携をしながら、共助の輪を広げていきたいというふうに考えております。人材育成でございますが、福祉への立場から一つのホームヘルパーをとって話をさせていただきますと、旧佐伯市で平成7年からですね、高齢者福祉全般に介護相談の窓口として福祉保健推進室を立ち上げまして、国庫補助事業を受けながら人材育成としましてホームヘルパーの養成を4年間実施をしております。その後、社会福祉協議会、それからNPO団体等のヘルパー研修との協力も併せながら、現在では佐伯市内に有資格者1,000人以上いるのではないかとというふうに思われております。こういった人たちの今後はリストをですね、把握したりとか、もう現在職に就かれています方、何もしてない方、そういったものも社会福祉協議会と力を合わせながら、そういった作成も必要かなというふうに考えております。こういう方々が地域において、そういうボランティア活動に率先していただけるような、そういう場をつくっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） 1点目の分ですね、分析の分はまた資料がございましたらお願いしたいと思っております。今佐伯市が行われております事業はどういうふうなものかというふうなことは説明いただきました。佐伯市のホームページを開いてみますと、ホームページの表紙にですね、高齢者福祉課って、これは一応プリントアウトした分ですけど、表に出ております。非常に目的をもってここを探そうという方には非常に便利です。それをいちいちですねクリックしていきますといろんな情報が発信されまして、これが好きな方、若しくは理解できる方は非常にありがたいなというふうな感じです。しかしながら、そうでない高齢者の方、またそういうふうなことに携わらない方はですね、非常に情報が伝わりにくいかなというふうなこれ私は感じがしております。それとよく分からないことがあって、高齢者から聞かれるんですが、分からないことがあって振興局、もしくは本庁に聞くと市報で知らせております。確かに市報に載っておりますけど、市報でなかなかですね理解できないという部分があるというふうな問題点も一つはあろうかと思っております。それはあとの5番目の人とかかわりというふうなことが課題になってくるわけですけど、どちらにしましてもホームページの中で、よそのホームページも開いてみますけど、高齢者福祉課というふうな課が表紙に出ているということはですね、あんまり見受けません。私が見た範囲ではですよ。ほかの方はうまいんか分かりませんが、大概観光だとかですね、物がどういうふうな物があるとかいう、要するに営業的なもの、そういうようなものが見えますけど、それは大変評価させていただきたいと思っておりますし、またこういうふうな中身がですね、伝わるような状況をですね、なお一層作っていただきたいというふうに思います。それから、これから先ですよ。3番目の地区社協は確かにですね、社会福祉協議会の傘下、まあしかし、よく議員諸氏も言われますけど、一番公に近いそういうふうな見守りの施設であるというふうなことからすると、決してですね飛ばすわけにはいかないだろうと。旧佐伯市におきましては、いろんな形でですね

地域と絡みが出ております。私がですね一番身近に思うというんですか、個人的に知り合いでもあるんですが、狩生地域、浅利議員の地元ですけど、あそこの方々の活動というふうなものが、地区社協にかかわらずですね、いろんな活動をされております。その中にこれたった一つの例ですが、女性コミュニティ組織というのがあります。今私が持っている資料では七つあります。渡町台、鶴岡、上堅田、下堅田、青山、西上浦、蒲江、その中の西上浦地域の女性の会というのが、私が会ったのは21人ぐらいの方といろんなお話をさせていただいたんですけど、そこらからするとですね、地区社協と地域のいわゆる自治会がですねぴったり足並みをそろえて西上浦地域、もしくは佐伯市の高齢者にかかわるイベントまで、今部長が言われましたようにイベントまでかかわって、自分たちの住んでいるまちを何とかこりゃせないかんというふうな活動がですね、ひしひしと伝わってきます。私はここを一つは目標に個人的にしてるわけです。こういう地域づくりができればですね、随分あなた方という言い方失礼ですけど、執行部の方も助かるかなと、自分たちで自分たちのまちを何とかせないかんという、地域をどうかせないかんということになると非常に前が見えてくるなというような感じがするわけです。これはですね、質問の要綱に挙げてませんが、話として聞いて。こういう方々に助成金を幾ばくか出しておりますけど、すべてぼつぼつ切りにかかるかなというふうな風の便りがあります。本当に地域の中でですね、頑張ろうとしている人たちが活動する資金をですね、行革の中ですべて、金額から言いますと何万程度です。切ろうかなという風潮がですねあるっていうことはですねちょっといかがかなと思います。これはもう部長に対しての質問じゃなしに、市長もしくは両隣におります副市長辺りの考え方かなと思いますけど、そこらもですね一考していただきたいなというふうな考えを持っております。そして4点目のさいきの茶の間、この件に関しましてですね、非常に私は身近で工夫されたことだなということと同時に、よく市長が言われます共助というふうなもんがこの中に含まれております。試験的というよりも実質地域に担当者が足を運びまして、説明をされてる地域もあるし、その地域におきましては何と頑張ってみようというふうなことなんですけど、聞いた範囲ですけど、確かに海岸部から鶴見を例に取ります。鶴見からすると人口密集地というよりも家がまとまった地域が結構多いわけですね。そういう所では案外対応できるかなというふうな感じですけど、山間部の方々にはちょっと厳しいかなというふうな思いがしております。これ一つの例ですが、鶴見の中でですね、高齢者に対する活動を一部してる方に話を聞きますと、すべて公民館に集まってくださいとか、中央に集めようとするんですね、やっぱり非常に抵抗があるというんです。いろんな問題があると思います。それは別としまして、身近にですね、皆さんが話をする場所というふうな点につきましては、このさいきの茶の間いい方向性に向くかなという。しかし、私が一番気になるところはすべてここになりますけど、これにかかわろうとする人ですよ。人材育成というふうなことがここに含まれるかと思いますが、ややもするとこれ大変失礼かも分かりませんが、元役場です。佐伯市の職員じゃないんですよ。元役場のこれ鶴見で見るとまた怒られるかなという感じ、役場の方々ですねあんまり興味を示さないというんですかね、やっぱりOBの方々にこういうふうなことに参画していただきたいところがあるんですけど、何人かずつ集約してですね、五、六人ずつ、私の家なら私の家に仮に来たときにはいろんな話が出て、いろんな情報が飛び、そこにこういうふうなことが、ああいうふうなことがあるというような話をしますと理解を示します。そういうふうな方向もですね、一つはしてお金を掛けずにですね、人的な支援が

あればある程度そういうふうなことも可能になるかな。ですから一くくり何ぼじゃなしに、小さな輪の中で何をやるかということもこのさいきの茶の間の中にですね入れていただきたい。それと月のうちの10日ということになると有償・無償のボランティア、まあボランティアですね、ボランティアでやる場合にはかなり厳しいかなというふうなことですけど、それは現場現場に合わせてですね、その幅をもっといただければ大変ありがたいかなというふうな思いはしております。それについて考え方があればですね、お答え願いたいと思います。最後の5番目ですけど、これが一番私が言いたいところです。この質問を出すときに、何が聞きたいのかなというふうなお話がちらっと漏れ伝わりましたけど、要するに佐伯市でこの高齢化時代に入ったときに、私受ける人、私する人じゃなしに、共助、市長が言う共に生きようじゃないかとかいうふうなことになるますと、やっぱり人のかかわりだろうと思います。今各振興局ですね、本庁は分かりませんが、各振興局はほとんど鶴見と同等かなという、私はほかの振興局へは遊びには行きますけど、こういうようなことでかけずり回ったことはありませんけど、鶴見の中で結構動いてみますと、話をする機会がなくなったというふうなよく話をするんですね。ですから、その工夫をどういうふうにするかなと言えば、そこに住んでる人がどういうふうに対応するかなということ以外には私はないと思います。じゃあ限られた人でそれができるかということですね、なかなか難しんです、現実に行ってみると。であれば、そういうふうな相談窓口もですね、高齢者福祉課の中にも御相談に乗っていただきたいなところがありますので、とにかく例えばいろんな施設を造るのにお金を上げますというような今方法ですね。それとありがたかったのは、研修してヘルパーの方、いろんな勉強をされた方が1,000人いらっしゃいます。この部分です。この人を何とか手配していただくような方法を考えていただきたい。受けたいけど、やりたいけど、取り巻く人、仮に私が声を上げて、何かお前はというふうな、ですから公の部分の方々が、まあOBの方も含めてですね、かんでくると案外地域住民はなびいてくるんですけど、一市民である、まして議員であるということになるますと、ほかの方向性になるこれ経験がありますので、できたらですね、私は鶴見でやる場合、お金よりも人を貸してくださいよというふうな思いがありますので、各振興局それはあろうと思いますんで、その点につきましてありましたらお答え願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） 幾つか出ましたが、もし漏れがあったら許していただきたいと思いますが、まず、さいきの茶の間事業でございますが、今年度は先ほど言いましたように、モデル事業で約3か所程度ということでは実施の予定でございます。今地域を選考いたしておりますが、もちろん地区と話をしながら、その地域の中で受け皿があるということが前提となっております。肥後議員がそういう受け皿のない所はどうするのかということですが、これにつきましても地区の中と協議しながら一つの地区で無理であれば、二つ三つエリア広めたそういう中での協力体制とかね、そういうことができないかという、そういうところまで話をさせていただきたいというふうな考えております。予定としましては、海岸部に1、山間部で1、中央部に1というような形で今年は思っているところがございますが、どうしてもなければまた積極的に話を進めていきたいというふうには考えております。それと、ボランティア等の人材育成でございますが、先ほど私の方がお話ししましたように、管内に1,000名のヘルパーさんの有資格者がございますが、17年の調査時点ですら、約把握で

きているのが約250人程度把握ができてございます。この中で現在協力をしてもいいがなあという方について58名ほどそういう方がございまして、これにつきましてもまだ把握が100%できてるわけじゃあございませんので、また市独自、またもしくは社会福祉協議会とも相談しながらですね、そういった把握作業をしながら地域の中で活躍していただけないかなあということでの取組をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） それではですね、この部分を総括して市長に考え方があればですね、なければなくても結構でございますんで、ないことないよな、あろうと思いますけど。確かにですいろいろな工夫をされながら高齢者を支えようという、今部長のお話の中で組み立てをされておられます。それに接する高齢者の一人としてですね、やっぱり人とのかかわり、話す場所、そういうふうなものが随分鶴見の中では欠けてきとるなど、話をしだすと話が切れんぐらいに話が出てくるということにもうほとんどそうですね、1週間に何回も出会うと話が出てきますんで、そういうところも具体的にですね、これがこれがというふうな提言できないのが大変残念ですけど、現状でございます。この高齢化一覧表を一つ一つ自治区をですね見てみると旧市内、いわば中心部、旧市内でもでね非常に数字的には厳しい所があります。一つはやっぱりそこらもきちっと見ながら、振興局も含めてですね、是非いい佐伯市をつくらせていただきたいと。すごく頑張っていて、同郷の人が頑張っている姿を見ると大変うれしゅうございまして、これからもですね、是非頑張って佐伯市のいい福祉政策をうっていただきたい。最後にまとめて、市長ありましたら、高齢者対策、あなたの言う共助どのようにするかお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 肥後議員より、高齢者対策に総まとめということでございます。議員が言われましたように、人口動態が非常に厳しいと、昨年タウンミーティングもこの高齢者対策ということで各地域にお伺いしたわけです。そうした中で、昼間の時間にいろんな方々とお話しした時に、夜間から初めて昼間にやった時については非常に評価を受けました。特に高齢化率が30%ということになる。また、国は限界集落、また県は小集落ですか、そういう形でいろんな形で言うておりますが、私の方では今回、これは企画の方でゆうゆうの里対策という形での、そうした50%以上超した部分について今調査もさせておりますし、またこの質問等はまたほかにも上がっておりますが、そうした中で、特に私も高齢者に対する形、またそうした家から出られない人の対策という形で今回は国の補助として、対策としてさっき部長が言いましたように3件、3地域を指定しようということをしてしておりますが、これは今日議員に宣伝していただいたわけですけど、必要とあれば件数をですね広げてもいいと。特に最初ですので、ある程度のそうした条件が必要かなと。そうした中でこの事業についての取組みをですね緩和できる部分、例えば、10日間開きなさいと言えはなかなか10日難しい、1週間にしてくれんだろうかと、そうした部分がまだ修正する必要があると、まずこの事業を立ち上げて、そうした地域での連携をとることが必要だと思っております。特に、数多くの集落がございまして、これ全地域ということになると300何地域になりますので、それはまたさておきまして、そうした事業を始めていき、そうしてその効果を出していくということが大事だと思っております。また、議員が言われました先進地域と言われておりますのが西上浦の狩生、私の出身地でございまして、ここは特に五円会という組織を最初に立ち上げてその最

初の会長が私のいとこでしたが、これは五円を持って皆さんが集まろうという形でこれが20年になりました。昨年、そうした会の20年の節目という形で私、五円会に対しまして感謝状を持って行きまして、この20年間チャリティをやり、こうした時についてはこの五円会についてもですね、当初立ち上げたあとにですね、こうした地域の実例があるということで、そうした団体をとということで市の方といたしましても補助金を出し、一応それをより強化にするため3年間、それを支えていくということでやっております。さっき議員が言われましたのは女性コミュニティ組織もですね、立ち上げ費用として助成をしたのが経過です。そしてさっき自助・共助という中で立ち上げに対しては公助しましょうよと、あとは自助・共助をやっていたきたいと、全部が何もかも公助ということになれば、やはり自主性というものもは欠けてきますので、そうした部分を考えながらやっております。また、戻りますが、さっき言いました佐伯市の茶の間事業、これは地域地域によって実態が違います。そのことについてやっていく、そして各自治会との連携、人材育成については、これはまた6月議会の時に江藤議員が言われました支援員制度ですね、これは特別交付税等も今後検討しようということで出てきておりますし、そうしたいろんな角度を見ながら、そうした集落体制とかですね、いろんな中でまだ私たちも勉強することも必要だし、また国や県の施策に応じながら高齢者対策、また私どもが言う、ゆうゆうの里制度の強化に向けてですねやっていきたいと思っております。いろんな中で実態が違うこともありますが、議員の皆さんにつきまして、それぞれの地域においてどういう制度が必要かということも私どもも研究させて、また御指導賜りたいと思っております。以上で総括的な答弁とさせていただきます。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） はい、是非ですね具体的にものを進めていただき、来期も頑張っていたきたいと、そのように思います。

それでは続きまして、お待たせしました。不法投棄の現状を見ますとですね、これはもう何回かお会いしてお話してますので、部長もですね言わんとするところはお分かりで、まず、お礼を申し上げます。先般、現場をですね回って、鶴見半島だけです。ほかは回る時間がありませんので、回ってみて担当課の方、担当課長にですねここらやべえよんという話で即4か所か5か所ですね、片付けていただいております。鶴見半島だけで。連絡すると積極的にですね、どういうふうな方法が分かりませんが、不法投棄の処理をですねかなりのお金が掛かっただろうと思えますけどして、まずお礼を申し上げます。この現状を見るとですね非常に厳しいものがあります。これは一朝一夕に解決できる問題じゃあないと思えますけど、その現状とですね、今後の対策につきましてお伺いします。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは不法投棄問題に対して御答弁申し上げます。ごみの不法投棄が地域の生活環境の悪化やリサイクル及びリユースなどの循環型社会の形成に悪影響をもたらすことは改めて御説明するまでもありませんが、不法投棄等の不適正処理、これは依然としてあとを絶たないのが現状でございます。このような不法投棄に対しましては、今までにもチラシや立て看板等による啓発活動を始め、県や市の職員による巡回監視活動、大分県との共同作業による不法投棄廃棄物の撤去作業及び処理を行い、撤去後は不法投棄が繰り返される場所に防止柵の設置などを行ってきたところです。なお、今年度も先ほど議員が言われましたように、大分県及び大分県産業廃棄物処理業協会の協力をいただきながら、7月下旬

から8月下旬に掛けまして、県道佐伯蒲江線の轟峠付近、番匠川河口の苦木峠付近及び鶴見地域の梶寄地区など、市内8か所の不法投棄廃棄物の撤去を行っております。不法投棄は産業廃棄物、一般廃棄物を問わず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、懲役もしくは罰金、またその両方が科せられる非常に悪質な犯罪行為であり、不法投棄を未然に防ぎ地域の環境美化や廃棄物の適正処理を推進していくためには、住民ボランティアによる不法投棄廃棄物の撤去作業など、住民参加型の活動を通じて不法投棄に対する市民の意識改革を進め、併せて啓発看板の設置等による啓発活動や廃止された公道等の進入禁止措置などを行っていくことが必要であると考えております。今年度は新たに大分県市町村不法投棄防止対策等支援事業費補助金を活用し、不法投棄監視活動の強化、不法投棄防止のためのさらなる市民への啓発活動を実施していく計画でございます。なお、不法投棄が恒常的に繰り返される地区につきましては、今年度、大分県の事業により不法投棄防止のための監視カメラが設置される予定となっております。以上です。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） ありがとうございます。これは一朝一夕にですねなくなることはないだろうと思います。いたちごっこかなというふうな観点からも、しかしながら、あくまでも特に山を守ろうとかですね、川を守ろう、海を守ろうとするとですね非常に困る問題でして、鶴見の場合は現実に便乗型の、便乗型ですね、ここに捨ててるからいいわというふうな一般の生活ごみもかなり入っているような所がありました。そういう中でですね、先の高齢者の問題とは関連があるんですけど、過去は地域におかしな車が入ってきたら自主的に予防するというかね、つけるという、やばいぞというふうな意識がありますけど、今はもう鶴見なんかでもフリーパスですね、物を積んで鶴見の林道12キロに入りますとどこに捨てても分からんというふうな状況と、海岸線にポイポイやられるというふうな状況がですねこれももう日常茶飯事のように行われていると思います。田崎部長もかなりバイクで回られているということは聞いておりますので、現場はよく御存じだろうと思います。そこでですね、地域の方々がそれにかかわるといことは非常に高齢化が進むと難しい部分がありますけど、地域地域におきまして、そういうふうな監視というよりも情報提供者というふうなこと、いろんな情報を振興局もしくは本庁に伝えるというふうなこと、そこらも必要だろうと思います。先ほどお話がありました苦木という鶴見の西の玄関口、吹浦の所ですね、一時ごみ処理場を持っていこうかという騒動があった所ですが、あそこもごみ捨て場だったのですが、このごろ見ますと非常にきれいです。あそこ国交省が監視カメラを付けたというふうな情報がちらっとあったんですが、そこらは確認しておりませんが、そういうふうな情報が飛びますとかなり捨てる方もシビアになってきまして、それでない所をよけていくところがあるうかと思えますけど、民間が参加するというふうなことでいちいち上げるということになれば、現場を見ると部長も御存じのとおり、さてボランティアで上げられるかなという部分があるうかと思うんですね。これはもう議員諸氏もお分かりでしょうけど、洗濯機があり冷蔵庫があり、布団があり枕があり、どうかすると新しかったら一つ世帯ができるかなぐらいのごみが捨てられております。だから、地域の中であるならば情報提供者というふうなことも必要だろうと思いますし、そこらのお考えがありましたらお答えを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは情報提供の考え方について若干ちょっと長くなると思いますが、御説明いたします。実はこの情報提供につきましてはですね、今までもいろいろ試行をしております、合併前の佐伯市、これは平成13年にですね当時の郵便局と廃棄物の不法投棄対策に関する協定書というものを結んでおります。ただ、これはもう御存じのとおり、郵便局の職員が不法投棄があったらその状況について市ないし県の方に通報していただくというふうな協定でございますけれども、具体的にはなかなか実効性が上がってないのが実情でございます。また、もう一つですね九州電力の方ともですね、平成17年の7月に同じような協定を結んでおります。これもこの2年ほど実効性が上がっておりません。問題はこの実効性をいかにして上げるかということが一つと、先ほど議員が言われましたようにですね、住民からの通報というのは非常に効果がございます。この通報制度をですね、何とか確立したいなあというふうに今模索をしております、その一つが住民ボランティアで意識を高めることかなあと、ただ大きなものを上げてくれということではなくて、年に1回必ず全市民がごみ拾いをしましょうというような活動をですね、今度計画をしております、それを通じて意識を上げていっていただきたいと、そのように考えております。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） ありがとうございます。先ほど最後にありました。市民の活動の中で、一つですね、現在やられていると思うんです。職員さんも随分ですねごみ拾いをされておりますし、その姿も見ましたし、情報もいただいておりますけど、市長もですね、それも自らごみを拾って、例えばですよ、これ江藤議員がよく言われることだろうと思うんですが、ごみを満載して、このごみがここにあったんだ。そしてケーブルテレビさんをお願いしてですね、11チャンネルですかね、非常に今広報活動で人気のあるケーブルテレビですが、これを捨てるのに幾ら掛かるんだというですね、やっぱりそういうふうな伝達の方法を目に訴えるという、文書じゃなしに目で訴えるというふうな方法もですね是非取り入れていただきたい。皆さん方じゃなしに、ごみをこれだけ不法投棄されとる分がここにこれだけありましたというふうな方法もですね、ちょっとインパクト強いかも分かりませんがそんな方法もいいんじゃないんだらうかというふうなことを申し添えまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、肥後議員の一般質問を終わります。

次に15番、佐保暁君。

15番（佐保暁） おはようございます。午前中の最後のバッターになれるんじゃないかなあと思いつつ考えております。質問に入ります。南風会所属、15番の佐保でございます。私は今回は一問一答形式で、高齢者の住宅改造についてということで質問したいと思っております。佐伯市の在宅高齢者住宅改造助成事業実施要綱というのが決められてあります。それについて、もう少し範囲の拡大というようなことも考えていいのではないかなあということについて質問をいたします。よろしく申し上げます。今、議長から、 についても言っておけということでございますので、高齢者住宅の改造助成についてということで、IH機器、クッキングヒーターの設置に対する助成ということは考えられないかということと、それについてなぜクッキングヒーターの助成について質問をするのかというのが2番目の周辺部の小規模集落においては、火災防止上も大いに効果があるのではないかなあということで質問を上げております。よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは、佐保議員の高齢者住宅改造助成の中で、IH機器、クッキングヒーターの設置の助成はできないかということでございますが、先ほどおっしゃられましたように、佐伯市在宅高齢者住宅改造助成事業という要綱がございますが、この内容につきましては、介護保険の要支援又は要介護と認定された在宅の高齢者がいる世帯並びに高齢者のみの世帯というふうになっております。その在宅高齢者が寝たきりになるのを防止するとともに、在宅の介護者の負担を軽減し、高齢者の福祉の増進に資することを目的として要綱は定められております。現在、県の補助とともに市と合わせて事業費が60万円というのが限度でございますが、これにつきましては県が3分の1、市が3分の1、本人が3分の1という形での助成を行っているところです。その対象工事としましては、玄関、それから台所、浴室、便所、廊下などの箇所において、手すり等の取り付けや段差の解消、また洋式トイレ等への切り替えなど、高齢者の転倒防止等を主に主体としております。これは高齢者に適するような改修ということになってございます。したがって、IH機器につきましては、ちょっと改造とか改修とかいう形のと若干違うように思われますし、県の補助要綱に照らし合わせましても、この制度の助成対象を本制度を使ってということは難しいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 佐保議員。

15番（佐保暁） 難しいことは分かっています。というのはですね、高齢者の住宅、私の住んでいる宇目とか、漁業集落とか、合併浄化槽とか、そういうのを設置したときにですね、高齢者の住まわれている住宅は大概ですね、この事業に当時の旧町村なんかのこういう事業にのっとってですね、住宅も改造しております。段差をなくしたり、トイレを改造したりですね、台所も改造したり、年寄りが使いやすいようにしてありますよ。だから、今度またIH機器を入れると配電を変えなきゃいけないですね。三相のソケットにしなきゃ、クーラーと一緒にです。エアコンと一緒にです。そういうふうにはしなければいけない。そういう費用がですね、約二、三万掛かるだろうと九電に聞きましたらですね。宅内配線で二、三万それは掛かるでしょうと、そして機器自体もですね、一般家庭であれば二口付いたもので2キロワットぐらいのもので15万から20万以内で機器自体は買えるでしょうというような話でありました。そういうことになればですね、もう既に住宅をそういう部分で改造していればですね、この機器を買うのは自分で買わなきゃいけないかも知れないけど、また配線をしたりするのもですね、わずかに二、三万とは言えますね、今それこそ後期高齢者医療がどうのこうのと言って経費のことで強く言われている中でですね、市もそういうことぐらいは考えてあげて、できれば火災の出ないようなですね、台所を造ってあげたらいかかかなというふうに思うんですね。これあとで消防長にも聞きますけれども、そういうふうに先ほど肥後議員が配ったこの人口の集落のですねこれを見ても分かるように、周辺地域の小規模地域ほどですね、高齢者が多いですね。そうすると、その小規模集落はその地域でもですね中心部から非常に離れている。消防の分署からもですね通うと30分も掛かると、火災ができてもう30分掛かって行ったらですね、家はもうみんな燃えていますよ。そしてもう極端な例がですね、この間の大手前の火災を見てもですよ、出火原因はどこだったかと、そういうことを考えたときに、もう機能消防もつくることできない。本当の消防も通うのに30分も掛かると、現場に着くのですね。そういう所だったらやっぱり安心・安全の生活環境を行政として提供してやる

ためにはですね、ちょっと佐伯市としてはユニークなですね、方針を打ち出してもいいんじゃないかなと思うと私は今回の質問をしているところでございます。またあとで市長にもそのことについて聞きたいと思っております。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お答えさせていただきますが、佐保議員は市が単独事業としてでもそれをやったらどうかというふうに御意見は承ったんですが、実はですね合併以前からですね、佐伯市には老人、佐伯市老人日常生活用具の給付事業というそういう事業がございました。これについては用具ですので、その中に電磁調理器等、火災報知器等も含まれたものが、そういう事業があったんですが、この事業につきましては、国庫補助が付いておりました。実績が少ないということもございまして、その国庫補助金の廃止が決まりましたですね、平成18年度にこの制度を廃止したところでございます。今おっしゃられましたように、高齢化が進んでおりますし、そういったIH機器の最近では非常に優れたものができるんかなという気もいたしますが、またそういった市が単独でということになりますと、全市的にすごい広いこともありますし、財政的な問題も当然出てこようかというふうには考えます。そういう補助制度等もですね、私どもも注視しながら、この問題については検討してみたいがなあというふうには考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 佐保議員。

15番（佐保暁） 今制度が実はあったけれども、国庫補助の制度があったけれどもそれをもう利用率が低いので、廃止になったということでございますけれども、それはそれでやはりPRも足らなかったのではないかなあというふうに思いますし、時代もまた更に進んでですね、18年度には廃止したけど、その問題はもっと前からそういう制度があったんだろうと思いますから、その時とはまた機器も格段に安くもなってるだろうし、やってみようかなという方も今後はいると思います。そこで福祉保健部長よりも、今度は消防長に聞きたいと思えます。消防長自身はですね、この防災の全面に立っておられるわけですが、こういうことが市としてはですね、実施をしたら本当にいいかどうか、あなたの考えを聞きたいと思えます。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 佐保議員の住宅における火災の防止という点で、こういう制度はという点でまあ消防長はどう考えるかという質問でございますが、電気・ガスを問わず安全な機器が普及することによって火災の防止効果は期待できると思っております。要は、火気を取り扱うときはその場を離れないというのが火災防止の重要なポイントではなからうかというふうに考えております。制度の導入につきましては、先ほど坂本部長が言いましたように、消防と本庁の福祉と十分協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 佐保議員。

15番（佐保暁） 現場から火を使っているときは離れないと言いますが、このIH機器はですね、その物の上に紙を載せてても燃えないんですよ。その紙を置いて、その上に鍋をかけたときに初めて鍋だけ、中だけ熱が加わるんですよ。紙は燃えないんですよその下に敷いてる紙も。だからそういうものを使えばですね、ちょっと体が不自由だ行くのが遅れるだとか、そういうことがあってもですね、火災は起きないんですよ。だから私とすればですね、これは市長に今度は聞かなければいけないと思うんですけども、お年寄り、そしてそれが小規模集落で、限界集落という言葉もありますけれど、そこで火災が発生したときに、もう

お年寄りがですね、自分の家がなくなったらそこに新しい家を建てて住むことはありませんよ。ますます過疎は進んでいくと思います。やはりそういう小規模集落とか言われる所でもですね人が住んでいていただくということがですね、やはりその地域を守る。そういうことになると思うんですよ。だから私はですね、何とかですね、そういう意味でも少しでも安心・安全な地域づくりをする意味でこういうことを佐伯市としてですね、例えば九電なんかとタイアップしてですね、進めるとかいうことが必要ではなかろうかなあと思います。市長は、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐保議員の質問の中で、こうした中での地域の安全性ということだと思っております。先般、私どもにとっても大変な災害がありました大手前の火災、てんぷら油と聞いておりますが、こうした中で電磁調理器をということですが、先ほど消防長が言いましたように、答弁申し上げましたように、こうした火を使うときには非常に取扱いが必要であるということは基本だと思っております。そしてこのIHの場合ですね、議員が言われましたように、単相の200ボルトで運用するのと、単相の100ボルトで運用する機器があります。特にIHの場合は、先ほど言った配電、機器、それからもう一つ調理器具を全部やり替えなければいけません。現在使っているやかん、なべ、それも全部替えなければいけないということですね、思った以上に掛かるということと、またガスについてはそうした自動消火器を持ったガスもあるとかですね、私も電気がいいか、ガスがいいか、それぞれした場合、先般宇目でちょっといろんな懇談会があつてですね、電磁調理器でなくてですね、ガスの自動遮断のやつができないかとかですね、そんなような話もありました。基本的にはこれはやはり家庭内での一番のことは、先ほど消防長が言ったような形で安全な取扱いが基本だと思っておりますし、これがそうした器具のIHだけに補助するということになれば、ガスを扱っているところはどうかという問題も出てきますし、これはいろんな中で詰めてみないけん部分があります。それぞれの家庭の中でのそうした補助が市と補助として適切かということも私はまだ必要部分がありますし、もう一度言いますと、電磁調理器を入れればそれが解決できるんじゃないかと、私方も入れておりますが、そのなべから釜からいろんな形ですれば数十万これの調理器具ですね、これにも別個に掛かったということもありますので、そうした部分もやはり今度補助対象にしないとできないじゃないかとか、まだまだ枠が広がってくる部分もあるかも分かりません。これについては、議員のこうした一般質問の中ですので、私の方でもまた検討をして、そうした中で後日返事をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 佐保議員。

15番（佐保暁） 市長が検討するという言葉がありました。調理器具が何十万とかいうのは、それは市長のところを経済的にいろいろですねつくれるんであって、お年寄りが何人か、2人もしくは1人で住んでた場合は、それほど調理器具にですね何種類も要るわけではないんで、私はそれはそれ、こういう器具で安心・安全を培っていくという分についてはですね、それはガスの遮断のやつもできればいいですけど、まだそれがない場合はやはり早いとこ、何とか補助ができるような制度に、担当課だけではですねなかなか条例を変えるような頭ではないと思います。現行のやつで十分だなという意識だと思います。やはりトップに立っている執行者がですね、ここはちょっと変えようと、おれがここのかじ取りをしてるんだから、

おれの頭でこれを作るぞというような頭があればですね、おのずと変わると思いますんで、その点はよろしくをお願いします。以上です。

それでは2点目のですね、空き住宅についての質問に入らせていただきます。3月議会で私が空き住宅をどういうふうにして、できるだけ満杯にするかというような質問をしておりました。その時には、特公賃の要するに入所規定を少しでも緩和したらどうかということで、それを調査研究しますという話がありましたけれども、まだ何らその結果は私に返ってきておりませんので、もう一度ここで聞きたいと思います。それでは2番目にですね出してあります。所得制限を緩和してでも入居を上げた方がいいと思うが、その手段を考えているかということがその1番目と同じようなことであります。その2番目のですね、内容的なことはですね、旧町村内で結婚をしてそこに住まわれる若い人、そういう人は余り所得がはっきり言って高くはありません。しかしながら、そういう住宅が空いていれば、そういう方々にですね優先的に住居を提供してやってですね、安心して子育てができるような住環境のいい部分を提供してやることはいいことではなからうかなあと、そうしていただければですね、周辺地の過疎の対策にもなるのではなからうかなあと考えておりますので、そういうところの話をお願いをいたします。それから3番目のことですが、3月当初予算に市の財産処分が2,000万円程度の予算計上がなされてたように私は記憶しております。それで財政にここはどこを処分するかという話をしたんですが、それは決まっておられませんと、どっか申込み等があればということで上げておりますというような話でありました。それでですね、私が思うのに、築20年とかいうような25年とか、結局老朽化したようなですね市営住宅、それは周辺部にあるようなもんだと思います。それから特殊な立地のところですね、離島なんかに住宅を造っている。もう住むとしても利用するとしても、その島にしか住んでる人じゃあなければ、もう入居者が見込めないような住宅ならばですね、その地域の人で欲しいというような方がいれば、売却を検討してもいいのではなからうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。佐保議員さんの空き家住宅に対する御質問のうち、まず3月議会での回答という御質問ですが、まず振興局管内の市営住宅の空き家の状況をまず報告をさせていただこうと思います。8月31日現在公営住宅が804戸、特公賃住宅が117戸、計921戸ございます。そのうち、公営住宅で40戸、特公賃住宅で5戸、計45戸が現在空室になっている状況です。割合で申しますと5%弱の空室状況ということであります。また、所得制限等の規制を解消する方向はないのかということにつきましては、本市でも適用できるかどうかを検討いたしました。大分県や大分市の例は、団地の大部分が空き家となっている状況での見直しでありまして、佐伯市のように少数の一戸建て住宅が分散をしているような状況とは異なりまして、これらの例をそのまま適用することは難しいのではないかとこのように判断をしてるところです。しかし、所得制限の緩和につきましては、来年4月から公営住宅法施行令の一部改正によりまして、これまでの所得額、つまり入居収入基準の上限が、月収20万円以下から15万8,000円以下に切り下げることに伴いまして、特公賃住宅、つまり特定優良賃貸住宅法も入居収入基準が下限20万円から15万8,000円に緩和をされるといいですか、こういう形に制度の見直しが現在されているところです。この制度の改正によりまして、特

定優良賃貸住宅の入居収入基準の制限がかなり緩和をされますので、特公賃への空き家対策には十分つながるのではないかと考えております。それから、当初予算で2,000万円以上の財産処分の予算計上は、市営住宅ではありませんが、市営住宅の売却につきましては、現在古い市営住宅について新規の建設であるとか、あるいは建て替えは具体的にもう計画をしておりません。空き家になった段階で、もう古い物については廃止の方向で検討したいと思いますが、手続き的に用途廃止をした上で、その売却も含めて検討することになるというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 佐保議員。

15番（佐保暁） ありがとうございます。今の話は十分理解できます。本当にですね、特公賃等が空いているのはもったいないなあという気持ちがいたします。3月の時にも言いましたけれども、約1億円に近い住宅費の滞納がある中でですね、非常に各町村が頑張って建てた住環境のいい特公賃が空いているというのは寂しい思いがいたしますので、何とかPRもしてですね、ちょっと地域的には中心部とは遠いけれども、こういう所がありますよということですね、門前の住宅地を売るのと一緒にですね、知らしめて市民の利用を大いに図っていただきたいなあというふうに思います。これで質問は終わりますけれども、要望としてですね、部長の方をお願いをしておきます。住宅課はですね、振興局任せでなくてですね現況ある使用されている住宅のですね、先般部長も見られたと思いますけれども、ある程度住宅が長く建っていると、壁の塗料がはげたりとかというような部分があります。その管理をですね振興局任せではなくて、実質本庁からですねしっかり見回ってですね、早い手当をすれば修理費もそれほど掛からない、管理費も掛からないで済みます。そして、住んでいる方々にですね、やはり快適な暮らしができるような住宅を提供してあげるという気持ちで住宅課はやっていただきたいと。このように思って私の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、佐保議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に37番、河野周一君。

37番（河野周一） こんにちは、37番議員の河野周一です。昼からで眠たいと思いますけど、しっかり耳を開いて聞いていただきたいと思います。

2点質問させていただきます。総括です。1番が、ニート対策と企業誘致について、まずニートというのは何かということを知ってる人も知らない人もいると思いますけど、ちょっと定義を説明いたします。総務省が行う労働力調査で月末の1週間に主に家事や通学をしていなかった非労働力人口のうちの年齢が15歳から34歳までの人という条件に該当していた人のことをいうと、こういうふうにあります。その中には、病気療養中の人や進学やボランティア活動をしている人などが含まれます。そういうことで、本題に入ります。まず、東九州自動車道の開通は、疲弊した佐伯市に希望と勇気をもたらし、多くの市外、県外からの人の往来は市民に元気を与えてくれ、少しずつ変わりつつある我が佐伯を頼もしく思っています。

しかし、佐伯市の将来をかんがみるに、やはり明日を託す青年の定住ということが最大の課題と考えられます。どれだけの青年・若者がこの佐伯市でしっかり働き、たくましく支えてくれているかと考えるとき、一抹の不安を感じるのは私だけではないでしょう。そこで若年無業者、若い人で職のない人、ニートについてお尋ねします。国内のニートの人数は、2004年64万人、2005年内閣府の調査では85万人ともいわれ、2010年には98万人に達するとの推計もあります。大きな社会問題をはらみながらも有効な手を打つことが難しいニート問題、このことについて我が国の社会の風潮として、失業率の悪化や労働市場の性格といった構造的観点が見落とされ、若者の意識の変容、自己中心的、わがまま、甘えなど自己責任とし、個人の資質や能力に求める傾向が強いが、果たしてそうでしょうか。労働市場の差別問題やそれへの行政の労働対策についても十分言及されていないように思います。ニートイコール怠け者、そうではないと思います。でもそのままにしておくと、さまざまな社会福祉給付を受け続ける可能性が高いことや、生活の不安定さが違法行為に結び付く可能性が高い等、確かにニートは大きな社会問題であり、悩みの種であるといわれています。しかし、悩んでいるのは社会だけではない。家族と本人は最も悩んでいるのではないのでしょうか。ある青年の手記に、収入ゼロの人間が働かずに家にいるのは肩身が狭く、特に、もうすぐ定年という父親からの視線が痛く、顔を合わせないようにしてきましたとあり、自分がなぜこんなに辛い人生を送ることになってしまったのか、自分は何と駄目な人間だろうと落ち込んで何もできずに部屋にこもっていましたとありました。彼らの多くは、俗に言う怠け者でも働く意欲のない人でもないのです。一度は就職して頑張ったのです。そんな若者に今一度、行政から手を差し伸べ、この佐伯の地に力強く足跡を残し、活気のあるはつらつとした佐伯市を築くためにも企業の誘致や雇用対策に取り組んでいただきたいと思います。そして、そこで質問に入らせていただきます。ア、ニート対策について、市の考え方は。イが、企業誘致について、前回に一般質問をしましたが、東九州自動車道が開通した今、企業誘致、ニート対策を含むについてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、2番の佐伯市の今後の地域交通体系の考え方についてお尋ねします。私のふるさと直川大字横川を例にとると、県道上爪横川線が通っており大分バスが本道を運行してると、平日は朝・昼・夕方と、土曜日は朝だけ動いておる。日曜日はない。と県道のみを運行するバスである。本線は走るけど支線は全然走っていないと、そういうことですね。他の地域もこういう状況だろうと思いますけど、佐伯市も既に高齢化率30%に達し、周辺旧南郡を見回すとほとんど65歳以上の高齢者が目立ち、子どもの姿を探すのに一苦労するという現実である。高齢者はほとんどの方が体を悪くして歩行も困難な人が多い。昼間に病院やスーパー等に行くにも車がなく、バスも余り動いていないという大変な状況であります。そうした中、既存のバス運行と重複しないように、市道の方までね、支線の方まで、奥の方まで入っていくぐらいの小さなバス10人ぐらいで段差なしを運行して欲しいと思うのは私だけではないでしょう。農漁山村においては、高齢者であっても一人一人が歴史を乗り越えた貴重な存在であります。その地域の宝、生きた参考書とか生き字引とか言いますが、であると思います。私の考えでは、そういう大先輩に対して一人一人に的を絞った優しい思いやりのある行政をしてもらいたい。その一環が福祉バス等の運行であると思う。合併はしたが、すべてが中央集権に傾き、各旧南郡地域の行政サービスが置き去りにされたと思われる中、これだけはしてもらいたいと常々思うものである。一部運行している地域もあるが、旧南郡だけでも早急

に対応してほしいと思います。そこで質問に移ります。ア、スクールバス・コミュニティバス・福祉バスについてのそれぞれの運行の現状についてお尋ねします。イが、スクールバス・コミュニティバス・福祉バスの総合的な交通対策をお尋ねします。それとウが、限界集落、これは小規模集落とも言うんですけど、支援について、限界集落との関係はどのように考えているのかお尋ねいたします。1回目を終わります。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず第1番目、ニート対策と企業誘致についてお答えいたします。ニートの定義につきましては、先ほど議員さんが言われたとおりです。国ではニートの状況把握のために、5年に一度の就業構造基本調査を実施しています。最近では、平成19年度の調査結果が公表されています。その結果によりますと、ニートの構成比率に変化はありません。全国では60万人ほどといわれております。この調査結果での佐伯市に限定した結果発表はされておりませんで、佐伯市としても把握できておりません。佐伯市では、いわゆるニートに限らず、おおむね35歳未満の求職者に対する就職支援活動として、ジョブカフェおおい佐伯サテライトを商工会議所内に委託して開設しております。今年度からは月1回ですけれども、各振興局などを回る出張相談会を実施しているところです。市報への特集記事の掲載、ケーブルテレビでの文字放送、班回覧のチラシ配布、ポケットティッシュなどの啓発グッズの配布を行い周知を図っております。ジョブカフェへの若者の来所は今年度に入って大幅に増えております。ジョブカフェは17年度に完成いたしましたけれども、年間約500人ほどの利用がありましたが、今年は4か月ほどで380人に達しております。これをですね、若者の就職への希求が強まったというふうに見るのか、それともニートの人口が増えてきたということなのか、ここのところの分析はまだできておりません。このジョブカフェの運営に当たりましては、求職者を積極的に受け入れてもらえるように、応援団企業の登録をお願いしているところです。来所者の中には現在就職している人もおりまして、よりよい労働環境を求めたり、自分に合った職探しに来る方もおられます。具体的な企業の紹介などはハローワークの事業であり、そちらをお願いしております。次に、企業誘致についてですが、これは去る6月議会において答弁いたしましたとおり、企業誘致に向けて佐伯出身者やその企業関係者、大分県東京事務所を訪問し、情報収集をするなど機会あるごとに取り組んでいるところです。高速道路の開通により、佐伯へのアクセスは格段に向上いたしましたので、より積極的な取組が可能になったと思っております。大分県東京事務所も企業立地の遅れている県南方面への誘致に力を入れていただいておりますので、これに誠実かつ熱意を持って当たり、実現を図りたいと思っております。

それから、佐伯市の今後の地域交通体系の考え方についてです。まず、スクールバス・コミュニティバス・福祉バスの運行の現状についてお答えします。スクールバスについてですが、佐伯、本匠、宇目、鶴見、米水津及び蒲江の6地域で運行しております。事業費の総額は、平成19年度の実績で3,438万8,478円となっております。コミュニティバスにつきましては、直川地域と佐伯地域で運行しております。直川地域は、直川振興局と吹原区間約5キロメートルでございます。これを1日5往復10便を個人委託により運営しております。平成19年度の利用実績は2,095人です。事業費の総額は、平成19年度ですけれども404万3,172円です。また、佐伯地区は今年の4月からトキハインダストリーと黒沢区間約15キロメートルありますけれども、この区間について1日3往復6便を大分バスへの委託方式で運行しております。

これは4月から7月までの4か月間の利用者は1,051人となっております。最後に、福祉バスですけれども、弥生、本匠及び米水津の3地域で運行しております。運行形態は社会福祉協議会、大分バスへの委託です。平成19年度の利用者は1万5,842人となっております。次に、スクールバス・コミュニティバス及び福祉バスの総合的な交通対策についてですけれども、各地区では合併以前からスクールバスや福祉バスを始め、さまざまな交通施策が実施されておりました。施策の内容に地域格差が生じ、新市としての一体性を欠く状況となっております。そこで、将来の交通需要や地域特性等に応じた交通施策を総合的に検討し、本市における新たな生活交通手段を確保することを目的に佐伯地域公共交通計画を策定いたしました。これは今年の3月に策定しております。この計画における交通体系の整備の基本的な方針としましては、旧市内及び旧市内と各振興局管内を結ぶ幹線は既存のバス事業者任せ、本市としては、これを支援するという形で交通の便の確保を図る一方、各振興局管内における地域的交通については、コミュニティバスにより対応することといたしております。また、コミュニティバスの導入に際しましては、既存の福祉バスやスクールバスがある場合、これらを有効活用することにしております。現在、コミュニティバスの導入を年次計画で進めているところでございまして、今年度は弥生地区と本匠地区についてこれを進めることとしております。その際、両各地域で運行しております福祉バスにつきましては、これらの再編を図り、より効果的な運用に努めることとしております。最後に、限界集落に対する公共交通対策ですけれども、本市におきましては、今後高齢化が進んでいる集落をゆったりと落ち着いた様子、また、解け合って和やかな様子などの里ぐらしの観点から、ゆうゆうの里と呼ぶことといたしております。これは呼び方についてはですね、限界集落がいかに行き止まりといったような感じがするものですから、いろんな所でですね、いろんな呼び方をされております。例えば、農林水産省はですね、小規模高齢化集落というふうに言っておりますし、内閣府の方ではですね、基礎的条件の厳しい集落というような呼び方をしております。これを佐伯市では、ゆうゆうの里というふうに呼びたいというふうに考えております。以後、そういうふうな私の方では使わせていただきます。現在までこれらの全集落について、区長への聞き取り調査を実施し、多くの御要望や御意見等をいただきました。その中で、買い物や通院など、生活に密着した交通手段の確保についても要望がありましたので、今後関係部署と協議し、生活交通手段の確保を図っていくこととします。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） 再質問をさせていただきます。まず、ニート対策ですね、ニート対策については、ジョブカフェおおい佐伯サテライト、この存在が非常に大きいと思います。市に聞きましたところ、市の委託金が300万円で、県の委託金が500万円、合計800万円で相談業務というのかな、やっているとこのふうなことを聞いてます。職員は2人ですね。現状はですね、そのコーディネーターというんですかね、その所長さん、その人がもう佐伯市の将来を憂いてですね何とか若者に市内で就職してもらいたいと一生懸命頑張っているんですね。そして席の温まる暇がないほど企業訪問というかな、飛び回っておるとこの現状ですね。そしてその結果ですね、市内にもね埋もれているすばらしい技術を持った企業、こういうのがあるんですねたくさんね。だからその企業、今は全然企業誘致してないですよ。その企業をですね掘り出しては若者に示しているというふうな現状であります。要するにコーディネータは忙しいということですね。それでですね一つちょっと質問。それで職員の人が今2人です。

一人がいなくなるとあと一人でね、とにかく相談業務等々をしなければいけないと、そういうことでこれは市も委託金を出してますからね300万。これは1人か2人ぐらい、今からこの存在が大きなものになりますからね。それで1人か2人ぐらいの市の予算で人数、職員をね、人数を増やす考えはないかちょっとこれをお尋ねします。そして、企業誘致についてですね、これは今東九州自動車道が開通してですね、佐伯の方に経済効果の風が吹いていると、草木がなびいていると、そういうふうなことでですね理解してるんですけど、昨日ですね、市長が6月議会に10万平方メートルを確保したいと、こういうふうに言ってましたね。そして9月、それは6月ですね、6月に言ってました。そしてまた、昨日10万平方メートルを確保したいと言いましたからね、もう自分としては3か月もあったんだからね、もうその間に企業誘致等々もう10万平方メートルの確保がある程度決まってるんかなあと市民意識で思ったんですがね。ところがまだ、したいしたい、私は耳がちょっとあんまりよく聞こえないので、したと思ったんですよ。だからやっぱりしたいらしいですねまだ、だから前回と今回の答弁は同じですわ。だからそこら辺りはちょっとね、3か月もあったんだから何とかそりゃ市長も行事のあいさつに忙しいですけどね。副市長にあいさつ回りさせてからね、あと市長も企業誘致と、いらんこと言いますが、河口橋なんかありますからね、そういうふうには必死に当たっていくのが市長の仕事かなあと、そういうふうには思っておるんですが、それでお聞きしたいのはですね、今当たっているということですね。それで何社に当たって具体的なことですね、何社に当たって来る可能性のある会社、これは何社あるのか。何社ぐらいあるのか、その辺はわかりますか。分からなきゃもう、先ほどちょっと答弁したんですけどね、ちょっとあいまいな答弁やったんですけどね、具体的に。そしてこれは市長にお聞きしますが、10万平方メートル確保した。これいつまでするのかなあとと思ってね確保は、もう早いほうがいいですね本当は。こういうふうには今ちょうど経済効果の風が吹いてる時ですからね。それでそのことをお聞きします。

それとですね、スクールバスですね、コミュニティ。このアについてですね、アについて、それぞれの地域というのが空いてますわね。スクールバス・コミュニティバス・福祉と、先ほどいろいろと話をしてもらったんですけど、空きの地域がありますわね、そういう所、地域の計画はどうなってるんかなと、それをお伺いします。ですから、それができないとあと、イの総合的な対策ちいうのかね、できるんかな、これもいつかなあとと思ってね。いつごろそういうふうには総合的な対策を計画してるんかなあと、そういうこともお聞きします。そして限界集落ですね、これは今区長と聞き取りをやってるというふうなことで、限界集落ちいうのは65歳以上の方が50%以上いる地区、32地区というふうには聞いておりますが、これももう本当限界です。本当もう限界ですからね、早くしてくださいというふうなことですわね。小規模集落とも、ゆうゆうの里って今言いますがね、今この質問の時は限界が一番いいですね。限界ですから早く着手してくださいというふうなことで私は今質問してるんですね。だからもちろん、先ほど言いました交通手段がない、ライフラインにもね、これもやっぱり非常に厳しいというふうなことで、これは早くというのもちょうとあれですかね。これはまあ答弁はいいですわ。アとイでいいですわ。アとイ、そういうことでお尋ねいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の10万平米の確保はどげえなっとんかと、3か月で確保できれば一番いいんですけど、地主が相当数100軒以上あります。だから全部の地主に話し、そしてそれ

が佐伯市に不在だったら話すということで、1年や2年で確保できるかなと、そうした中で今そうした地主調査とかですね、そうしたことに掛かっております。これについては私の方もその場所というのもどこでもいいということにはなりませんので、そうした場合で6月から担当に指示し、そうした調査にかからせ、そしてそれがその状況で買えるのかということです。また、のちほど担当の方も部長の方で答弁すると思いますが、これがないから企業誘致はできないんじゃないかと、既存のですね、企業として来るときに既存の用地、その他がまた私有ですね、一応企業が持ってるそうした用地も対策として上げられるんで、そうした中で企業誘致はやっていきたいと。また、冒頭に申し上げましたように私の方も県事務所、そうした中での動き、また県人会等の動き、情報を入れながら幾ら回ってもなかなか企業も非常に今またちょっと全体で景気も下降気味にもなっておるということで、用地があってもすぐ来るかといっても、高速道路ができたらずく来るかといってもまだまだ非常に難しい部分があります。そうしたもんにつきましては、情報を入れながら企業誘致、またそうした情報があれば飛んでいきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 幾つかありましたので、抜けがありましたら御指摘ください。まず最初に、ジョブカフェの人数の件ですけれども、これは今先ほどのお話の中にもありましたけれども、コーディネーターが1名、それから女性の相談員が1名で対応しております。これは委託という、商工会議所の方に委託するという形でやっておりますが、今のところですね、人数的な不足についてうちの方には連絡ありません。2人で回っているというふうに思っております。それから工場用地についてなんですけれども、これは実は高速道路の残土処理をしますとですね、農地の転用作業なんかを含めますとかなりの年数が必要になります。これはですね、中長期的な位置づけを一つしたい。それともう一つ短期的にですね、企業としてはすぐにでも立地できる場所が欲しいもんですから、短期間でできる用地を探したいという方式を立てております。それから、もう一つはですね、市内に今幾つか工業誘致用の土地がありますけれども、比較的細切れでですね、あっちこっち分散しております。そうした空き地をぽつぽつとですね企業が物色して進出してくるというのは好ましい状況ではないと思っておりますので、基本的には10ヘクタールの土地にですね、大きい所では一つ、小さい所であればですねそこに集合させていくという形をとっていきたいという基本的なスタンスを持っております。それから具体的な誘致、工場立地のですねお話ですが、これは県事務所の方が積極的に動いていただいております、現実的には今2件ほど県の方からきております。私の方もですね、せっかく高速道路が開通しまして、絶好の機会だと思っておりますので、一緒に企業回りをさせてくださいというふうにお願いをしております。

それからバスの利用でしたね。これは地域の交通計画の中でですね、3年間ですけれども一応計画を立てております。20年度がですね、大入島と黒沢岸河内です。これは大入島地区はちょっと事情があってできませんでしたが、黒沢岸河内が今年の4月から運行を始めたのは御存じのとおりです。今年度ですね、弥生と本匠地域のコミュニティバスについて取り組みを行います。それから22年度にはですね、宇目と直川地域について進めたいと思っております。交通計画の中でもですね、スクールバスの空き時間を利用して路線バスが走っていない区間を埋めていくということが規定されておりますので、それにのっかってですね、作業は暫時進めていきたいというふうに思っております。それから、限界集落、ゆうゆうの里につ

いてなんですけれども、これは機械的にですね65歳以上のパーセントで抜き出しますと32地区あります。このうち2地区はですね、老人施設があるためにパーセンテージが上がっているという地区が2地区あります。ですから現実的には30地区ということです。そのうちの2地区につきましては、県と一緒にですねモデル地区として調査を進めて一応もう結果がまとまりました。残りの28地区につきましては、企画と各地域の振興局の地域振興課とですね、協働しまして全部の地区を回りました。何が必要なのかということですね一応整理し終わりました、どういう対策を打つべきなのかということですね、関係課と今ミーティングをしてるところです。全体としてですね、どういう対策を採っていくかということは、年度内に来年度にですね、施策として生かせるようにまとめ上げたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） ニートの関係ですね、先ほど部長が2人で回っていると、だからだれもいなくなると、2人で飛び歩いているというんじゃないんですか。いずれにしてもですね、これからはこの存在が大きなものになると思うんですね、ニート対策にしてもですね。ですから、やはりこのジョブカフェというのをね、大々的に佐伯市でもね、かなり先ほど広報宣伝もねかなりしてるけど、一体何ぞやちいうような人も結構おりますんでね、やはりこの事業は大事ななあと思います。ハローワークに行く前にね、やっぱり自分の個人的な適正判断をちゃんとしてくれるしね、自分に合った職業をねピシャッと決めてくれますからね。今からは大事ななあと思います、そういうことで。それと要望ですけど、企業の関係ですけどね、やはりもう今こういう時期ですからね、ちょうど先ほど言いましたように、佐伯市も風が吹いている時ですからね、その風に乗ってやはり今2社と言いましたけどね、まあ2社といわず、何社もですねたくさんこちらの方に連れて来るようにね、お願いしたいと思います。そういうことで要望とさせていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に18番、梶田穂積君。

18番（梶田穂積） 18番、梶田です。昨日、今日と6名ずつで大変お疲れさんでございます。今しばらくお付き合いをお願いします。昨日からの一般質問の中で、東九州自動車道の開通に伴って、その経済効果とか来客数とかいろいろと話題がありましたが、今日のまた大分合同新聞には、佐伯新聞の中で大々的にその件について報道がっております。その中で谷川商工会長さんが、これに慢心せずにも今からも切磋琢磨してこれを大事に、佐伯に来たいような地域づくりに頑張りましょうというふうなコメントを出してございましたが、そのことについて皆様方とともに、これからも邁進していったらいいんじゃないかなあということを前置きにして、一般質問に入ります。

1点目は、蒲江振興局庁舎のことについてであります。この件につきましては、昨年9月に清家議員とともに同じ質問をいたしました。そしてその際には、答弁の中で築後49年というふうになっておりましたが、もう1年経過しました。したがって、本年で築後50年ということになるわけであります。内容につきましては、その時も述べましたが、老朽化がひどく雨漏りがすると、地震が来たら大変なことになるというふうな内容でありますけれども、当局の答弁では、早急に検討するというふうなことでその質問を終わっておりますけれども、検討した期間がもう1年経過しました。これは単に50年が経過したからという訳じゃなくて、本当に危ない状態であるということについてどう考えておるかということであり

ます。その時でも、もうほってはおけないというふうな答弁でありますので、再度その確認とですね、もうこれは造るんだというふうなことで御答弁をいただければなというふうに思っておりますので、まずそこから始めたいと思います。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 榊田議員の蒲江振興局の庁舎に関する御質問について、まず必要性についてということでお答えします。議員おっしゃるように、今年で50年を経過して老朽化しており、何らかの形でこれに替わる庁舎となるべき建物を考えていかなければならないということの認識は十分しておるわけでございます。現在、蒲江振興局内の検討委員会で検討がなされておるわけで、これからもその検討委員会での出てきた素案を基に本庁でつくっております庁舎等検討委員会、内部検討委員会、さらには建設委員会等で協議を重ねてまいりたいと、それによって今後の方向性を出していきたいと考えておるところでございます。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） 検討するということは、昨年と一步も出てないということになりますので、この件についてはもう造るということの中で検討、来年造るかということ、来年から着手するかということの検討にさせていただかないとですね、毎年こういうことをやっとなんじやあもう建物自体がたまったもんじゃないということでありまして、再度その点についてお答えをお願いします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 正に検討しておるということで、1年たったわけでございますが、ちょうど昨年度19年度は、局の内部でのまち交等の考え方と絡めて検討しておった経緯がございまして、ここにきてまた可能性等の観点からもちよっと考え方を変えて、ほかの方面からも多角的に考えるということで検討方法を少し変わってきておりますので、今年度の局内の検討の早期案も出てくることを見極めながら、それを待ちたいと考えております。何らかの形で必ずやらなきゃならないという認識は持っております。以上です。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） 何回答弁聞いてもこの範囲から出ませんが、これはもう一つ市長の方から決断ということですね、やるという言葉がない限り一步も進みませんので、その言葉をいただきたいと思いますが市長、どうでしょうか。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 榊田議員から蒲江の庁舎の件ですが、私ども今建設問題多く抱えております。それには財政問題も必要になっておりますし、本庁舎の問題、中心市街地の問題、蒲江においては蒲江の庁舎の問題等、それぞれの中で全体的な総合計画を出さなければ、ただ蒲江だけをやるというだけの答弁にはならない。そうした中での全体計画を見ながら財務部長が今申し上げましたように、検討を重ね、そして地域も昨年蒲江のまち交についても全体的な蒲江のまちづくりを兼ねた庁舎造り等を内部討議をしておったと聞いております。そうした全体をしなれば、私どもも単に蒲江だけ造るという即答っていうことは私の方では差し控えていただきますので、全体を含めた長期計画の中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） なかなか厳しい答弁でありますので、この件については昨年来よりの意見であ

りますんで、重々早急に検討していただきたいと思います。アについては一応終わりたいと思います。次に、設置場所についてであります。検討課題の中で当然出てくるとは思いますけれども、考えられることは、として現在地、として蒲江診療所、それからまた健康管理センター、旧蒲江中学校跡地ということと、に、蒲江地区公民館等が考えられますけれども、今建っている地域のものにとっては現在地が一番好ましいと思っておりますけれども、その辺についてどういうふうに考えているかお答えをお願いします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 場所についてということでございますが、これも一番基本的な考え方と大いに関連はしてくるわけですが、おっしゃるように現在地の建て替えだとか、あるいは蒲江診療所の跡地の辺り、あるいはまた管理センターもこれは新しく動いておりますが、蒲江中学校の跡地を利用するだとか、あるいは現在、旧蒲江中央公民館でありました蒲江地区公民館の活用の考え方等がそれぞれ有力としておっしゃるようにあります。この場所につきましても先ほど来の局内の内部での検討委員会でまだ十分議論していただいて素案を上げていただき、それによって全体計画の中で本庁としても考えていきたいと考えておりますので、今後のできるだけ早い素案の提案といえますか、その辺を待ちたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） 今の中で地区公民館、旧蒲江町中央公民館ですけれども、それにつきましてはですね、いろいろと過去の中央公民館的なこともやってきたし、現在の利用状況というものかなりもんだと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） この蒲江地区公民館につきましても、これは十分立派な建物でその規模、あるいは施設につきましても旧町時代からとりましても十分すばらしい建物であったと思いますし、ここの活用の仕方等はスペース的には一つの視野に入れるだけの価値はあろうと思います。ただ、先ほど議員からもおっしゃいましたように、地域での考え方、今の所から極端な話、一步も動いてくれるなというような考えも漏れ承ってもおりますし、その辺も含めまして、庁舎局内ですべてつくっております地域、地元の考え方を反映した素案というものを十分練っていただいて、それを基にまた全体を含めて研究していきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） 振興局長さんにお聞きしますけれども、地区公民館の利用状況等については、その地域性等を見てですね、我々から見たらああいう所と言ったらおかしいけれども、ちょっと不具合じゃないかなあというふうな気がしますんで、その利用状況等を考えながら、どういうふうに考えてるかお聞かせください。

議長（児玉忠義） 戸高蒲江振興局長。

蒲江振興局長（戸高一徳） 蒲江地区公民館の利用状況については、まだいまだに1万人を超す利用者がおります。したがって、これを今ここで言っているのかどうか分かりませんが、やはり公民館の機能は残しておくべきだというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） ありがとうございます。この件につきましては、もう一応これだけにして

おきたいと思います。次に、私たちがこの庁舎について考えることは、ただ単に庁舎の建て替えということではなくて、やはりまちづくりの一環というふうにとらえておりますので、この際、この今東九州自動車道が開通して、お客さんがたくさん見えられておるということから、庁舎についても早急な建設をお願いしたいし、このことによって蒲江のイメージがまた上がるんじゃないかという気がいたしますので、その辺の御見解をお願いします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） まちづくりの一環との関連についてということですが、おっしゃるように高速が佐伯まで開通して、今後また蒲江までの開通も待たれるところで、あの一帯を含めて蒲江地域も大変今後期待が高まるところでございますし、それに向けてのまちづくりというのは非常に大事なウエートを占めるかと思っております。その中で、昨年度地元で局内、振興局内でのまち交の絡みでいろんな施設と絡み合わせてという方法を視野に入れた検討がなされてきたようでございますが、また先ほど申し上げましたように、ここに至って多少その辺りも可能性というのが低いんじゃないかということで考え方も変わりつつあるようでございます。その辺りも含めて先ほど申し上げましたように、地域の中で十分議論していただきまして、それを素案として、また市全体で考えていきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 梶田議員。

18番（梶田穂積） じゃあこの件は一応終わります。

2点目に、記念館についてということであります。この件につきましては、以前キヤノン記念館的なものということで発言したことがございます。その後、いろいろと地元でも検討いたしました。ふるさと蒲江浦より財界総理といわれる経団連会長が誕生したことは、活気的なことであるということで、蒲江浦の大いなる誇りであり希望ですと、人々の励みになりますと、御手洗富士夫氏の多大な業績を検証すべく記念館の設置は地域住民の熱い願いでもあります。記念館ができれば文化施設の乏しいこの地区のイメージアップにもなるということで、この件についてもまちづくりの一環ということになりますけれども、この件につきましては、再度検討をお願いしたいと。今までの経過についてはですね、平成18年の6月14日に蒲江浦の有志が浦づくりの会員、三役、それから婦人会長、老人会長等で市長さんに設立の要望書を提出しております。それからまた、平成18年11月27日には第1回の記念館の設立委員会も開催し、基本構想について話し合っております。それから平成19年1月26日には、記念館の基本構想について浦づくりの会、振興局、それからまた、福岡の専門業者を交えて話し合いを行っております。それからまた、平成19年の2月26日には、野上弥生子、吉丸一晶、国木田独歩記念館等の見学等を行っておりますし、その時に御手洗家の古文書等のリストアップということも一応やっているようでもあります。私たちがその当時から考えておりましたのは、大々的なものではなくて、現在ある振興局の隣に接する建物がありますけれども、そこをちょっと改造してですね、仮にというんじゃないけれども、そういう意味で多額の費用を掛けずに何とかできないかなというふうなことを提案したこともございますので、再度このことについてですね、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 記念館につきましては、蒲江振興局内で検討しておりまして、梶田議員御指摘のとおり経過をたどっております。私もその当時、地域振興にありました。

また、現蒲江振興局に隣接する建物の再利用についても当初の段階で検討されましたけれども、スペースそれから構造面での問題がありました。また、記念館単体では投資効果や集客の面、管理・運営上の困難も予想されるということから、蒲江の中心、へそとなる機能を備えたまちおこしセンターを建設しようと、その中に併設しようと、そういうことで相乗的な効果を上げていこうという考え方にシフトしまして検討を行ってまいりました。まちおこしセンターは、そのほかの地域活性化事業、幾つかを予定しておりましたが、それとともにですね、まちづくり交付金事業に乗せたいということで、今年の当初予算に計画策定費用を計上していたところです。しかし、当初予算の計上後ですね、地区内の類似施設との相互関係、それから申請までの時間的な切迫、それからまち交事業に道路特定財源が充当されていることで箱物を造ることがどうなのかという議論も起こりました。こうした問題点を踏まえまして、計画策定作業自体の中止を決断せざるを得ない状況となりました。まち交事業の中止によりまして、記念館建設事業についても現時点では白紙に戻ったということになります。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） まち交については、今年度500万の予算を計上していただいております。しかし、今答弁のような状況で説明は一応受けましたけれども、じゃあそれがなければもう何もしないのかということになるわけでありまして、私たちは当初からそういう大きな望みでこの記念館を要望したわけではありませんので、もう一度当初の私たちの要望でありました記念館、どういう名前にするかは別にして、大きな金額を掛けずに、とにかくあそこにやってみたらどうかというふうな考えを持っておりますので、もう一度その検討をお願いしたいと思いますし、この蒲江の道の駅、今大変ありがたいことにお客さんがいっぱい来ていただいておりますけれども、当初ですね、私たちもここまで道の駅が繁盛するといいますが、そういうことまでは予想しておりませんでした。やはり、何でもすべてが計算づくでやるというんではなくて、やはり多少の冒険もあるうかと思いますが、この記念館についても単に造ったらもうすぐ赤字だからやめると、そういうことが心配になってやらないというんではなくてですね、やっぱり地域としても、この件につきましては、ボランティアでやろうかなあとか、そういう気持ちもありますんでですね、直ちに白紙というんじゃないで、そういう望みを残しながらの答弁をいただきたいんですが、この件どうでしょうか。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 本当、蒲江振興局の建設等いろんな御質問をいただきまして、その中でですね、キヤノン記念館、まちづくりに魚住部長から御説明がありました。まちづくり交付金事業でですね、関連してやっていこうということだったんですけども、どうも特定財源でですね箱物に使ってるじゃないかという批判をですね受けまして、部長も説明したとおりでございます。そしてまた、我々とですね議員がおっしゃる浦づくりの会との行き違いといいますがですね、キヤノンはすばらしいものを造っていこうじゃないかという思いの込めたものですね、地域全体である浦づくりの方がですね管理しながら、かなりのものでいいからやってくれないかということでございますので、何といたってもですね御手洗家ですね、御手洗先生と相談しながらですね、この計画は進めなければいけないと私は思っております。白紙ということじゃなくてですね、議員もおっしゃる皆さん協力してですね、管理等々やってくれるということであればですね、市長をお願いしてですね、白紙から再度検討していく方向にということで、頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） 白紙から検討ということにお答えいただきましたので、是非ともそういう形ですね、今後の記念館につきましては、御検討をいただきたいというふうに思っておりますので、この点については終わりたいと思います。

次に、3点目の蒲江漁協の移転計画についてでありますけれども、この件につきましては、JFさんの方で新築移転ということを決断していただいたようでありますので、私たちとしては大変ありがたいなあというふうに思っております。漁業関係、いろいろと厳しい中でですね、こういうことをやっていただくということは大変な決断であったというふうに思っております。私たちとしては、この件も蒲江に来ていただいたお客さんが漁協周辺をですね、新しい建物、そしてまた地域をきれいにしながら歩いていただくということを想像しますと、大変うれしいことでありまして、この建設についての経過の説明についてですね、それからまた、いつごろになるのかなあというふうなこともお答えをいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 榊田議員御質問の蒲江漁協の移転に関する経過ということで御答弁申し上げます。大分県漁協蒲江支店の移転計画については、以前より協議を受けておりましたが、本年7月28日、正式に大分県漁協より市長に対して要望書が提出されております。要望の趣旨は、現在の漁協建物が築46年を経過し、老朽化や地盤沈下などによって建物全体にゆがみや傾きが進み、天井や壁の亀裂、通常の雨でも雨漏りがある。そういったことで近年は年間数度の建物浸水に見舞われるというような状況でありまして、移転改築をしたいが適切な用地がないので、佐伯市に対して移転用地の確保について協力をお願いしたいという内容でございます。本件につきましては、蒲江漁港が大分県管理漁港ということもありまして、大分県と具体的な協議を行っているところであります。協議内容については、水産庁の承認を要する事項も含まれており、今しばらく時間が掛かると思われますが、要望事項の実現に向けて努力をいたしてまいります。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） 大変よく分かりました。この件につきましては、私たちが市が造るというんではありませんので、せっかくJFさんの方で決断をいただいておりますので、佐伯市として応援できる部分があったら、これからは是非ともそうしてあげていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

次に36番、浅利美知子さん。

36番（浅利美知子） 皆さん大変お疲れ様でございます。36番議員の浅利美知子でございます。早速、通告に従いまして質問させていただきます。私は今回大きく3点について御質問させていただきます。初めに、ウイルス性難病について、妊婦健診検査時におけるヒトT細胞性白血病ウイルス1型の抗体検査についてお伺いをいたします。このウイルスとは、致死率が高い成人T細胞白血病ATLや排尿や歩行障がいを引き起こすせき髄疾患HAM、ハムの原因ウイルスです。このウイルスを体内に持っている人をキャリアと言いますが、このキャリアは全国で120万人に上ると推定されております。ATLの発祥年齢の平均は55歳から60歳で、比較的男性に多く発病し、年間約1,000人が亡くなっておられます。ハムの発症者は激痛や麻痺、歩行障がいに苦しんでおります。いまだに根本的な治療方法はありません。このウイル

スは血液や性交渉、また母乳を介して母親から感染しますが、このうち血液による感染防止のため、献血時の抗体検査が1986年に導入され、新たな感染者はほぼなくなっております。残る課題は、母乳を介しての母親からの感染防止です。このウイルスの特徴は、発病するまで40年から60年と期間が長いことで、そのため自分自身がキャリアであることを知らずに子どもを産み育て、数年後に自分自身が発病して初めて我が子に感染してしまったことを知らされるケースが多く、母親の苦悩は言葉だけでは言い表せません。このウイルスのキャリアは、九州、沖縄、東北、北海道に多いとされております。この地域では特に母子感染防止として、妊婦健康診査時にウイルスの抗体検査を導入し、抗体陽性の妊婦の方への対応が必要だと思われまゝ。例えば、鹿児島県では授乳指導を含めた保健指導を行っております。そこで佐伯市での妊婦健康診査時におけるウイルス抗体検査の実施状況についてお聞かせください。また、このウイルスのキャリアの実態、ATLやHAM、ハムについてお聞かせください。私はテレビの放映でこの病気のことを知りました。不安を感じている方、また最近発行された本を読んで自分の症状がこの病気に該当しているようだが、どこの病院に掛ければよいのかと問い合わせがあると聞いております。佐伯市においても相談窓口の設置も必要だと思ひますが、お考えをお聞かせください。このウイルスを持つキャリアは、大部分の方は健康に日常生活を送っておられますが、極わずかな人が発症する可能性があります。鹿児島県や長崎県では、妊婦健診で希望者には無料の血液検査を実施しております。佐伯市では有料で抗体検査がされていると聞いておりますが、佐伯市においても検査費の助成はできないものかとお伺いをいたします。

次に、公園等の安全管理についてをお伺いいたします。子どもたちの生活環境の変化、また少子化による遊び友達の減少が原因なのでしょうか、家の近くや公園等で遊ぶ子どもたちの姿も見るのが以前より少なくなったと思ひます。佐伯市内には幾つもの公園があると思ひますが、造ったあとの管理はしっかりできているのでしょうか。日常の管理はだれがしているのでしょうか。また、遊具の点検など定期的に行われているのでしょうか。疑問に思っている方が多いのではないかと思ひます。公園は、乳幼児期に屋外で遊具や砂場で友達と一緒に遊ぶことでマナーやルールを学んだり、友達をいたわる気持ちをはぐくんだりして将来の人間形成にも大きな役割を果たし、また子育て中のお父さんやお母さん方にとっても交流の場ともなっております。さらに、子どもたちだけではなく高齢者にとっても憩いの場であったり、地域のコミュニティであったり、地域にとっても非常に重要な場だと思ひます。だからこそ安心・安全な場であってほしいと思ひます。先日、県内で遊具の鉄柱に取り付けていたひもが首に掛かってしまったという事故がありました。今までにも他県で遊具の回転部のボルトが抜け落ちていたために、それに気づかずに遊んでいる最中に指を入れてしまい、そのまま遊具が回転し指を切断したというような事故が発生をしております。このような事故があると改めて日ごろの安全管理、点検がいかに大事なのかを考えさせられます。そこで佐伯市には都市公園、児童公園、また地区内にある小規模の公園、保育所、学校など、遊具のある施設での安全管理、点検はどのように実施されているのかお伺いをいたします。次に、砂場の安全・衛生管理について、公園の中で意外と砂場の管理までは目が向いてないように思ひます。砂場には犬や猫の排泄物があったり、またガラス等の危険物が混ざっていることもあるのでとても不衛生で危ないというイメージがあり、砂場遊びを親がさせていないという現実があります。だからといってそれを理由に砂場遊びを禁止するのはとても残念なこと

だと思えます。砂場遊びは子どもの創造性、想像力を広げてくれるものだそうです。今砂場は安全なのでしょう。衛生管理はどのようにされているのでしょうか、お伺いをいたします。

3点目といたしまして、携帯電話のリサイクルについてお伺いいたします。携帯電話のリサイクルを推進する大きな目的は、日本の産業競争力の要ともいわれているレアメタルが含まれているからです。携帯電話のリサイクル活動を推進するモバイルリサイクルネットワークが2008年2月にまとめた携帯電話やPHSの状況についての報告によりますと、年間4,500万台から5,000万台販売されているのに対して、回収の台数は2000年の約1,362万台をピークに減少傾向が続き、2006年には662万台に半減をしているそうです。モバイルリサイクルネットワークは、使用後の携帯電話の回収には自治体の協力が必要と大きな期待を寄せております。そこで佐伯市においても携帯電話のリサイクルに取り組んでいただきたいと思います。お考えをお聞かせください。以上、大きく3点を御質問させていただきました。執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは私の方からは、浅利議員のウイルス性難病についてをお答えさせていただきたいと思います。まず1番目に、実施状況でございますが、妊婦健診を検査時におけるヒトT細胞性白血病ウイルス1型抗体性検査でございますが、佐伯市の妊婦さんが掛かっております大多数の産婦人科におきまして、母子感染を予防する意味で妊婦全員に検査を勧めております。佐伯市の初産婦につきましては、ほとんどの方がこの検査を受けているようでございます。しかし、この検査は公費負担をする妊婦健診項目の中に現在入っておりません。自費で約3,000円を出して検査を受けているのが現状でございます。2番目のT細胞性白血病ウイルス1型抗体の佐伯市での感染者の実態についてでございますが、このウイルスの特徴としまして、先ほど議員おっしゃられましたように、地域の集積性が強いということもございまして、そこに住む住民に対しての配慮もあり、あえて市町村ごとの調査は実施しておりません。大分県全体の調査結果しかございませんが、この抗体性につきましては陽性者をキャリアと言いますが、このキャリアは調査を開始した昭和63年度では124名でございました。陽性率は1.77%でございます。平成14年度には36名と激減をいたしております。陽性率は0.56%ということになっております。これ以降の調査結果は現在出ておらないためにデータはございませんが、年々減少しているということで予想はされております。また、先ほど御説明ございましたATL、これにつきましては40歳以上のキャリアで大体1,000人に1人の割合で発病すると、またHAMにつきましてはキャリア10万人に3人の割合で発病するといわれております。佐伯市では、この数はちょっと把握は現在できておらないというのが実態でございます。3番の相談体制でございますが、現在、妊婦は産婦人科で検査実施いたしますので、医師や助産婦等により、検査結果の説明と保健指導を行っております。この病気は、先ほど御説明ありましたように、ATLは幼少時に母乳を介し、母から感染したキャリアのみに発病するといわれております。そのため、産婦人科では出産後の授乳方法、これ人工乳、断乳や短期乳、3か月程度のお乳をあげるということなどのアドバイスを行っております。また、健康増進課でも電話相談や所内相談といたしまして、そういう相談も実施をいたしておりますが、陽性等の相談は年々減ってきておりして、昨年度は1件のみでございました。検査費の助成についてでございますが、佐伯市では昨年の10月から少子化対策

ということで、妊婦健診の公費負担の回数を2回から5回に増やしております。また、今年の4月からは県外で受診する妊婦さんにもこの対象を広げておると。単費でございますので、そういった意味でも財政負担がかなり増ということにはなってございます。今後につきましては、県の医師会からとも協議を持ち掛けられておまして、そういった回数を増やすのがいいのか、それともそういった検査項目を増やすのがいいのかということで、両方に分かれておるのでございますので、昨日お話いたしましたように、福井のような先進県の事例もございます。そういったことも加味しながら、財政状況等を勘案しながら検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 佐伯一円において、一般的に公園と称される所はそれこそたくさんございますけども、これらを一括して管理する部署は現在ありませんので、各部署における状況を私の方で集約いたしましたので、代表して答弁させていただきます。まず、都市公園・児童公園として管理している公園、緑地等は34か所あります。これらは月1回、目診、目でまず見るということですね、それから触診、触って見るということです。それから打診、たたいて見るということですね、打つということです。打診の三つの方法で点検を行っています。これらの三つの方法で最終的な診断ができない場合は、専門家に点検を依頼しております。もちろん公園ごとのカルテと申しますか、点検簿を作成しておまして、緊急に修理の必要があると判断された場合は、使用禁止の立て札を設置し、速やかに修理を実施しております。次に、市営住宅内の公園につきましては、全部で36か所ありますが、遊具等の定期検査は年に3回から4回実施しております。また、点検や通報等により不良箇所を発見した場合は即座に修理しております。保育所の遊具につきましては、月に一度職員による点検を行うとともに、年に一度業者による点検を行っており、修理が必要な箇所については速やかに補修を行っております。砂場につきましては、犬や猫のふんに対する立て看板の設置、年1回の天地返し、それからガラスの破片など危険物や異物の除去、砂の補充などで安全衛生管理を行っております。特に保育所は、児童の安全を確保するために、使用しないときは犬や猫がふん尿をしないようにシートで覆いをしまして、さらには砂の掘り起しによる日光消毒を行うなど、衛生面には十分注意をしているところでございます。次に、学校に設置している遊具につきましては、従来事故を未然に防止するため、学校による随時の安全点検を行うとともに、年に1回専門業者による安全点検を行い、必要に応じて使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期しているところであります。砂場につきましても学校の判断により適宜砂の入れ替えなどにより衛生管理を行っております。次に、特に農林水産部が管理しております農村公園、山村広場、森林公園、漁港緑地公園等の維持管理につきましては、遊具の有無にかかわらず、市の直営管理のケースとそれから指定管理委託のケース、それから地区に管理委託をお願いしているケース、自主的に地区が管理しているケースとさまざまございますが、いずれにしても遊具に関しましては、市の担当職員が定期的に点検を実施しているところです。周辺部の各地区内に存在する、いわゆる公園と呼ばれている所につきましては、区長さんを中心に地区の方々に維持管理をしてもらっている所がほとんどであります。それらの公園の土地は、市有地、それから地区の共有地、私有地とさまざまございまして、その時々諸事情で所有者が異なっているのが現状です。この場合、一般的に遊具が設置されていれば児童公園と呼んでいる所も多いのですが、それらの

公園が正式に台帳に登録されているというわけでもございません。こういった市の直轄ではない、各地区内の公園の維持管理につきましては、引き続き地域の皆さんで行っていただくのが理想かと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは私の方から、携帯電話のリサイクルについてお答え申し上げます。まず、不用になった携帯電話をごみ収集所等に出す場合がございますけれども、燃えないごみとして出していただきまして、エコセンター番匠に搬入後、破碎処理、そして直接運輸をしております。で、溶融された物はメタルとして回収し、リサイクル業者の方に渡しております。次に、携帯電話は今のところ個別のリサイクル法によるリサイクルルートの整備はなされておられませんけれども、メーカーによるリサイクル体制は確立されておりまして、市民から問い合わせがあった場合には販売店へ持ち込むようお願いをしております。各メーカーの販売店に確認しましたところ、取扱いメーカー以外の携帯電話であっても無料で引取りを行うとのことでございます。議員御指摘のように、携帯電話にはレアメタルが含まれておりますので、経済産業省の方でもリサイクルのための法律の整備について検討されてるようではありますが、佐伯市としましても広報誌等を利用し、今後更なる携帯電話の再資源化を推進してまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） ありがとうございます。初めにですね、妊婦検査時の抗体検査の件について再質問させていただきます。先ほど言いましたATLとかですね、HAM、ハムですね、その患者数はだんだん部長の答弁によりまして減少しているということでありましたけれども、やはりこの抗体検査をすることによってキャリアであることも分かるんじゃないかと思っております。そういう意味でキャリアが分かることで、発生したことが分かることで、授乳ですねそれを断乳するとか、回数を減らすとかいう指導もきちっと行われるわけですが、やはり佐伯市民のですね健康を守る意味でも、そしてまた、これは発症がかなり40年から60年ぐらいの潜伏期間というか、そういうのもありますので、そういう意味では割と高齢、40歳以降60歳ぐらいまでの方がそういう病気を発病するというふうな可能性もわずかではあるけれどもあるというわけですから、是非私はこれはですね、今は佐伯市では皆さんが病院の方で有料で自費で受けてらっしゃいますけれども、これを先ほど言いました佐伯市の皆さんの健康を守る意味からですね、少しでも公費負担、一部でもという意味でもしていただけたらなと思っております。先ほど部長言われましたように、妊産婦の無料検診ですね、昨年の10月からそれまで2回であったのを5回に増やしていただきました。国の方からもですね交付税措置として助成費用が出されておるわけですが、6月でした、桝添厚生労働大臣がですね、少子化対策の一環として、また子育ての一環としてですね、少しでもお金のことを心配しないで妊婦さんが健診を受けられるよう、分娩費用とか、そしてまた妊婦検査ですね、それを少しでも助成していきたいと、そういう会見をされております。少しでもこれができることを私たち女性はもちろん願っておるわけですが、出産における金額もかなりのものが出ます。そしてまた、妊婦時の検査にしても大体まあ14回程度を受けるのが一番理想だと言われております。これが無料になってくれること。これを願うばかりでありますけれども、やはりどうしてもこの検査を受けるに当たって金額もかなり掛かりますので、そういう意味で今有料になっておりますこの検査、抗体検査ですね、是非佐伯

市でも行っていただけたらいいなあと、そういう実際妊婦さんの負担を少しでも軽くするためにも、佐伯市独自ではあるかも知れませんが、財政難のある中ではありますけれどもやっただけならばなあと思います。昨日、矢野議員さんが福井県のお話をされておりましたけれども、私もこれを見ておりました。第3児以降の子どもに対してのすごい手厚いですねいろんな支援がされておりました。佐伯市においても決して子育て支援、他県に劣っているわけでは私は決してないと思うんですけども、市独自でこのような抗体検査の助成もしていただけたらなあと思っておりますが、来年もしかして、この厚生労働大臣のこの記者会見にあるように、これが無料になったりとかするようにあれば幾らか市としてもよくなるんじゃないかと思いますが、そういう点でもう一度ですね検討できないか、ましてや大体3,000円ぐらい掛かっているとおっしゃいましたが、一部でも助成できないものだろうか、もう1回ですねこの点をお聞きしたいと思います。それと担当課の人にお聞きしましたら、佐伯市でも結構白血病の方が多いというふうにお聞きいたしました。鹿児島県ではですね、白血病による死者の約60%がATLによるものだと言われておられて、1997年にはATLの抑制10か年計画というのがされておられます。そして、この抗体検査を受ける妊産婦さんに対しては、希望者は全額無料でですね検査を行うことができます。これは長崎県もですね実際実施をされているそうです。そういう意味で、先ほど言いましたように、佐伯でも白血病の方が多いとなるとそういうこともあるのであれば、決してその白血病の方がATLだとは限りませんが、佐伯市も考えていただけたらなあと思います。それとHAMですけども、なかなか私たちもこの病気のことは詳しくはもちろん知りませんでしたけれども、これの患者の会というのがあります。そしてこれは、鹿児島県の方ですね5年前に設立されて今はNPO法人としてですね、3年前にこれも設立されておられますけれども、HAMにおいてはこの6月にですね、難病のですね指定をされておられます。これで薬の研究だとかですね更に進むことを望んでおられますけれども、少しでもこのような患者の方ですね、このように苦しまないようにですね、これからは私たちとしてもこのような検査を更に佐伯市としても充実させていただきたいなあと思っております。

それと公園の件ですけども、今部長に答弁していただきましたように、かなり私は管理はされているとは思いますが、子どもの遊ぶことでありまして、案外大人の想定されていないような部分でですね、けがもあつたりとか、そういう事故があつたりするのではないかと思います。学校だとか保育所だとか、そういう都市計画内の公園等はですね、今聞きましたようにきちっと定期的に検査をされておられます。そして地域内にあるような小規模な公園ですね、そういう所は地区にお任せしたりとかですね、されているというふうにお聞きいたしましたけれども、ではじゃあどこまでですね、地域の方がそれを分かっているのか、私は一番そこが気になるところで今回このような質問をさせていただきました。市内全部をもちろん回ることはできなかったんですけども、幾らか公園内ですね回らせていただきました。その中で草がかなり生えている所もありました。そしてまた遊具もですね、ペンキがはげたりとか、そういう所もあつたんですけども、先ほど言いました一番気になるという小規模の公園ですね。たまたま行った所がですね、すごくきれいに草も刈られて割と遊具もきれいにされている所がありましたので、その地区の方にお聞きしましたところ、老人会がですね市の方からお願いされて公園の草取りを年3回ほどされているというふうにお聞きしました。じゃあ遊具の点検はどうされてますかとお聞きしたらですね、それは市の方

がしてるだろうというような、そんな感じのお返事があったもんですから、じゃあどこまでじゃあこういうところまで目が届いているのかなというのが一番気になりましたのでお伺いをいたしました。もし各地区にですね、地区の中にある公園に地区の方だとか、地域の方たちをお願いをしているというのであればですね、先ほど言われましたように、チェックシートなりですね、目診、触るとか、いろんな打診の点検のマニュアルみたいなものがあると思うんですね、それを地域の方たちにですね、どういうチェックをしてくださいみたいなそういうマニュアルがあればまた地域の方々にしても、また意識も変わってくるのではないかと思いますので、是非ですねそういう細かい部分の目の届いていなような部分のですね、公園の安全点検も更に進めていただきたいと思いますので、その点チェックシートとかをですね、各地区の方にお願ひするとか、そこのはっきりだれが管理して、だれが点検するのかというのをですねはっきりまた分からなければいけないことが大事なことだと思いますので、その点をお願ひしたいと思います。先日、上浦の振興局長さんの所にお伺いしまして、上浦の方はどうなってますかっていうふうにお伺いいたしました。上浦の方はですね、18年、19年度に掛けてすべての公園をチェックし、そしてまたその地区内にあるような公園も各自治委員さんにお願ひしているというふうにお伺いをいたしました。すべての振興局がそうなのかどうなのかは分かりませんが、そこまでやっぱりする必要があるのではないかと、やはり子どもの遊び場ですので安全でなければならぬと。もし事故が起こったときに本当にいやな思いしなければならぬですので、その小さい部分までですね、点検をお願ひしたいと思ひますけれども、その点についてもう一度ですね御答弁していただきたいと思ひます。そして砂場ですね、私も先ほど言いましたように、あちこち公園見て回りました。砂場も見て回りましたが、遊んだ形跡はないなみたいなのを正直感じましたね。近くに遊んでいらっしやったお母さん方に聞いても、やはり猫だとか犬だとかのそういう排泄物がある。まして汚いというイメージしかないんでもう遊ばせたくないっていうのが一番だったようにあります。それで保育所も回ってみましたけれども、保育所はきちっとシートがかぶされておりました。やはり思いましたのが、今回回ってみてやはり自然のそういう環境で子どもたちを遊ばせてあげたいなという思いをですねいたしました。やはり砂遊びっていうのは、本当に子どもの想像性とかですね、本当に想像力をすごく高めてくれるものだそうです。ただ砂遊び、泥にまみれて遊ぶっていうだけではですね、ないようにあります。人間形成の場であるともいわれておりますので、是非この砂場のですね衛生管理っていうものを今一度ですねまた見直していただきたいなと思ひます。すべての部分にシートを掛けるとかというのはもしかしたら無理なのかもしれませんが、できる所もあると思うんですね。例えば管理人さんがいらっしやるような所だとか、地域の方にお願ひして都市公園とかですね、広い公園もありますので、そういう所は地域の方にお願ひしてシートをかぶせるなり、ネットを張るなり、そのようなことお願ひすればできるんじゃないかと思ひますので、その点をですねもう一度お聞ひしたいと思ひます。

それと携帯電話の件ですけれども、私も実は子どもたちにも聞いたりですね、自分の家を見ましたところ、捨てないでそのまま携帯電話何個か持ってるんですね、でもこれが正直いらなくなれば燃えないごみとして恐らく捨てるでしょう。それを思うとこのレアメタル、貴重な金属が含まれているということをもだまどもしかしたら知らない方もいらっしやるかもしれません。そうなるとこの貴重なレアメタルなどが眠っているっていう形になりますよね。

ですから、もちろん買ったショップでですね回収していただくのが本当が一番いいのかと思いますけれども、市としてもですね、この回収にですね協力するっていうか、少しでも資源を守るという意味でもですね、力を入れていただきたいと思います。そこで、例えば佐伯市の本庁でしたら市民の窓口のですね人目のかかるような所に回収ボックスを置くとか、各振興局のそういう所にですね回収ボックスをですね、設置していただけないかと。そして佐伯市としてもリサイクルに協力するという意味でですね、そういう設置はできないかと、そういうことをですね再質問とさせていただきます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員の再質問で、特にウイルス性難病についてということで、基本的には検査費の助成ということだと思えます。先ほど坂本部長も御答弁申し上げました。妊婦については、来年度から6月議会で申し上げましたように回数、また市外地への対応という形でそうした予算化も今しておる。私との交渉中でございます。そうした中で、これについては是非とも何とかできないかということでございます。私どももこれ基本的には単独事業ということになります。先ほどの長崎県、鹿児島県については県の方の事業ということではっておりますし、そうした県の方が事業の取組みを少しでもすることによれば私どもも賛同できると思えますし、こうした全体というのはやはりこれからの私ども市としても必要な部分だと思えますが、単独で全部を出すということは非常に厳しい面もありますが、それは財政課とそして私も保健福祉部を集めましてですね、私の方からそうした中で検討をですね、ちょっとさせていただきたいと思っております。本来であれば県がやってくれることがいいんですけど、市も非常に財政が厳しいということをお分かりいただいて、私の方から答弁させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 公園に関しての再質問についてお答えいたします。議員が言われますように、市が管理してる公園は定期的に検査点検をしておりますので、これまで以上にきっちりやっていくことで解決できると思うんですけども、問題はやはり管理者が不明といいますが、ちょっとあいまいになっているような公園が各地区にやっぱり幾つもあるということで、そういった所は何となく互いに人任せになっているような部分もひょっとしたらあるかもしれません。そういった所は市が知らないよというわけにはいきません、いかないと思っております。一番いいのはそういった所も含めてすべての佐伯市内における公園と呼ばれる所をですね、きっちり把握して管理できるような部署を作るといいんですけども、それはまた組織機構の問題で課題として考えていかなきゃいけないと思っておりますけども、すぐやっていかなきゃいけないのをきちんとしたやはり議員が言われるように、データを作ってですね、どこにどういった、そういった公園があるかというデータを作りまして、点検のマニュアル化をいたしまして、そしてこの公園には地区の皆さんお願いしますという、そこをきっちりですね、管理のお願いを漏らさずやっていくということが重要であるかと思っております。これから振興局を通じて、あるいは自治委員の皆さんを通じてですね、協力をお願いをしながら、ちょっと反省すべき点もかなりあると思っておりますので、徹底していきたいというふうに考えております。砂場についても同様でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 携帯電話の回収ボックスを置く考えはないかというふうな御質問でご

ざいまして、お答えいたします。先ほどちょっと法改正の話を申し上げましたけれども、実は具体的に申し上げますとですね、経済産業省で制定しております資源有効利用促進法というのがありますが、これが自動車とか家電、パソコンなどの14種類を今対象に実施されております。この法律に指定されますとですね、当然国民の義務として費用を負担する必要がございます。当然メーカーの方の回収義務等も出てまいりますので、この法律が早ければですね来年の春にはひょっとしたら施行される可能性がございます。したがってちょっと、そうなる金銭的なものも出てまいりますので、もう少し様子を見てみたいというふうに考えております。それともう一つはですね、携帯電話かなり個人情報が入っております。それを1自治体が集めてうんぬんするのもいかがなものかなというふうな考えもございまして、ちょっと様子を見てですねいく必要があるかと思っております。ただ、携帯電話は都市鉱山といわれるぐらい非常にこのレアメタルがたくさん入っておりますので、含まれておりますので、これのですね情報をですね市民に発信するは市役所の役目かなというふうに考えておりますので、今度機会あるごとに発信してまいりたいと思っております。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） それでは再々質問させていただきます。市長の方から幾らか前向きな御答弁をいただいたのかなと、何かちょっと半分理解しつつしておりますが、確かに市独自でこのような助成をするとすると本当に金額的にも大きいですので、また人数もかなりいらっしゃると思いますので、大変だと思っておりますが、例えばですね、秋田県の大仙市という所がありますが、こういう所とかですね、もう独自でされております。栃木県の大田原市も今年度からこのような抗体検査をされている所もありますが、佐伯市の場合、どうしても財政的な事情もありますので、県の方とですねもう一度また御検討をですねしていただけたら本当に子育てするお母様方、妊産婦の方々も少しでもまた経済的な負担も軽くなるんではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと公園の件ですけれども、部長の方からそういう地区内にあるような小さな公園までしっかりとしていきたいという御答弁がありましたので、子どもたちが本当に安心して遊べる場にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。そして公園の件で一つだけ質問させていただきます。いろいろ回ってございましたら、都市公園と言われるような児童公園にはですね、水道が付いておりました。ですけどこの小さな公園にはですね、実際水道がないんですね。そうすると例えば砂遊びをさせても手を洗うこともできないですよ。それがありますので、すべての部分に水道の設備をするというのは無理もあるかと思っております、場所的な部分でですね。ですから、水道を設置できるような場所があれば設置していただければ子どもを遊ばせるお母さんたちもですね、安心して砂場で思うように遊ばせてあげることができるんじゃないかと思っておりますので、可能である所に水道の設置はできないのかどうか。その点をですねちょっと再質問させていただきたいと思っております。

それと携帯電話の件ですけれども、もしかしたらまだ携帯電話にレアメタルが含まれているということを知らない市民の方もいらっしゃるかもしれませんので、啓発の意味でですね、市報なりまたケーブルテレビなどでですね、このような貴重な金属が含まれているということですね、お知らせしていただければなと思っておりますので、この点はよろしくお願ひしたいと思っております。じゃあ1点だけですね。もし可能であればと思っております。私は水道がどうというふうに引かれているというか、そこら辺分かりませんので、必ずしも全部ができるとは

思っておりませんが、もし可能な部分があるのであれば設置していただけないかなと思いますので、その点をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 水道のことなんですけども、多分管理が市じゃない、直轄ではない地域の管理のものを指しているんだと思うんですよね。水道に関しましてはですね、そのいわゆる設置者が自分の費用で引き込みまして水道を設置するというのが基本かと思imasので、費用の問題が出てきますので、即市の方がそこに造るという、引き込むということにはならないんじゃないかと思っております。確かに砂場に関しましては、私も本を読みますと、砂場の危険防止には子どもにやはりきっちり手洗いを励行させることということを書いておりますから、一番水道があるということは一番効果があると思うんですけども、以上のような事情がございますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思imas。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時44分 散会

平成20年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第4号 9月11日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成20年9月11日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	三 浦	涉	3 番	川 野	紀久雄
8 番	後 藤	幸 吉	9 番	江 藤	茂
10 番	清 家	好 文	11 番	矢 野	精 幸
12 番	矢 野	哲 丸	13 番	河 原	修 仁
14 番	宮 脇	保 芳	15 番	佐 保	曉
16 番	小 野	宗 司	17 番	肥 後	四々郎
18 番	梶 田	穂 積	19 番	村 尾	清 一
20 番	井野上	準	21 番	河 野	豊
22 番	下 川	夫	23 番	柳 井	二 生
24 番	泥 谷	和 喜	25 番	菅 原	忠 己
26 番	和 久	博 至	27 番	日 高	嘉 己
28 番	渡 邊	邦 壽	29 番	染 高	矢 夫
30 番	児 玉	忠 義	31 番	甲 斐	迪 彦
32 番	狩 生	寿 一	33 番	廣 瀬	精一郎
34 番	吉 良	栄 三	35 番	高 司	政 文
36 番	浅 利	美知子	37 番	河 野	周 一
38 番	玉 田	茂	39 番	村 松	講 一
40 番	児 玉	輝 彦	41 番	松 田	清 一
42 番	戸 山	盛 喜	43 番	寺 島	清 幸
44 番	土 師	辰 英			

欠席議員の氏名

2 番 高 橋 香一郎 4 番 曾 宮 司 好

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市 副 市長	市 副 市長	長 西 嶋 泰 義	上 下 水 道 部	長 戸 高 公 人
副 市長	副 市長	長 木 許 政 信	教 育 次 長	長 川 原 弘 嗣
教 育 部 長	教 育 部 長	長 塩 月 厚 信	防 衛 局 長	長 伊 東 宇 三
総 務 部 長	総 務 部 長	長 武 田 鶴 直 己 太 治 誠 一 実 生	興 興 局 長	長 白 田 洗 隆 健
財 務 部 長	財 務 部 長	長 久 保 田 成 慎	興 興 局 長	長 山 曾 河 原 盛 滿 幸 一
企 画 商 工 観 光 部 長	企 画 商 工 観 光 部 長	長 魚 住 崎 本 井 野 伸	興 興 局 長	長 甲 原 斐 藤 高
市 民 生 活 部 長	市 民 生 活 部 長	長 坂 崎 本 井 野 伸	興 興 局 長	長 江 戸
福 祉 保 健 部 長	福 祉 保 健 部 長	長 酒 河	興 興 局 長	長 浦 江
建 設 部 長	建 設 部 長	長 河	興 興 局 長	長 浦 江
農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 長	長 河	興 興 局 長	長 浦 江

議事日程第4号

平成20年9月11日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) おはようございます。本日の平成20年第3回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、菅原忠君、2番、高司政文君、3番、吉良栄三君、4番、戸山盛喜君、以上の順序で順次質問を許します。

25番、菅原忠君。

25番(菅原忠) 皆さんおはようございます。25番、蒼風会所属、菅原忠でございます。今回一問一答でよろしくお願ひしたいと思います。初めに、一般質問に入ります前に少し時間をいただきまして、以前和楽でありました商工会議所の青年部の方が、検証会というのをやった時に、以前私が一般質問の席でも申し上げましたが、市民の関心事は大入島問題、それから企業誘致、やっぱりこの2点が一番市民の関心事として一番高いのかなあという話を以前もこの席でさせていただきました。そのことにも、今日の私の一般質問絡むと思います。

1点目に、大入島埋立問題として上げさせていただいております。この大入島埋立問題も私は市議員になりまして初めて今回大入島問題を取り上げました。先日狩生議員が大入島問題の中での経過の話が述べられましたので、その分はもう割愛させていただいて結構かなと思っております。今回は、大入島問題初めてやりますが、先々日の大分合同新聞に訴訟の件も出ておりました。これまで反対派の方々が命がけでも絶対に工事はさせんぞという言葉も新聞・テレビで報道されました。継続的に知事はまだ取り組むという話も出てますが、でも知事も血を流してまではやらないということも明言されてます。そうした中に、塩月副市長が交渉に当たられ、先週も大入島に渡ったと聞いております。その中で、実際に進展が本当に望めるのか、望めないのか、歩みよれるものが本当に今の時点であるのか、ないのか。そこをもうはっきりしないと余りにもこの件が、市民の一番の関心事にある中でも限らず、全然進展を得ません。県の方にしても、また企業誘致、企業留置という言葉をも市長使われませんが、佐伯の造船所関係も本当はもっとブロック工場を広げたいとか、もう少し県の埋立てを推進してもらいたいとかいったことはたくさん希望が出ております。ところがこの大入島問題が解決しない以上、全然県の港湾計画は前に進みません。そうした中で、佐伯市としてや

っぱり大きく大胆な発想をもって方向転換ないし、違った策を講じる必要があるかと思えます。そんな中で、一般質問の詳細としまして、従来どおりの計画でいけると考えるか。それから、いけないとすれば、考えがあれば。3点目に、本来この事業の47億円の事業、国・県のお金がたくさん入り、地元負担が一部という構図になってますが、実際の受益者は佐伯市だろうと思えます。この佐伯市がどうしても前にずらんことが分かっちゃって、今のまんま県の事業だからという傍観はもうしてる時期はもう完全に終わったなあと。そういった意味で今日は市長と副市長にこのことをお伺いしたいと思えます。これで1件目をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。菅原議員さんの大入島問題についての御質問にお答えをいたします。従来どおりの計画でいけると考えているのかとの御質問ですが、現在の佐伯港港湾計画は、平成5年に策定をされまして、佐伯港の総合的な整備を図るための計画で、護江地区から女島地区と、それから大入島の守後地区から荒網地区までの全体的な整備計画で、これに基づきましてマイナス14メートル岸壁や航路泊地のしゅんせつ、防波堤、それからふ頭用地などの総合的な整備を行う、そういう計画です。現在国が整備をしておりますマイナス14メートル岸壁、これ延長280メートルの完成が間近に迫った中、航路・泊地のしゅんせつ土砂の受け入れ場所となる大入島東地区の埋立てについては、市としても最適地と考えておまして、早期に着工できるよう、大入島地区自治委員会や石間地区との話し合いを持つなど、今後とも県と協力しながら努力をしまいたいというふうに考えております。2番目の従来どおりの計画でいけないとすれば、であるかと、あるいは3番目のですね、大胆な考えはないかということにつきましてはですね、先ほど申しましたように、現時点ではこの計画に基づいて努力していると。ただまああと、御存じのとおり県知事の定例会見等での動きを今私どもとしては注視をしているという状況でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） 議長、もう部長に聞くことはありません。すみません。じゃあ副市長まずお願いします。これまで副市長がこの3年半、大入島問題の市長から特命をいただいて、大入島にずっと渡られて、実際に副市長自身が今、今後も努力を続けるという知事の考え方は出てますが、これまで交渉に当たられてきて、反対してる方の理解がいただけると副市長考えてますか。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） おはようございます。非常にこう菅原議員さんはですね、市民の関心の入島埋立問題、そして企業誘致ということで本当にその中のですね、大入島の埋立問題、私も平成17年、当時助役に就任して以来ですね、大入島の反対してる方々、それとまた賛成してる方々とですねお話し合いもしてまいりまして、それまでの経緯というものはですね、新聞等でマスコミの報道等で御理解してるかと思えますけども、先ほどの難しい質問の答弁になるかと思えますけども、私の感じではですね、じゃあ説得できるかといえはですね、私に自信があるか、ないかというものは分かりませんが、辛抱強くですね反対してる方を佐伯市ですね、マイナス14メートルバースのですね早期完成だけでなく、佐伯市のいろいろ工事に伴う残土をですね、埋立て等の持っていき場等もありますので、佐伯市の発展のためですね、県のプロジェクトチームも発足しスタートをする中ですね、どういうアドバイスを

求められるかもしれませんが、私個人としてはですね、辛抱強く反対してる方を説得していきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） もう1回最初繰り返しますが、反対派の方は命がけでも工事させんよとね。広瀬知事は血を流してまではやらない。これはもうはっきりしている事実ですよ。確かに今までの経緯の流れはすべて分かります。今年っていうか、去年の19年度の予算、繰越して残してます県も、でもこれも今年度末には国に返還せないかんということも当然あります。ただ、広瀬知事が何でこの言葉しか使えないかという状態を考えたときに、これまでの投入された事業費、漁業補償金、その分の扱いが一番ネックだろうと思います。それがあからそこそそに進めないなあと。実際にじゃあ大入島の埋立ての受益者である佐伯市のメリットというのを一番考えたときに、ここは佐伯市が大きく舵を切る必要があるのかなあとと思います。僕もちょっとこれ本当にメリットというのは何があるのかなあと、これまでは石間を埋め立てたら、住宅を造るよ公園を造るよ、荷揚げは造るよと、それが実際に本当にじゃあ大入島の人の本当の求めているものが、それが本当の佐伯市の受益につながるものかと考えた場合に、こんなものはメリットのうちはまだ入らんとします。実際のメリットといえば、例えば、船が入港した時のトン税、それから埋立てができることによって今造船所3社が困っているブロック工場を持っていくこともできるし、これは市長のいう市民の求める企業誘致、企業留置の観点からも当然つながる。それから指定保税地域というのがあって、今現在実際に佐伯に入港している船が、税金を納めているのは、門司の関税に払われているそうです門司税関に。それを国にお願いすれば、その門司税関に納めている分を佐伯市の方にもらえる条件がとれる可能性があるちいうのは聞きました。そしたらこれ年間に四、五千万円関税をいただくことができると。だからそういった本当の佐伯市が、その港湾埋立てをすることでメリットが展開ができる。あそこの事業が右・左に動くことによって次の本来造船所が求める県の港湾埋立てにも推進ができる。といったのが本来の佐伯市のメリットであろうと思いますね。企業誘致という言葉にも反映しますし、実際の市民の一番の関心事大入島問題、これ西嶋市長の公約ですね。それ西嶋市長だけではありません。当時選挙に挑んだ方々みんな大入島問題を解決しますと言ってみんな市長にやってるね。そんな中で、市長大入島言ってないかな。それでは訂正します。ただね、この前の検証会でもはっきり出てたように、市民のやっぱり一番の関心事は大入島であること。それと企業誘致であることね。これでもそうです。今日までに一般質問、この議員で何人が大入島を取り上げました。企業誘致を何人が取り上げましたね。これが今一番佐伯市の重要課題なんですよ。で、知事は今言うもう既に使われている事業費、補償費5億円余りね、このお金の取扱いが一番ネックなんですよ。県事業だから、本当は受益者である佐伯市が一番今舵を取って一番動かないかんときに、知事を傍聴してる場合じゃないんですよ。傍観してる場合じゃない。ここは本当議員さん方もみんな僕ら佐伯市の予算を考える人間の会議の席として、本当にこの5億円、全額とはいかんでも3億でも佐伯が作るから知事はこれもう方向転換してくれんですかと。仮にさっき言った関税の4,000万、5,000万が佐伯市に落ちるようになるのであれば、10年間掛けてこれが入ってくるのであれば、今仮に5億円の拠出をしても市民には絶対理解をいただけると思います。ここに上げてる受益者である佐伯市として大胆な考え方はないかという部分で。これ市長ね、市長が今言う、副市長は佐伯市の発展のために辛抱強くという言葉が使われるけ

ど、もうそんなことを言ってる時間ないんですよ。今年度末にもう19年度予算の繰越しの金、返さないかんですからね。で、市長だって造船所の企業留置ね、そういうこともあって埋立の方も努力をするという言葉が使われたことも聞いたことがあります。そういった観点からいってもね、ここは本当この議場の方々みんなが市民にお願いしてでも、佐伯市の単費を突っ込んでね、県にお金をつくって、この事業を移転するなら移転する。もうそこに佐伯市がはっきり踏み込んでいかないと県は動けないんですよ。だから知事も今後とも努力を続けるとかですね、そういう言葉しか使えないんです。今の副市長の言葉のとおりですよ。命がけでもさせんよと言ってるんだからでしょ。今までの中の経緯はもう別なんですよ。平成5年からやってきたものが、今もう20年ですよ本当に、で市民の一番の関心事でもあるし、市民が一番求める企業誘致に一番つながることでもあるし。これが一番大きな問題で、今までも何人も何人も大入島問題やるけど全然解決しない。市長どう考えますか。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 菅原議員の大入島問題で、大入島埋立についてどうするのかということですが、これは基本的にですね、佐伯港湾の重要港湾の中の位置づけの一部の事業として大入島埋立が挙ってきたという経緯も御存じだと思っております。先ほど菅原議員も訂正していただきましたが、私は市長選に出る時に、大入島埋立問題に対しての公約はしておりません。してないから市長になってしないかということじゃなくて、やはりそうした状況を見て現在まで取り組ませていただきました。まず、これで解決しなければいけないことというのはですね、マイナス14メートル岸壁を造ることは最優先だったんです。このマイナス14メートル岸壁を造るために大入島埋立が必要だという形で入ってきて、大入島埋立ができなければ14メートル岸壁はできないという、ここが主体論なんです。それが市民の皆さんも大入島埋立ができなければ14メートル岸壁ができないということで、大入島問題以上に重要なのがマイナス14メートル岸壁であると。そうした中で知事とも前回、この前の記事、また今回のいろんなことがあります。まず知事には14メートル岸壁について今の大入島、早急に解決できないので、特にこれは県の事業ということで逃げるわけではありませんが、佐伯市が主体性を持っておりません。そうした中で14メートル岸壁のこの工事が中止、又は延びることによって佐伯市としてやはり海というものに面しておりますので、これに対するしゅんせつ土の配置を大入島に持って行くということで、そうした中で大入島を埋め立てることによって運用ができるんじゃないかということが当時の流れでした。先ほど言いましたように、大入島の埋立地について、住宅とか公園にしたのは、これは大入島の開発プランの中で持っていき、特に地域が待望している橋の問題があると。そうした中で大入島の埋立てをどうするかということが出たときに、そうした事業が出たと私は思っております。だから今回の基本的な問題は、まず14メートル岸壁のこの工事を仕上げるということが私は基本であったと思っておりますし、そうした中で、先般知事との話をして、まず14メートル岸壁の工事をやっていると。先ほど大入島の埋立てが40億ということがございますが、岸壁全体については400億という大きな確か、小さな数字は覚えてませんが、そういう大きな事業、そしてそれにつながって佐伯が重要港湾として、それだけの港湾施設を持つことによって将来の佐伯が発展するということが基本であったと思っております。そうした中で、やはり県として連携をしなければならぬと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） あの市長ね。県が何で前に進めないかね。もう1回話をするけど、実際県事業であれ、国の事業であれ、受益者は佐伯市なんですよ。その佐伯市受益者のトップがあなたですね。じゃあ14メートルやるにしてもしゅんせつ土をどこに持っていくんですか。だから結局大入島でしょ。今県が一番困っているのはやっぱり今まで使った事業費のことに關して、その償還金をどう扱うかね、僕は一佐伯市民としてね、佐伯が今後さっき言った年間に4,000万、5,000万の税金にしてもそうだし、それから先のみんが望む企業誘致・企業留置の観点からしても一番佐伯市にメリットをこうむるのは、この10年後、20年後やっぱりこの問題が一番と思いますね。結局県にただ委ねてる、県に委ねてるだけしか取れない。だから今は絶対佐伯が動かないかんと思います。この件は今言うように、これまでに大入島問題の一般質問をされた方、企業誘致の一般質問をされた方、僕は理解得られると思います。市民の方も理解得られると思いますね。この財政の一番厳しい時にとんでもない話をすると思うかもしれないけど、でもこれが本当の佐伯のためなんです。これが先行投資なんですよ。じゃあ漁業補償金返せと言って返りますか本当に。これは市民のために今これをやらないと県知事にこの言葉を持って行って県知事どうか動かしてくださいとね。これが逆に市民を守る市長であってほしいと思うし、そのためにこういう提言をさせてもらってるけど、県がプロジェクトチームを作ったのであれば、やっぱり佐伯市も議会も本当にじゃあ大入島をどう動かすかという本当にプロジェクトを立ち上げてでもやらないかなあと、国体が済んで国体に携わっている方々が職員が余るのであれば、本当にそのプロジェクトをやっぱり立ち上げてもらって、この償還金について県とやっぱりそういう交渉をだれかきっちりやらうと。それで知事が動いてもらえるんかももらえんかもやっぱり取り組んでもらう。それともし移転するのであれば、移転の候補地をどこにするかとかね、市長の言う企業留置の観点で造船所はどこにあるのが一番使いやすいのかとか、どんどんどんどん先の佐伯市のために話ができると思います。ただ今のまんまじゃ幾らしてもずらない。辛抱強く交渉して本当に反対派は賛成になるかなあ。今ここでその話は幾らでもできる。でも工事の船が来たらまたフックに飛びつきますよ。もうその現実がちゃんと分かってるんやから、できない。広瀬知事も血は流さんと言うちょるんですから、今広瀬知事を一番救ってあげられるのは佐伯市長じゃあないんですか。そうすればあと、県の港湾埋立てを知事にもお願いもしやすくないんですか。そこでもう1回お願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 菅原議員の質問ですが、先ほど私が申し上げましたように、今回プロジェクトチームを作ったのは、県としての方向づけをです。また佐伯市にはそれはおりておりません。そうした意味で、先ほどから申し上げましたように、県もこのままの硬直状態ではいけないと、佐伯の14メートル岸壁をするために、私の方では当初聞いておった中では、埋立てができなければ14メートル岸壁はできないということの話が先行しておったわけですね。だからそれが、埋立てをそうした意味でプロジェクトを作って14メートル岸壁を進めようという話を今入っているわけです。それに佐伯市がこういう要望だ、ああいう要望だというよりも、まずその内部の話をです。そして佐伯市ともまた相談があると思っております。そして来年度にはこの重要港湾の改訂があると思います。先に佐伯がこうしてください、ああしてくださいということになった場合、それが先行することが果たしていいものかと。いろんな腹案を持った中で、私はそうした県との会議に臨んでいきたいと。今日言

われた、議員の言われたことも一つの腹案の一つかも知れません。また、逆に今議会側で私たちが市議会のときにはこの大入島に対しても特別委員会もつくってありました。港湾対策特別委員会と、そうした中でいろいろやった経過もございます。平成5年からいろんな中でやって、現在もこうした硬直状態だという中で、今回の県の方もプロジェクトチームを作ってしゅんせつをいろんな中で考えて、とにかく14メートル岸壁の工事を進めようということは私は大きな前進だと思っております。そして、先ほどから言いましたように、そうした中のプロジェクトチームの経過を見ながら私も市といたしましてもその中のチームの動向を見て、また私たちとの打ち合せ等もあると思います。そうした中でいろんな対策を講じていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） 市長ね、正直僕は県の方々ともよくお話をします。市長は県の方向、県の方向という言い方をしますがね、県の方は佐伯の考え方が見えないち言うんですよ。じゃあこれ仮にね、14メートルバースだけできりゃいいです。しゅんせつ土はじゃあ海上投棄してくださいよとね、14メートルバースできりゃそれでいいかもしれませぬ。じゃあ県が今まで使ってきた5億円に対して佐伯市は知らん顔ですか。それで県が国に償還金を求められてね、今度県民の1人としてね、佐伯ちいうのはなんちいうかってないところかと、僕はそう解釈しますね。ここは受益者である佐伯だから、佐伯が踏み込みにゃいかん。この港湾整備にかかわるこの大入島問題を解決していくことで、中津の人が助かるんじゃないんですから、佐伯の人が助かるんですからね。そのためにあとあと金の入口が見えるのであれば、だから市民にお願いして5億円でも拠出しましょうやと、その話を持って知事にお願いにあがるうやと言ってるんです。県だってそれはやめられるもんだったら早くやめてますよ。移転できると早く移転してますよ。ただその5億円の扱いが難しいから県だって動けないんですよ。それは中津や日田の県議会議員からすれば怒りますよ本当に。何で佐伯のために国に償還金を県がみらにゃいかんのかと、そうでしょ。県民である自分にしてもそうですよ。これ中津でやられたら怒りますよ本当に、そうでしょ。だから佐伯が動かな駄目なんですよ、県の方針じゃあないんですよ。受益者である佐伯が何を求めるんかね、佐伯はどげえしてくれるんじやろうかという知事だってこのことは待ってますよ本当に。よく言うじゃないですか。県が道路を抜いてくれち、用地は絶対お願いしますよち言うじゃないですか。副市長でも蒲江の町長時代に用地交渉からやっぱりね、用地できたから県にお願いと受益者が蒲江だからですよ。みんな今までそうやって事業を進めてきたじゃないですか。だから佐伯も今一番県が困っているところを佐伯がやらなあいかなのですよ本当に、佐伯市民が一番望んでるのもここじゃあないですか。これは佐伯市民に一番財政の苦しいときに5億円出せと言えぱそりゃいい話とは思えないかもしれないけど、ちゃんとこういう港湾の関税が入ってくるよ、トン税も入ってくるよとね。ブロック工場ができることで企業の求人も増えるよと、企業誘致、企業留置につながるよというメリットがあれば市民はこれ怒りますか、怒らんと思う。議会の皆さんも多分承認いただける。これまでみんな大入島問題ががががが言ってきたんやから。企業誘致もみんな言ってるんやから、だから佐伯が動かないかなのですよ。プロジェクトチームに任せる任せる言ってもね、受益者である佐伯市なんですよ。どうか市長と話をすると市長すぐ話をこっちに向く、こっちに行く。そうじゃなしに本当に佐伯が市長も分かってるんじやから、この二つがテーマやちいうことはね、大入島でもうこれは反対派は絶対

にオーケーに変わらないちいうのはあなたも感じてるでしょ本当に。辛抱強く交渉本当にできてると思ってます。このまま計画どおりに今後とも努力するという言葉だけでいけると思っていないでしょ本当のところね。石間なんかかわいそうですよ、兄弟でけんかして、何か逆にこの佐伯市の受益のために石間が犠牲になってる。東が犠牲になってるとしかとれません。その石間を救うのもやっぱりそういうことなんですよ。兄弟仲はそれは時間が掛かるかもしれないけど、兄弟仲を直すにしてもここにケリがつかないと直らないんですから絶対にね、反対派がいい、賛成派がいいとか悪いとかいうことじゃなしに、本当あの石間の地区を崩壊させたのは逆に佐伯市ですよ。だから佐伯が動かな駄目なんですよ。もう1回お願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今回が一問一答式で、議員とすれば自分の主張を大きく言いたいと思ってます。だから先ほど私は申し上げましたように、プロジェクトチームを立ち上げたということは、県もそうした内部に相談する。そして佐伯市とも打ち合わせるわけですよ。ただ、プロジェクトチームにまわしたと私は言うておりません。そうした中で県としての方針を見て、私も佐伯市としての方針を見て打ち合わせると、また菅原議員にもそうした議員の意見としてまたそれが、議会がそういう方向であればその意見としてもですね、やはり打ち合せなければ、私がこの場でそうしますよということにははっきりいって即答はできません。なぜならば、今この場で菅原議員としての提案をですね聞いてって、私の方もこれはそうした方法論、またそれについてどういう問題があるか、いろんな形も考えたいと思っておりますし、また先ほど言った国に入ってる指定地域ですか、こうした部分も十分調査をしなければいけないと思います。だからそうした中で議員としてのそうした意見を賜っておきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） ただ今の、菅原議員さんの御質問の中で、県の職員がですね、市の方は埋立てに関して何も考え方を示してくれないという御発言がありましたけれども、私は大入島の埋立てに関してですね、県から考え方を求められたことはありませんし、酒井部長の方もですね、求められたことはないと言っております。どの職員が言ったかというのはまたあとで教えていただければですね。本当非常に微妙なところの問題でありますのでね。ちょっと再度、のちほどでいいですけどお願いしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） あのね、ちょっと僕も言うておきます。これもうこれでいいですけど、ものの考え方ですよ、さっき僕が言ったように、県道でもそうなんですよ。これは県の事業なんだけどこれは佐伯のことなんですよ、県からしてみればね。やっぱり佐伯がアクションを起こしてくれんことには、県も今のまんまその5億円の事業費をどうするかちいうのはやっぱりそこが一番ネックでしょ。仮にやめるにしても、移転するにしても、そうじゃないですか。それは確かに大入島の賛成ですってやってこられた方ね、僕もお会いしましたね、菅原とぼけたこと言うちくるんなち、おれどう何のため頑張ってきたと思うんかち、それもそんなとおりと思います。だけど一番メリットの大きいのはこの佐伯市なんです。だから何度もくどいように言うけどね。じゃあ佐伯市として副市長ね、僕は聞いてねえよと、建設部長も聞いてねえよという話をするけど、そうじゃあないんよ。県は動けないじゃないですか。あなたと一緒にですよ、県の職員だって交渉に行ったらって門前払いですよ。一番最後やっぱりネックと

してくるのは、その金の取扱いですよ。これも5年スパンに1回に公共事業評価監視委員会というのがあって、未着工であるものとか、工事の進ちょくが進まないもの、その取扱いについて協議がなされるけど、やっぱり条件付きで国費の返納という問題が出てきます。だからね、そりゃおれの言うことを聞けということじゃありません。ただほかに大きな佐伯市として大胆な考えでいかないともう動けませんよと、動けない事実は分かってるんやからね、市長、おれそれ言ってるだけでね。やっぱ佐伯がここで県に僕らがこうするからちいうのを逆に市長から本当に飛び込んで言うてもらいたいんですよ。議長、ちょっと議会のプロジェクト作ってくれよち市長から言ってもらいたい。佐伯市としての考えを1個にしてやりましょうやと、もうそれで県に臨むしかない。もうその時期に完全に来ているなあと、それを言いたいだけです。この埋立問題もうこれで終わります。

2点目に入ります。合併協議での積み残しの解消はと大項目で上げさせてもらってます。私は当時、建設検討部会におりまして、建設の分では積み残しが特公賃の料金の統一というのが残りました。それと水道料金を残しました。お陰様でこの前、水道料金の統一もできました。特公賃の方はまだ全然手付がずかな、まだやってる途中というのが知りませんが、その中でこの前、寡婦の補助金これが佐伯市と直川にございませぬ。このまま合併して3年半が流れました。旧蒲江の住民の方から電話をいただきまして、菅原さんおもしろいなあち、蒲江というか市役所から寡婦の助成の手續の更新手續に来てもらえんかなあちいうて行ってみたところ、半年前に彼女が佐伯に住民票を移したお陰で寡婦の助成がいただけなくなりました。同じ市民でありながらおもしろいよなあと。と思います本当に、これがもう3年半もたってるのにずらない。そりゃ今日の答弁で多分、部長はやってます。もうまもなくできますという多分答弁をされるんでしょう。ところが、これがね3年半の間に多分全く一緒のことが何度か起きてるはずですよ。だからそれが何で今までこんなにずるずるずるきたんかなあと。あと1年半しかないんですよ合併後の協議はね、特にこういう金銭にかかわる助成のましてやそういう寡婦とか、やっぱり生活的にそんなに楽じゃあない方の助成制度なんかと同じ市民でありながらそこに格差が残されたまんまきてる。合併の何でも僕は言葉を使いますけど、負担公平の原則という言葉が大前提で合併は進められました。ところが、佐伯市になって3年半がたっているのに、全然負担公平じゃあないんですよ。今回特にということで民生部会上げさせてもらってますが、実際には進ちょく率的に積み残して、協議を持ち越した分、僕はずっと建設に属してますから、なかなか民生の方の部会の中身は分かりませんが、実際民生部会で繰り越したもの、積み残したものが今シェアとしてどのくらい本当に解消されてるんかなあと。やっぱり九つが一緒になったんだから助成のあり方が違って、もちろんその当時、財政面も当然計算できないから繰り越そうやということで持ち越しの協議でもってきたわけなんだけど、余りにもこの3年半になされてない。今年度末にはできますよと言っても結局4年間できなかった。それは部長が1年でぼろっと替わったりすればそれは本当継続してできないんかもしれん。でもいつも僕が言う危機管理という言葉もそうですけど、全くその3年半こんなことでやってきたんかなあと、僕が市会議員に立候補した意思もそうでした。合併後の4年間を見たいからという意味で本当に市会議員になりましたが、これがやっぱり今まで3年半ずるずる来たのは、これはちょっと僕も責任を感じてますんで、そこらを含めて答弁をお願いします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは菅原議員の合併協議の積み残しについて、特に民生部会での件数が多いんじゃないかということの御質問にお答えしたいと思います。確かに合併協議での積み残しとしましては、全体で61ほど合併協議で積み残しがございました。その中で、民生部会が占めておりましたシェアは35件ということになります。このうち、既に調整や他の事業に組み替えて実施をいたしておるものが28件済んでおります。未調整で残っている事業につきましては現在7件でございます。この7件の中に今おっしゃられました寡婦についても残っております。今それぞれの担当課でこの7件につきましては、今年度中に今制度を検討しております。2番目の負担公平の原則ということでございますが、おっしゃられましたように、旧佐伯市にあって旧町村にないものとか、逆に旧町村にあって旧佐伯市にないと、こういったものが残っている主なものでございまして、これにつきましては、格差が生じているという現状は出ております。おっしゃられますように、早期の調整が必要というふうに私も考えております。3点目、今後の取組みについてでございますが、当分の間というのは合併後5年ということで一応想定いたしておまして、この5年を一つの目安として調整を行っておりますが、一日も早く不公平感の解消が図れるようにですね、努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） 61件中35件が民生部会ちょうことは28件というのが、どこがあとほかが多いのかなと考えさせられるのですが、正直今一生懸命取り組まれているスクールバス等も当然その中にあるんだろうなあと思いますが、これ市長ね、やっぱりお金にかかわること、ましてや寡婦なんか特別と思います。それは確かにエゴイストじゃないけど、宇目のタクシー補助ね、そういった分もあるから実際には本当はへき地の所に関しては逆に少しでも残せる方法も当然考えていただきたいし、これはもう正直もちろん宇目でも宇目のまちなかに近い組とやっぱりローカルの組との本当にそういった差があると思いますから、そこはうまく本当に調整をしてもらいたいな、調整が難しいという理由は分かるんですが、市長ね、この3年間半の間にね、やっぱりすごく遅いと思います。こういう金にかかわることね、5年間と云ってるけど、やっぱりこういうのこそ先にやらなきゃいけない。通常のものというよりかやっぱりそういう最初から生活が大変だと思われるからこそこういう助成を持ち込んでるものに関して、それが旧態にあったものがなくなる。ねえそりゃ逆に佐伯から蒲江に行ってきた人はそれはラッキーでしょ。だけどやっぱりカットされる人からすればやっぱりすごく大きなもんと思うしね、今年度中という言葉が果たしてふさわしいのかどうなのかね、もう本当早急にやってもらわないとこのやっぱり格差、同じ市民でありながらね、税率は一緒ですよ、そうでしょ。その中でサービスが違うという、これは一番大きな問題だと思いますから、対応の面でどれくらいのスピードで市長もっていけるかを逆に、これは部長というよりはもう。それからもう1点、市長ね、これちょっと市長に聞きたい。よく僕らが担当職員とか課長とか部長級にちょこちょこ小っちゃいお願いに行きますと、財務に相談してみる、財務に相談してみるち言うんですよ、もうこれ今市役所の合い言葉ですね。近ごろひょっとしたら市長よりも財務部長が一番えらくなるとるんじゃないかねえかなあと、みんな財布の相談ばかりなんですよ。困ってるからとかどうこうとかいう話以前に、すべて財務財務ち言うんですよ。やっぱりもうちょっとそういう声がね本来市長にちゃんとつながらなきゃいかん。市長も今言

うように、こんなやつなんかは正直今年度末までにとかいう話じゃなしに早急にやってくれんと、この3年間半その格差を引きずったこと自体が非常に納得がいきません。そこ市長、答弁をお願いします。もう部長いいです。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 菅原議員に合併の時の現況、私もこの合併協2年間でなくて、実際的には約4年、その前の時点で5年やっておるわけですね。そうした中で論議して非常に難しかった部分という分が先ほど言った61件あった。合併の中で協議の積み残しとして当分の間現行どおりとして新市において検討するという言葉で締めくくってると思っています。本来ならば、合併に対してこうした積み残しを残さないのが本来の合併であったと思っております。やはり合併協の中でもそれぞれの地域、いろんなことがあって非常に困難を要したと思っておりますし、そのことについてはまた、私の方も行革の中でそれぞれの方針をして、この全体的な進行については議員の方にも提示をしてると思っております。詳細等については必要とあれば担当の方に振っていきたいと思っております。また、財政ということですが、佐伯市においてもまだ非常に財政は厳しいです。いろんな形の議会の中で、いろんな要望も上がってきます。合併の中の調整といってもみんなこれ金銭に絡むことが多いわけですが、はっきりいって椀飯振舞いすれば簡単にできます。皆いい条件にあわせればいいわけですから、やはり議会もそうした財政も見てどこまでが市民として公平・公正に市民に対するサービスができるのか。それは佐伯市の体力としてどう見るのかということも見なければならぬと思っております。特に、合併して最初の年、非常に大変な決算でした。現在でもまだ非常に厳しい状態です。本年度、19年度出ますが、改善はしてきているものの、いろんな中で市民がいろんな要望をすればそれを出してあげれば本当にいいですけど、そうした結果が今の日本の政治の中で大きな借金を抱えている。そのしわ寄せが地方にきた。地方とすれば国がやってくれるとかやったことが大きな借金になる。そうした悪循環の部分があると思っておりますので、その結果が合併をという形が私は国の中で、行政を小さくすれば負担が減るんだからということで、それぞれ今まで九つの市町村が立派にいろいろやってきたと思っております。そうした中で、それぞれの地域の特性が合併によって公表するということになれば、そのバランスも出ると思っております。これについては、私の方もこうした中で目標といたしましては、一応5年ということで答弁をさせていただいておりますので、一日も早いこうした不公平感の解消が図れるように努力したいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） とにかく格差を感じるもの、これも最優先、年度末でも遅いということ。年度末でもそれは言葉はね、当分の間というのは5年間で調整をするという言葉でくくってのは、それはマクロ的にくくったんですね。でもこういう格差を感じるものに関しては早急じゃなくては駄目なんですよ。僕は正直言って僕も反省してます本当に、今回この電話が僕にかからなかったら僕もこのまま見逃してたなあと思いますよ。だからほかのことでともそう思うんですけど、今民生部会では61件中35件、じゃあほかのやつですね、ここほかの部長さん方おられますけど、本当積み残しに関してやっぱり格差が生じるものとかいうやつに関してはやっぱり早急にやってもらわないかん。同じ市民でありながら同じ市民サービスを受けられないという、こんなやっぱり最低のモラルはないですよ。確かにそれは市長の言うとおりですよ、金がない、でも僕らが聞いてていっつも寂しいのは財務に聞く、財務に

聞く、やっぱり市長に相談して、それは市長がね財務と話をするならベストですよ。財務がノー、ノーいっつもそう。ヒヤリングすると言っても財務からけられる、財務からけられる。もうこの3年半ずっとその言葉しか聞いてません。やっぱり金の使い方にしてもそうなんだけど、やっぱり負担公平の原則、やっぱりそこに一番先に返ってもらって格差が生じるやつを早急に取り組んでいただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、菅原議員の一般質問を終わります。

次に35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番議員、日本共産党の高司政文です。私は今回大きく3点について一問一答方式で質問します。まず大きな1点目として、教員採用等汚職事件並びに市職員採用についてお聞きします。アとして、教員採用等汚職問題についてですが、内容等は皆さんテレビや新聞でよく御存じでしょうから簡潔な答弁をお願いします。トとして、この間の県教委が発表した再発防止策並びに採用取り消しを含めた関係者の処分に対する市教委の見解をお聞きします。トとして、県教委にこの間どういう申し入れをしたりして、あるいは働き掛けをしてきたか、残された問題は何かということをお聞きします。トとして、教員21名の方が不正に採用されたということで取り消されたり、あるいは自ら退職したりしましたが、佐伯市の管内では対象者は何人おられたのかお聞きします。それから、はですね、通告してましたけど、ちょっと時間の関係で省略しますので、大変申し訳ありませんが、答弁は結構です。以上でございます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） おはようございます。高司議員の質問にお答えしていきたいと思っております。まず、教員採用等の汚職問題についてであります。1の県教委の件であります。大分県と大分県教育委員会は、いわゆる口利き防止要綱を一定の公職にある者等からの職務に関する働き掛けについての取扱要綱を8月4日付で施行しました。また、大分県教育委員会は、2008年度教員採用で不正に合格した教員21名の採用取り消しと、そのあおりを受けて不合格になった受験者の救済を8月29日に決定するとともに、事件に関係した校長・教頭の免職を含む懲戒処分しております。今回一連の贈収賄事件の根幹に、県職員である大分県教育委員会幹部や大分県教育委員会が任命した校長・教頭の間で起きた不祥事であることを考えますと、口利き防止要綱は職員の職務遂行における公正の確保及び透明性の向上を図るなど有効かつ当然の再発防止策の一つであると理解しております。関係教職員の処分についても、大分県教育委員会に対しまして、佐伯市教育委員会からあらかじめ処分を求める内申を提出しており、処分内容は妥当であると考えております。不正に合格した教員21名の採用取り消しの問題については、任命権者である大分県教育委員会としても苦渋の決断であったと考えております。2番目であります。今回の一連の事件にかかわり佐伯市教育委員会から大分県教育委員会に対して申し入れや働き掛けをしたことは、大きく二つあります。1点目は、一番の被害者である児童・生徒の心のケアをすすめるための応援の依頼であります。2点目は、学校の正常化に向けて動き出せる体制整備の依頼であります。1点目の心のケアについては、6月14日に不祥事が発覚して以来、次代を担う子どもたちに事実をどのように伝えるか、心の傷を最小限に抑えるためにどうすればよいかと大変心配しておりました。心のケアの取組は事が起こって3日間がかぎといわれていることから、大分県教育委員会にはスクールカウンセラーの緊急派遣を要請するとともに、市教委の教育相談担当の指導主事を派遣してきた

ところであります。2点目の体制整備については、特に2学期が始まる9月1日までには学校の管理職不在の状況を解消するよう、大分県教育委員会には7月の下旬以降、何度も強く働き掛けてきたところであります。9月2日現在でこれまでの管理職不在の異常事態は解消しており、やっと正常化に向けて体制が整った状況であります。残された課題といたしましては、先ほど述べました教員21人の採用取り消しの問題であります。現段階では学級担任が急に変わったあとの児童・生徒への心のケアなど、取り消されたあとの教員現場での混乱を最小限に抑えるための方針や方策が大分県教育委員会から明確に示されておりませんが、県全体の問題であることから、佐伯教育事務所長や市町村教育委員会会議などを通して、大分県教育委員会へ引き続き今後の見通しを提示するよう要求していきたいと考えております。いずれも佐伯市教育委員会といたしましては、教職員の人事権をもつ大分県教育委員会に対し、公正な採用・任用システムの確立を強く求め続けていきたいと考えております。3番目の問題であります。採用取り消しの対象となる教員21名について、大分県教育委員会は氏名等詳細を公表しない方針を打ち出しておりますが、佐伯市管内の対象者は3名であります。そのうち、2名が自主退職の手続きを行っていることを報告しておきます。以上であります。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 時間がですね限られてますから急ぎますけど。まず私の考えとですね、それから市民から寄せられたさまざまな意見等々をまとめてですね、これは主に県ですので、県に対してねということも含めて教育長にですね感想を幾つか聞いていきますので、お答え願いたいと思います。まずですね、大前提の問題で処分を下したね、県の教育委員会自体の問題ですね。この事件にかかわった人が直接・間接問わず、まだ残ってこの処分に加わっていると、私はねやっぱりこれは一度配置換えをすとかね、解雇しよとは言いませんけど、少なくともやっぱり配置換えをして関係のないね職員さん、あるいは第三者を含めた機関で調査をして、それから処分をするというのがねやっぱり正しい道じゃなかったかなあと思うんですね。減給等は処分してますけどね、答案用紙を廃棄してる人までがねまだ残っていると、こういうねことの重大さからして信じられないというのが状況だと思うんですね。そういう面で教育長、事件に関係ない人が、私は本来処分をね出すべきだったというふうに思いますけど、その辺いかがでしょうか。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 高司議員から県教委の処分についてであります。何せ県教委の処分でありますので、私どもから言及するところは非常に難しいところでありますけど、実際にかかわった者については停職等の処分は受けておるとおもいます。現実に答案等の処分についても県教育委員会の教育長も県議会での答弁以外は私どももそれ以上の状況を知る状況ではありませんので、その部分は私が感想をと言われてもちょっと答えにくいところでありますので、お許し願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） それともう一つですね、口利き者の問題ですけどね、これも明らかにしないというのはね、これ市民、県民、世論がね納得しない一つだと思うんですよ。7月にですね私たち日本共産党はですね、県に申し入れをした時に、私とですね堤県議と2人で口利き者の問題でね、ある審議官を追求しました。その時にですね、合格発表前に電話をしたということであるから、何を見てね、何に基づいて電話をしたかというふうに聞いたら、それぞれ

電話をした方はですね、それぞれメモをね見て電話をしたというふうに答えたんですね。つまりメモがあるわけです。口利き者のメモはですね書いてね。だからそれをね調査、公表をしないというのはですね、これはプロジェクトチーム何のためにねあったのかと言いたいと思うんですね。だから身内でこういうことをやるからですね甘くなる。だから口利きの点もね洗いざらい公表すべきと思いますけど、この点、一般的なね感想で結構ですからお願いします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 採用・任用等についての口利きについての質問であります。これも私自身が一切知るところではありません。また、今公判中でありまして、今それが公判でも問題になろうかと思っておりますので、私の方からは言及は控えたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） もう一つですね。不正のさっきの21人がね合格されたということですけど、これはまあ報道で知る限りではあります。本人にですね説明するときに、だれがですね口利きの依頼をしたとかね、だれがその口利きを実際にしたのかとかね、こういうことを全く説明抜きにこういうふうにね改ざんされてましたということだけで退職を求めている。これもまた本当に信じられない話だと私思うんですね。この点についてもですね、教育長の感想を聞きたいと思っております。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 本人に説明をする時に、口利きをした者についてのことについて話してないということの質問であります。これについても県教委が今公表している段階でははっきり明確にできないというような段階で県教委が控えているようでありまして、私どもがまた知るところではありませんので、どの段階で説明すればいいのかということは、県教委の判断を待ちたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） なかなかね教育長にしたらいきにくいでしょうけど、個人的にね感想を聞いているんですけど、もう一つですね、これは市教委の問題ですが。自らですね警察に出向いた3人の方がおられますね、この方の処分が出ましたが、2人は懲戒免職、1人は降格というね処分分かれたんですが、7月22日に市教委の方から3人の処分についてですね、県の方に正式名称は私は何というか知りませんが、要請をしておりますね処分の、それについてですよ内容はどうだったのか。それぞれ違う内容で上げたのかですね、それとも3人は3人で一緒に上げたのか。その点お聞きします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 処分内申の中身については今ここでお話することはできませんが、処分内申は具体的に本人たちからの聴取をしたことについて、事実を報告したということでありまして。処分の部分については県教委で、その市教委からの報告と自ら県教委が事情聴取をしたことについて総合的に県教委が判断して処分を行ったということでありまして。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 市民の間ではですね、この処分が分かれたことに対して疑問を持っている人が多いということですね指摘して、この問題の最後になりますけど、今回ですね、事件にかかわった方がいるんですね。小学校の保護者と話をする機会がありましたけど、教育長はで

すね以前それぞれの学校長の判断にということをよく言われてましたけど、実際にですね聞くと、学校がね保護者にきちっと説明してないというね事実があります。すべてじゃもちろんないでしょうけどね。そういう実態があります。説明がないからですね、親が子どもにね、だれだれ先生はまだいるのとかね、どうなってるのということをね子どもに聞くということが続いたそうです。PTAの時に、そのことについてね保護者の中からも学校側に対して、なぜ報告しないのかという苦情が出されてたということでもあります。そういう中でね、先生も親も、それは子どもたちまでもですね、やはり表ではですねなかなかもう触れたくない、この問題に触れたくない。しかしね、気持ち心の中ではもういろいろ言いたいということが本当にたまっているようです。そういうフラストレーションというか、うっぶんというかね、こういう状態がある中で学校はですねもう意見を出してくれというけど、みんなの前でねなかなかやっぱり言いにくいと、無記名でアンケートでもあればねいっぱい書くというようですね、声が聞かれています。そういう面ですね市教委が現場の声を聞くというふうに、申し入れに対してですねよく言ってますけど、実際にはなかなか表に出にくい状況があります。こういう学校の中ですね状況について、どういうふうですね考えているのか、どう対応するのかですね、最後にお聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 今回の事件に関して学校での説明についての質問であります。基本的には先ほど高司議員がお話ししましたように、学校長にどういうふうに説明するかということについては、学校長に任せたのは事実であります。しかし、学校も誠心誠意保護者に対応してきたところであります。確かに遅いところは9月になってというようなところもあったかというふうなことを聞いておりますが、市教委としても今後教育改革推進班というのを立ち上げようというふうしておりますので、その推進班も基本的には市民の意見を聞きたい、中にはアンケートも取っていきたいというようなことも考えておりますので、そういう部分でまた再度教育再生に向かって努力すべき点はということであるかということを実に市教委としては、緊急に取り組んでいきたいというふうには考えております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） じゃあ今後推進班のですね、取組について関心を持って見ていきたいし、議会にもですね適宜報告をお願いして、次の質問に入りたいと思います。次はですね、佐伯市の職員の採用についてであります。4点ほど聞きますが、市の職員の採用をめぐるですね、今回教員の問題が出たと同時にですね、市の職員もあるんじゃないかとよく電話が入ります。市の中ではですね、以前から金とコネがまかり通ったという噂がありますけど、市長の耳にも入ってると思いますけどね、市長自身感想でいいですから、どう考えてるかお聞きしたいと思います。それから、今ですね職員採用の試験は私が聞いたところではですね、一次試験は日本人事センターという所に受験者番号だけをですね出して、点数は全国のですね、いわゆる偏差値の50を基準に、それ以上の方を一次の合格にしてるというふうに聞いてます。非常に総務の方がですね、皆さんよく研究されて、その点ではですね評価をしたいと思いますが、幾つかですね私問題点があるんじゃないかと思ってます。その一つが職員採用のですね今の方式ですけど、一次試験の問題をですね、持ち帰りを認めてない。それから試験問題を公開してないということがあると思います。その理由をですねまずお聞きします。それから三つ目ですが、一次のあとに二次がもちろん試験がね面接とか小論文とかあるわけですが、

これらの点数配分がどうなってるか。それを事前公開してないということもあるみたいですので、その理由をお聞きします。4点目がですね、大鶴部長は先日の答弁では非常に自信があると行ってましたけど、透明性の確保、公正なね採用システムができてるかどうか。もう一度お聞きしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員の職員の採用ということでございますが、こうした噂ということはちょっとあれなんですけど、感想でということですが、過去に金とコネがまかりとおったという噂についてということで、市長の感想をということですが、こういうことがあったという噂ということは、非常に残念なことだと思っております。当市におきましては、公正、透明に実施しておるといふ具合に。ほかあとの答弁については、総務部長の方から答弁させていただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） それでは一次試験の問題の持ち帰りを認めていない理由並びに試験問題を公開していない理由についてですが、これは本市が一次試験の問題と採点を委託している財団法人人事試験研修センターが、試験問題の公表を実施してないがためです。そのため、試験が終了したあとには直ちに答案と試験問題を同センターに送り返さなければならないというルールになっております。次に、一次試験と二次試験の点数配分ですが、平成20年度におきましては、一次が4割、二次が6割です。二次試験の内訳は消防士を除く事務職等で小論文が2割、面接試験3割、体力試験1割として、消防士は小論文2割、面接4割としています。消防士の体力試験は一次試験で実施しております、一次試験総点の3割を配点しております。それから、選考基準を事前公開していない理由は特にありません。昨年までは、選考基準の公表はほとんどの自治体で未実施でありまして、今回の大分県教委の事件を受けて、各自治体で現在検討を始めているところでございます。採用試験は公平・公正に行われることが大原則でありまして、これまでは試験を実施する方も受験する方もその必要性を特に感じていなかったのではないかと推測されます。本市では今後、事前公表する方向で検討したいと思います。次に、透明性の確保、公正な採用システムについてですが、最大限公正なシステムとなるよう、試験委員会において配点割合や面接委員の選任方法等を真剣に検討して実施しております。他に誇れる極めて公正なシステムになっていると自負しております。ちなみに、小論文試験の採点は外部委託しております、体力試験の採点は財団法人日本体育協会制定の種目別、年齢別得点票により機械的に採点しております。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 先ほどですね、教員採用が問題になってるですね、試験問題の持ち帰りですね、持ち帰りとか回答のですね公開というのは透明性の確保でですね、基本中の基本だと私思うんですね。ですからそれをやっぱりセンター財団法人ですか、に要望するべきだし、受け入れられないんだったらほかの業者ですね、ほかの機関があるんならそこに変えたらどうかと私は思います。それぐらいのですねやっぱり気持ちでやるべきだと思います。その点お聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） なぜですね、人事試験研究センターが公表しないという方針をしてるかということセンターに問い合わせてみました。するとですね、そのセンターは全国の多数

の自治体の試験を受託しておりまして、その機密性を保持するためということでございます。恐らく、異なる試験日に多数の自治体で実施される試験を受託しているために、似かよった問題を使用する可能性がある。情報が漏れていくという可能性がある。その辺を避けるためというふうに考えております。では、ほかのところに委託したらどうかということになりますけど、その辺はなかなかまたここはですね、ずっとここ、通常このセンターでやっておりますので、その点についてはもう1回一応考えてみます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） そのようにですね、答弁に自信があるとか言ってましたけど、まだまだね改善の余地が私はあると思いますので、是非ですねこの次の試験からですね、そういうふうな形でいろいろね、改善をお願いしたいと思います。それでは次の質問に入りたいと思います。時間が20分で大項目の一つをやりやげようと思ったらもう23分たってしまいました。続いてですね、政治倫理条例並びに職員倫理条例の制定ですが、これは県議会がですね、決議を上げましたけどですね、そういうだけじゃなくてね、罰則、しぼりがですねないと実効性が非常にあやしいなというふうに思いますので、この際ですね、市長、副市長、教育長、三役ですね、我々市議も含めてですね、採用や人事、工事・物品の納入契約などの口利き、金品の授受などの禁止、それから本人や親族が関与する業者の市との契約辞退などを盛り込んだ政治倫理条例の制定の考えはないかお聞きします。同時にですね、職員の方も職員が自分のですね利益のために地位や職務を利用することを禁じた職員倫理条例の制定の考えはないか。以上2点お聞きします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 一定の公職にある者等からの不当な働き掛け防止については、人事はもとより契約等に関することも含めまして、政治倫理条例制定を視野に入れ検討してまいりたいというふうに考えております。また、市職員には、地方公務員法第30条の全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならないというサービスの根本基準があります。申すまでもなく、自らのために職務を利用するようなことがあっては断じてなりません。しかし、今回の事件の発生を踏まえまして、同じく職員倫理に関する規程の制定についても検討すべきであろうというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） ありがとうございます。大鶴部長、大体全体的に前向きな答弁いただき大変ありがとうございます。次に進みたいと思います。

それでは大きな2番目になりますが、燃油対策、漁業者・農家への直接補てんをということで質問をしたいと思います。まずアとして、漁業の燃油高騰対策についてですが、ですが、水産庁はですね今年の2月に続いて、7月に燃油高騰水産業緊急対策を発表しまして、大分県もそれを受けてですね、それを補完する形で支援策を打ち出したわけですが、そこでですねこの市として、この国と県のね緊急支援策についてどう評価してるかお聞きします。それから2番目として、国・県の支援策、あとでいろいろ詳しく言いますが、非常にまあいろいろ問題点があります。それでそれを補う形でね条件を付けずに市独自の支援として、具体的にはですね、軽油、A重油1リットル当たり1円、本当は2円、3円とか言いたいんですけど、ちょっと出したあとに思いついたんですけど、取りあえず1円ということ通告してますので、そういう直接補てんがですね、できないか2点お聞きします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 高司議員の燃油対策に対する御質問で、小さく2点ほどございます。国・県の支援対策の評価をどうしているかということと、市独自の直接補てんができないかということでございます。その御質問について御答弁申し上げます。水産業、とりわけ漁船漁業は、燃油を使用して操業に出る以外に収入を得る手段がなく、他の業種と比較して燃油の高騰による影響を最も受けやすい産業であります。そのような中で、緊急措置としての燃油価格補てんや、中長期的な漁業の操業形態を改善するための省エネ機器の導入、省エネ操業の支援を行うことは非常に重要であると考えます。特に燃油価格の高騰分に対する直接的な補てんは、これまでの行政で取り組まれたことのない類の施策であり、漁業者の要望に大きく歩み寄った取組であると評価をしております。こうした考えを踏まえ、市としては、国・県の燃油高騰対策と協調して、漁業の構造改革を図るべく支援対策を推進してまいります。また、市独自で軽油やA重油に対しての補てんができないかとの御質問でございますが、国が行う事業自体が燃油価格上昇分の9割を補てんするもので、実質的に全額補てんに近い事業であることから、これに市が上乘せ補てんをすることは今のところ考えておりません。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 国の支援策ですけど、非常に実はね中身見ると問題が多いんですね。今9割補てんそれはうまくいけばそうですけどね、しかし実際には、まず第1の条件はですね、昨年の使用量、燃油の使用量ですね、その10%削減することを義務づけられてですね、その計画書を出さなければいけない。既にですね昨年からも原油が高騰してね燃料が上がってる段階で、漁業者の皆さんはですね、節約、節約でねきてるんですよ。それに加えてね今年には更にその10%を減らさなきゃいけないということでね、非常に困ってます。水揚げがですね、しかも増えると助成額をね減らされるというふうな条件までも加わってます。さらにですね、5人以上のグループを組むことが条件になってます。漁業者に聞きますとですね、漁場個人個人でやってるね方、特にですけど、代々ですね守り続けてきてね、ここが私たち、ここは私たちとかね、そういうふうなですねやっぱり形で、そういう歴史があるんですね。その中でグループを組んでね、交代で出るだとかねいう大きい形態だったらですね可能ではあると思いますけどね。なかなかねそういう簡単にやることできんというふうに私は実態として思うんですよ。漁協もね本当困って取りあえずですね、はえ縄とか底引きとか、そういう魚種別にですね取りあえず申請をするということも出てるのがこれ実態です。それからですね、助成のやり方も素直じゃありませんね。とにかく省エネ機器を導入しなさいとかね、省エネ機器だって導入するたってもうねえ利子補給とかね、融資の額を増やすだけ、直接ねそれはもう援助してくれるんならねそれはありがたいけど、そうはなってない。それからさらに休漁とかね減船をすすめてますよね。休漁、減船、船を減らすわけですね、減らすとその処分をするのにはね援助しましょうというふうなやり方でね、全く今のこの自給率の問題、魚のね量の問題も考えてないと、さらにです問題なのは、最後に精算をするときにね、もし10%削減ができなかったら助成金を返さなきゃいけないんですね。そういう中でねもう先々不安ですよ、燃料が、消費がどうなるのかどうなのか考えながら漁をしなければいけない。だからもし10%削減できそうになかったら、最後はねもう漁に出られないというね、ことがあり得るわけです。何でねこんなややこしいことを国がするんかというね、言い分を聞きましたらね、燃油を幾ら使っても補助があると言えば、幾らでも漁をするじゃないかという

んですよ。でもね実際にね今どうかというたらもう魚が減って水揚げが落ちてる今状況でね、とてもそんな補助があるから、負担が軽くなったからちいうてね、魚をたくさん獲ろうなんちいうことはね、もう今現実にはあり得ないと、だから現場の実態を全く知らないですね、官僚が思いついたようなね支援策だと。評価するですよ直接補てんだからね評価しますが、そういうことがあります。実際ですね、国の直接補てんの予算額80億円ですね。全国20万隻大体あります。1隻当たり4万しかないですね4万円。どのくらいの今負担が増えてるかというね、漁協の佐伯支店を例に取りますとね、148隻あります。年間1,311キロリットルを消費しました昨年ね、1隻当たり8,860リットルになりますね、8.86キロリットル、水産庁のですね資料を見ますと、今回のねその助成の対策の資料を見ますと、昨年末のA重油の単価が86円1リットル当たりがですね、そして7月で118円で32円アップなんですね。だから年に8,860リットル掛けますと28万3,520円負担が増えてるということになるんです。そのうち4万じゃあもう話になりませんよね。県の支援が105円が基準ですから118円にねなったときが13円が補助の対象で、その半分の6.5円だけ補助しましょうという県のね支援、ですから掛けますと5万7,590円しかありません。半分もいかないですね、ここに佐伯市が独自のね支援をするという意味が出てくるんですよ。ほかのですね自治体の例を見ますと、鳥取県の境港市ここは直接支援というよりも、ほかの市が多いですけど、宮城県の石巻とかね気仙沼、それから浜田市、島根県のですね、ここは1円から2円直接補助することになりました。今のこの9月議会にですね、今の最中に高知県の土佐清水とか四万十市は3円の補助、直接補助ね、これ条件を付けない直接補助を今提案をします議会、さらに船底の清掃費用ですね、こういうものにも助成を今提案してる段階です。佐伯はですね、水産業の生産高がね年間184億円です。農業が約64億円だからねものすごく大きいんですねこの水産業が占める割合というものは、ねえ市長。佐伯のね殿様浦で持つね、これをやっぱり守りとおすには水産業絶対ね守らなきゃいけないというふうに、私は佐伯市にとってね使命だと私は思うんですね。だから直接支援ね、当然やってほしいと。どのくらい支援すればいいかということですね、各支店に燃油の使用量を聞きましたけど、大体全体でですね年間1万キロリットル消費しました。ですから、1リットル1円の補助で1,000万円なんですね、一般財源。2円で大体2,000万円、これはあくまで概算ですけどね、これぐらいやったらねえ市長、何とか捻出できないかと私は思うんですね、1年だけでいいんです。毎年ねそれを補助するんじゃないんですから、その辺ですねちょっと部長ちいうか、できたら市長ですけど、答弁をお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 高司議員の再質問で、市が単独の補助ができないかということでございますが、これはもう先ほど申し上げましたように、今回は国、どちらかと言いますと、県の方が立ち上げが早かったんですが、国・県が直接補助に近い補助を構築するようにしております。その中に市も何割かの持分がありますので、そういった政策をまず見まして、今後の状況を考えていきたいということです。市としましても今回の補正にかけてはいろいろと検討をいたしました。当面国・県の事業が出てまいりましたので、これですべて対応していきたいということを第一義的に考えております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 時間がありませんから、国に対してですね、県・国に対して要望してほしい

ことをお願いしますけど、今漁民の方ですね、やっぱり直接補てんは非常にありがたいんですありますが、しかし今言ったようにですね、なかなか利用しづらい実態があります。ですから、どういう方もですね利用できるためにはね、直接補てんというのが一番公平なやり方だと思いますので、それがまあ漁業者の願いだと思いますのでね、その辺を県や国にねさらをお願いをして予算の増額もですね求めて、それをお願いしてですね、次の方に進みたいと思います。次はですね、農業のですね燃油高騰対策についてであります。漁業はですねこういうふうにも全国的にもですね直接補てんが進みつつあるわけですけど、農業の分野で徐々にですね自治体で始めてはいますが、農業の分野がですね、全体的に対策が遅れてます。飼料、肥料等の高騰対策を含めて国・県への働き掛けを行っているかどうかですね、その辺をまずお聞きします。それから、2番目としてですね、これも直接補助の関係ですけど、例えば石巻市ではですね、施設園芸農家に1リットル1円の直接補助を行っているんですけど、漁業同様ですね、市独自の燃油補てんですね、制度を設ける気はないかどうかですね、その点お聞きします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 高司議員の御質問のうちの農業の燃油高騰対策について2点御質問をいただいておりますので、お答えいたします。農業の分野におきましても燃油高騰は深刻な問題としてとらえており、県や農協等関係機関と対策について協議を続ける一方で、市長会を通して国・県に対し、要望事項として提案するなど、積極的な働き掛けを行っているところでございます。そうした状況の中で、加温の時期を迎え燃油の消費が増加する施設園芸において、ハウス内の保温効果を向上させる設備や補助暖房機材の導入に対する補助を行うなど、さまざまな対策の実施を予定しております。市独自で燃油補てんを行ってはどうかとの御提案につきましては、漁業の燃油高騰対策も国や県と協調して燃油の価格上昇分を補てんするものであり、市単独で財政支援を行うわけではありません。市の財政規模が限られておりまして、単独で市内の農家すべてを救済することは非常に困難と思われれます。まずは現在実施中、又は講じようとしている対策に力を注ぐことが重要であると考えております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） この農業・漁業この燃油のですね、高騰という問題は本来はですね国際的な投機マネーをですねやっぱりこれを規制しなければ解決しないわけですが、そういう面ではですね国の責任というのが大きいんですが、佐伯市で見たときにですね、やっぱり農業、漁業、林業もそうですけど、市のですね基幹産業として私は位置づけてね支援をすべきだというふうに思います。今回はいい機会ですからですね、自給率向上に向けてですね、地産地消を含めて農林水産業をですね改めて市の最重点でですね施策、こういうことにですね、取り組んでもらいたいと思いますので、最後にですね、この点の市長の考えをお聞きしてですね、終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員からガソリン、いわゆる油の値上げによってということでの質問です。議員が言われるのは、直接燃料として使われる方々のこれは今の要望、またそうしたことで市単独でならないかということですが、これ意外に私どもから見るとですね、漁業者によっても養殖をされている方、いわゆるこうしたバイオによって食料が燃料化することによって飼料が非常に上がったと。また、それに関するいろんな産業の人がそれぞれあるわけで

ございまして、こうした今回は、特に漁業者に対しての補助が出たということで、当市にとりましても一次産業以外にもいるんな大きく影響を受けていると思っております。当市にとりましても、こうした政策が単独ですることは非常に厳しいものがございまして、先ほど部長が申しあげましたように、農業分野においては、先般大分県市長会、また九州市長会を通じてそれぞれの産業に対するこの原油高騰に対する対策等を、については国に対する支援措置をお願いしております。当市として単独ということになれば、そうした限られたものに現況では非常に厳しいということでございまして、国や県の指示を要請しながらやっていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 最後に私が聞いたのはですね、1円、2円のいわゆる直接補助についてというよりもですね、いろいろ問題があつて漁業、農業ですね、この全体のね問題として、市の施策の中でどういうふうに位置づけるんか、支援するかという意味で聞いているんで、1円、2円の問題で聞いているんではありませんのでね、全体の施策、支援どういふのかね、姿勢ですね、市長の姿勢としてどうかということを知りましたので、それはもう結構ですから。次にですね移りたいと思います。

それでは大きな3番目ですが、後期高齢者医療制度の導入後の問題についてですね、お聞きしたいと思います。私ももう何回もですねこの問題を取り上げてきましたが、導入後、4月導入後ですね5か月たちましたので、導入をされてからですね、本当に自分のものというふうには高齢者の方が感じるようになってから急速にこの制度のですね批判が高くなりました。制度後5か月たつわけですが、現時点でですね市として、後期高齢者医療制度をどう評価しているのかですね、まずお聞きをしたいと思います。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは高司議員の後期高齢者医療制度について、導入後の評価でございまして、御案内のように急速な高齢化の進展によりまして、老人医療費の増大が見込まれております。このようなことから、今後とも国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり保険制度を持続可能なものとしていくために本後期高齢者医療制度については必要であるというふうを考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 政府の説明そのままの答弁でありましたが、この6月議会までですね部長、まだ9月議会はねまだ分かりませんが、全国で中止・反対の意見書がですね議会、638議会上がってます。それから大分県を含めてですね、35都府県の医師会はですねこの制度の撤回・見直しをですね要求してます。さらに、各地の老人クラブもですね反対の声を上げ、天引きをすることに対するですね不服審査請求を全国で3,000人以上、制度の廃止、見直しを求める署名は600万人以上、こういうですね状況なんですね。政府はですね、いや理解不足だからとよくね言いますが、私に言わせればですね、ほじゃこれらの議会とか医師会とかね高齢者、国民がみんな制度の理解不足なんかというふうには、私はねえ聞いたら怒りますよええ、そうじゃなくて理解をしたからこそですね、この制度はおかしいということで私は反対をしてると思うんですよね。だから市がですね国の施策だからといってそういう市民のね、高齢者の気持ち、怒りのですね思いが分からないとですね、その痛みが分からないというのが私はちょっと困るんですね、問題だと思うんですよ。やっぱりそこを分かって県や国に対してね毅

然と問題点を指摘するとかね、いうことをやっぱりやってもらいたいと思います。とにかく何が起きているかということですね、75歳というね年齢で勝手に線引きされるねえ、自分は頼みもしないのに年金天引きねされると、医者に掛かれば医療が制限されるというふうなですね、こういう制度の根幹についてね怒ってるわけですから、その辺をね、評価する。必要であると言いましたけど、改めてですねもう1回、もう1回だけね、今の話を聞いて市民の中でね、逆に言うともろ手を挙げてね、いやこの制度いいですよという歓迎する声がね部長のところへ届いたかなと、そうじゃないと思うんですね。むしろ何かこの制度はというね批判の声の方が私は多いかと思えますから、その点を踏まえてもう1回だけちょっとお聞きします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） 再質にお答えさせていただきます。高司議員がおっしゃるように、いろんな問題が出ているということも事実でございます。ただこの制度は、国が老人医療制度から、先ほど言いましたように、医療費の増大等をですね抑え、やっぱ継続をしていく、そういう制度にするためにこの制度が作られたものと私どもも判断をいたしております。やはり問題が起こりましたところにつきましては、政府において早急に解決をしていただきたいという思いがございますが、制度そのものについてはやはり今後のこういった医療保険制度を継続していくためには私はやっぱり必要じゃないかというふうには考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） ちょっとまあ終わりにしようと思ったけど、もう1個だけじゃあ今の話を聞いてですね。問題は老人保険制度ですね、部長はこの制度が問題だったというふうに思ってますかね。私はね国がお金をねちゃんと出せば問題ない制度だと思うんです。むしろもともと無料だったものがね1割負担になって、それはもう大きな問題ですけど、しかしわざわざですね制度を変えなきゃいけない老人保険制度ね、本当にそういう問題だったかなというところはどうかね。その辺だけちょっと最後にまあ。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お答えさせていただきます。今回の後期高齢者医療制度につきましては、老人保険制度ではもともと負担割合がですね明確にされておらなかったのをですね、今回のこの後期高齢者医療制度によりまして国が5割、それから若年層から4割、そして高齢者から1割というこの負担割合を明確にしまして、今後における医療制度としての継続を目指そうとしておるものでございますので、老人医療制度そのものであればもう恐らく近未来といたしますが、医療費的なもので非常に厳しいものが生まれてきたんじゃないかなあというふうには感じております。今の医療、今度できました後期高齢者医療制度を、これは継続をしていけるものとそういうふうに私どもは思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 何回聞いても国の言葉をそのまま言って、国ですね役人自体がね5年持たないと言ってるんです部長ね。だからそういう制度が続くということは私はないんじゃないかと思えます。次に進みたいと思えます。イとしてですね、政府の追加軽減策等については、はですねちょっと時間の関係で私は省略したいと思えます。大変すみません。答弁は結構です。 ですが、これちょっと説明しないと分からないんですが、時間がないんです

けど、同一所得で保険料に格差が出ているという話なんですけどね、実は佐伯市のねある方をとりますと、Aさんという方が、御主人が、夫婦で後期高齢者の方ですよ、御主人が260万の年金収入、奥さんが40万の年金収入、合計300万の方がいますが、これが今の均等割の軽減には該当しないんですね。御主人が260万で153万超えてますので、そうするとですね所得割が9万3,900円掛かって、均等割が御夫婦ともに4万7,100円ずつそれぞれ掛かるんで、世帯の合計が18万8,100円年間ですね、保険料を払わなきゃいけないと。ところがですね、同じ年収Bさんの場合は御主人・奥さんともに150万と、つまりAさんと同じ300万ですが、153万下回る、これは老年者控除とね基礎控除120万と33万、合わせて153万ですからそれを下回ると均等割の軽減が受けられるんですけど、それは7割軽減されるんで所得割も150万ですからかからないとね、均等割が1万4,100円、7割ですから、そうすると2人合わせて2万8,200円なんです。同じ年収で片や18万8,100円の保険料を払い、片や2万8,200円なんです。さらにですねCさん、御主人が260万円の年金収入、奥さんゼロ、奥さんゼロですよ、合計260万ですよ。この場合もですね均等割260万御主人がとってるから軽減ないんです、奥さんは所得がゼロですけど、御主人がそのまま9万3,900円かかります。そして均等割は奥さんゼロなのに均等割4万7,100円の保険料がかかるんで、合わせるとですねやっぱり18万8,100円負担になる。分かります。300万円の世帯が2万8,200円の保険料なのに、260万円の世帯が18万8,100円というね、これが今政府が言うように8.5割のね均等割の軽減が広がるとまだ格差が広がってですね、1万4,000円になるんです。Bさん夫婦が1万4,000円で済むんですね、ところがAさん、Cさんは相変わらず18万8,100円払わなければいけない。13.4倍も差があるんです。この制度矛盾を部長ちょっと難しいですけど、聞いてどう思います。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お答えさせていただきます。同一世帯の中で年間の所得が同じだ、もしくは低いのに税額に差が出るという御質問でございますが、議員おっしゃるとおりですね、格差が出ているということも事実でございます。どうしてかといいますと、これは被保険者一人一人に負担していただくという制度となっておりますので、その軽減判定につきましては、世帯の所得の状況によって行われているという、そういうことで格差が出ておるということでございます。国でもこの見直しの議論がされているというふうに聞いておりますので、今後とも国の動向を注視しながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 3番、4番、年金天引きの話、簡潔にちょっと言いますね。銀行引き落としがね、選択できるようになりました。それは非常に結構なんですけど、同時にですね国保の加入者もね65歳以上の月に1万5,000円以上のね年金をもらっている方は10月から年金天引きだったんですけど、これも届け出すればしなくていいとなったんですが、このですね、年金天引きの廃止の条件がね、またこれがいろいろややこしくて、それをするとね御主人は、夫婦でよ、夫婦でね後期高齢者の場合ですけど、御主人は年金天引きやめて、銀行引き落としにできるけど、奥さんがもし若いとき働いとってね、年金収入が180万円以上あったらですね、天引きのままなんですねこれ、こんなまた無茶苦茶な制度になる。だから世代でですね、家族の中でね保険が別だての保険に入れられた上に、夫婦でですね保険料のですね支払い方法までね区別されると。これはですね、やっぱりどんどんどんね、何て言うかですね、本

当ちょこちょこつとね制度をいじるもんだから、こういうふうにですねいろんな問題が次から次に生まれてね、職員さんも本当に大変で、高齢者の方もですねこんな通知に送ってますけど、1枚送られてね何のことが分からないというのが今の現状です。それについてですね、どうなっているか。それから と を一緒に言いましたけど、その辺をですねちょっとお聞きします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それじゃあお答えさせていただきます。年金天引きから、要するに特別徴収から普通徴収、口座振替ということでございます。後期高齢者医療につきましては現在104人が申し出が出ておりまして、国保につきましては337世帯ということでございます。御質問の夫婦でも格差が出るということでございますが、これにつきましては、先ほど言いましたように、一定の要件がですね設定をされております。国保から後期高齢者医療に移りますと、国保の時の過去2年間の滞納がないということの条件で180万円以下の方につきましては、本人の口座振替もしくは世帯主ということになりますが、奥さんについてはですね、その2年間の滞納がないという、要するに御主人の世帯主が払っておりますので、そういう滞納がないという要件に当てはまらないために180万超えますとそれができないというのが御指摘のとおりでございます。そういう制度も若干矛盾があるというふうには思っておりますが、検討されているのではないかというふうには感じております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） じゃあ次のウに入ります。ちょっと時間ありませんのでね、議長 だけとかでもいいですか。 、 とか、あとは削りますんでね。 から順番にいきます。まず一つは資格証明書の発行ですね。滞納するとですね、以前は70歳以上の方は資格証明書の発行はできませんでしたが、今はできると。病院の窓口に行ったら全額ですね負担しなきゃいけないことになるんですが、これはですね、よくよく考えるとね、年金天引きですから、ですね。そして自動引き落としに変えられてもう大体払う。そうするとですね、滞納するのはもう低所得者ですねこれ普通徴収する月の1万5,000円以下の低所得者になりますよね実際、そういう方がですね滞納しても資格証明書を発行するのかどうかですね、その辺をお聞きします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） では、お答えさせていただきます。御案内のように、資格証明書の発行につきましては、これは公平性ということでですね、制度で決まっておりますが、今広域連合の方で検討されておりますのが、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質の者に限って適用するというので、この相当な収入というのがどの程度かということも現在検討いたしておりますので、ある一定の基準が出ましたら、それ以下の所得の方については資格証は発行しないと。従来どおりの取扱いということに今検討しております。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 分かりました。それとですね、次の ですが、年金天引きをですねすると、税額控除を受けられない。所得税のですね、ということが明らかになってます。ですから口座引き落としに変えればねできるんですが、あるいは家族の方のどなたが払えばいいというふうになってますけど、これはですね知らない方が多いと思われれます。特に国保の方です

ね、対象者が2,757人と聞いてますので、これの対応をどうするかですね、まずお聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） では、お答えさせていただきます。昨日大分県国保医務室よりメールをいただきまして、この中にですね、この社会保険料控除についてうたわれております。ちょっと読み上げますが、世帯主の社会保険料控除が減少をして税負担が増えるケースがあるのを踏まえ、課税単位を世帯とする方針を今国の方としてまあ決めておるといことでございます。ただ、税法等の法改正が必要なため、実施時期は未定であると。これも世帯単位としてということになってくるというふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） それじゃあ時間があと二、三分ですから、保険料はですね今安いね、安い、低いということがありますけど、しかしですね、2年ごとにこれ値上げされるんですね。政府の試算では2025年には年間ですね約16万円とね今の2倍以上とこう見込まれてます。今下がってるけどいずれ上がっていくというですね問題があるんですね。さらにですね、診療報酬についてもですね、別立てになってまして、医師会の中で一番問題になっているのは、後期高齢者診療料がですね月に6,000円と、それを上回るね分については全部赤字になると医療機関がね。したがって十分な医療ができないと、さらにこれ特定の医療機関とね契約するわけですから、囲い込みになるよと、医療機関同士がね奪い合って競争になるんじゃないかと。こういうふうなことをですね今医師会がですね大きく反対している理由なんですね。しかし政府は、例えば後期高齢者の終末期の相談支援料ですね、もう亡くなりそうだからあと家でやってくださいというのを書けばね、もらえるという、報酬をもらえると。これはまあ凍結してますけど、あくまで凍結。さまざまですね問題点があるんですね。そういうふうなですね、いわゆる制度の根幹自体がねやっぱり問題だということに私は思いますので、最後のですね、これ飛びまして5番目ですけど、こういうですねさまざまな制度の矛盾、問題を抱えながらですね、本当は老人保険制度に戻ることが世論だと思いますけど、市として最後にですね、県や国にですね意思表示、何らかの形でねする考えはないかどうか、最後にお聞きしたい。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お答えさせていただきます。最初にお答えいたしましたように、本制度は国民皆保険制度をですね堅持しながら将来にわたってこの制度を続けていく、そういう可能性をもっておるとい制度で私どもは判断いたしております。現段階では市としましては、国等に対し制度の廃止を求める考えはもっておりません。いろんな問題が出ておりますが、この後期高齢者医療制度の推進普及、そして住民の皆さんの御理解をいただけるような、そういう取扱いをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時00分から会議を開きます。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 一般質問も3日目の午後に入りまして、折り返しの地点かなと思っております。34番、吉良です。通告に従いまして一般質問を行います。今回の質問事項は、環境モデル都市の実現を目指してと地域バイオスタウンの取組について、そして多重債務についての3点であります。それでは、一問一答方式ということで、まず1番目の環境モデル都市の実現を目指してについて質問に入ります。先般6月議会におきまして循環型社会の実現と現在、佐伯市が取り組んでいるBDFなどの拡充、また新エネルギーの活用を目的としたバイオスタウンの位置づけ、提案を考えてみないかといった質問をいたしました。その時の答弁といたしまして、国の総理府が公募している環境モデル都市の指定に向けて佐伯市も手を挙げていると。環境バイオマスへの取組もその中で計画をし、提案をしているんだといった答弁をいただきました。あれから3か月が経過をしまして、洞爺湖サミットも終わり、動きが起きているようでありますので、この環境モデル都市の公募の結果はどうだったのかをまずお聞きをしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは、環境モデル都市の応募結果についてお答えを申し上げます。環境モデル都市は第169回国会において、世界の先例となる低炭素社会への転換を進め、国際社会を先導していくという平成20年1月19日の福田内閣総理大臣施政方針演説の中で示されました。都市と暮らしの発展プランに位置づけられた取組の具体化の一環として、温室効果ガスの大幅な削減など、低炭素社会への実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を10か所程度選び、環境モデル都市の創出に自治体と連携して取り組むため、対象となる提案が募集されたものであります。本年4月1日から5月21日までに募集が行われ、佐伯市を含め全国から82件の応募がございました。選定につきましては、温室効果ガスの大幅な削減、先導性、モデル性、地域適応性、実現可能性の五つの基準について評価され、環境モデル都市として、横浜市、北九州市ほか4団体、また環境モデル候補都市として、京都市、堺市ほか5団体が選定されたところでございます。佐伯市は、豊かな自然を利用した温室効果ガスの取組に主眼を置いた提案をいたしました。残念ながら選定には至りませんでした。以上です。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 今説明いただきまして、佐伯市は残念ながら該当にはならなかったということとあります。この件についてですね、82件の全国から公募があったということで、6団体が指定を受けて、候補が5団体ということとあります。この選ばれた根拠ですね、先ほど部長が言われましたように、五つの選考基準から判断をして選んだということとあります。その中でちょっと私なりにですね、ちょっと分析をこの中でしたんですが、82件のですね各市区町村ですね、が応募した中で、バイオスタウンの指定を受けている自治体が幾つあるんだろうかということで調べて見ますと、23市区町村ですね。約3割、82の公募のうちの約3割がバイオスタウンの指定を受けて、そして公募をしているといった状況であります。その中で先ほど言われましたように、6団体がもう既に決定をしたということで、選定の方法として大都市が2団体、先ほど言いました北九州市と横浜市ですか、が2団体。そして地方中心都市ということで2団体、そして小規模の市町村ということで2団体、計6団体が選ばれたということとあります。その中で大都市の2団体以外の4団体については、バイオマス

タウンに認定をされている所が選定をされていると。決定をされているということでありませう。応募した団体の中では約3割がバイオスタウンの指定を受けている所でありましたが、実際結果が出ますと、そのバイオスタウンを指定した所がやはり優先的に選ばれているというふうな私は分析をしてみたわけでありませうが、その点について部長の方向かありませうらお願いませう。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 今回私どもが提案した内容でございますけれども、実はその時間的に非常に厳しかったということもございませうが、大分大学と実は協定を結んでおりますので、大分大学と共同提案という形を取らせていただきました。確かに言われたとおりですね、バイオスタウンの指定を受けてる所が有利であることはこれは紛れもない事実だと思ひませう。ただ私どもは、今回の環境モデル都市のですね、意義そのものがですね、これから先やっていって、結果が出たことをモデルとして全国で世界に発信していくんだという位置づけがございませうたもんですから、それにとらわれず応募してみようということございませうたんですけれども、残念ながら同じような内容の提案がですね、ほかに1自治体が選ばれているようございませうして、結果として負けたのかなあという考えございませう。提案した内容そのものはですね、この広い佐伯市の森林資源、長い海岸線を使ったCO₂の取り込み企業に主眼を置きまして提案をいたしてあります。提案の内容そのものについてはある程度それなりに自信はあったんでございませうけれども、同じような提案をしている団体が結構ございませうして、結果としてそういうことになったと思ひてあります。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 今回は該当しなかつたということで、残念なんです、それでもこの環境モデル都市を佐伯市は目指しているんだということで、そういった姿勢は国に伝えることができたのかなあと思ひてあります。それで私どもですねこの提案書、さいき903-CO₂イーター事業のこの提案書ですね、を見させていただきました。非常にですね具体的でおもしろい内容だなあと思ひました。それでですね、本当これだけのこの内容に書いてるこの取組がこの佐伯市でできればですね環境モデル都市ならぬ環境模範都市になるんじゃないかというぐらいの盛りだくさんの内容が入っていると思ひませう。それでですね、お聞きしたいのが、今回ですね、この提案書さいき903-CO₂イーター事業ということで提案をしたんです、今回採用されなかつたということなんです、せつかくですねこういった事業、内容を書いてるものがありますので、今後ですね、今回採用されなかつたけど、佐伯市としてこれに書いてる内容のものを取組んでいくんだと、その部分のですね意気込みといひませうか気持ちをですねお聞かせいただければと思ひませう。せつかくですね、これを作って今回採用されなかつたからと、絵に描いたもちでですね終わったら残念だなと思ひませう。この内容をですね今回採用されなくても今後佐伯市として取組んでいくだというふうな、その辺の意気込みをお聞かせいただければと思ひませう。これはですね、部長の方に聞くのが正しいのかと思ひながらですね、これ環境だとかですね、農林水産業また福祉、教育といったそういった多岐にわたるジャンルで掲載されておりますので、田崎部長一人の見解というわけにはいくのかいかなのか分かりませうが、もし市長の方でですね、その辺の気持ちがあればですね、聞かせていただければと思ひませう。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） この提案をですね提出するに当たりましては、関係する部署の担当者を集まっていたいで、それなりに協議をした結果をまとめております。もう一つですね、今年の3月に環境基本計画を佐伯市903エコプラン作成しましたけども、その内容から抜粋してございます。したがって、この事業を進めていくというよりもですね、この佐伯市環境基本計画これを進めていくことが実質的にはこれの内容にイコールになっているというふうに御理解いただいていいと思います。環境基本計画そのものは今現在実行計画を策定中でございまして、市役所内部にですね、副市長をリーダーとした推進本部をつくっております、それを今年の9月、10月ごろまでにはですね、ある程度これから先の具体的な施策についてまとめていきたいと考えておりますので、そういったことで御答弁なりませんけれどもよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 担当課、関係各担当部ですね、皆さんで集まって計画したものだということでもあります。この佐伯903エコプランの話が出ましたが、この内容を見たときにですね、基本計画ということで内容的にはスローガ的なですね、これから目指そうというスローガ的な内容がこの中に盛り込まれている。そしてこの計画書の中では、じゃあそれを具体化してですね、どういう形でやっていこうかと、本当具体化したものが出ておりますので、基本計画を元にですけど、やはりその具体的な内容はこちらでありますので、是非遂行をしていただけると、いただけるもんと思って受け止めております。そして、この件についてはですねここまでで、それを踏まえて次に移ります。このバイオスタウン構想というところであります。先ほど言いましたが、環境モデル都市に選ばれている地域はこのバイオスタウンに指定をされている地域が多いということで、やはりこれを実現させるためにこの地域バイオスタウンの取組というのが重要不可欠になってくるのかなあと考えております。そこでですね、ちょっとこのバイオスタウン構想の概要について若干述べますが、広く地域の関係者の連携のもと、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているのか、あるいは今後行われることが見込まれる地域ということで、農林水産省の事業で農政局が窓口になっております。このバイオスタウンの構想が採択された自治体には、事業費の2分の1、関係企業には3分の1の国の交付金制度で、全国300市町村の取組を国は目指しているということでもあります。平成19年度末では136か所が既に採択をされていると、さらに現在では150か所に達成をしたということでもあります。300か所を目指すということで、残り約150か所かなあというところではありますが、本市もですね、今回の補正予算案で認定に向けた所要経費が計上されておりました。実現に向けての第一歩だとうれしく思っているところでもあります。そこでですね、じゃあ実際にこの佐伯市がバイオスタウンとして位置づけるバイオスタウン構想を出すそのビジョンをですね、どのようなビジョンを持っているのかというのをお尋ねをしたいと思います。そこで、まず国に提案するための今後の計画ですね、それはどのように考えているのか取組をお尋ねします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 吉良議員のバイオスタウン構想の取組についてということで、今後の計画についてお答えいたします。先ほど吉良議員が言われたことともうかなり重複しますが、御答弁を申し上げます。地域バイオスタウン構想の今後の計画についてお答えをい

たします。計画の策定に当たっては、佐伯市にあるバイオマスの賦存量や利用の現状等を整理いたします。その後、今後のバイオマスの総合的な利活用の方法や推進体制等を取りまとめて、その結果を佐伯市バイオマスタウン構想として策定をいたします。策定した佐伯市バイオマスタウン構想は、農林水産省に提出し、認定された場合にはバイオマス関連情報を提供するホームページでありますバイオマス情報ヘッドクォーターというのがありますが、ここにおいて公表されます。また、認定されると農林水産省から佐伯市バイオマスタウン構想の実現に向けた優先的かつ積極的な補助金支援が受けられることとなりますので、佐伯市の豊かな森林資源を利用した循環型社会の形成や民間企業の進出等に期待が持てることとなります。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 概要というか、バイオマスタウンの概要については分かったんですが、今聞いたのが、どういった計画の取組を佐伯市はするのかと、もう始めてるのか、どういった取組をですね、その申請に至るまで経過を経るのか、という部分が聞きたかったんです。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 再質問にお答えいたします。計画の申請とかそういった内容につきましては、次の2番目の質問と重複するところがあったと思いますので、この場では述べておりませんが、これから補正が通った後に、10月からこういったバイオマスタウン構想の中に盛り込む、正に計画ですが、それを決めまして認定を受ける手順をとってまいります。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） このバイオマスタウンのですね、構想に盛り込む内容をこれから決めるという手順をとるということですが、決め方なんですけどね、バイオマスタウンの既の実施されている自治体の先進地になりますよね、そこの話を聞いてみるとですね、その提案書を作るためにまず何をしたかということ、庁内各部署部署があります。その部署の職員の皆さんで集まってもらって、そのバイオマスタウン構想の策定推進会議を開いてるそうであります。そういった各部署のですね職員さんの集まりの中でまずたたき台を作ろうということで推進会議を開催してます。そのあとですね、広く市民にですね意見を聞くということで、そのたたき台を作ったものを民間有識者や関心の高い市民公募等で募ってですね、そこで構想策定委員会を設置をして具体的な構想を約1年でですね作って国の方に今申請をしていると。そういった段取り、準備が必要になってくると思うんですけど、その辺が詳しく今内容を決めるということだったんですが、そういう段取りを踏んでですね決めるというやり方をしておる。その辺は市としてどう考えているんですか。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 御質問の策定に至る手順ですが、確かにもう私どもの農林水産部の中だけではこれはもう非常に範囲が狭いんで、かなり広くいろんな意見を求めるその準備はいたします。どの辺まで求めるかということまでまだ決まっておりませんが、佐伯市におきましては、平成18年度に佐伯地域新エネルギービジョンというのを策定しておりますので、これの時にかなりの意見を伺って作っております。こういったものも十分参考にできますので、これからいろんな作業について必要な御意見は伺うようにしますが、まだどこのとこまでというのはまだ決まっておりませんが、こういった皆さん方の御意見を十分伺いながら構想の策定にはもっていきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） これまで確かにプランを作ったりですね、基本計画で作ったり、その中で審議会等を開いて、またアンケート調査もしてですね作ったんだというこれまでの経緯もありますが、このバイオスタウンを申請するに当たってですね、やはりどこの自治体を見てもこのバイオスタウンの要綱を見てもですね、やっぱりそういうのをやっってくださいよと、そういう広くですね、そういうのをやりながら構想を出してくださいという、これは国の方からの要綱にもうたっておりますので、今まで作ったものがね、その替わりになるのであればそれはそれにこしたことはないんですが、その辺もですねちゃんと視野に入れてですね、盛り込んでいただいて今後策定までのね、きちんと本当バイオスタウンをやるんだよと。今までは基本計画だよとか、環境何とかだよというんじゃないくて、このバイオスタウンを佐伯市はやるんだよというふうな部分できちんとした策定計画を、このですねこういった内容もありますので、具体的な内容をですねきちんと作っていただきたい。それと対馬市の事例を言います。今対馬市も既に取り組んでおりますが、対馬市はですねそういった地元がじゃあどれだけ今エネルギーを消費しているのかといろんなですねエネルギーを消費している。その辺もですね分析をしてデータ化して数値化してですね、それをきちんと国に、今これだけのいろんな消費、エネルギーを消費しているんだ。それをバイオスタウンによってこういうふうに改善していこうといった具体的な数値までですね示しております。だからやっぱそういうところもですね示せるものであれば、対馬市は島なんでねそういうのが分かりやすいかもしれませんが、やはりそういった部分をきちんと検証して、示してやろうというですね士気を高めていただきたいと思いますと思うんですが、お願いします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 繰り返しになりますが、国にバイオスタウン構想として認定をいただく前の手順上の手順が一つの方法じゃあなくて何種類か方法がございます。その中で佐伯市がこれから計画を立てていくときに、どういった方法が一番いいかというそれも十分検討してですね、計画策定にはもっていきたいと思います。それから、実証の数値等につきましては、先ほど申しました新エネルギービジョン等の中で、過去に計画の中に盛り込んだ数字もありますので、そういったものを十分生かしながら計画に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 是非検討していきながらですね、いいものを作っていただきたいと思いますので、是非よろしく願いしたいと思います。次のですね、バイオスタウンの取組として、佐伯市の核となるものが必要ではなかろうかというふうな質問をさせてもらっております。その柱ですね、佐伯市というのはバイオスタウンでこういう部分に取り組む、こういう部分に取り組む、こういうのを取り組もうというですねやっぱスローガンじゃありませんが、やはりそういうカラーですね、そういうのをやっぱ示していく必要があるのかなあとと思います。この環境モデル都市の内容、先ほど言いましたが、大変おもしろい、すごい容量のですねいろんな事業が書かれておりますが、じゃあこれをすべてできるのかと言ったらなかなか時間的なものだとか、そう一遍にはできないと思います。その前にやっぱりバイオスタウンとしてやっぱ佐伯はこういう特色のバイオスタウンを目指すんだという部分をやっぱきちんと明確にですね、やっぱり位置づけをするべきかなあとと思います。一つはですね、菜

の花エコを今佐伯市はやっておりますので、菜の花エコを活用した新油田プロジェクトの拡大だとか、あるいは木質バイオマスエネルギー、炭化ペレットを今森林組合の方でやっております。これはですね、木質ペレットというのはいろんな地域、バイオスタウンでやっておるんですが、この炭化ペレットというのはですね、非常に珍しいということで国も注目している、また県の方も注目していて、支援をしようという話も聞いております。そういった一つの特色が佐伯市にはあるのかなあと考えております。この炭化ペレットのですね拡充、事業化というのめやっば進めていけばいいんじゃないかと。そしてもう1個は、このあとにも出すんですが、燃料植物の栽培、推進そしてビジネス化を目指して、そうした柱をですね立ててバイオスタウン、佐伯のバイオスタウンはこうだということをですねやっば示していただきと思います。その辺のビジョンというのはあるでしょうか。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 吉良議員の御質問の2番目のバイオスタウンの主要施策ということで、あらかた議員が提案のような形で言っていただきましたんですが、ちょっとこれもまた重複するようなことになって申し訳ないんですが、バイオスタウンの主要施策については、現時点ではバイオスタウン構想の取組の核としては、検討しておりますのが、木質系のバイオマスです。そのほかのバイオマスについては先ほど言われましたように、菜の花エコとかありますが、このバイオスタウン構想の中で何が取り組めるんか、そのように十分検討して取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 要はこれからだということではありますが、せめてバイオスタウンのですね構想に手を挙げようかという段階ですので、その辺のビジョンは既にもってほしいなあと思直します。ほかの先進地の事例としてはもう1年なくてですねそういうのをきちんと作ってですね、提案してやっている。じゃあ今9月です、来年の4月から果たしてじゃあそれできるんかなあていうですね。その辺のやるんならやっば早いほうがいいと思うんですよ。国も300か所の指定、そして既にもう半分はねえもう指定をされている。話を聞きますと結構今こういうのがあるんかというので割と関心、どこの自治体も高くてですね、応募が殺到するんじゃないかと、そうなる今度審査も厳しくなるんじゃないかというふうな話も聞いておりますので、その辺ですね、木質バイオマスを挙げましたが、それも本当佐伯市にとってはすごいカラーになると思います。だけじゃあなくてですね、菜の花エコの部分もせっかく今やっている事業ですので、今菜種油も鹿児島の方で精製を頼んでいる状況でありますので、せっかくやるのであれば佐伯ですべてできるようなシステムをこのバイオスタウンの交付金等を活用してですねやっていくべきだと思うんですよ。せっかくこうやってるのに何か中途半端で終わらずに、その家庭用の廃油も集めながら全部佐伯で何もかも循環してできますよといったシステムを是非構築してほしいんです。そのためにやっばりこういった事業を取り入れてやるべきだと思うんですよ。どうですかねその辺、きちんとプランとして立ててやっていただきたいと思うんですが、お願いします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 今回バイオスタウン構想の認定を受けようとする一番の目的は、先ほど申しましたように、この認定を受ければ行政にしても企業にしても参入して施設整備をするときに、約2分の1になりますが、そういった助成金を受けられるこのメリットがあ

ります。佐伯市はどちらかといいますと、菜の花エコプロジェクトがあってある面ではバイオマスはかなり先行したところもありましたが、こういったバイオマスタウン構想の認定そのものはちょっと遅れたところもありますので、ある面では企業が参入しやすい下地を作る面と実際のバイオマスの利活用の活動を進める意味でですね、是非この計画を作りたいということです。先ほど議員さんも言われましたように、やはりこの地域として一番バイオマスの賦存量としてあるのは何かと言いますと、やっぱり木質系のバイオマスだろうと思います。その木質系のバイオマスをいかにエネルギーに変えるかということで、先ほど言われました炭化のチップ、それから普通の炭化のペレット、そういったものがまず考えられますので、それ意外に何かあるかといいますと、やはり今度は廃棄物系のバイオマス、いろいろありますが、いろいろあってもなかなかバイオマスといいますのは、1か所になくて各広い地域から集めてこないといけませんので、そういったものを総合したときに何が成り立つかということが一番問われることになりますので、そういったところを十分研究して、この構想の中に一番使えるものは何かということで盛り込んでいきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 菜の花エコの取組は進んでいるというふうな答弁でありましたが、もっとです。佐伯市に浸透させて皆さんの生活の中に根づいてこそ僕は進んでいると思いますので、まだまだ中途半端なところがあると思います。その辺もですね十分視野に入れて進めてほしいと思いますので、よろしくお願いします。そしてですね次にいきます。燃料植物の栽培が全国的にも今注目をされております。そこで本市もですね、耕作放棄地などが数たくさん面積がありますが、そういった所を活用してですね、燃料植物の栽培というのもこのバイオマスタウンの一環として、これは今までなかったことで、新規、新規としてですね取り組んでみないかということで提案をさせていただきたいと思うんですが、その点について考えが何かあればお願いします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 3番目の御質問の燃料植物の栽培についてということでございますが、諸外国では補助政策等によりまして農家の所得に反映されている状況がありますが、国内ではそういったまだ政策が出されておられません。基本的にはこれまでどおり食料作物の推進がまず大事かなと思ってます。食料作物の推進に努めてまいります。しかしながら、本市では佐伯市エコプロジェクト、菜の花環境プロジェクトと申しますが、菜の花の作付を推進しておりますので、できる限りこの中で遊休農地等を対象にして作付を推進してまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 食料作物の方が優先だというふうなことも分かるんですが、あえてですね、燃料植物の栽培について今回上げたのが、この環境モデル都市の計画書の中にそれ入ってるんですよ。そういうのを佐伯市はやってみようということですね、その計画の中にもうたわれてるんですよ。だから、そういう佐伯はそういう取組も考えてるんだというところで、じゃあどういふのが栽培できるかというところで今回質問として上げたんですが、6月議会の時ですかね、市長の方がジャトロファですかね、ジャトロファの栽培というふうな、するとかじゃなくてですね、ジャトロファという燃料植物もあるよと、私がキャッサバがいいんじゃないかと言ったら、ジャトロファがあるよというふうなことを言われました。このジャトロ

ファとキャッサバがですね今非常に収量が多いということで燃料植物として注目をされております。これは海外の植物なんです、今ですね燃料植物に大変各国、そして日本もですね注目をしてる。代替燃料になるんじゃないかということで非常に注目、またいろんな企業もですねそれに目を付けてるということでもあります。ジャトロファの話はですね、お聞きしましたんでジャトロファはですね、豊後大野市の方で栽培の実験をしてみたということをお聞きしました。そこでどうしてもですね、ジャトロファの問題は越冬できないと、霜に弱いんだというふうな話を聞きます。それを考えたときに、じゃあ佐伯で燃料植物の栽培を今後考えたときに、キャッサバという芋がなる収量の多い、芋の収量の多い植物なんです、それをですね作付をしてみると、そういった燃料植物の収量が多くてやはりそれも企業誘致、企業誘致という話も結構出ておりますが、そういう部分でやはり企業が、ああ佐伯市そういうのを作ってるんだから是非参入させてくれないかというふうな、そういった視点での企業誘致というのもこういった燃料植物をですね植えることで一つの道が切り開けるんじゃないかと考えるわけです。耕作放棄地が大変多い中で、食料植物を植えるという部分ですが、そういった状況もありますので、情勢もありますので、燃料植物キャッサバをですね、研究をですねまだじゃあいきなりっていうわけにはいかない。研究をね是非していただきたいと思うんですよ。その辺をですね考えていただけるかどうかお願いします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 今の場合は主食の米についてはかなり減産体制を強いられているような状況ですけど、これは今後主食として状況が変化してくるんじゃないかと思いますが、基本的には今の日本の食料の自給率から見るとやはり食料生産を増産するのが望ましいと思うんですが、確かに今言われたように、遊休地が非常にあります。この遊休地の利用の仕方というのはいろんな方法があると思いますので、今のところは佐伯市では、遊休地の利用については菜の花を植えましょうという運動を進めておりますが、これよりもほかにもいろんな利用があると思いますので、その辺のところは十分考えていきたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 考えていきたいということで、前向きな答弁をいただいたのかなあと思っておりますが、このキャッサバ等の栽培はですね、日本でも全然まだ知られていない状況であります。その中でキャッサバというのは、タピオカというのを御存じの方おと思うんですが、健康食品としてですねタピオカというのが、元はこのキャッサバということでもあります。そのでん粉だということでもあります。それをですねもう既に実は私もですね試しに植えております。佐伯でできるのかなあとということで試しにですね数本なんですけど実際に植えております。それと佐伯の市民の方もですね、関心のある方が実際に今植えて実験段階、今年の春に植えましたので、秋にどのくらい収量があるのかなあと今実験をしておりますので、その辺もですね今後目を向けていただいてですね、どうなんかなあと、そういった協議、連絡等もやっぱり今後取っていただけたらうれしいなあとと思います。またですね、対馬市、長崎県対馬市がですねもう市を挙げて大々的にそのキャッサバの栽培を始めております。今年の秋ですね、今年の秋収穫をするということで、かなりの市を挙げて作付をしてるということでもあります。そしてその運営をですねするに当たりまして、もう既に企業がですね3社ほどちょっと関係を持ちたいと参入したいということでね、企業が3社ほどもう既に名前を挙げています。そして地元としても3セクか何かでこれをもっと大々的にやっていこ

うかなあというふうな取組も先進的に行われている。佐伯もやはりこの広大な面積がありますし、そういった土地をですね生かしてやっていけるんじゃないかと私は思うんで、是非ですねそういった実験もしておりますので、頭の片隅に置いておいてですね、今後推進をするのにいろんな協議をしていければいいかなあと思いますので、是非気にとめていただきたいと思いますので、いろんなとこを探って研究してほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。じゃあ以上でこの件について終わります。

そして3番目になります。多重債務についてということで質問を上げております。全国的にも多重債務者の増加が懸念されている中、国・県を始め各自治体での多重債務者の生活再建に向けた取組が求められております。そこで本市の多重債務に関する状況は市としてどのように把握をしているのか、そこについてまずお聞きをします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 改めて説明することもないんですけども、多重債務者とは、複数のクレジット・各種ローンやサラ金などを利用して返済が困難に陥ってる人たちのことの総称でございます。基本的な方針といたしましては、多重債務者の発見、つまり掘り起しに力を入れながら、相談窓口へ誘導していくべきだということになっていますけども、この点は極めてプライベートな問題でもあり、個人もできるだけ秘密にしておきたいというようなそういった部分でありますから、本市における多重債務者の数や正確な実態は今のところちょっと把握のしようがないというのが実情です。ただ、金融庁などによりますと、消費者金融の利用者約1,400万人のうち、5社以上から借り入れのある多重債務者は全国で230万人ですね、超えるといわれてるようでございます。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） なかなかプライベートなことでは何人かというのは確かに状況をつかむのは難しいと思うんですが、その中でですねどのように把握しているかという中で、先ほど言われましたように相談窓口の強化というのが重要になってくると思います。相談窓口の件数とかも言ってもらえるのかなと思ったんですが、ちょっとその辺の答弁はなかったんですが、この相談窓口の件についてなんですが、その辺はもう分からないですね。そこを踏まえてですね、次の質問、多重債務者の再建に向けた佐伯市行政の取組についてお尋ねをします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） お答えします。本市では公聴広報課に消費者相談の窓口を設けて多重債務の相談も含め、常時受付をしているところです。ここでは、相談者から収入状況・保有資産の状況・債務の状況等の聞き取りを行いまして、内容を整理した上で弁護士と専門家への相談がスムーズに行えるよう、アドバイスをを行い適切な機関を紹介しているところです。なぜそうした流れになるのかと申しますと、多重債務者の生活再建に向けた手続としては、債務の整理が第一であり、債務整理に当たっては債務者のケースバイケースで最善の方法を選ぶ必要があるということ。また、専門的・法的な手続が必要となってくるからであります。また、平成18年度からは消費センター大分と委託契約を締結して、公聴広報課内に消費生活専門相談員を配置いたしまして、現在は月に2回、多重債務を含んだ消費生活相談に応じております。さらには大分県弁護士会、社会福祉協議会も定期的に窓口を開設していますので、この窓口をフルに活用することによって包括的に支援を行っております。また、市報・ケーブルテレビを通じて多重債務に陥らないための啓発を行うとともに、各種相談窓口の開設状

況を市民の皆様にも周知徹底しているところです。いずれにいたしましても、多重債務で苦しんでいる市民の皆様が多重債務から開放され、安心して暮らせるよう、今後とも引き続き開かれた相談窓口を目指しまして、取組を強化していきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） この多重債務の件については、市として非常に深刻にとらえているか、そうでないかというところで取組の姿勢というのが違うのかなあと思うんですが、先ほどですね、公聴広報課の方で窓口を設置しているというふうなことでありました。この今回の質問に至った経緯はですね、市民の方から話がありまして、その方は多重債務者じゃなくてそういった多重債務の方から相談を受けているという方です。もともと県の消費生活センターのアドバイザーさんか何か以前されてた経緯があって、その時の流れで多重債務の相談とかも現在受けているということでもあります。昔に比べるとそういった相談が多くなったというふうにお聞きをしております。その中でとても私一人では対応できないと、市の方でもっとですね窓口を広げてですね対応して、市の方でもっときちんと明確な窓口をですね設置してもらえないだろうか、大変そういった相談が多いので本当市の方でやはり対応していただくべきじゃあないかというふうな御意見をいただきました。その件についていかがでしょうか。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） この重大な問題についてどれくらい真剣にとらえているかどうかというところが問題になってくるだろうということなんですけども、今私が調べているのでありますと、大分県県内で専門の課係を持っている所は、大分・別府・日田の3市のようです。そして専門相談員を配置している市町村が今の3市にプラス佐伯市ですね、この四つということで、大分県はまだまだ取組の遅れがあるんじゃないかというふうにとらえております。しかしながら、国の方ではこの多重債務の問題というのは非常に重大な課題としてとらえておりまして、内閣にも多重債務者対策本部というのが設置されておりまして、地方自治体の方にも相談窓口をきっちり置きなさいと。それから福祉とか税務とか、そういったところの関係課の各部局間の連携が極めて重要であるから、そういう連携をしながら多重債務者の掘り起しを発見をしながら対策をしていってほしいという、そういうような指示もあります。そういったことで、佐伯市におきましては一応公聴広報課が窓口に一応設置しておりますが、その体制が果たして今のままでいいのかということも含めてですね、今後の課題にしていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 市役所の公聴広報課の方に窓口を設置しているということで、考えてみたときに、なかなか多重債務者の実態が把握できないという中で、じゃあ多重債務の方は公聴広報課に窓口がありますので相談に来てくださいますともし言ったときに、そういう状況の中で、市役所は人が行き来する所でもあります。その中でじゃあ相談に行こうかという多重債務の悩みを抱えている方がですね、行く方もいると思いますが、なかなかそういう場には行きづらいという人もいるんじゃないかなあと思います。その辺も踏まえてですね、今後の検討課題ということでさっき言われておりましたが、その辺も踏まえてですね、ただ市役所に設置してますからじゃあなくてですね、もっと相談しやすいですね、環境を作ってあげるといふふうなところも考えていただきたいと思います。そしてですね、先ほど部長が言われた

答弁の中でですね、国の方がということで、多重債務問題改善プログラムをですね決定をして10万人以上の人口のところですかね、に550市区町村に設置をしたと、そして佐伯市はそれに該当してないから相談員を月に何日という形で設置をしてるという状況で、要はそういった相談があれば応じるという一つのですね、待ちの状況にもなってるのかなあと思っております。他市ですね取組をお聞きしますと、多重債務者というのはどうしても税金の滞納、また公共使用料の滞納というのもされてるという状況の中で、当然滞納整理等を行っていると思います。その中で、そういったところのですね多重債務者の相談に、滞納整理の時には応じてですね弁護士さんを紹介する。また、そういった取組をですねされているというのもお聞きしております。特に、国保加入者が多いということで、国保税の滞納に対してですね、滞納整理に行った時にはそういった話をですね、該当する方があればしてですね、再建に向けた、解消に向けた取組をされてるという自治体もあります。そうすることによって、税金の滞納も解消をしているというふうな、一つのことで二つのことが可能だというふうな取組をされている自治体があるようでありますので、そういった形にですね、ただ相談所を設置してるからどうぞ来てくださいじゃなくて、そういったふうに接することによってですね、一つの機会をもってそういった部分のアドバイス、再建に向けた市としての取組も加えていたらどうかなあと思いますが、その辺の考えも併せて考えていただけないか、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 確かにおっしゃるとおり、今の状況では待ちの状況というんですか、相談に来ればお世話しますという形になっているということは正直に言ってそういう状況だと思ひます。議員が言われるようなもう少し積極的に待ちだけでなく、攻めというんですか、そういったことも必要じゃないかということもうよく分かります。今後はですね、今先ほど私が言いました各部局間の連携ということで、例えば福祉だとか、税務とかそういった関係の人たちの連携がどうかということで、現在も実際相談しながら連携してるんでありますけども、今後はですねきちんとした連絡会議というのを位置づけてですね、そういうのを作って、定期的に情報交換とか話し合いを行うようにして、更に踏み込んだ体制をつくっていくことが必要じゃあないかというふうに、そういったことを部局長会で私の方から提示していきたいと思ひます。議員が言われるような税金の滞納者の方々にそういった、こういったことをですね語りかけながら対策をしていくというところは、どこまで実際できるかどうかというところは、ちょっと今からの課題なんですけども、そういった点も含めて前向きに検討していきたいと思ひます。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） どこまでできるかが課題だと、確かに踏み込みにくい部分があると思ひますが、でも実際にですね取組をされている自治体がありますので、是非研究してですね、参考にさせていただいて実現できるように。そして早めにですね、そういう体制がきちんと佐伯市でもとれるように、実際もう市民の方からそういった声もあってありますので、早めに対応できるように、よろしくお願ひ申し上げまして、質問の方を終わりたいと思ひます。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

次に42番、戸山盛喜君。

42番（戸山盛喜） 42番議員の戸山盛喜です。9月議会に当たりまして、大きく2点についてお尋ねをいたします。まず最初に、教員採用をめぐる諸問題についてと題して質問いたしますけれども、この9月議会で6名の皆さんがこの教育関係について質問をするようでございます。またしましたけれども、そのことを裏返しますと極めてこの教育問題というのが重要であると、さらには関心が深かったと、また極めて残念であるということであったというふうに思います。そういうことを踏まえながらお尋ねをしておきたいというふうに思います。私は佐伯市内の上堅田小学校区に住んでいまして、上堅田地区の役員を幾つかしていまして、小学校に時々足を運んでおり、蒲江小学校に転勤をするまでお世話になっていましたし、すばらしい教頭先生がどうしたことかとショックを得た一人でもあります。教員は聖職ともいわれ、私はもちろんですが、多くの方々から信頼、尊敬されもしている先生が明日を担う児童、子どもたちを正しく成長させる重要な仕事に携わる先生が、さらには県教育委員会の体質、腐敗ぶりが浮き彫りにされた感さいたします。特に大分県教育委員会ナンバー2の教育審議官の方々が人事担当の参事に指示をして、点数の水増しや減点などの改ざん操作を行わせ、2007年度と2008年度の小学校教員採用試験で合格した82人のうち、約半数を不正採用したとのマスコミ報道がなされていますし、残念でなりません。前代未聞の行為であったと言わざるを得ません。またその後、現職の校長先生や教頭先生が警察への出頭によって、校長や教頭に昇進するためのわいろの存在が明白になりました。また、国会議員秘書や県議会議員らによる合否の事前通知要求や教員採用や昇任に関する依頼行為も行われていたことも明らかになったようであります。私は機会がありまして、8月18日に今回の大分県教育委員会の汚職事件に関して、大分県議会本会議場で開かれた全員協議会を傍聴いたしました。その全員協議会では、議長が提案理由の説明としまして、大きく3点の提案がありました。その一つは、議員活動の一部を自主的に制限する件、2点目として、議会の監視機能の強化、3点目は、第3回大分県議会定例会の議事運営の特例についてなどでしたが、詳細につきましては省略をいたします。大分県議会第3回の定例会というのはもう御承知のように9月議会でございます。8月27日に開会され、その開会日、当日に県民不信を招くことのない議員活動を誓う宣言案を決議いたしました。今回の事件により、大分県教育委員会はもちろん、佐伯市教育委員会、さらには学校現場に対する保護者や市民の方々の不信感は小さくありませんでした。それにもまして子どもたちの心はどうでしょう。私ごときにも電話で、一市民ですがと言ってまた直接お叱りを何回となく受けました。しかし、厳しい視線を受けながらもまじめに歯を食いしばり児童・生徒に接し、頑張っている多くの教職員がいることを忘れてはならないというふうに思っているところであります。子どもたちが強く・正しく成長する教育、子どもたちを主人公にした教育を願いながら、以下質問をいたします。まず最初に、佐伯市内には分校を含めて48校の小・中学校がありますけれども、教育委員会とりわけ学校教育課と学校現場とのパイプは十分なのかお尋ねをいたします。2点目ですが、教育行政への信頼を損なう今回の事件が佐伯市教育委員会内で最初に発生したことを思うに、6月25日の全員協議会での教育長の説明状況は厳しさに欠いていたと私は感じましたけれども、いかがでしょうか、お伺いをいたします。3点目ですけれども、佐伯の小・中学校で今回の事件に関連し、審議官や校長先生・教頭先生などが贈収賄の容疑で逮捕起訴され、解雇や停職、降職、採用取り消し、辞職と人生の歯車は急変し大変な状況といえます。そのような中で学校現場では校長先生や教頭先生の不在が続いていましたが、人事を含めた現状と今後の考え

方についてお伺いをしておきたいというふうに思っています。次に4点目ですけれども、県教委と何回となく今後の教育委員会のあり方、もちろん市教委でございます。考え方について協議をしていると思っておりますが、お尋ねをいたします。次に5点目ですが、7月1日に佐伯の教育に対する信頼を取り戻すための緊急アピールを小・中学校の教職員と生徒の保護者全員に出したとのことですが、その後のアピールの反応はどうだったのかお尋ねをいたします。次6点目でございますけれども、私は佐伯市教育委員会は、5名で構成をされていると思っておりますけれども、この定例会がいつ開かれて協議事項や権限がどうなっているのかあまり承知していません。市民への公開が原則のようですが、開かれた教育委員会をさらに目指すためにも、業務など中身について簡単でようございますので、お知らせをしていただきたいと思っております。その5名の中には教育長も入っているというふうに思っておりますので。次7点目ですが、6月から今日に至るも昼夜を問わず、大分県内はもちろん、全国ネットで報道され悪名はとどろいた感さえいたします。さらに余談になるかも分かりませんが、私たち社会市民クラブは今年7月の10日に、行政視察を実は行ってまいりました。その中で栃木県のある市で、マスコミの皆さんからあー大分県の佐伯市はこの教育委員会の問題で大変なことですねえということでの新聞記者からのそういったことをですね受けました。あんまりいらんことをゆうちゃあ悪いと思って多くは申し上げませんでしたけれども、そのように今申し上げましたように、やはりこの佐伯のこの問題が多くの人から、マスコミからも注視をされていたというのを肌で感じた一人でもあります。それはさておきまして、さらに9月4日から大分の地方裁判所で裁判が始まりました。地裁でございます。そこでお尋ねをいたしますが、佐伯市の教育委員会としても責任の所在は明確にしていかなければならないと思っておりますが、お伺いをしておきたいというふうに思っています。次に8点目ですかね、市長部局との連携・協議はどうだったのかお尋ねをしたいというふうに思います。もちろんこの市長部局と教育委員会とはもちろん違うわけでございますけれども、市長さんから余りこの問題についても詳しく話は余りなかったような気がいたしまして、開会日の時に市政方針の中であったかと思っておりますけれども、余談ですがそのことも付け加えておきたいというふうに思っています。9点目ですけれども、教員採用をめぐる最後の質問といたしまして、失われた教育の再生、信頼回復のため、長い年月が掛かると思われますが、子どもたちの心を大切に、保護者や地域、市民の方々の声を無にしないよう、佐伯市教育の再生を一日も早くつくりだしていくために努力していただきたいと思っております。あえて教育長の決意の程をお伺いをしておきたいというふうに思います。教育長で足らんようにあれば次長さんが言っても結構でございます。補足を。

次に大きな2点目に移りたいというふうに思っております。来年4月に実施されます市長選挙についてお尋ねをいたします。私が佐伯市議会議員に初当選をいたしましたのが、昭和54年、1979年の4月でした。同時に市長選挙も行われました。大鶴市長さんがその時に初めて誕生いたしました。以来、今日まで約30年の歳月が流れました。その間、佐々木市長さん、佐藤市長さん、小野市長さん、そして合併前にまた佐藤市長さんが就任をいたしまして、2005年、平成17年4月17日投票の選挙で1万9,713票をいただいて1市8か町村が合併した初代佐伯市の新市長に選任され今日まで約3年5か月、行財政改革の実現、市民にわかりやすい市政の実現を大きな目標にして、市民がこのまちに暮らして良かったと心から感じることでできるまちづくりを目指して誠心誠意全力を尽くしていくと所信を表明し、その実現に向けて頑張

ってきたと思っています。合併する以前のそれぞれの市長さんも多忙でしたが、合併してからの新佐伯市長はあえて言うまでもなく、九州で一番広く、市長の行動半径は旧佐伯市の3倍も4倍も広くなり、業務量も多く多岐にわたる現状の中ではアイアムタフと行政手腕により以上たけていなくては佐伯市のトップとしての重責は容易には果たせないのではと認めているところでもあります。ここ約30年で申し上げましたように、5人の市長さんが誕生し、また退任をいたしました。来年春、佐伯市長並びに市議会議員の選挙が4月5日告示、4月12日の投票ということになっております。皆さんもひょっとしたら胸をときめかしているのではないのかなと思いますが、それはさておきまして、この30年間を振り返りますと、一人の市長さんの平均在任期間はわずか6年でありました、佐伯市の場合。正に佐伯市の市長さんは短命といった感さえいたします。これでは市民の目線に立ったまちづくり、市民を主人公にした市民のための市政はできにくいのではないかと思う一人であります。前の平松大分県知事も言っていますが、継続は力なりという言葉は言っていましたけれども、私も好きです。短期間で首長が猫の目のように替わる政治市政ではいかがでしょうか。一本太い筋の通った施策が大切だと思うところでもあります。西嶋市長が平成17年4月17日に当選をして約3年5か月の足跡を具体的に述べますと大変長くなりますので、簡単に申し上げますと、市民の方々は月に2回発行している市政さいきの中で、西嶋市長の主な公務日誌や新佐伯市回顧2005、2006、2007、2008や、さらにケーブルテレビ、タウンミーティングなどでも合併後の新佐伯市の1年間の出来事が報告、きょうせんされています。しかし、市民が十分理解しているとはいえません。市長は2008年の新年のあいさつの中で、安心・安全、飛躍をキーワードに市民が未来に夢と希望を抱き、安全・安心に暮らしていけるまちづくりに全力で取り組んでいくと申しています。是非有言実行しなくてはならないと思っています。そのようなことを心しながら、単刀直入に小さく3点についてお尋ねをいたします。まず最初に、市長就任から今日まで市政執行に当たり成果と欠陥、反省点などがございましたら基本的な部分で結構ですので、お答えしてください。次に2点目ですが、私たち議員はもちろん、市長さんの任期は残すところ約7か月になりました。残された任期での市政執行の基本姿勢、考え方についてお尋ねをいたします。最後の質問といたしまして、先ほど申し上げましたように、来年4月5日告示になります。4月12日が投票になる予定でございますが、市長選挙に対する考え方についてお伺いをして、私の質問をまず終わらせていただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 戸山議員の質問にお答えしたいと思いますが、お答えする前に改めて、この度の校長・教頭がかかわった贈収賄事件について、市民の皆様を始め、皆様に多大な動揺と混乱を与えましたことに改めて深くおわびを申し上げます。

さて、1の質問からお答えさせていただきたいと思いますが、佐伯市教育委員会では、日ごろより開かれた特色ある学校づくりを推進し、授業研究や生徒指導、特別支援教育などの充実のために指導主事を学校に派遣し、学校支援に当たるなど、学校との連携強化に努めているところでもあります。また、教育現場の取組や出来事については校長又は教頭から学校教育課へ必要に応じて報告・連絡・相談を受けているところでもあります。こうした中、今回の一連の不祥事が続発したことは、まじめに、地道に努力を重ねてきた教職員に対して多大な混乱を与え、教育行政への失望・不信を募らせたのは事実であります。大変残念であります。

教育委員会といたしましては、教育現場と一体であるとの再認識の下、信頼される教育委員会、信頼される学校を目指し、引き続き学校経営をサポートし、地域に開かれた学校づくりを推進する所存であります。2についてであります。2017年6月14日の関係者の逮捕を受け、佐伯市教育委員会としても事件の全ぼうがつかめないうちに学校や保護者、各報道機関などへ緊急対応を余儀なくされておりました。そうした中での全員協議会の説明で、議員指摘のように厳しさが足りなかったという御指摘があり、そのことは真しに受け止めたいと考えております。しかし、事件の社会的影響の重大性や佐伯の教育に対する信頼と期待が大きく損なわれたとの認識のもと、教育の再生や信頼回復のために教育委員会として、危機感を持って全力で取り組む決意であったことは御理解をお願いしたいと思っております。6月14日の事件が発生して以降、最大で5校の小学校で校長又は教頭が不在の状況がありましたが、大分県教育委員会による事件に関係した校長等の懲戒処分と後任人事の発令により、9月2日をもって学校の管理職が不在の状況はすべて解消され、学校の正常化に向けて動き出す体制がやっと整ってきたところであります。4については、高司議員の質問と重複するところがありますので、お答えは省かせていただきたいと思います。5について、議員御指摘の7月1日というのは間違いでもないんですが、日付は6月30日付で全教職員あてと全保護者あてに、それぞれの緊急アピールを発出いたしました。その後、多くの方から教育委員会に対する御叱正や励まし、子どもたちの心の影響を心配する声が電話などで寄せられました。中でも特に多かったことは、子どもの心のケアをどう進めるのかでありました。心のケアの重要性については保護者あてのアピール文の中にも記載しておりましたが、事件直後のケアだけでなく、子どもたちが大人になっても心の傷が残らないように、長いスパンで心のケアを進められるよう学校で配慮してほしい、親として事実をどのように伝えればよいか教えてほしい、マスコミ報道が子どもの心に強い傷を与えている、歯止めのないマスコミ報道を何とかならないかといった声がありました。また、学校の教員は、人ごとではなく、自分の学校でも起こり得るとの危機感をもって教育を行ってほしい。特色ある学校、信頼される学校というのが、学校が保護者に情報を提供しなければ分かりようがないといった教育の再生と信頼回復を図るための仕組みづくりのヒントになりうる御指摘もありました。教育委員会の会議や権限、業務内容についての御質問であります。教育委員会は、市長の補助機関とは別に独立した執行機関であります。教育委員会は議会の同意を得て、市長が任命した者で、教育委員会は5人の教育委員で組織されており、その委員による合議制の執行機関として地域の教育行政全般についての責任を負っており、その職務は極めて重要であると考えております。教育委員会の会議は、佐伯市教育委員会会議規則にのっとり開催され、毎月開催の定例会議のほか必要に応じて臨時開催もあり、本年は既に13回を数えています。御承知のように、会議は原則公開となっております。委員会の職務権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定されており、大きく分ければ、学校教育の振興、社会教育の振興、文化振興、文化財の保護、スポーツの振興等で佐伯市における教育行政全般にわたっての事案の審議・方針等の決定をしております。次に、7になりますが、教育委員会の責任についてお答えをいたします。今回の県教育委員会の職員と校長・教頭が起こした贈収賄事件のうち、大分県立公立学校教員採用選考試験と小・中学校校長・教頭採用候補者の選考については、実施者が大分県教育委員会であり、大分県教育委員会に責任があると考えております。市教育委員会の責任としては、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第43条に、市町村教育委員会は、県費負担教職員のサービスを監督すると規定されており、このサービス監督者として事件にかかわった市内の学校の校長・教頭の監督ができなかったことを反省し、8月31日の開催の教育委員会で教育長の給料10分の1減給処分5か月と教育委員の報酬2月の自主返納を決定し、委員全員が自らを戒めるため責任を処分をとったところであります。また、市長部局との連携についてお尋ねでありますが、本来の教育行政の運営については、独立執行機関として教育委員会で執行してまいりましたが、今回の不祥事については事件の概要・経過と教育委員会での協議事項についてその都度、市長・副市長に報告・相談し、指示・協力をいただいております。今後の教育再生と信頼回復のための取組は、大変厳しく膨大な時間を要するものと考えております。度重なる不祥事を肝に銘じ、佐伯市教育委員会といたしましては、今教育現場では何が問題で何を改善すべきかといった教育問題を検討し、問題解決のための施策を粛々と推進すること、施策の企画・立案や見直しに当たっては、保護者や市民の皆様方から広く御意見や御提言をいただきながら進めることといった仕組みシステムを確立することが教育再生の第一歩と考えております。そして、佐伯の教育問題を解決するような教育改革を断行しなければ信頼回復はできないとの認識をもちしております。そこで、そうした仕組みづくりを推進する教育改革推進班を教育委員会内に特別に設置し、保護者や市民の皆様の声を教育に反映させる方策の検討を開始いたしました。推進班のメンバーは、教育総務課長を班長にし、市長部局職員を含めた6人で構成したいと思っております。推進班の職務は、子どもにかかわる学校教育全般に関する問題、学校・家庭・地域の連携に関する問題、教育行政のあり方に関する問題等、教育委員会事務局が扱う施策全般を視野に入れており、市民の皆様が抱えている思いや御意見などを広く聴きながら、佐伯の教育再生に生かす仕組みづくりを推進し、施策の進行管理を行います。教育委員会では、この教育改革推進班の検討を踏まえて、佐伯の教育を再生するための改革案を早急に策定し、市民の皆様にご提示したいと考えております。以上であります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員から、来春の4月に実施される市長選挙ということで、その中で、市長就任から今日にかけ市政執行に当たり成果と欠陥、そして反省ということで御質問いただいております。就任以降の成果については、先ほど議員も質問の中で出しておりましたように、平成17年の4月に九州一広い面積を有する佐伯市の初代市長に就任して以来、危機的な市財政の立直しを図るために、行財政改革の実現と市民にわかりやすい市政の実現を大きな目標に掲げ、市政執行に取り組んでまいりました。この間、行財政改革プランを策定し、職員数の削減については目標値の1,100人以下を1年前倒しし、平成20年度末に達成できる見込みであります。また、20億円の取崩型基金を保有するという目標も3年を経過した19年度末まで基金の取り崩しをせず、財政運営が行われたことにより目標の達成の見通しが立ち、一定の評価ができるものと考えておりますが、これも議会、執行部が一丸となって財政再建に取り組んだ成果だと思っております。また、市民にわかりやすい市政の実現では、タウンミーティングの開催や地域審議会の設置、パブリックコメントの実施、また市管理職による市政出前講座などを実施し、市民に開かれた市政を推進してまいりました。代表的にはまあ、そのような形で答弁をさせていただきたいと思っております。その中で反省等がございます。新市になって合併をということで、私もそれなりの覚悟をしてまいりましたが、やはり九つの合併ということで多くの問題が入って山積しておりました。そうした中で職員の一体化の

問題や事務執行、さまざまな点で予想もしないことも発生し、そうした中、私の方もリーダーとしてのなかなかトップダウンができない分、そして住民に対して事務事業の遅れた部分もございます。そうしながら、先ほど申したように何とか行財政によって当市を方向づけたということにもなっております。いろんな反省もございますが、大きく見ればそうした相対論としてさせていただきたいと思っております。2番目に、残された任期につきましても、今まで同様、安心・元気・飛躍をキーワードに、市民が未来に夢と希望を抱き、安全・安心に暮らしていけるまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと思っております。3番目に、4月5日告示、4月12日投票予定の市長選に対する考え方についてということでございますが、私も議員から質問を受けて、初めて4月5日に告示の予定だということを知ったわけでございます。そのような考えでございまして、私は本議会終了後にはチャレンジおおいた国体、チャレンジおおいたの大会を開催し、また現在多くの今年度やっていかなければならない事業もっております。現時点では、そうした中で現在の業務に執行に全力を注いでおりますので、その質問については、その後に考えたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） それでは再質問をさせていただきたいというふうに思っています。まず、教育長さんの御答弁に対してですね、若干の質問をいたします。冒頭にも申し上げましたように、この件については多くの議員の皆さんがお尋ねをしていますので、ダブる面などもあると思います。要は議員の皆さんが聞きたいこと、是非このことについては二度と、ということが同じでありますから、その議員の皆さんの教育委員会に対する信頼を感わさないように、裏切らないようにこれからやっていただくというのが基本でございますから、そういった基本の上に立って御答弁をしていただきたいというふうに思っています。そこでお尋ねをいたしますけれども、教育長さんにはちょっと厳しいかなあと思うんですが、県教委の幹部や校長さん、教頭さん、そして6名の皆さんが解雇になりましたね。さらには、冒頭にもちょっと申し上げましたけれども、行政処分にはいろいろの種類がございますね。例えば訓告がある。あるいは厳重注意があるとか、さらには戒告があり減給があり停職がある。そして免職がある。そのような状況でございまして、そういう中で停職が17名とか、あるいは教壇を追われた皆さんも21名、また増えるのではないのかなというふうに思われているわけでございます。そういった中で、一生を棒に振った感さえ多くの教員の皆さんはあるわけでございます。そういった中でですね、教育長さんあるいは市の教育長さんですね、処分の度合いの問題ですね。そして県教委の皆さん、その度合いについてはどうなのかということですね。疑問が寄せられて、私もありました何人もなく、そして私がしたわけじゃないんですが、私もだいぶやかましゅう言われました。でありますから、そういったことも踏まえてですね。教育長さんの方から処分の度合いの問題を含めながら任命権の問題、さらには報酬の問題、これは処分は県教委の関係がございますけれども、市教委の声がやはり入っておると思います。市教委の声というよりも助言、そしてある意味が入っておると思いますから、そういったことなどについてもございましたら、お答えをしていただきたいというふうに思っています。それと欠員になりました皆さんですね、先ほど教育長はあと補充ができましたということでもございました。それはそうであったと思いますが、その中でいわゆる佐伯管内以外からあと補充がきましたね。例えば、中津、豊後高田、豊後竹田、さらには国東、大分などですね、

管内からのあとに入った方はいないようですね。これは以前はなんぼかありました。部分的にはあったんですが、今回は県教委、市教委との話の中でこういったことになったと思っておるんですよ。でありますから、これについてはどうなのかと、これは基本的な問題ですからね、今後の教育の人事の問題にかかわってくると思いますから、お尋ねをしておきたいというふうに思っております。もちろん、先ほどちょっと申し上げましたように、任命権者の問題ですね、あるいは人事権の問題、これはあると思いますから、その点については私もそれなりに知っておるつもりですから、その点を含めてお尋ねをしておきたいと思います。次にアピールの関係でございますけれども、アピールについては、教育改革推進班というのを6名ですかね作ろうとしておるわけですが、これについてはメンバーですね、あるいは権限、さらにはいつごろ設置をしようとしておるのかですね、そういった考えなど、これは県教委との関係もあるのかなと思っておるわけでございますから、そのことなどについてもお尋ねをしておきたいというふうに思いながら、教育改革の推進班のことでございますけれども、アピールの中で佐伯市教委といたしましては、教職員の人事権を持つ大分県教委に対して公正な採用、さらには任用システムの確立を強く求めていくとともに、佐伯の教育再生に向けた独自の取組の透明化を高めていきたいと、このようにしておるわけです。そういった中から、佐伯市教育の信頼を一日も早く回復をしていきたいと申しているわけです。教育長が冒頭御答弁の中でもこの信頼回復をするのは並大抵でない。1日や2日ではできない。私もそう思うんですね。でありますから、教育委員会はもちろん、この佐伯管内での教職員の皆さんの苦悩というのはこれからも大変だというふうに思いますよ。そういったことを踏まえて、この教育改革推進班の設置については良いことだと思います。けれどもこれはもうやはり早急にせんといかんとお思いますね。もうやっぱ日にちがたったんじゃどうもいかんとお思いますから、これを早急に作って、そしてこれが開店休業でないようにせんといかんとお思います。やはりおうこの班ができてよかったな、と多くの市民、保護者からも思われるような、そういった体制を作っていかなければならないというふうに思っておりますから、その点についてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。そこでこれは県教委の中でも市教委の中でもやはりあると思うんです。今回のこのような問題が発生をした根っこですね、根っこ、ここをやはり正していかなければならないと思うんです。割に現象論にとらえられているというふうに思いますね。もう御承知のように6月の中旬から今日まで、朝から晩までテレビや何とかで報道されて、もう嫌気がさすような感じになっておる方は私だけではないと思いますよ。そういう意味で、この不正が行われたと思える教育委員会の土壌の問題、背景はどこにあるのか、だれがということですね。それを究明をしないで闇の中ではよくないというふうに思っておりますから、繰り返しませんけれども二度とということにつながっていくと思いますから、その点について再度お答えをしていただきたいと思いますというふうに思っております。まだ抜けていることが多いと思いますが、あと17分という時間になりましたので、教育委員会のことはこの辺で、私の質問で足らんことがあったら教育長の方から御答弁していただきたい。このように思っております。

それで市長さんの方ですけども、市長さん1番のことについては、行財政改革の実現の問題とか含めて市民にわかりやすい市政の実現、財政再建、タウンミーティング、地域審議会等々ということでお話があったというふうに思っております。取り組んでまいったと、そのような御答弁でありましたから、もうそのことについては市長頑張ったのうと。あんまり

言いますと何か戸山さんは市長に旗振りばかりしよんじゃないかという語弊を、誤解を受けられたらまいりませんので、それはその程度で、これからもですね初心を忘れないようにして頑張っていたかなければならないなあというふうに思っておりますから、その点についてお伺いをおきたいというふうに思っております。そこで市長が約7か月でございますから、安心・元気・飛躍をキーワードに市民が明日に向かってですね、未来に夢と希望が持てるような市政をつくっていくために、これからもしていこうという御答弁でございましたので、実は私はある程度具体的なことも、私は大綱だけのことしかお聞きをしておりますのでした関係もあると思いますが、もう少しこの3年有余の中で取り組んできた足跡についてもう少し宣伝じゃあございませんよ、もう少し具体的なポイント的に御答弁があるのかなと実は思っていたんですよ。そのためにこの意味での質問もある意味でしたつもりなんですけれども、その点はないようでしたから、あえてもう申し上げます。そこで、最後の問題といたしまして、次期の市長選のことについて、市長は現時点では当面の業務の執行に全力を注いでおりますので、その後に考えたいと思っております。こうやったわけですね。だからそれをもう少し申し上げますと、出るか、出らないかはっきりしませんと、考えていませんと。今の時期ではどうもまだ早計ですというような、早慶戦じゃあございませんけれども、早計だというお答えのように聞こえました。であるとしたならば、その時期ですね、では御答弁は今言ったようにしてないわけでございますから、私が三つのことについて質問をいたしました、ではいつごろ出るか、出らんかということですね。それはいつごろ表明をしようとしておるのか、あるいはどういった場所でしょうとしておるのか、そういったことなどについては、まあ考えてもいいんじゃないかなと思っております。私も市長も私と一緒に議員を何十年もしておりますから分かっていると思うんですが、今まで私もそれぞれ先ほど名前を出しました市長さんの次期の市長選については全部私が質問を実はしてきましたね。その時に、こういう言い方をしたらどうかなと思っておりますけれども、はっきり答弁をしたほうが、もうその先を言うたら悪いから言いません。よかったのではないかなと思っておりますから、以上質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員の再質問で、私は再質問がないものと思っておりましたので、やはりこうした現況、また今19年度の決算も行います。そうしたいろんな中で皆さん方もいろんな形で見ただけ、また御指導も賜らなければいけない分があると思っております。特に広い地域ですけど、こうしたことをすることによって、早く活動ということになると思っております。立候補声明するとですね、やはり選挙活動ということに転化されるような部分があります。やはり私は今市長とする立場の中で事務実行し、そして国体を迎えたいし、そうした中で私の方もこの時期については自分もまた私どもの後援会、またいろんな方々にも相談し、決定をしていきたいということで、今日のところはそうした状況で声明に行くということに至っておりません。そういうことで私の方はそうした時期はまたつくっていくのか、またそうした、こうした機会があるのかということは、もう少し時間をいただきたいと思っております。また、残された任期という形でございますが、安心・元気・飛躍とこれは私の基本姿勢としてもっていきたいと思っております。そうした中で、一日も早く、佐伯市に住んでいる人が安心して住む、そして元気により以上飛躍をしたいということが私のキャッチフレーズでございますので、こうした中のまちづくり、そして地域づくりに、残された時間も精一杯やっていきたいと思

っております。今後とも議員皆さん方に御指導を賜り、今後とも佐伯市がより堅実財政でやっていくことをお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 戸山議員の質問にお答えしたいと思います。まとめて答えるような格好になりますので、抜けておればまたお話をお願いいたします。まず、いわゆる処分に関しての任命権のある県教委の考え方がありますが、あくまでも県教委は6人の合議制をとっております。そこで決定したことが処分になったということになりますが、この内容にもいわゆる逮捕されておれば市教委として本人に事情を聞くということができません。したがって、逮捕という事実で県教委が判断をするということになります。それから市教委が事情聴取できるという段階であれば市教委が事実を聞くことによって、それを処分内申の中に添付して送付するということになります。したがって、県教委も実際に事実が聞ける場合は本人から事実確認をいたしまして決めることではありますが、処分が重たかったというのは基本的に逮捕、または送検されたということは非常に大きなことなのかなあというふうに思っております。それと市の教育委員会の処分のことにもちょっと触れておりましたが、教育委員会の処分が妥当であるかどうかということは、正直私どもが判断はなかなかできにくいところでありますが、私自身の処分が5か月というのも正直余り例はないと思っております。今まで正直ありませんでした。それから教育委員、非常勤の教育委員が報酬を2か月返納するというのもこれも全国的にも例がほとんどないだろうというふうに思います。この処分を決定するときにはかなり教育委員6人で、いわゆる教育委員会の中で三度ほど話はもってきましたが、最終的にこういう結論になりましたが、全国的にも多分初めてかとは思いますが、教育長の処分をこれだけの分は多分初めてなのかというふうには思っていますが、現実的にどれだけかというのは私も分かりません。ただそれがどうだという、処分が重たかったのか、軽かったのかという処分は私が判断すべきことではなからうかというふうには思っております。それから欠員の部分の補充についての御質問ですが、私個人的には可能ならば管内からもという思いも正直あります。しかし、冷たい言い方も知れませんが、任命権者は県にありますので県教委が任命をして赴任するという格好になりますので、残念ながら5人の欠員の所は佐伯管内の職員ではなかったということは事実であります。それから根っこはどうなのかということで、本来ならば年功序列的な人事が行われればそういうことも起こらないのかもしれませんが、学校現場を考えたときに、そういう普通の会社でもそうではありますが、学校を活性化するためにどうするかといったときに、やはり総合的な判断をされるだろうというふうに思います。そういう意味で、実際に対象管理職に該当する教員の数も相当数あるということも現実ではあります。しかし、それが根っこだというふうには思っておりません。たまたま私はこういうことが起こったのかなあというふうに思っておりますし、それ以外の職員は本当にまじめに一生懸命学校教員になったことを自負しながら、教育活動を努めているというふうに私は信じております。以上です。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） 残す時間が5分ということになりましたので、もう多くを申し上げます。市長さん3点について御答弁ございました。考え方も少し述べられたと思いますけれども、残す、お互いに申し上げましたように、期間は余り多くはありませんけれども、残された期間をですね、全力を挙げて安心・安全・飛躍の佐伯市政、市民の希望しておる、熱望してお

る市政をつくりだすために、その副市長さんの力も借りながらですね、頑張っていたきたいと思っています、それだけ。頑張らんというんじゃったら言うてもいいけれども。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 失礼いたしました。教育改革推進班のことについて是非言いたいことが一番最後になりまして、忘れておりました。基本的に先ほど言いましたように、教育総務課長を班長として、市長部局から1人、それから学校教育課の職員係長を1人、それから学校教育課の学校指導主事の係長1人、それから生涯学習課の生涯学習の副主管を、それから教育総務の主任をというふうに考えています。この中に教員を1人しか入れておりません。教育総務課長がポストになります。一応、明日5時から第1回目の会議をすることにしております。

議長（児玉忠義） 以上で、戸山議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時48分 散会

平成20年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第5号 9月12日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成20年9月12日（金曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	三 浦	涉	2 番	高 橋	香一郎
3 番	川 野	紀久雄	4 番	曾 宮	司 好
8 番	後 藤	幸 吉	9 番	江 藤	茂
10 番	清 家	好 文	11 番	矢 野	精 幸
12 番	矢 野	哲 丸	13 番	河 原	修 仁
14 番	宮 脇	保 芳	15 番	佐 保	曉
16 番	小 野	宗 司	17 番	肥 後	四々郎
18 番	榭 田	穂 積	19 番	村 尾	清 一
20 番	井野上	準	21 番	河 野	豊
22 番	下 川	芳 夫	23 番	柳 井	二 生
24 番	泥 谷	和 喜	25 番	菅 原	忠
26 番	和 久	博 至	27 番	日 高	嘉 己
28 番	渡 邊	邦 壽	29 番	染 高	矢 夫
30 番	児 玉	忠 義	31 番	甲 斐	迪 彦
32 番	狩 生	寿 一	33 番	廣 瀨	精一郎
34 番	吉 良	栄 三	35 番	高 司	政 文
36 番	浅 利	美知子	37 番	河 野	周 一
38 番	玉 田	茂	39 番	河 村	講 一
40 番	児 玉	輝 彦	41 番	松 田	清 德
42 番	戸 山	盛 喜	43 番	寺 島	孝 幸
44 番	土 師	辰 英			

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市 副 市長	西 嶋 泰 義	上 下 水 道 部	長 川 高 公 人
副 市長	木 許 政 信	教 育 防 局	長 伊 原 弘 三
副 市長	塩 月 厚 信	浦 振 興 局	長 白 東 宇 茂
副 市長	武 田 隆 直	生 振 興 局	長 御 手 洗 田 隆 健
副 市長	大 久 保 成 己	本 直 川 振 興 局	長 山 曾 宮 清
副 市長	魚 住 慎 治	宇 目 振 興 局	長 河 原 盛 喜
副 市長	坂 崎 修 一	鶴 見 振 興 局	長 甲 斐 盛 滿
副 市長	酒 本 一 実	米 水 津 振 興 局	長 江 藤 幸 一
副 市長	河 野 伸 生	蒲 江 振 興 局	長 戸 高 一 德

議事日程第5号

平成20年9月12日(金曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成20年第3回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行ないます。前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、廣瀬精一郎君、2番、矢野哲丸君、3番、児玉輝彦君、4番、土師辰英君、5番、後藤幸吉君、6番、三浦涉君、以上の順序で順次質問を許します。

33番、廣瀬精一郎君。

33番(廣瀬精一郎) おはようございます。33番議員の廣瀬精一郎でございます。一般質問も本日4日目を迎えました。1番バッターということで、佐伯市の発展を願いながら、さわやかに努めてまいりたいと、そういうふう考えております。御案内のとおり、佐伯市におきましては5月には国民的人気映画である「釣りバカ日誌19」が佐伯を皮切りに、大分、別府と各県内でロケーションが行われました。そして6月28日には、佐伯市民にとりましては、長年の懸案でございました東九州自動車道、津久見佐伯間13キロが総事業費709億円掛けて暫定2車線が整備完成されました。開通イベントにつきましては、大分県知事、宮崎県知事をお迎えし、記念行事といたしましては商工会議所実行委員会のメンバーによりまして、神武の火祭りと銘打って、あいにくの雨ではございましたが、祝賀イベントが盛会の内に終了されたことは御承知のとおりでございます。これもひとえに佐伯市特段の御支援・御協力を賜りました。これに際しまして、本席を借りまして衷心よりお礼を申し上げたいと思います。佐伯インターの開通と共に、いよいよこれからおおいに国体に向けてラッシュという矢先に県教委の汚職事件が発覚され、教職員採用試験における改ざんにまで発展されました。テレビ・新聞・ラジオ等につきましては、全国ネットでトップニュースとして報道され、大分県佐伯市は一躍知名度アップといったことは御案内のとおりでございます。県民の大きな批判を受けることはいうまでもなく、今後はすべてを明確にされまして、教育再生に向けて真剣に取り組む県民の信頼回復に努めていただきたいと思います。これが県民、市民の願いでございます。

それでは本題に入ります。さて今回の一般質問は2点についてお尋ねします。質問形式は総括質問とさせていただきます。まず1点目は、佐伯港湾整備におけるしゅんせつ土砂の処理について、2点目は、後期県立高校再編問題についてでございます。まず、1点目の佐伯港湾整備についてでございますが、この佐伯港湾整備計画は御承知のとおり、平成5年に事

業決定をしており、この事業は国の直轄事業や県事業にかかるものでございます。その目的は船舶の大型化に対応するため、5万トン級船舶を対象とした貨物を取扱うため、マイナス14メートル岸壁を女島ふ頭に整備するというところでございます。私が言うまでもなく、佐伯港湾の開発促進は、海洋都市佐伯のまちづくりの上で大きな課題でございます。またマイナス14メートルの岸壁を完成することによりまして、海陸の物流が完備することはいうまでもありません。2年後にはこの事業岸壁は完成予定と聞いておりますが、しかしながら初期の目的であったしゅんせつ土砂の処理、そして石間地区埋立計画は一部地区住民の強い反対によりまして一向に進展をしておりませんし、事業決定されて15年を迎えております。そこでお尋ねをいたしたいと思っておりますが、これは先日も菅原議員の大入島埋立問題と重複するところがあるかもしれませんが、御容赦賜りたいと思っておりますが、石間地区の埋立問題は現在どのようになっているのか、現況についてお答えいただきたいと思っております。また、佐伯市としては、このしゅんせつ土砂についてどのように考えているのか、今後の取組について併せてお尋ねをいたします。石間埋立ての問題については、県としてはあくまでも地元住民と対話、つまり話し合いをしながら進めてまいりたいという意向でありましたが、現状を踏まえ、広瀬知事は先般7月7日の定例会見におきまして、佐伯港湾整備に伴う大入島へのしゅんせつ土砂埋立てで中断をしていることを受け、残土処理については大入島以外を視野に入れた県プロジェクトチームを設置する考えを表明されました。今後はその方向に向けて調査検討に入るとのことでございますが、しかしながら県としては、あくまでも基本は大入島の埋め立てとしているが、同事業としては新たな方向転換をされたことには間違いありません。県としては大入島以外の埋め立てについて、可能性を探るために7月28日付にて県のプロジェクトの発会式が大分市内で行われると聞いております。ちなみに、このプロジェクトチーム構成内容について見ますと、県港湾課や土木事務所など職員18名が検討委員会と作業部会のメンバーに任命されたと聞いております。県港湾課といたしましては、今後しゅんせつ土砂の処理方法について、予算面なども含めて調査し、プロジェクトチームとしては今年12月末までに案を取りまとめたいとの意向であるようでございます。そこで質問に入ります。県プロジェクトチームの発足したことについて、市としてはどのような認識を持っているのか。また今後どのような取組を進めていくのかお尋ねをいたします。この佐伯港湾整備については、昨年9月議会にて寺島議員が質問をされました。かねてより要望が出されておりました地元造船三社、つまり佐伯重工、本田重工、三浦造船の埋め立て計画でございますが、造船産業は特に活況でありまして、各社5年先までの受注を抱えており、三社とも増産のために設備増資をされているとのこと。何分にも工場の敷地が狭くてブロックの製作並びにストックに大変困っていると、これが現状であると聞いております。この造船三社の埋立問題については寺島議員が詳細に数字を挙げ質問をされました。当時、西嶋市長の答弁といたしまして、地場企業の育成、雇用の拡大、佐伯経済の発展に大きくつながるものと思われませんが、佐伯港湾計画の見直しの中で検討していくよう関係機関に働き掛けていきたいとの答弁がありました。その執行部としての関係機関に働き掛けた結果が、今回の県プロジェクトチームの発足につながっているのではないかなと私なりに理解をしておるところでございます。ちなみに造船三社の埋立面積を見ますと、佐伯重工1.3ヘクタール、本田重工4.6ヘクタール、三浦造船0.9ヘクタール、合計6.8ヘクタールとなっております。つまり大入島埋立面積6.1ヘクタールに匹敵をするわけでございます。埋め立てのメリットといたしましては、

造船三社の年間売上げは110億円、雇用面では240名の増員となり、何よりも陸続きのために埋め立てコストは大幅に削減ができ、市長の言われるように地場企業の育成、雇用の拡大、佐伯市経済の発展に大きくつながるものと思います。そして何よりも埋め立てすることによりまして、大入島問題は円満に解決をし、対立している石間住民の和解ができ、以前の楽しい石間地区が返ってくることは間違いなく、正に一石二鳥、一石三鳥、一石四鳥ともなります。そこで質問に入ります。この機会に是非ともこのチャンスを生かし、佐伯市の案として県プロジェクトチームに強く要望していただきたいと思いますが、執行部のお考え、今後の取組についてお尋ねいたします。

次に、2点目の質問項目でございますが、後期県立高校再編問題についてお尋ねいたします。今年、年頭早々に大分県教育委員会は、平成17年策定をされた高校改革推進計画に基づきまして、平成21年から平成26年に掛けて各県立高校の統廃合を含む後期高校再編成整備に取り組むことを明らかにしたことは御案内のとおりでございます。この検討素案を見ますと、対象校は県下16校となっており、佐伯市もその対象校に入っていることは御承知のとおりでございます。大分県教育委員会は、8月27日臨時会を開きまして、県立高校再編成計画が決定をされ発表されました。その再編計画を見ると、1月9日に発表された検討素案そのままでございます。何も変わっておりません。つまり佐伯豊南と鶴岡高校が統合され、佐伯市にとっては1校の減となるわけでございます。今回の高校再編に関するアンケート調査結果によりますと、多くの生徒は佐伯市内の高校に進学したいと考えており、96%の保護者は親元から通わせたいとの強い希望である。市内県立3校の特色ある高校づくりの積極的な取組が評価され、7割を超える保護者が3校存続を願っていると聞いております。そこで質問に入ります。このような状況の中において、先般8月27日付におきまして高校再編計画が県教委より発表された豊南高校、鶴岡高校の統合問題について佐伯市教育委員会はどのような認識を持っておられるのか。また3校存続について、これまでに佐伯市としてどのような要望活動をされてきたのかお尋ねいたします。以上、2項目につきまして執行部の御答弁よろしくお願いたします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。広瀬議員の佐伯港港湾整備におけるしゅんせつ土砂の処理に対する御質問のうち、まず、大入島の埋立ての現状と今後の取組についてお答えをいたします。6月25日市長が大入島自治委員会と意見交換を海女夏館で行いました。また、6月29日には市長、塩月副市長が石間地区の役員と直接面会をいたしまして、埋立てへの協力をお願いしているところですが、現時点では御理解をいただくことができない状況に変わりはありません。今後も引き続き意見交換会など重ね、説得に向け努力していきたいと考えております。次に、2年後にはマイナス14メートル岸壁が完成予定であるが、しゅんせつ土砂の処理に対しどのように考えているのかとの御質問ですが、マイナス14メートル岸壁が22年度末に完成予定で、その後、航路泊地のしゅんせつに着手する計画であります。現在計画しております大入島東地区の埋め立てが、先ほどお答えいたしましたような状況ではございますが、引き続き県と協力し早期解決に向け努力していきたいと考えております。次に、広瀬県知事の定例会見を受け、市としてどのような認識を持っているのかとの御質問ですが、平成15年の1月、埋立護岸工事を中断して以来、5年以上が経過をいたしました。しかし、いまだ工事が再開できない状況であり、さらに話し合いによる解決にはまだ時間を要すると

いう認識の中、プロジェクトチームの設置はマイナス14メートル岸壁の供用開始を目指すための方策であると認識しております。先の東九州自動車道の開通に伴い、陸と海の一体的な交通網の整備を図ることが県南振興に欠くことのできないものであり、岸壁の供用に向け引き続き、航路・泊地しゅんせつによる発生土や高速道路等で発生する公共工事の残土受け入れには、大入島東地区の埋め立ては是非とも必要であると考えております。次に、先般造船の三社から敷地拡張のための埋立要望を活用したらどうかとの御提案をいただいたところですが、その要望内容は公共事業により護岸の整備を行い、企業用地の確保をしてほしいという内容であると認識をしております。しかし、護岸は企業により施工していただくことが基本であり、用地造成に必要な土砂の提供については、市としても十分協力できるものであるというふうに考えております。次に、県プロジェクトチームとしては、今年12月までに案をまとめて今年度内に方向性を示したいとのこと、市として今後どのように取組をしていくのかとの御質問ですが、今年12月末のプロジェクトチームの報告を受けて、市として今後どう対応するか検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 廣瀬議員の後期県立高校再編問題についてであります。市内県立高校3校の存続堅持については、高校再編計画にかかわる建議書の5項目の要望事項の一つであります。このことにつきましては、去る1月7日、市長が佐伯市PTA連合会会長、佐伯市商工会議所会頭とともに直接、県教育委員会へ建議書を提出したことは3月議会で報告しております。8月27日に発表された高校改革推進計画につきましては、佐伯豊南高校、佐伯鶴岡高校の2校が統合され、総合選択制高校となる案が示されており、既存の3校すべての存続はかなっておらず、大変残念に思っております。しかし、この高校再編計画にかかわる建議書や佐伯市議会の提出した意見書、佐伯市PTA連合会を中心とした、佐伯市高校改革プロジェクト会議の要望書の中で、県教育委員会へ要望していた進学系普通科高校と福祉系、商業系、工業系、農業系等の学科を持つ総合選択制産業系高校の設置につきましては、おおむね実現される計画となっております。今後、総合学科と専門学科を持つ総合選択制高校として、特色ある学校になるよう、具体的な要望をしていく必要があると考えております。1月9日に検討素案が出され、佐伯豊南高校、佐伯鶴岡高校を統合する方向で検討するとの再編案が提示されたことを受け、佐伯市PTA連合会を中心とした佐伯市高校改革プロジェクト会議を再三にわたり開催し、この検討素案への対応について論議を尽くしてきました。その後、二度開催された高等学校再編整備懇話会や地域別高校再編懇話会の中で、私を含め佐伯市高校改革プロジェクト会議のメンバーが3校の存続についてはもちろん、子ども、保護者、地域の願いや意見を県教育委員会へしっかりと伝え、県南が教育の過疎地にならないよう強く訴えてきました。先ほども述べましたように、今後は総合選択制高校の総合学科のコースの設定や科目の選択方法、各学科の学級数、また市内県立高校全体の定員の確保などについて具体的な要望をしていく必要があると考えております。以上であります。

議長（児玉忠義） 廣瀬議員。

33番（廣瀬精一郎） ただ今執行部より、それぞれの件に当りましての御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは若干の再質問をさせていただきたいと思っております。まず1点目、佐伯港湾整備におけるしゅんせつ土砂の処理についてでございますが、先ほども言いましたように、県としては、あくまでも地元住民との話し合いの上に説得をしながら理解を求

めていくという考えから、県プロジェクトチームの設置によりまして、埋め立てについては大入島以外にも視野に入れて検討するとの一歩前進した方向に変わってきておると私は思っております。幸いにいたしまして、地元造船三社より埋め立て増設計画も出ていることだし、私はグッドタイミングであると思っております。このチャンスの機会を生かしていただきたい。先ほど酒井部長は、県の12月末の案をまとめた結果を見て考えたいというふうな答弁でございましたが、それでは遅いと私は思うんです。やはり佐伯は佐伯市としての意思表示をですね、県に対して出していくべきであろうと、その期間が12月末までと私は認識しております。正に佐伯市にとっては、絶好の決断の時期であると思います。このゴーサインを出せるのは、佐伯市のトップリーダーである西嶋市長、あなただけなんです。重ねて西嶋市長の今後の取組に対する決意の程を聞かせていただきたいと思います。

2点目の県立高校再編問題についてでございますが、ただ今武田教育長より御答弁ありがとうございました。佐伯市教育委員会といたしましても、それぞれの3校存続についての要望活動をやって来ておられるということでございます。どうも私には佐伯市としての活動の足跡が見えてこない。臼杵市にしても、由布市にしても、それぞれの市長が先頭に立ち、県に出向きながら修正案を出すよう強力にアタックされてきたことは新聞等でも御案内のとおりでございます。その結果、当初廃校とされておりました由布高校につきましては、県教委の譲歩を引き出しながら条件付きとはいえ、由布高校の存続が一転して決定されたとのことでございます。これはやはり、地元由布市の熱意と粘り強い活動、この成果であり何ものでもありません。そこでお尋ねしますが、佐伯市としてはですね、県教育が発表されたこの統廃合について、つまり豊南高校と鶴岡高校の統合について、そのまま見守っていくのか、また3校存続に向けて何かのアクションを掛けていくのか、今後の取組についてお尋ねいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 広瀬議員の再質問の中での佐伯港湾整備におけるしゅんせつ土砂の処理についてということですが、議員が質問の中で申し上げましたが、県のプロジェクトチームというのを作ってですね、佐伯市としての要望はそれからですね、基本計画を出した来年に向けてですね、佐伯の重要港湾の全部の策定をですね、見直しの時期になっております。現在決めてる計画でいいのか、そうした状況の中でどう変化するかということの一つになっていると思います。また当市といたしましてですね、これをどこどこにじゃあやってくださいということになれば、その例えば、造船三社全部これ漁業権放棄をお願いしなければいけません、決めれば市が。そうした話もしていかなければならないと。だから県が出したその一つの案の中に、どう選択をするかということに、私たちがやっぱり問われると思っております。私も私的ですが、知事とも会ったり、また部長とも会ったりしておりますですね、その話をしますが、公式的に話ということになれば、どこどこにそれを持っていくということになれば、全部の海にですね、そうしたしゅんせつ土を護岸を造って埋めるということになれば、そうしたことを全部整理しなければ県にも言えないと思っております。そうした中で、県として今まで大入島に、ここは埋め立てができなければ14メートルができないということが、ほとんどの経過でございましたので、それがこうした以外でも解決の道をし、そうして14メートルの護岸の工事が22年までできるということは、私は一つの進歩だと思っております。また、先ほど造船三社の件も言われましたが、これについては港湾計画の中で一応位置付けをしてお

りますが、これについても三社として埋め立てをするのにも、まだこれも先ほど言った漁協との話もしなければならぬと思っております。民間が護岸を造った場合については、先般も国土交通省も発表しておりますが、高速道の残土であり、また大入島のしゅんせつ土についても、これは十分に私ども対応でき、そうしたコストについても大きく短縮できるものと思っております。そのことについては、私の方がどこどこでということになれば、公式的に申し入れれば、そうした下打ち合せをしないとできない部分もございますので、プロジェクトチームも、これは内部的に話をしながらやっていかなければならない。そうすれば、その意向があったときに、私の方も十分部課内で協議し、またその該当地域に対してはそうした説明をし了解を得なければ、これは進められないと思っております。そのような状況で、とにかくプロジェクトチームを立ち上げ、14メートルの岸壁ができるということについて私は一歩前進したと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 廣瀬議員の再質問であります。基本的に3校存続のアクションをできるのかということですが、由布市の例では、1市に一つもなくなるという条件がかかって県教委が特別に今考えているということですが、由布市自体も生徒数の確保が大変難しいだろうというふうに思います。これは佐伯市も3校存続という状況になったときには、先ほどの答弁でも申し上げましたように、学級数の維持ということが非常に問題になってくるだろうというふうに思います。実際に県教育委員会としては、1校が6学級以上ということですので、実際に3校で18学級を維持するということは非常に難しいだろうというふうに思います。従って、新しく提案された豊南高校と鶴岡高校の統合に関しては、市民が希望する専門学科と総合選択制の学科が両方とも生かされておりますので、大分県でもないような特色ある学校づくりに向けて、私どもは今から活動していかなきゃならないかというふうに思っております。実際に、総合選択制の高等学校ということですが、1年のときには専門学科という6学級編成になりますが、2年、3年となれば今の豊南高校の総合学科をイメージしていただければいいのではないかと思います。幅広い学習への対応とか、専門制の確保とかいう形のコースができるわけですので、子どもたちにとって基本的にはいろいろな、いわゆる自分の思うコースを選択するということが可能ではなかろうかというふうに考えておりますので、先ほども申し上げましたように、特色ある学校で、子どもたちのニーズに合うコースを作っていただくように、これからは全力で要望していきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 廣瀬議員。

33番（廣瀬精一郎） 第1項目の佐伯港湾整備埋立問題でございますが、ただ今市長の方から御答弁いただきまして、やっぱりいろいろそれをするに当たっても、事業をするに当たっても手続き上の問題があるんじゃないかというようなことでございます。私としてはですね、素人考えで地元造船三社の埋め立てにこだわりますが、これをすることによってですね、だれも迷惑は掛からないと、負担も掛からない、損もしないと思うわけでありまして。先ほども言いましたように、それをするによって地場企業の育成はもとより、雇用の拡大、佐伯の経済発展に大きくつながることは大であると、私は思っております。それと何よりも大入島の埋立問題が解決をされ、石間地区の住民の和解ができて、島民の方が言われておりますように、自然保護の環境が保たれると、いろいろな面でですねプラスになるんじゃないか

なと思っております。先ほど言いましたが、県港湾課といたしましては、今年の12月末までに案をまとめるということでございますが、そして年度内には方向性を示したいとの意向であると聞いておりますが、いろいろと問題があるかと思っておりますが、今後ともこの西嶋市長、強いリーダーシップのもとにですね、できれば12月末までの案までに熱意を持って県関係に働き掛けていただくよう節に要望したいと、これはもう要望で終わりたいと思っております。よろしくお願いたします。何か言葉があればもらいたいと思っております。

それと教育長どうもありがとうございます。すみません。なかなか3校存続、これはなかなか厳しい。こういうことございまして、ちょっとやっぱり内容を変えながら佐伯市の教育のために頑張りたいなあと、こういう意向でございます。これも要望でございますが、どうか一つ、要は子どものため、生徒のためにいい教育現場ができますようにですね、節をお願いをして終わりたいと思っております。ありがとうございました。これで終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、廣瀬議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に12番、矢野哲丸君。

12番（矢野哲丸） おはようございます。12番議員の矢野哲丸です。通告に従いまして、行財政改革推進プランと、地球温暖化対策の2点について一般質問を総括方式で行います。まず、1点目の行財政改革推進プランの成果と見通しについてお尋ねします。平成17年度から21年度までの第一期行財政改革推進プランはあと余すところ1年半を残すのみとなりました。厳しい財政状況の中で、市民サービスの低下と負担の増大はこの自治体も同じだと思いますが、このプランの実行により、佐伯市の明るい展望が開けるのでしょうか。いや開いてほしいと思っております。そこでお尋ねします。19年度決算見込みによる財政状況のうち、起債残高は、それと取り崩し型基金の保有額は、経常収支比率は、それぞれ19年度決算見込みでどのようになったのでしょうか、まずお尋ねします。次に、行革プランの21年度末の見通しで、取り崩し型基金の残高20億円以上を保有するという見込み。それと職員数を1,100人以下とする見込みは達成できるのでしょうか。どのような見込みになっているかお知らせください。次に、自主財源の確保についてであります。税源移譲により、今後交付税も減らされる中、自主財源の確保は重要不可欠なものと思っておりますが、これまであった各地域の納付組織を廃止して、市税等は口座振替や直接納付になったのですが、納入率が落ちることなくこれまでと同じように、いやそれ以上に収入の確保ができているのでしょうか。また、使用料等の徴収状況はどうか、長期滞納者の法的措置による成果は上がっているのでしょうか。それに遊休地等の売却、貸付はできているのか、できていれば具体的にその箇所を、これについては一般質問の初日に河野豊議員と村松議員が一部関連した質問をしておりますので、重複しない答弁があればお願いをいたします。次に、今後の大型施設の建設についてであります。今年から脇津留に消防本部、消防署庁舎の建設が始まる予定であり、市庁舎は建設審議会を立ち上げ協議に入っております。そして現在の文化会館は老朽化しており、毛利さんとの借地期間も残り3年ほどと迫っております。歴史資料館の建設も取りざたされ

ている中、後年度負担の財政シミュレーションを行った場合、これらの建設はできるのでしょうかお尋ねします。次に、組織機構についてであります。合併後、組織機構については毎年のように改革されていますが、現在振興局では総務課・市民サービス課・地域振興教育課の3課となっております。職員は20名程度しかいません。19名から26名というふうに言っておりましたが、振興局の職員数のことについては、これも一般質問の初日の日に清家議員が職員数については質問しておまして、各振興局それぞれで19から26名というような答弁がありました。私は本庁集中型の現行の組織体制でよいのか疑問を持っております。市民が相談、申請に行っても振興局では予算を持っていないので本庁からの返事待ちといったことが多く、その日のうちに用事が済まないと聞きますが、それぞれの地域の市民サービスは現在の組織体制で十分図られているのでしょうかお尋ねします。また、これを今後改革する予定があればお聞かせください。次に、教育行政の組織についてですが、各振興局では教育に関することは市長部局の事務委任で地域振興教育課の2名の職員が社会教育と社会体育を担当しております。佐伯市の教育行政を考えたときに、果たしてこれでよいのかと思っております。今回の教職員による汚職事件で市教委が8月31日、市民の皆様へとして佐伯市の教育再生と信頼回復に向けた決意アピールを示していますが、その中に、教育再生に生かす仕組みづくりをする教育改革推進班を設置し、この推進班の検討により佐伯の教育を再生するための改革案を策定するとしていますが、この改革案の策定は学校教育に関することだけなのではないか。現行の振興局の教育に関する組織では、市民の意見も十分に反映できないのではないかと。宮明教育委員長の新聞報道のコメントでは、信頼回復と教育再生の取組みとして、保護者や市民の意見・提言を教育に反映させる仕組みづくりを進めると言っておりましたが、それがこの教育改革推進班のことでしょうか。この教育推進班の検討の中に各振興局の教育行政の組織のことまで検討していくのかお尋ねします。

次に、2点目の地球温暖化対策についてお尋ねします。さいき903エコプラン、佐伯市環境基本計画が策定され、本年度から平成29年度までの10年間に総合的、計画的に環境施策を推進するとしていますが、地球の温暖化はより進み、異常気象による被害は世界各地で増大し、日本においてもゲリラ豪雨が頻繁に発生し被害にあっているところです。世界の氷河では、ヒマラヤの氷河の溶け方が最も早く進んでおると、たくさんの氷河湖ができて9,000ほどあるそうですが、このうち200位が決壊の恐れがあり、これが決壊すると土石流で下流に多大な被害が予想されると先般のテレビ放映がありました。地球温暖化を少しでも食い止めようと、先般の北海道洞爺湖サミットを始め、これまで多くの温暖化対策会議が持たれています。10年前には地球温暖化防止京都会議が持たれ、京都議定書が採択されており日本は温室効果ガスの排出量を6%削減する目標が定められました。内容については御案内のとおりです。当市でも市が自ら行う事務事業に伴う温室効果ガスの排出を5.6%削減する取組みを進めておりますが、そうした中、温室効果ガスの削減だけでなく、佐伯市の自然環境、生活環境、快適環境、地球環境といった環境全体を網羅した10年間の基本計画が策定されました。そこで、この計画の概要と推進の取組みについてお尋ねします。計画書があるんですが、そちらに置いておりますので、立派な計画書ができております。次に、温室効果ガス削減の取組についてお尋ねします。レジ袋削減を目指したエコバックというか、マイバック運動の取組はどうなっているか。次に、バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油のリサイクル状況はどうなっているのでしょうか。次に、生ごみ処理機の購入には補助金を出しているが、この購入状

況の実績はどうなっているのでしょうかお尋ねします。次に、大分県ではストップ地球温暖化対策としてCO₂ファンド積立事業や地球温暖化防止活動推進員制度やCO₂削減認証事業等々に取り組んでおりますが、その中で、CO₂削減認証事業への当市の取組と市内事業所の申請状況をお尋ねします。以上、答弁よろしくお願ひいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員の御質問で、行財政改革推進プランの成果と見通しという中で、平成19年度の決算見込みによる財政状況はということですが、これにつきましては、19年度分は今議会の閉会日に審議を付託をしたいと思いますと思っておりますが、そうした中で、私の方で今、収支の中で平成19年度の決算の状況について普通会計ベースでのお答えということで質問いただいておりますので、平成19年度末の起債の残高については、708億7,849万5,000円となっております。平成18年度の残高から起債は26億6,589万1,000円減ってきております。次に2番目に、取崩し型基金の保有額ということでございますが、これについては19年度末は80億1,150万3,000円となっております。それから、平成18年度の基金の保有額からいうと6億3,361万4,000円増加をしております。次に、また経常収支比率ということでございますが、これにつきましては93.6、これは減税補てん債及び臨時財政対策債を経常し、一般財源から除いた場合は97.9ということでありまして、平成18年度と比べますと2.4%増加してちょっと悪化をしております。続きまして、イに行革プランの達成の見通しはということに関するうちに、基金残高につきましては、この度19年度の決算が大体、先ほどのように出そろいました。こうした、これをきちんと分析した上では、財政収支の見通しについて推計し、決算特別委員会の際に、取崩し型基金の残高が今後どのように見込めるかについての正式報告をその場でさせていただきたいと思っております。現状では、先ほど言った基金の残高になってます。ただ、現時点において昨年行った財政収支の見通しをもとにして比較、分析するしかないのですが、19年度末の取崩し型基金の残高、先ほど言った80億円で、ほぼ予定をした金額です。したがって、第一次プランの最終年度である、いわゆる来年、21年度末、これはもう20億円以上保有という目的の達成は確実だと思っております。次に、職員数についてですが、平成20年4月1日現在、職員数は現在1,104名です。平成21年4月1日には1,080人と見込んでおりますが、目標の達成はほぼ確実です。結果的にはプランよりも1年早いペースでの職員の削減が進められることとなります。その他につきましては、担当部長より答弁させていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 矢野哲丸議員の御質問のうち、自主財源の確保についてまずお答えいたします。まず、口座振替による収入確保はということですが、市税につきまして申し上げますと、今年度からの納税組合の廃止に備えて、担当課での口座振替の推進活動に加え、管理職による推進を行った結果、旧佐伯市地域では約11%増加し、今のところ全体で約50%の加入率になっております。また、納税組合がありました昨年の8月末と今年度の同月の現年度分の収納状況を比較してみますと、今年度の方がごくわずかに低くはなっておりますが、ほぼ同水準は確保できております。次に、使用料等の徴収状況でございますが、料等につきましても、徴収の強化に努めておまして、特に、ここでは住宅使用料の徴収状況と法的措置の成果について申し上げますと、平成19年度の現年度分の収納率は97.32%でありましたが、これは前年度より2.84ポイント上昇した結果になっております。それから、過年度

分につきましても19.61%が前年でございます、前年度より9.84ポイント上昇しております。その結果、19年度末の収納未済額は前年度よりも約630万円減少しております。法的措置につきまして、平成19年度に住宅の明渡し請求を6件行い、その結果、滞納者の退去により、この6件にかかる新たな滞納の発生は当然なくなり、この6戸のうちの1戸には新たな世帯が入居し毎月13万5,000円の収入が確保されております。また、退去者の中には分納により納入を続けている方も2名おり、毎月12万円の収入が発生しております。結果的には、これらを含めて収納率のアップにつながって法的処分の成果は十分現れていると言えます。次にウになりますか、遊休地の売却、貸付はできているのかということでございますが、まず、いわゆる遊休地の売却であります、昨年は旧佐伯市管内の城西団地横と旧下堅田公民館の跡地、この2件につきまして売却しました結果、金額は2,558万4,000円の収入がっております。今年度は、先般も申し上げましたが、蒲江振興局管内に2か所、それから旧佐伯市管内に3か所、合わせて5か所の公募を予定しております。また、貸付につきましては19年度実績で221件ありまして、貸付の収入額は2,800万円上がっております。それから工の大型施設の建設についてということでございますが、先の地域開発特別委員会の中でも一部申し上げましたが、議員もおっしゃるとおり、目下いろいろのいわゆる箱物が予定されておりますが、これらについてはちょうど今、起債の償還等を想定してですね、将来の財政状況のシミュレーションを行い、どの程度の事業が可能であるとかということを見極めていく段階でございます。また、お知らせできるようになればその都度、御報告なり御協議申し上げたいと思います。以上であります。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 振興局に関する組織機構に関してお答えいたします。現在の振興局の組織は庁舎管理、防災、選挙等、振興局の庶務管理を担当する総務課、地域住民生活に直接かわる窓口サービスを担当する市民サービス課、地域独自のまちづくりと地域住民の事業要望に対する相談窓口に加えて、市民の生涯学習や生涯スポーツの推進を図る地域振興教育課、以上の3課体制となっております。また、管内におきましては、福祉保健分室を4か所、上下水道分室を3か所、地域包括支援センターを2か所配置するとともに、今年度からは建設並びに農林水産分室の廃止に伴いまして、技術支援員を配置するなど、限られた職員数の中で、サービスの低下がないように極力努めているところであります。さらには、平成18年度から旧町村部地域パワーアップ事業を、それから19年度からは、市道の維持補修や災害等に即座に対応するための地域緊急対策事業及び地域教育力強化事業といった3本の特別予算を各振興局に措置しているところであります。実は、今年7月に行財政改革推進課の職員と本庁総務課の職員とで各振興局を回り、意見交換を行ったところですが、その際、防災面や本庁との連携等、幾つかの課題や問題点はあるものの、おおむね現行の組織や職員数については理解をいただきまして、住民ニーズに対応できているという感触を得たところでございます。地域住民にとりましても、この振興局3課体制が浸透、定着し、市民サービスが図られているものと認識しております。次に、教育行政の組織は現行でよいのかという御質問ですが、平成19年度の組織改編で教育事務所を再編し、地域振興・教育課が事務を補助執行することとしております。昨年の振興局との意見交換の中では、いろんな業務が混在してやりづらい等の問題点も出されておりましたが、逆に課の人数が増えて協力体制が強化できたという意見もかなりありました。職員には負担増となった部分もあるかもしれませんが、イベント関連

のものが多地域振興事業や社会教育事業を実施する際には、メリットも多かったのではな
かろうかと思っております。今後もしばらくはこの組織体制が基本になるかと思えます。
それから、教育改革推進班に関しては、第1回の答弁でちょっと用意をしておりませんので、
また再質問で改めていただければと思います。すみません。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは矢野議員の御質問のうち、さいき903エコプランについて、そ
の計画の概要と推進についてお答えをいたします。今日の環境問題は、従来の大気汚染や水
質汚濁といった公害問題から、社会経済活動の拡大やライフスタイルの多様化等を背景とし
た都市型、生活型の環境問題に加え、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球規模の問題
など多種多様にわたっております。このような状況を踏まえまして、今後10年間の佐伯市環
境行政の指針として、さいき903エコプラン、佐伯市環境基本計画を本年3月に策定いたしま
した。この計画では、望ましい環境像を、人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐ
まち佐伯としており、この望ましい環境像を実現するための方針としまして、自然環境・生
活環境・快適環境・地球環境・環境施策推進体制の構築の五つのカテゴリーに大別し、それ
ぞれの基本目標を掲げ、基本目標を達成するための各種施策を体系的にとりまとめておりま
す。この中でも、市民による自然環境調査、3Rの協働による推進、健全な森づくりに向け
た取組みの3点につきましては、特に重点的に取り組むべき施策として位置づけております。
その一方で、市民や事業者の方々に対しましては、日常生活や日常業務において実践可能な
具体的な行動方針につきまして記載しており、各主体がそれぞれの役割を果たすことで、よ
り良い佐伯市の環境が形成できるような内容となっております。次に、佐伯市環境基本計画
の推進についてでございますが、基本計画の着実な展開を図るため、先般、庁内の横断的な
組織として、佐伯市環境基本計画推進委員会を設置し、基本計画に掲げた各種施策に対する
関係各課の具体的な事務事業を整理した実行計画を現在策定中でございます。実行計画策定
後は、毎年度各事業に関する実績の検証を行い、着実な展開を図っていく考えであります。
また、行政だけの取組にとどまらず、市民・事業者・行政の3者が一体となって推進するた
めに、市民や事業者の方を交えた、さいき903エコ推進会議を今年度中に創設し、実行計画に
対するチェック機能や新たな施策の立案等の役割を担っていただくことにしております。さ
らには、市民・事業者・行政の一体感の醸成を目的とした全市的な統一行動としまして、さ
いき903クリーンアップ大作戦について検討を進めており、来年度からの実施を予定するなど、
現在、基本計画の推進に向け全力を挙げて取り組んでいるところでございます。続きまして、
地球温暖化対策について御答弁申し上げます。まず、1点目のマイバックへの取組について
ですが、先ほど御説明をさせていただきました、さいき903エコプランの中で、3Rの推進の
中のごみの発生を抑制するリデュース行動としまして、買い物袋等を持参するマイバック運
動を推進することにしております。マイバック運動の推進につきましては、結果としてレジ
袋の削減によるごみの発生の抑制につながり、ひいては温室効果ガス削減の効果的な取組に
なると考えられます。現在、佐伯市内におきましても、買い物時にマイバックを持参されて
いる市民の方を見受けることができますが、今後はさらなるマイバックの普及啓発活動に努
めるとともに、市内のスーパーや小売店の協力を仰ぎながら、レジ袋の削減に取り組んでい
きたいと考えております。次に、廃食油のリサイクル状況についてですが、昨年度、管内の
学校給食センター、小学校の15施設から約1万251リットルの廃食油の回収を行い、約8,500

リットルのバイオディーゼル燃料を精製しております。今年度は、さらに市内の飲食業者を対象に回収を拡大する予定にしております。また、一部の自治会をモデル地区として回収体制の確立に向けて協議をしているところであります。次に、生ごみ処理容器補助事業の実績についてでございますが、この事業につきましては、生ごみ処理容器、いわゆるコンポスター容器又はボカシ容器そのものを貸与するという事業と電気式又は機械的に生ごみを処理する生ごみ処理機の購入費を助成する事業の2本立てで実施しているところであります。合併後の事業実績でございますが、生ごみ処理容器のうち、コンポスター容器につきましては、平成17年度88件、平成18年度91件、平成19年度64件となっております。ボカシ容器につきましては、1世帯につき2個を貸与するようになっており、平成17年度41件82個、18年度36件72個、19年度19件38個を貸与しております。続きまして、生ごみ処理容器購入費補助ですが、この事業は、平成17年度及び平成18年度につきましては、購入価格の3分の1以内で1万円を上限として実施いたしました。平成19年度からはさらに導入を促進するため、購入金額の2分の1以内で3万円を上限として購入費の助成を実施しております。その実績ですが、平成17年度69件、68万8,200円、18年度37件、37万ちょうど、19年度296件、870万9,700円となっております。最後に、大分県のCO₂削減認証事業の佐伯市の取組と市内事業所の申請状況についてでございますが、大分県が進めておりますCO₂削減認証事業は、事業所を対象とした地球温暖化対策につながる取組として、その実績を二酸化炭素の排出削減量として表示したCO₂証書を発行しております。平成20年8月27日現在、大分県内で191事業所を認証し、証書を発行しておりますが、佐伯市では12事業所となっております。市としましても、今後この大分県が進めておりますCO₂削減認証事業の周知につきまして、広報活動を積極的に推進していきたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） 質問項目が多かったんで、再質問のところですね、分かりにくいんですけど、先ほどの件で市長から答弁いただきました行財政改革のうちの起債等、基金の関係では、一応見込みどおり21年度末第1期の行革の期間の中では、市長を筆頭に頑張った成果が現れているということで、行財政改革推進プランの進行状況が非常に良かったのかなというふうに思っておりますけど、21年度末で基金残高20億以上確保できると、恐らく50億ぐらいできるんじゃないかというふうに思っておるんじゃないかと思っておりますけど、ただですね基金の保有高は増えてると、19年度決算見込みでも増えてる。経常収支比率もこれは経常収支比率はプラス2.4ということで、前年度に比べて経常収支比率が上がっているということは、内容的には良くないというようなことでありまして、ただ起債残高も増えてるというようなことで、これも優良債の関係もあろうかと思っておりますが、そういうようなことで起債残も減っているということで、その辺はいいんですけど、ただまあ経常的なもんで、経常収支比率がちょっと悪いかなというぐらいで、全体的に見てですね、行革プランの推進状況はいいというふうに判断しておるんですけど、ただですね、これから進める中で、後年度負担がどうなっていくのかということが一番気になるところで、平成26年で合併特例債等の期限も、平成17年から平成26年には合併特例債の期限もなくなる。その中で起債を打てなくなる。そうしたときに、大型施設を建設できるのかなあという部分が一番気になるところで、この行革今からも進めていただいてですね、後年度負担がずっと多くなっていくからするなどというわけではないわけです。議会の行財政改革特別委員会が、以前ですね提言しております

夢のあるまちづくりをするためにも、投資的経費については抑制するだけでなく、補助率のよい有利な事業を取り入れて実行あるものにしてほしいと、以前行財政、議会の行財政特別委員会で提言をしております。そういうようなことで、行革の今成果が出てきておるわけですから、この行革の成果が出て大型施設だけではなく、インフラの整備など投資的経費が増やせるように、辛抱するところはして、できるだけ市民サービスに回る分については回せるようなことと。それとまた投資的経費も増やして経済効果は上げていくというような見通しを立ててほしいと思うんですけど、その辺のところを、今の後年度負担を考えたときに、もうできないんですよということではなく、これから投資的経費に、その分については回せるように努力をしていきますよというようなことをしていただきたいというふうに思います。そういうようなことで、この大型施設をただするのがいけないということじゃなく、してほしいわけですから、それに向かって財務部長も今、財政シミュレーションをしているというようなことでありますから、その辺のところを取り組めるものかどうか、というようなところをお尋ねしたいと。もうこれからそういうつもりでありますよというようなところかどうかですな。それと組織機構についてでありますけど、振興局の体制3課体制、それに分室、それに各林業・農業・土木の職員の派遣というようなことで、十分振興局自体の市民サービスは図られているというふうに今部長の方が答弁がありましたが、なかなか市民にとってはそうはいってないようにあります。そこで今パワーアップ事業やら緊急措置事業とか、そういうような名目でお金を振興局に置いてるんですけど、その辺のところのですね予算がとにかく振興局は自分たちが使える予算が少ないということでもありますので、振興局の方で即対応ができるぐらいの予算を持たしてほしいという部分があります。市民の中で、言っても予算がない、予算がないと、先般の一般質問にも財政課なら、財政課にというようなことで、予算がない。その部分のところをどうにかならないかというような意見が非常に多いようにあります。それとですね、教育行政改革の件については再質問でということでしたけど、教育改革推進班6名を、教育長の説明では6名で教育推進班を設置し、そのうち市長部局の方から1名入るといふ、その教育推進班の改革の仕方という部分は、ただ今回の事件を受けて、学校教育のことだけについて改革を進めていくようなことを検討していくのか。そうではなく、現在の振興局は社会体育・社会教育のみの職員しかいないというようなところで、学校とは一切タッチしてない。そうした中で、子どもとの触れ合いということは振興局ではもうないような状況になってくるわけです。そのようなことで教育、全体でここの学びの中心とした教育委員会が佐伯市内全域を網羅した教育行政を行うということだけで果たしていいのだろうか。その地域、地域の教育、今まで教育委員会があり、合併してなくなって教育事務所として所長を置いてやってきたわけなんですけど、それもなくなったと。毎年改革する中で、その中でとうとう教育委員会の方はもう市長部局の方に入ってしまった教育委員会の方とはつながりがなくなってきているというようなことになっております。そうした中、この教育改革推進班は振興局の組織のことまで考えてするのか、しないというのならば、してほしいというふうに思いますので、その辺のところをお尋ねします。

あと、地球温暖化につきましては、昨日もバイオマスタウンの関係で吉良議員が質問をされておりましたし、そういう関係に取り組んでいく基本計画をして、今実行計画を策定中というようなことであります。そうした中、今お尋ねした部分で非常にいいなと思ったのは生ごみ処理機の関係、これの実績がですね、16年度処理機が69台、18年度が37台と減ってお

るんですけど、19年度になると296台、なぜ増えたかという、3万円の2分の1補助になったということで補助率を上げたということで台数が増えたこと。これも温室効果ガスとか、CO₂排出には非常に関係があるところでありますので、この処理機の補助金を上げてただけ増えたということでありますけど、もう少しですね、コンポスターにしても普及啓発というか、啓発活動があんまりされてないんじゃないかと、台数的には非常に18年から19年が増えらるからですね、その辺のところがあったのかなと思いますけど、その啓発が進んでないのではないかとというふうに思いますので、その辺のところをもう少し、今後どのようにこの分は増えたという実績があるので、今後どのように取り組んでいくか。その辺のところと、県ですねCO₂削減認証事業、これのことについては市内事業者が12事業所ということで申請が今出てるということでありますけど、これもやっぱり市内の事業所の案内とかですね、そういうところを取り組んでもらうような啓発活動をしてほしいと思います。実際、この県がこういうようなことをCO₂削減認証事業というのをやっておるんだということで削減された量を再度実績でお知らせするという内容になっておりますけど、今のところ大分銀行関係の事業所と中央病院関係しか、なんか出てないようにありますから、その辺のところをもう少しCO₂削減認証事業に参加していただけるようなことを考えていただきたいと思います。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員の御質問の中の再質問で、これからの後年度負担はどうなるかというお話がございました。またこれは審議等は決算委員会でやっていただければいいわけですけど、私からそうした中の19年度というものについての私がちょっと自分で計測してる分がございませう。例えば、19年度がですね18年度に比べましてですね、借金返済が4億6,000万増えます19年度。これは平成16年度から言うと約11億円の返済額です、が増えていると。この大きな原因はやはり合併前の先行投資が3年ないし5年の据え置き返済が始まったということが大きく言えます。それとまた、扶助費要するに民生費にかかる費用、同じく16年度に比べまして19年度が約11億円増加になります。そうした状況の中で、減ってきてるのが人件費ぐらいだと。特に私どもが借金が非常に大きい。これの負担率は26.1、18年度が25、合併当時もそういう状況で全国でワースト10という形のこの借金負担率でございませう。確かに投資いろいろ考えていかなければなりませんし、そうした合併特例債を使った起債、これもうまくしながら補助事業をとっていくということで、先ほど私の方も再度見直しという形、今後の大型建設政策についての資金繰りが思わぬそうした合併前の事業の経過とか、いろんな形それが危機感ということが言える部分でございませう。そうした中で、いろんな中で皆さん方にも御協力いただき、基金が予定の20億以上にあるということが、誇れる部分だと思っておりますし、職員の削減も非常に各職場において厳しい面がある。そうした明るい材料をうまくしながら後年度負担、また大型についてそうした部分について私たちも研究し、できるだけ住民に対して負担増がなく、またこれからもやっていかなければならないのが、こうした行革、合併した予算を出すためにやっていかなければということを考えております。非常に合併時におけるそうした大きな借金が影響を受けているのが現況でございませう。今後とも私どもも精査していきますが、この決算特別委員会において、議員皆さん方いろんな御提言・御指導を賜りながら佐伯市の財政改革をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） ここで答弁します前にちょっと、先ほど言い間違いがありましたので訂正させていただきたいと思います。先ほどのウの自主財源の確保に関する項で、住宅の使用料に関する部分で、退去者が6戸ありまして、そのうち1戸には新たに入居がありまして、その結果毎月正しくは1万3,500円の月々の収入が確保されたのに、13万5,000円と申し上げたこと大変失礼いたしまして、訂正させていただきます。それから大型事業の投資につきまして、先ほど市長が基本的考え方を申し上げましたので、私からは振興局の組織に関することと、その兼ね合いですぐに使える即対応できるような予算をという御質問についてお答えします。現在はパワーアップ事業、これは3年間のまず施行してみようということで、最終年度に入っておりますが、それと緊急対策事業それぞれ人口等に応じて、それから教育関係では30万円ほどの予算を組んでおりますが、これもある意味では過渡期的な対応になるのかと思います。将来的・基本的には当然本庁で振興局の分もいろいろと加味した、想定した形でそれぞれの部局ごとに組んでいく、そしてまたできるだけ速やかに対応していく形が望まれますかと思っております。そうは言いますが、非常に軽微のことについては対応したいということもございますので、今後パワーアップ事業につきましては3年が過ぎましたが、今後についてまた研究をしてみたいと思っておりますし、本庁集約型がより進んでも振興局、当然全市を見極めた対応ができるような体制と予算組を視野に入れて今後協議していきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 振興局の3課体制で市民サービスが図られているという私の答弁に対して、市民はそうは言っていないよという議員の再質問についてお答えいたします。現在職員は何度も出てますけども、今年の4月1日現在で1,104人の職員でございます。そのうち振興局管内に在籍する職員を数えてみますと376人います。3課、いわゆる振興局の3課では171名ということになっております。これはパーセンテージに表わしますと、本庁が65%、振興局が35%という割合になります。この数字から見ますとまだまだ本庁集約ということには組織機構上なっているかと言いますと、そうもいえない部分もあるかと思っております。本庁集約といっても限界がございまして、どんどん少なくなっていく職員数でこの市の行政をどのように運営していくかということは、まだまだ多くの課題が残されておりますので、その辺につきましては、また真剣に検討していきたいというふうに考えております。と申しますのは、本庁集約という言葉には、職員の配置の問題というよりもむしろ行政の機構そのものを私どもは言っているのでありまして、いわゆる権限・命令系統、権限とかあるいは予算面の部分で集約をしていった方がより全体から見れば効率性につながっていくのではないかと。そういう基本的な考え方があるからでございます。しかしそうは申しましても、市民サービスの低下は絶対に避けていかなければなりませんし、今後はいわゆる効率性と市民サービスの保持という二つの視点をしっかり持ちながら対応していきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 矢野議員の教育改革推進班のことについての御質問でありますので、私の方からお答えしたいと思います。推進班の職務については、このように考えております。子どもに係る学校教育全般に関する問題、それから学校・家庭・地域の連携に関する問題、そ

れから教育行政のあり方に関する問題等、教育委員会事務局が扱う施策全般を視野に入れておりますので、基本的に矢野議員がおっしゃられたことについても触れる機会はあるのではないかというふうに思っております。実際にどのように市民の皆様方から聞くかということは今後この会を発足いたしますので、その中で協議をしていきたいというふうに思っておりますが、原則的には市民の目線で、市民が抱いてる思いや御意見を広くお聞きしながら、教育行政に生かしていきたい。そういうふうに考えております。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 環境問題に対して、普及啓発活動が足りてないのではなかったのかという御質問ですが、正にそのとおりだろうと思えます。ただ市全体としてですね、今まで環境に関する基本的な考え方が整理されてなかったというふうに思っております。実はそのために今回環境基本計画を策定させていただいたと、そういうふうに御理解いただきたいと思えます。今後は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これを9年間をですね、効率的に推進していくためには、どうしても実行計画を作らなければいけないということで、これを第一次から第三次までに分けてですね策定したいと考えております。その第一次までが、一応今年度から平成23年度までの4年間を考えております。その中で、当然検討は進めてまいりますけれども、具体的に申しますと、今考えておりますのがエコ推進をちょっと設けたいと。この方々を定めてですね、市民とか事業所に対して派遣して、いろいろ広報活動をしていきたいなというふうに考えております。もう一つは、先ほど申し上げました、さいき903エコ推進会議、これは行政、それから市民・事業者一体となった会議にするつもりでございますので、これを活動の母体にしていきたい。もう1点は、さまざまなマスメディアを使いましてですね、特にケーブルテレビにおいては、環境配慮事項や省エネの推進のためのエコページを増設したいなあと。そういうふうな計画を今もっております。さまざまな方法をとりまして、普及啓発活動を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） 市長から答弁いただきましたが、起債償還と扶助費が16年から18年で合わせて15億、19年、合わせて15億増えてると。4億と11億というようなことですね。この分は増えてるのに、こう増えてきているのに基金が積立ができていくということは、非常にそのほか人件費で削減しているということですけど、方向的には非常に頑張ってるなというふうに思っておりますので、今度決算の時で、またその時に十分見させていただきたいというふうに思っております。それと財務部長の自主財源の確保についても非常に努力をされておるといことで、口座振替になっても収入は落ちてないというようなことで、引き続きこのような取組をしていただきたいというふうに思っております。それと組織の件で教育長さん、その推進班の中身については、市民の意見を聞きながらですね、この振興局の体制というのをそこ辺のところを、これ早くしないとまた人事異動等に絡みもあるし、4月からの組織再編とか、そういうようなこともかかわってくるような結論が出ると、その辺も関係もありますので、早く市民の意見を聞きながら進めてほしいと思っております。そういうようなことに取り組みんでもらえばいいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと市民生活部長、そのようなところで、啓発活動をする体制ができていくということでもあります。これから取組を真剣にさせていただいて、そういう計画の推進をしていただければよいかと思っておりますので、体制を整えて進めていただきたいというふうに思います。

何かあれば。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員の先ほど借金の関係で合計で扶助費等で15億という。平成18年と19年度の差額が4億6,000万増えてます。16年から19年の借金の返済は11億円増えてます。扶助費については同じく16年から19年がやはり11億増えてます。だから16年と19年を見ますと22億円の支払いが増えているということで、御理解していただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

次に40番、児玉輝彦君。

40番（児玉輝彦） 皆さん、一般質問も4日目となりお疲れのところ、今しばらくお聞きください。あまべの会、40番、児玉です。通告に従い質問をいたします。質問に入る前に、夏休みには全国的に水難事故、また災害による事故等で尊い命が奪われました。少子高齢化が進む中で、全国又本市でも年々人口が削減、少子化が進んでいます。皆さんの力を合わせて子どもたち、高齢者を事故・災害に遭わないようにしなければならないと思っております。

そこで私の今回の質問は2点です。1点目は、公園、学校などの遊具の維持管理について、2点目は、ごみのポイ捨て禁止条例の制定についてです。1点目の で、夏休みに入り県内外の公園で遊具の事故が発生しています。市内の遊具の点検は年何回ぐらいしているのでしょうか。これは浅利議員が聞いていますけど、私の答弁者が教育次長になってますので、よろしく願いいたします。また2点目、市内の維持管理費にかかわる予算はどれぐらいですか。各公園、学校にどのぐらいの維持管理の提示をお願いいたします。、事故の保険の対応はできているのですか。今後の計画をお伺いします。

2点目ですが、ごみのポイ捨て禁止条例制定について、私は今回、市の地域、地区を回ってみました。国道・県道・市道を車で走って見ると、ごみが目に付きます。そこで今回私は何とかして市民一人一人力を合わせて新佐伯市をごみのない町にしなければと提案します。

、各地域、地区の公園、道路は地区ボランティアなどで清掃をしていますが、地区外の道路などでは空き缶、空きビン、ペットボトル、ビニール袋、たばこ等の吸い殻が散乱しています。そこで、ごみのポイ捨て禁止条例を制定してはいかがでしょうか。以上、答弁よろしく願いします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 大変申し訳ないんですが、浅利議員の御質問の場合と同様に教育次長でなく、私の方が代表して答弁させていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。幾分答弁が繰り返しになる部分もあるかと思えますけども、御容赦願いたいと思えます。市内には都市公園・児童公園として管理している公園、緑地等は34か所ありまして、月1回遊具の点検を行っております。これらの方法でも診断ができない場合は、専門家に点検を依頼しまして、緊急に修理の必要があると判断された場合は、使用禁止の立て札を設置し、速やかに修理を実施しております。これら都市公園にかかわる維持管理費の予算についてですが、平成20年度公園等維持管理費の予算のうち、遊具の点検や修理については約200万円、樹木のせん定、伐採、抜根、予防・施肥等の植栽管理費は年間4,030万円となっております。そのほか街灯の設置、フェンス等の工事費として700万円などで、合計4,937万円の予算となっております。都市公園における事故については、全国市長会との保険契約で対応しております。しかしながら、自治会が管理している各地区の公園につきましては対象外となりますので、地区での

保険の加入、または個人対応が必要となります。次に、学校内の遊具につきましては従来、事故を未然に防止するため、学校による随時の安全点検を行うとともに、年に1回専門業者による安全点検を行いまして、必要に応じて使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じながら安全の確保に万全を期しているところでございます。維持管理費につきましては、平成20年度の当初予算で遊具点検委託料として45万円、施設維持補修費、つまり修繕料として、小学校の分で1,400万円、幼稚園の分として340万円となっております。ただし、修繕料については遊具のみではなく、学校施設全体の予算であります。事故保険につきましては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度及び学校災害賠償補償保険で対応しております。以上です。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 私の方から、ごみのポイ捨て禁止条例についてお答え申し上げます。ポイ捨て禁止条例を制定したらどうかということですが、この質問につきましては、昨年の9月定例議会においても同様の質問がございました。議員の言われるとおり、合併以前より市民の間では最も身近な問題として、まちの環境美化についての関心が高く、各地区では清掃活動などの実践活動が活発に行われておりました。このような状況の中で、平成9年4月に佐伯市環境美化条例が制定され、新市発足以後も本条例が引き継がれているところでございます。この条例は申すまでもなく、我が町は我が手で美しくを基本理念としており、行政、事業者及び団体等がお互いに協力し合い、清潔で美しい佐伯をつくることを目標として制定されたところでございます。本条例の内容の中には、空き缶やたばこの吸い殻、飼い犬等のふんを公共の場所に捨て、放置する行為をしてはならないことを市民や事業者の責務として定めております。罰則等の規定は設けておりませんが、違反者に対する助言・指導・勧告、その他必要な処置を執ることができる旨を定めておりますので、ポイ捨て禁止条例に代わり得るものと判断しております。また、先ほどから申し上げておりますように、市民や事業者の方を交えた、さいき903エコ推進会議を今年度中に創設し、市民・事業者・行政の一体感の醸成、地域における環境の美化などを目的とした全市的な統一行動として、さいき903クリーンアップ大作戦についても現在検討を進めており、来年度からの実施を予定しております。今後とも、大分県のごみゼロおおいた作戦の展開と協働しながら、佐伯市の環境美化活動や美しい町並みづくりの実効性を上げる施策を展開してまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） 今総務部長から答弁がありました。今回、質問を提供いたしまして、市と市内、振興局管内、遊具の点検は職員がだれかしましたか。その中で一応、私危険な遊具はなかったか今回振興局管内と公園、市内の公園内を一応点検させていただきました。その中で、やはり危険と見られる遊具が見あたりました。特にブランコの鎖のすり減り、また木製の遊具の腐敗とか、そしてボルトのさび、滑り台などの踊り場のさびが目立ちました。まだ半年、1年ぐらいは大丈夫だと思いますが、事故のないうちに早めの取り替えが必要ではないかと私は思いました。また、そこで予算的に厳しいかもしれないけれども、やはりこういった事故の起きる前にそういったその、私は今回各振興局管内も市内の遊具もちょっと見らしてもらったときに、やはり今答弁をしてもらったんですけど、一応答弁を出したら、その遊具は本当に安全かというのを、やはりだれかがその管内の人でもいい、一人でもいい点検に行

って、ああそういった傷みはない、安全で遊具を使っても大丈夫ですよ。そこでは事故は発生しませんよというような、やはり私は答弁がほしかったなと思います。今後、予算も掛かることですので、地域の人でできることはやっぱりみんなでやっば協力して、やっば危険箇所が少しでも早く解消できるように、やはり対応してもらいたいと思います。それでまた、それが資材とかそういった塗料とか、そういったものが提供されれば、地区、その地域でやってくれないかということもできれば、予算の削減もできると思いますので、そのところ、皆さんで協力してやってもらった方が私はいいと思いますので、そのところよろしくをお願いします。

また、ごみのポイ捨てですが、公園内を気をつけて見たことが皆さんありますか。今回、市内、振興局に回って見ましたところ、公園内にはやはり空き缶・ビン・ビニール袋等散乱している所が多々見られます。また道路ですが、やはり国道・県道・市道を車で走って見ますと、かなりのやっばり空き缶などがやっば、区内はそうでもないんですけど、少し離れた所ではやはり、かなりのやっばり空き缶とかペットボトルとか、いろんなごみが散乱しているようで、そこでやはり、気が付けばだれでもいいんです。そこで止まった時にごみが落ちていけば、やはりごみを拾うような気持ちを持って、皆さんでやっば少しでもごみの少ない佐伯市地区をつくっていかれた方がいいんじゃないかと思いますので、何か答弁があればよろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 実は今回は、何度も申し上げておりますように、私が代表して答弁させてもらうということで、公園といいましてもいろんな部署に公園等がございますので、各部署からそれぞれの答弁の内容を私の方にメールで送ってもらうような、そういう方法を取らせていただきました。その時点で、当然ながらそれぞれの部署が、質問がございましたあとですねそれなりのチェックはしたものというふうに思っております。ただですね、定期的に点検はもちろんやっているんですけども、やはりどうしても、ともすれば甘くなるかもしれませんが、今回の議員の御質問、浅利議員の質問もそうですが、非常にいい警告になったものと思って、我々も身を引き締めてですね、今後対応していかなければいけないなというふうに考えております。感謝しております。ありがとうございます。この間、浅利議員の御質問にも答えましたように、これからはきちんとした、市内の公園等に関するデータを再度再確認をしまして、点検のマニュアルもきっちり作ってですね、庁内の方にそれをきっちり広めまして、対応できるようにやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは再質問にお答えいたします。環境美化条例の第1条を目的にですね書いてありますように、この条例の目的は、広く環境美化に関する意識を啓発するとともに環境に配慮した住民等の自発的な活動を促し、もって清潔で美しいまちづくりに資すること、ということになっております。私どもの方、これからですね、機会あるごとにこの条例の目的をですね啓発していきたいと。実は今年もですね、その一環として犬のふんの処理についてですね、市民から標語を募集しまして、それを市内各所に設置いたしました。今後もこのような活動をですね積極的に進めていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） 道路だけではなく、海岸を見てもやはり缶やらビンやらペットボトルやら、やっぱビニール袋が散乱していますので、やはり海に出る、また魚釣りに出る、船で出た人。そういった人たちにもやはりごみをやっぱ海に捨てない。そしてやはり持って行ったら、持って帰る。自分で持って帰るといふ、一応何か表示でもいい、やっぱ市報なりケーブルなりで、そういったごみの声掛け運動とかを市民に知らせて、今後取り組んでいけばと思いますので、そのところをよろしく願います。

また、遊具の件ですけど、やはり子どもたちが遊んで安全・安心して遊ばれる公園づくり、やっぱそういった行政が積極的に監視をし、みんながここで遊んだらもう事故もない、そういった公園にしていただければと思いますので、よろしく願います。私の質問を終わらせていただきます。

議長（児玉忠義） 以上で、児玉議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に44番、土師辰英君。

44番（土師辰英） 44番議員の土師辰英です。私は今回の教職員の人事問題と、漂流ごみ、漂着ごみ対策についてを一問一答方式で質問させていただきます。

それでは初めに、今回の教職員人事問題について、教育長にお伺いをいたします。私も実は十数年前は教育の現場にいた人間として、今回の事件がいかに大きな汚点を佐伯市の教育に残したかがよく分かります。多くの諸先輩方が必死の努力で残してこられた数多くのすばらしい教育実践によって築かれた教育への信頼を失わせる事件となりました。今回、失われた信頼を取り戻すには大変な努力と長い時間を必要とすることと思います。しかしながら、本日の今でも、子どもたちは自分の持つ能力を開花させようと学校で一生懸命に活動しています。それがゆえに、この子どもたちの時間を本当に大切にしなければなりません。また、子どもたちと保護者と教職員が信頼し合い、すばらしい教育を学校で行っていかなければなりません。そのためにも、今回の事件に対する厳しい反省と二度と再びこのような事件を起こすことのない取組を行う必要があると考え、大変大きな苦しみのさなかであると思われませんが、あえて教育長にお伺いをいたします。その1点目は、教職員の採用、管理職への昇任において、今回の事件が起きた背景を教育委員会はどのようにとらえているのかという点にあります。その2点目は、今回のような問題が再発しないような取組を佐伯市教育委員会としてできることはあるのか。また、あるとすればその具体的な対策をどのように考えているかであります。最後に3点目は、学校において子ども・保護者・教職員が信頼を持って活動できるように、今後教育委員会はどのように取り組んでいくつもりなのかであります。この件に関しましては、昨日までに4名の議員の方が、そして本日、矢野議員が関連する質問をしておられますので、重複する部分は省略されて結構ですので、分かりやすい具体的な答弁をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 土師議員の今回の教職員人事問題についての御質問にお答えしたいと思

ます。まず1番初めの、事件の背景として最も大きいことは、大分県教育委員会の内部による採用や任用システムのチェック機能が働かなかったことにあると考えております。また、この度の一連の不祥事に共通することの一つに、教職員の日常業務中に発生したことなく、すべて私事の時間帯での知り合いや仲間内の中で行われたことにあります。教育公務員は、公私にかかわらず、教育のプロとしての自覚と高い倫理観を常にもって職務を遂行しなければなりません。教職員である前に一人の社会人としての自覚と行動が欠如したと言わざるを得ません。そして、信頼という目に見えない価値が教職員の職務を支え、学校教育の推進に不可欠であるという当たり前の感覚が、長い教職員生活の中で麻痺していたのではないかと推察しております。2については、今述べたように、背景が佐伯の教育現場や教育行政にあるとすれば、学校や教育委員会は透明性を高める独自の取組を工夫し、教育改革の柱に据えて断行していく必要があると考えております。昨日も申し上げましたが、佐伯市教育委員会といたしましては、そうした仕組みづくりを推進する教育改革推進班を教育委員会内に特別に設置し、保護者や市民の皆様方の声を教育に反映させる方策の検討を開始いたしました。今までは、教育改革といえば、教育出身者で施策づくりをやってきましたが、この推進班では市民の目線にそった施策づくりになるよう、教員出身者は6人中1人だけにし、市民の皆様が抱いている思いや御意見を広く聞きながら、佐伯の教育再生に活かす仕組みづくりを推進し、施策の進行管理を行っていきたくと考えております。また、教職員の資質向上を図る取組も同時に充実する必要があると考えております。教育公務員特例法では、教育公務員はその職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならないと研修の責務を規定しておりますが、研究と修養のバランスが今問われており、修養の側面を充実する取組が不足していると考えております。修養に努めるための具体策として、当然自らの研修で力量を高めることは当然であります。例えば、教員が民間企業で一定期間研修を行う教員社会体験研修を今以上に充実するなど、教員の多角的なものの見方や考え方を養う場を設定する取組も考えられます。こうした取組を実行に移すことが組織の透明性と教職員の資質を高め、ひいては再発防止につながるものと考えております。3についてですが、この度の不祥事から、教育現場で当たり前のことが当たり前にでき、子ども・保護者・教職員が互いに信頼をもって活動できる状態を保つためには、信頼という目に見えない環境が不可欠であること、信頼とは取組の積み重ねであること、を教育関係者の一人として改めて痛感しているところであります。この信頼を失った今、教育再生と信頼回復のための取組は大変厳しく、膨大な時間を要するものと考えております。したがって、先ほども述べましたように、教育委員会内に、教育改革推進班を特別に設置し、教育現場や教育行政の取組を保護者や市民の皆様知ってもらったり、意見を反映したりする仕組み、システムを確立することが教育再生のための第一歩と考えております。そして、学校と教育委員会が一体となって佐伯の教育問題の解決に取り組むような教育改革を断行しなければ信頼回復はできないとの認識に立っております。今後は、教育改革推進班の検討を踏まえて、佐伯の教育を再生するための改革案を早急に策定し、市民の皆様御提示したいと考えております。以上であります。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） それでは一問一答ですので、少しずつ具体的に最初お願いしたんですが、なかなか具体的に分かりにくいところもあったと思いますので、少しですね、生々しい部分

もあるかなという気もしますが、まず、1点目の背景についてですね、今回は先ほど教育長言われたように、県教委の中でですね、この採用や昇任等にかかわっては、一切の権限が県教委の中にあって外部から立ち入ることができない。そしてそういう関係者のみでいるんな決定がなされてきたと。これにかかわってですね、多くの市民の方もこれうわさみたいな話で、例えば、日ごろの教職員の異動や昇任にかかわってですね、県の教育委員会にいたとか、県の教育委員会と関係をもっている方、教育行政にかかわる方にですね、できればということで、あいさつ代わりにお願いかも知れないけど、そういうお願い行動ちいうんですかね、それを口利きというのか、単なるお願いというのか。ごあいさつというのか、その関係でですね、いろいろ昇任にかかわって、そういう日ごろから、そういうふうなお願い行動的なものが行われていた節があるのではなからうかと。そういううわさもよく耳にしたわけで、その辺り教育長、これは新市ができる前にですね、9市町村ありまして、それぞれそこには教育長がおられて、その辺りのことはつぶさに感じとったかもしれないんですが、以前からの問題として、そういう異動や昇任にかかわるお願い行動があったのではなからうか。その辺りは教育長どのようにとらえてるでしょうか。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 土師議員の質問に背景として、以前はあったのではないかとということですが、私個人としてはですね、昇任についてとか、採用についてということで、そういうお願い、あいさつというのをやったこともありませんし、そういうことを知っているわけでもありません。現実に私教育長になりまして、そういうことは一切ありません。ただ一つ、土師議員がおっしゃってありましたように、県におったことが非常に有利であるというような風潮があるとすれば、今後人事については十分考えていかなきゃいけないというふうに思っております。というのは、学校現場でも、県の行政におっても教育にかかわることは同じ、同等なものであろうというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） なかなかですね、こういう場で非常に重要な発言ということで教育長もいいにくい分もあるかなという感じもしますけども、今ですねマスコミなどでよく言われているのはですね、やはり県の教育委員会、特に行政の部分とですね、それぞれ市町村の教育委員会等とのですね、かわりの中で、随分いろんな話が県の教育委員会へお願いという形で教育行政も職員もそうでしょうし、現場の先生からもそうでしょうけど、何らかの働き掛けがですね、採用にかかわらず、教職員の異動や昇任にかかわってもですね、そういうお願い行動があったというのがね、節々氷山の一角として見えるということがマスコミでも今出てきてるわけですけども、全くそういうことが県内で無かったのかどうかですね。その辺り教育長は、今自分が教育長になってからは全くそういうお願いもされたこともないという答弁でありましたけども、全般的に県内ではですね、県民や市民はそういうのがきつとあったらろうと、実際にそういうことを耳にしたことがあるという市民も多いわけなんですね。その辺り再度踏まえて教育長再度お願いします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 土師議員の採用・昇任等でそういうことがあったのではないかと、ほかの地域でも含めてということですが、正直私自身はそういうことは知り得ておりません。ただ、佐伯市の人事にかかわっては、当然佐伯市の教育をつかさどっておりますので、人事

等については、佐伯市の教育が活性化するようにという思いでの人事については、いろいろと工夫をして人事異動を考えて実施をしておりますが、現実としてそういう、いわゆる口利きというような形のものは現実には、私が就任して以来はありません。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） この件は、あった、なしということになって、どんな証拠を握っているということにもありませんので、水掛け論になりますので、ただですね、私はいろんな市民の方からの声を聞くとはですね、やはり以前から、先生方そういうお願い行動的なものですね、教育行政にかかわる方と会ったのではなかろうかという憶測は私は持っております。ということで、これは私の勝手な判断かも知れませんが、そういうことも思っております。それからですね、昇任における今回悲しい事件になったわけですが、今、背景としてですね学校統合によって学校の数が少なくなって、いわゆる昔でいうような管理職はある程度、学校数が多かった時代は年齢的なもんもあったんでしょけど、大体一生懸命現場で子どもたちのためにあたって努力すればですね、それなりに認められて管理職に上がっていくという方が多かったです。現在非常に学校数が少なくなって、同一年齢の方も非常に多くなって、対象者が多くて、なれる方が少ないということになるんですね。どうしても採用にあたってですね、非常に採用のための勉強をしなければならんと、これ特に管理職になる場合は法規等をですね、日ごろ学校で子どもにどう接するのかとか、この子をどう伸ばしたらいいのかとか、この子どもの考えている課題にどう向き合って解決すればいいのかとか、そういうことにも、それは教員の仕事と思うんですね、子どもに関する。それ一生懸命にやればですね、それを一生懸命やれば、そういうその、法律の勉強とかする時間さけるというのが、難しくなるわけですね。一生懸命現場をやってるけども昇任のための試験勉強ができないと、そういう方がたくさんおられて、受けても、受けても非常になるのが厳しいと、うわさに寄ればそういう県の教育委員会の人を知っておれば何らかの利点があるのかなあというようなことで、非常に昇任に厳しい部分と現場の忙しさとか、勉強とかそういうことを含めて、なかなかない。それで何とかならないかということで、今回の事件が起こってきたのではないかなあという背景も考えられるんですが、そこら辺は教育長はどう考えてますか。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 土師議員の質問で、管理職の登用にかかわっての質問であります、実際問題、土師議員がおっしゃるように、私自身も得点だけで管理職は登用すべきことではないというふうに思っております。特に、学校は管理職が校長・教頭がどうなのかということがやはり一番大きな、学校経営上では大切なことではないかなというふうに思っております。どのように子どもたちを育ててあげていくのかという学校経営をきちっと立てられる方、そういう方、この人に学校を任せられるというような形の方が管理職としては望ましいというふうに考えております。したがって、管理職の昇任にかかわっては、今も当然そうではありますが、総合的に判断をするということになっております。実際には確かに土師議員がお話しになったように、試験勉強で得点の高い方が優位にはなりますが、それだけではなく、今まで学校の中での本人の経験、実績、そういうものを総合的に判断して、所長に現場の意見として申し上げていっているのが現状であります。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） 先ほど教育長の答弁の中にもあったことなんですけども、いわゆる今度の事

件でマスコミから知るところですから、教育行政に出られた方についてですね、教頭の任用にかかわっては試験は受けなくても、そういう法規にかかわる仕事に携わっているのだから受けなくてよいというようなことで、その結果ですね、行政に出た方が管理職登用のどっちかと言ったら早道みたいな形になってたということもマスコミで出てたようにあるんですが、その辺りのとこ、実態というのは、これ県の教育委員会にかかわることですが、事実としてあったんでしょうか。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 今土師議員の質問の中に、今県教委出身者が早く登用されたんじゃないかという御質問であります。私も県教委のことでありますから分かりませんが、報道関係の中で、私も今土師議員がお話しされたようなことの記事を読ませていただいたときに、率的には確かに県教委に勤務された方が率的には高いようだというふうに思いますが、すべてがなってるというわけではございません。率は高かったように私も記憶はしております。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） これも私もいろんなところから情報で聞くところですが、どうしても教育行政出て、いわゆる教員出身者で教育行政出た方で、一部の方でどうしても知らない人が多く集まる中で、それぞれ県内からたくさんの方が出てるわけで、お互いにやはり協力しあったりしなきゃいけないということで、そういうお互いの情報交換やそれによって何て言うんですか、信頼関係を築いていくというのか、県の行政に出た方がお互い何かそういうファミリーで言ったら言い方が悪いけども、そういうなんかある一種のグループを持って、その方たちがね、自分たちの昇任にかかわっても今回の採用にかかわっても、そういう方に都合のいいような行政がこの過去にね行われてきた。そういうことが今回ですね、最終的には大変大きな金品の授与による贈収賄事件に発展したのかなあと、そういう背景をですね私は考えてるんで、これはまあマスコミもそういう論調も書いておりましたし、私自身もそういう過去の背景があったんではと考えております。この件はその辺りで、背景については終わりたいと思っております。次にですね、これは確かに県教委で起こった事件ではありますが、地教委としてで、二度とこんなことが起こらないための、これはその先ほども私の勝手な判断でそういう教育行政にかかわって、いわゆる一般教職員のお願ひ行動的なもの、これは教育長は全くないと確信しているというお答えでしたが、どうもですね、私は先ほど言ったようにあったのではないかなあ、教育長の目には届かなかったけども、あったのではないかなあという危ぐがあります。これで市の教育委員会として少なくとも今回の事件を受けてですね、絶対に教職員はそういうお願ひ行動等についてはねやらないんだと、一切ですね。全くしないとそういうことを是非ですね発信をしていく必要があるんじゃないかと。合併前は旧市町村でそれぞれ教育長がおられ、そこには教育委員さんがおられ、本当につぶさなところまで学校現場のことは知り得た。この大きな市になってですね、わずかの教育委員さん、それから一人の教育長さんでね、これだけたくさんの教職員の方の一人一人のことをですね、どれだけ知り得るのかといったときに、非常に厳しい面があると思うんですね。そういう意味で二度とこのような問題を起こさないために、かつてそういう市民から疑われたようなそういうお願ひ等の行動については一切もう皆無にするんだと。そういうふうな情報発信は教育委員会としてはできないでしょうか。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 人事に関しては、基本的には校長に具申権があります。したがって、今までも校長との話は随分してきているつもりであります。今後とも校長と密接に人事異動にかかわっては、話をしていきたいというふうに思っておりますし、個人的な希望とかということも当然校長が把握しておりますので、その中で聞く部分はあります。しかし、佐伯市全体を見て教員の異動は考えなければいけませんので、個人の希望だけですべてを賄えるということとはできません。当然、教員の希望がかなえられる人と、かなえられない人と当然出てくることと思っております。今後さらにこういう事件がありましたので、そういう面については厳しくチェックをしながら異動をしまいたいというふうに思っています。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） 教育長確認になりますが、今回の事件がですね、県の教育委員会の行政職員と現場の教員が結びついたという形で、いわゆる金品の授受があったんですが、それはしないにしても人間関係の中でお願い行動をするとかということ自体がですね、やはりこういう問題に発展する可能性があるわけですから、一切やはり現場の教職員とそこら辺の教育行政に入った方のそういうお願い行動やそういう形はもう一切しないんだと。こういうのはいいきっかけじゃなかろうかと思うんです今発信するにはですね。あったないかは別として、実際事件として発覚して、これはあってるわけですから、現実としてですあってるわけだから、二度とこういうことはもうしないんだというようなことを、佐伯市教育委員会として徹底するという、明らかにする。この辺りはいかがです、再度確認したいと思うんです。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 土師議員の質問で、当然そういうふうにやっていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） それでは3点目に入らせていただきます。これからまあいかにですね、学校の先生方と子ども・保護者とですね信頼関係を結びながら、佐伯市のすばらしい教育をつくりあげていくかと。このことにちょっと考えてみたいんですが、私は新佐伯市の初代の教育長として武田教育長をお迎えしたということで、すばらしいですね、教育のスタートを新佐伯市の教育のスタートを切りたかったわけですが、ここにこういう大変なですね、事件が起きてしまったということは非常に残念なことであります。しかしながら、先ほど申しましたように、今も子どもたちは学校で一生懸命活動しておりますので、どうしてですねこの信頼を回復するかと、私はもう一つしかないんじゃないかと思うんです。それは現場の先生が、別に今いる現場の先生がやったわけじゃないんですね、今回の場合は。でもしかし信頼を失ったということで、今大事なのは現場の先生がいかに子ども・保護者の目線に立ってね、本当に子どもの幸せを願って学校活動、教育活動は実践できるかと、保護者の信頼を得るんですねできるかと。そこだけにですね、やっぱり絞って本当に保護者から信頼される、子どもから好かれ、子どもは自分が楽しいし、力が付いていくし、本当に学校に行きたいと、学校はおもしろいんだと言われる学校づくりがね、これがもう信頼回復の原点だと思うんですよ。それで今もこれから先を見たときに、これだけ実践できるような学校をつくるために教育委員会がね、できることに全力を尽くすと、私はそれしかないと思うんです。前、金八先生のお話をしましたけども、金八先生がなぜあれだけ信頼されたかって、やはり子どもの側に立って、保護者の側に立って一生懸命に取り組まれたということ。それが教育の原点だと思う

んですよね。そういう意味で教育の原点に立てる学校づくりができるように、教育委員会が全力を尽くす、それが私は第一のことだと思うんですね。その辺りは教育長はどう考えられていますか。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 今土師議員がお話ししましたように、教育の信頼を取り戻すということは並大抵のことではできないというふうに思っておりますし、この事件が起きた14日の日に起きましたが、15日に校長会招集をいたしました。その際に、校長さん方をお願いしたことは、今先生たちが信頼を失ったことに対して取り戻すために何をすべきかという話をいたしました。その時に話をしたのが、今土師議員がおっしゃったことを校長をお願いをしまいいりました。とにかく、先生たちは一丸となって今誠心誠意子どもたちと付き合える教師になってほしいという話をしました。とにかく誠心誠意、いわゆる子どもたちに接することが、子どもたちに信頼を得ることである。子どもたちに信頼を得るということは、保護者に信頼を得ることであり、保護者に信頼を得るということは、市民に信頼を得ることになるという意味で日常の教育活動に全力を尽くしてほしいというお願いをして、現在までそういう形で校長先生方にも校長会があるたびにその話をしまいいっております。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） 最後にしたいんです。これは教育長も先ほど言われたんですけどね。そういう学校にするためにはですね、やはり若い先生もいるでしょう。それから素晴らしい経験をされた先生もいるでしょう。そういう方は先ほど教育長さんが言ったように、教頭や校長になられていく方もいるかも知れませんが、その管理職になる前の先生方がですね、本当に子どもに向かって一生懸命に頑張る。そして本当に子どもや保護者から信頼される。そんな先生が教頭・校長となっていただきたい。そのためにはですね、やはり今県教委の持っている成績でねみるとか、まあ面接とかもあるんでしょうけども、新採用の先生なら分かりません。昔だったら臨時講師の先生がね一生懸命頑張ってたら、当時の教育長があの人はいいい人だから是非というような、県に何か書いて、それで通ってた時代もあったかもしれない。今成績ばかりになったということだと思ったら今度のような事件が起こってしまったと。それで昇任に関してもですね是非、本当にやっぱり学校で一線で子どもたちのために頑張ってる先生を昇任という形にしていきたい。なりたいためにテスト勉強でテストの点がいいかもしれないけど、そうじゃないということですね、是非これは現実にそういう形をとっていただかないと、頑張ってる先生がいつまでたってもなれない。適当にやって勉強した人になるようなことじゃあですね、学校はうまくいかないと思っておりますので、これは地教委ができることじゃないですけど、教育長さんの県の会もあるわけでしょう、そういう中で、その辺りのことをきちっとですね今回の事件を受けて、県教委ともですねそれらを確認して、そういう昇任のですねあり方というのを是非研究していただきたいと思っておりますが、その点最後にお伺いして、この第1項目目は終わりたいと思いますので、よろしく願います。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 昇任と採用の件についてであります。土師議員がお話をされてるとおり、私も現場の力というものを重視したいというふうに思っています。現実として透明性ということで、どちらからという点数をきちっとした形で公表するというような方向に今向いてお

りますが、先ほどもお話ししましたように、管理職の登用にしても新採用の採用にしても点数だけで教員ははかれるものではないというふうに私も思っております。実際に学校でどういふふう、事件が起きたときにどう対応できるかというようなことも当然含めて、子どもたちにどう対応できるかというきよくし集団でありたいというふうには思っておりますから、当然学習、勉強はしなきゃならないというふうには思いますが、臨時講師の中でも非常にすばらしい先生もおります。そういうような先生方にも是非、こういう先生たちは本当の先生になってほしいなということがありながら、今まあ試験が非常に厳しい中でなかなか採用されないという現実もありますので、できるだけ市教委としては現場の実績を加味できるような方向も考えていただきたいという要望はしていきたいというふうには思っております。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） 教育長、ちょっと私の言葉ちょっと間違ったかも知れないんで、新採用に関してはちょっと無理だと思うんで、全然知らない方が来ますし、そこは無理と思うんだけど、昇任に関してのことを言いましたので、もう質問ありませんので、その件誤解ないようお願いしたいと思います。それでは、大変疲れましたので、次の件は市長さっとう長年の課題でありますので、さっと終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、漂流ごみ、漂着ごみ対策についてお伺いをいたします。この点につきましては一昨年の6月の定例会での一般質問、同じく一昨年の決算審査特別委員会、そして昨年の3月予算審査特別委員会、昨年6月の一般質問でお伺いいたしました。昨年3月の予算審査特別委員会では、当時の農林水産部長から置き土産として、対応策をきちんとするとの確約を得ています。また、昨年の6月定例会では私がいかに市民が困っているかをかなりちょっと厳しく御質問しましたので、最終的に西嶋市長から、非常に強烈なアタックをいただきましたが、私も十分考えていきたいと思っています。それは即、担当課と協議し議員にも一度またその話をさせていただきたいと思っています。これは非常に私も心を痛めている問題ですので、期待をしていただくようお願いしたいと思います、との答弁をいただいております。あれから既に1年3か月近くになりましたので、湾内や港内に漂流するごみや海岸に漂着するごみの処理対策はどうなったのかをお伺いいたします。よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 土師議員の漂流ごみ、漂着ごみの対策についてでございますが、漁港・港湾・海岸に漂流・漂着したごみの処理に関しましては、基本的には市や県の担当部署が対応いたします。通常の場合は地区の方や漁業者にごみを集積していただいた上で、担当への御連絡をお願いしたいと思います。漂着物の量などによっては災害復旧事業から住民の自主的な処分まで対応方法は広く分かれていますが、できるだけ地区住民や漁業者の負担が大きくなるよう行政としても努力してまいります。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） よく分かりました。終わります。期待しております。

議長（児玉忠義） 以上で、土師議員の一般質問を終わります。

次に8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） 8番議員の後藤幸吉です。私は今年の3月議会の折にこの席で、今年は佐伯市が陽に照らされる年であろうということを言っておりました。何を言いたいか分かると思います。陽が照れば影ができます。教育問題がそうであります。今回は何人もの方が質問す

るので、難しいことは言うつもりはありませんでしたが、やはり小野宗司さんが言われたように、電話が掛かってくるわけです市民の方から、どうするんじゃないか、どうなるんじゃないかというような話であります。こと教育ということで指導者にあたる人たちがとても裏のあるようなことをしたことは非常に残念であります、佐伯市においては教育長の私たちの質問に対しての答弁は、どうも人ごとのようでありました。6月議会の最終日と7月10日に全員協議会で説明を受けたわけでありましたが、県のことは仕方ありません。佐伯市のことは教育長、教育委員会もほかの4人の方、自分たちで処分をされております。責任がないのであれば処分をする必要はないのであります。自らをただす必要はないのであります、昨日の戸山議員の質問の中で、10%カットを5か月間も給料をカットするという、報酬をカットするということは、日本でも例のないことだというようなことを教育長はおっしゃっておられましたが、よう考えてください。サミットよりも前に天下のNHKが佐伯のことを頭にニュースで流しました。それほど重要な問題であります。教育長についてはかなり意識が低いと思われま。ただ、私どもに掛かってきた電話の中では、本来は子どもさんが早く元どおりに落ち着いた教育を受けることが一番大事じゃと思ひます。だれを処分せえじゃなんじゃ言いませんけども、その人たちの親の意見を聞いてみると、親がまず納得できとらん。武田教育長の体制であの人たちがついちよって、校長先生・教頭先生たちはあの方の部下のはずじゃと、その人がまだ続けられるんじゃないかというようなお話がありました。7月10日の全員協議会の中では、教育長の進退にかかわる発言をされた方もあります。こと教育問題ですから、一時にうみを出したらどうかというような発言をされた方もあります。佐伯市の場合、そういう父兄の方の不安に対しては教育長はどのようにお答えになるんじゃないか。まず、このまままだ続けられるのかどうかをお尋ねします。一問一答方式ですので、よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 後藤議員の私の進退にかかわってのお話であります、後藤議員がこの件について最後の質問者となっておりますので、できるだけ私もこれまでの反省を含めてですね、少し話させていただきたいと。通告はですね、全般的なことを聞いておるのでね、それで私が答弁をしたいということでありますので、是非お話をさせていただきたいというふうに思ひます。今最後の質問者ということでありますので、改めてこの度の佐伯市の教職員が関係した教員採用や校長・教頭任用をめぐる一連の贈収賄事件にかかり、児童・生徒を始め、市民の皆様方に多大な動揺と混乱を与えたことに対し、まず深くおわびを申し上げます。大変申し訳ありません。振り返りますと、去る6月14日に大分県教育委員会幹部や佐伯市の校長等4人が小学校長の子どもの教員採用をめぐる贈収賄事件の容疑者として逮捕されるという不祥事が発生いたしました。この事態を極めて重く受け止めて、佐伯市教育委員会は6月30日付けで佐伯市の教育に対する信頼を取り戻すための緊急アピールを發出し、すべての教職員に不祥事根絶の徹底を指示するとともに、すべての保護者におわびと信頼される学校・教育委員会づくりを進める決意を表明したところであります。しかしながら、その後も7月5日に小学校教頭の子どもの教員採用をめぐる贈収賄容疑で1人の教頭が再逮捕され、7月8日には佐伯市の校長・教頭3人が自らの管理職任用にかかわり警察署に出向き事情説明をするなど、誠に遺憾ながら不祥事が続発いたしました。これらの一連の贈収賄事件にかかわる教職員の処分につきましては、先般、大分県教育委員会が発表したとおり、4人の校長・教

頭が懲戒免職になりました。別の3人の校長・教頭が停職のうえ降格、または減給、戒告となっております。計7人もの学校管理職が懲戒処分を受けております。さらに当時の上司であった4人の校長・教頭に対しても管理監督責任を問い、文書訓告処分をしたところであり、事件そのものはまだ完全に終息を見ておりませんが、佐伯市教育委員会といたしましては、こうした処分を真しに受け止め、教職員に対する管理監督責任を自ら問うとの観点から、8月31日付けで教育長を減給5か月の懲戒処分とするとともに、教育委員4人は2か月の報酬を自主返納することを決め、教育委員会自らがその襟を正すことといたしました。また、市民の皆様に向けては、8月31日付けのアピール文を新たに発出し、改めておわびし、今後の教育再生と信頼回復のための取組を決意したところであり、このアピール文は佐伯市ホームページには既に掲載しておりますし、9月15日号の市報にも掲載予定であります。さらに、ケーブルテレビを通じて教育委員長がアピールの主旨を報告する予定になっております。しかしながら、今後の教育再生と信頼回復のための取組は大変厳しく、膨大な時間を要するものと考えております。教育委員会では、今月立ち上げる予定の教育改革推進班の検討を踏まえて、佐伯市の教育の再生のために改革案を早急に策定し、市民の皆様提示したいと考えております。議会開会時に市長も申し上げましたように、今後、佐伯市教育委員会といたしましては、教職員の人事権を持つ大分県教育委員会に対し、公正な採用・任用システムの確立を強く求め続けていくとともに、佐伯の教育再生に向けて、独自の取組の透明性を高めつつ、本市教育に対する信頼を一日も早く回復するために全力を挙げて取り組んでまいりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。一応、後藤議員の質問に対して総括的にお答えをいたしました。具体的に私の進退を問うておりますが、今佐伯市の教育は混乱をしているというのは、実際に議員指摘のとおりでありますし、信頼回復のために全力を尽くしている段階でありますので、今私がこの職を辞して他の人に任せるといふ形にはなり得ないと考えております。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 単純に言えば市民の方からそういう教育長の身分にかかわることを尋ねられるように話がありましたので、お尋ねただけであります。教育長も我々の時間を利用して、市民に対して謝る意識があるのであれば、ほかの機会に議会が始まる前にケーブルテレビでも何でも使ってやるべきではなかったかと思えます。この件は終わります。

次に、通告の2番、次期市長選についてという質問をいたしますが、これは昨日戸山議員が市長に既にお尋ねになって、市長も当分は自分の次期市長選についての考えは述べないということでしたので、もう一つの方の質問をいたします。前回は新市発足に当たり3人の市長選立候補予定者が文化会館で討論会を行ったわけであり、市長は、御自分が出る出らんは別に、そういう機会が、新しいそういう機会があれば、出席して自分の公約なりを述べる考えがあるかどうか、それをお尋ねします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 昨日、戸山議員にお話ししましたが、これは立候補者が討論会のこと、立候補者になったときに考えるべきだと思っておりますので、私は、昨日そうした形の中で、答弁したとおりでございます。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 市長が出る出らんは関係なかったのであります。私が尋ねたのは、そういう

市長になろうかという人物はそれぞれしゃんとした場所で公約をして、それをいかに守るかということを知ったから、そういう席をもし設けられたときには、現職であろうとほかの人も含めて、市長選に臨まれる方が自分の公約をはっきりと言うべきであったと。次に私まだ幾つか質問を用意しておりますが、前回3月29日に、市長がその場で言うたことは、私は公約じゃあと受け取っておりますから、いつも質問をしております。今回は出る出らんは、それとそういう機会がある、ないは関係ないそうですので、次の質問にいきます。急ぎます。

佐伯港の港湾整備について、これも昨日菅原議員が大変いい、私と同じように考えておったんですが、大変いい質問をなさったと思います。それは今のままではちががあかんと、石間の人たちの理解は得られないだろうから、広瀬知事が踏ん切りを付けやすいように、漁協あたりにした5億円を佐伯市が工面をしてでも埋立予定地をほかに変えてもらってはどうかというような提案であったと思います。今日も同じような質問がありましたが、今まで3年余り大入島について何度も質問しましたが、執行部がどういうふうに努力したかというのは残念ながら私には分かりませんでした。今年の3月議会、村松議員が県の事業じゃなく佐伯市の事業であったらどうするかというお尋ねに対して、市長は自分の事業であれば強制執行すると、そして去年、広瀬知事が再任された時に、強制執行するぐらいの気持ちで対応してくれとお願いしたというように答えておられます。どうも打つ手がないから、知事の強制執行を待っているんじゃないだろうかというように議事録を何ぼ読んで、ビデオテープを聴き直しても、西嶋市長の考え方はそのようにあります。それと担当であった副市長、副市長も市長と同じように、もうやっぱり対話の話し合いではとても難しいようにあるという結論を言われております。そしてなおかつ、県と相談をしながらと言いましたが、この間、OBSテレビにも映りました。石間に西嶋市長が行っておられましたが、その時少しは進展があったのか、それが県と相談をしながらその行動をやったはずですから、県とは相談をしてから行かれたのか、それと知事が定例記者会見で石間地区にはこだわらないということと言われましたが、それは佐伯市の方から知事の方に何か報告なりをしたからそういう具合になったのでしょうか。それとも偶然そういうことが重なったのかどうか。それからまず答弁をお願いします。補償金は把握しているかと、これは私ども議会運営委員会で議長、話がありましたようで、一問一答じゃから話がダブると。この2の質問についてですが、漁協に出された補償金額を市は把握しているかという質問ですが、これは議運で決まったように、質問がダブってる場合には、しなくていいということでしたので、この話は昨日、菅原議員からありましたので、この分は省きます。これは再質問になります。それと3番は今言うた質問でいいですね。それと4番の質問は省きます。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 後藤議員さんにお答えをいたします。通告を受けましたこの通告に基づいてひとまず答弁書を用意いたしましたけれども、途中で省略していいというのが所々ありましたので、もし間違いがあったら。それでは、佐伯港の港湾整備についての御質問にお答えをいたします。先の菅原議員、それから広瀬議員にお答えをいたしましたところと重複するところもあるかも分かりませんが、まず、6月29日に市長とそれから副市長が石間地区に出向きまして、公民館で石間地区の三役とお話し合いを行いました。内容につきましては、これは埋立てについて地区内の問題等々をいろんなことについても意見交換をいたしま

した。この話し合いの内容等につきましては当然のことながら県に報告はいたしております。それから知事の発言について、全体的な状況を考慮しての発言だというふうに考えております。補償問題は省略をしていいということでございましたんで、次に、今回の動きは相談があったのか、今後はどのように希望してるのかという御質問ですが、これはマイナス14メートル岸壁の供用開始に伴う大分県とのスケジュール調整をする上で、大入島地区への市としての状況説明や協力要請の必要性によるものであるというふうに考えております。それから、また大入島全体の活性化を図る必要性から、そのためにも大入島東地区の埋立ては是非必要であるとの考えから、県に今後とも早期実現に強く望んでいく。そのように考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 昨日、菅原議員が5億円という、これは再質問で通告ちいうんがいるんやろうか。再質問なんですけど、直接市長がお答えにはなりませんでしたが、石間の市民は同じ佐伯の人間、できれば知事が少しく石間地区も含めてだけでも、ほかの候補地をとという話がありました。私どもはやはり争いをなくすちいう意味で、金でも埋めたらいいんと、何でも埋めたらいいんというほど反対が強ければ、ほかの方法でほかの地区にしてもらおうようなことは、市の方から提案はできんじやろうかと思っております。それというのが、高速道路ができた。企業誘致じゃなんじやのことについても、港湾の整備ということは大事であります。水深14メートルができて船は入らんわけですから、しゅんせつせな。そのしゅんせつした土のことを今言いよるわけですから、ほたっつても港だけはできます。しゅんせつして、そこの港が毎年、昨日の菅原議員のように毎年4,000万円くらいお金が入ってくるようなことになれば、5億円を立て替えとつても、それと企業誘致はしやすくなるし、いいんじやなかろうかと私は思うんですが、昨日はお答えをしたようにありますが市長、その点は前向きにや考えられんのかをもう一度お尋ねします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 昨日、菅原議員にですねお話ししたとおりでございます。午前中も広瀬議員にですね、替わりの場所というのも単純にですね、すぐどうだという形で私の口からですね、公式的に申すようなこと的狀況ではないと思っております。プロジェクトチームが一応官内で決めることですから、やはり一緒になって話をしていきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 一緒になって話をするというのもプロジェクトチームの中には佐伯市の人間は入っておらんわけでしょ。それと県と相談をしながらというても、そういうチームに入れという話もないわけでしょ。もちろん県の事業だから仕方がないけど、私どもが考えるのは、大入島の埋立てということよりも、しゅんせつして港が早く開設できんことには、いろんなことに差し障りがあるからと思うてこういう質問をしたわけです。この件は終わります。

いつも同じことを言いますが、将来の適正な職員数とその給与について、いつも同じことを言いますが、これは先ほど市長から答を引き出そうと思うたように、当選した市長が、公約として言うたことを守ってもらいたいと考えて質問いたします。17年3月29日に行われた討論会では、ほかの候補は10年間に370何人も減るんじやというようなことも言っておりました。ただ一人の候補は自分たちの任期の4年間の間に200人以上の人に辞めていただくというような。その時に、西嶋市長は五、六年で300人という数字を出しております。もう今度出らんの

じゃと言われるじゃったら、答えていただく必要はないんですが、その平成22年の春になるんですがね、五、六年と言うたら。その時に300人削減ができる見通しなのかどうか、これが一つ。それと将来の適正数をこないだ私がお尋ねした時に、一般職が800人、消防が120人の920人体制と言うたようにあります。そのあと総務部長が、一律に一人頭、職員一人100人の人口というわけにはいかんと、地理的なものもあるというような言い方をされておりました。そして同じ3月29日、ある市長候補は現在8万4,500人の人口だから将来の職員の数は845人だというふうな言い方をしておる方もおられます。10年後には、佐伯市の人口は7万2,000人と予想されておるようにありますので、そのころの職員の数をどのように考えておられるのか。質問いたします。それというのが、私が給料にこだわるのは、一つは市長の公約であったこと。それと私自身が当選したら、職員の給料じゃそういうものを市民に分かりやすく公開するという約束をしておりました。それと三つ目は、3年前と比較して佐伯市民の生活がえらく大変であります。ここに、例えば給料、このこれは18年のものでありますが、日田と中津一応類似団体であります。その市民と比較して、佐伯市民は一人頭3万円ほど市役所の職員の人件費・物件費に多く払っております。これがどうかならんもんじゃろうかと思うとるわけです。まず合併したから数が段々減っていく。ラスパイレス指数でいえば、この間95.9じゃったのが、前回の給料の改正で少しラスパイレスも上がっております。やはり市民の感覚からみれば相当金額が高い。中にはラスパイレスというても国家公務員を基準にすることはない。佐伯市民の給料を100に考えて、市役所の給料を改正したらどうかというような方がおられます。そここのところは市長は、市議員を辞められる時に、3月31日付けで辞められとる。そして5月まで勤めれば夏期報酬も入る。給料も入る。100万円ほど自分は遠慮したんじゃちいうことを言っておられました。そのためには条例を変えればいいんじゃということ文化会館に詰めかけとった人の前でおっしゃっておられますので、企業家的な視点で市を経営すると言われた市長は、人件費、将来の職員の数、それをどのように考えておられるのか、質問いたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員から、毎回毎回報告をとということで、この300人、これで何べん目か分かりませんが、私の方は確かに6年で300人の削減ということで、できなければ人件費等の削減をしてそれに企てると言ったことも付け加えて質問していただきたいと思います。そうした中で、先ほど矢野議員に現在の人員の問題、人件費の状態、経常収支の問題、これについては全体的な中で人件費の削減を総じて今の行革が進んでおるといことも先ほど述べました。また、その300人というのは、10年で削減する分を早くするということで、基本的には10年間の300人の削減ということを当初申し上げた。だがそれでは間に合わないとい一日でも早く職員の削減をしていかなければ全体的に厳しい。いわゆる借金がたくさんある。また先ほど矢野議員に申し上げましたように、扶助費というものが非常に多く上がってきております。平成16年から19年度、借金の返済が11億円超えております。プラスですね16年、扶助費についても11億円、当時、合併時全部たした以上にも金額が増えているということを先ほど申し上げさせていただきました。そういう状況で、公約、公約といって、その中で私が言ったのは、そうした全体的な人件費を、そうした中で300人削減できなければ臨時、または職員をカットするということで、私は就任当時そうした中で5%カットということを大分県で最初に提示し、そうした人件費が功を奏していると思っております。また、職員数の数について、

大体指数が出てきておりすまので、その点については総務部長等で答弁させていただきます。
議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 今、市長の方から基本的な考え方を市長が申しましたので、私の方から、例の職員300人に関して具体的にちょっと述べさせていただきます。平成20年4月1日現在の職員数が1,104人というのは何度も言うておりますけども、1,104人ですが、これは市町村合併時の職員数1,294人に比較すると190人減っていることになります。あとそうしますと300人まであと110人です。110人減らすことができれば300人達成ということで、21年度当初、来年ですね、来年の当初には約20人減少する予定になっております。そうするとあと90人になります。議員は23年度末ということ言われてますので、23年度末ということは、23年度の当初の職員数がどれくらいになっているかということですから、実はあと2年のスパンしかございません。現在、19年度から職員の採用を再開していますので、仮に毎年退職者が40人から50人近く仮にいても、採用者の数によっては職員数の減少には限りがあります。それでもコンスタントに20人から30人のペースで職員数が減少していきますので、300人には到達できないかも知れませんが、かなりそれに近い数にはいけるかというふうに踏んでおります。ただまあ市長も言いましたけど、それ以上に人件費の抑制につきましては、さまざまな側面から積極的に仕掛けておりまして、相当な効果を上げていることは既に御報告のとおりであります。次に2点目ですが、仮に、平成29年に佐伯市の人口が7万2,000人になった場合、100人に一人の職員数で果たしてできるのかということですが、明らかに困難な面があるんじゃないかというふうに推測しております。極端な話ですけども、今から22年後には2030年は佐伯市の人口は5万人になるというふうに推測されております。じゃあこの時に5万人の人口になったから、じゃあ500人の職員で対応できるかとなりますと、この面積、広さ、それから少子高齢化に伴う行政ニーズの多様化などを予測したときに、そういった計算が即当てはまるとは到底思えない部分もございます。先般の議会でも御説明しましたように、国の方では今まで100人に一人といった単純な計算から、人口と面積を加味した、簡素で分かりやすい指標の検討が始められております。つまり普通会計の職員数については、その自治体の人口に加えて、地域的な事情、つまり離島の存在とか、面積の大きさなどを考慮した指標であるべきだという考え方になっておりますので、そういう指標の計算になりますと、少し数値が、職員の数が上がってくることになります。最後に、職員給与の水準についてですけども、さっき言われましたが、ラスパイレス指標で見ますと、平成18年度で佐伯市が95.9、中津が96.5、日田市が95.1となっておりまして大差はありません。とにかく職員数につきましては、佐伯市は九つの市町村が合併して誕生してあるため、必然的に特に日田市なんかと比べると職員数は多かったのですが、今かなりのハイペースでその削減が実現されているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 必ずしも数だけにこだわるわけじゃなしに努力していただければいいわけですが、あの公開討論会の席上、西嶋市長だけは、ほかの候補が第一番目に人件費を上げてのに対して、市長は給料と人数、職員数と二つに分けて、1番目が給料、次が職員数、そして三つ目が無理・無駄と言ったわけです。その無理・無駄の中に物件費にあたる臨時職員が合併をすればかなり削減ができるということをおっしゃっておりますが、職員数は確かに減ってるわけです。ここで見ますと、私が8月の月だけで統計をいただいております。

一般職は1,101人というのが17年です。で、今年の8月は984人で107人減っております。ところが臨時職員の数はかなり増えとる。豊寿苑があったのがなくなったわけです。それである、市長部局と教育委員会部局でいえば、臨時職員・嘱託職員の数は増えております。正規職員は減らしてあるけど、そういう人たちの数は増えております。一番正規職員がほかの自治体と比べて多い、佐伯市がなぜ臨時職員がそんなにたくさんいるのでしょうか。それと給料で言えば、市民の皆さんに言わせると、天下りというわけではないのでしょうかでも、一応早めに辞められた職員じゃあ、学校の校長、その人たちが市のいろんな施設で働いております。そういう職場のチャンスは役所におった人たちにしかありません。市長が企業家的な経営をするのであれば、ほかの市民にも同じようなチャンスを与えたらどうかというような意見もあるわけだから、やはり臨時職員それを減らす努力もしなくてはいけないのではないかと思います、部長そのところ。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 職員の数が減少している割には臨時職員は減っていないじゃないかということですが、私が今手元に持っている数値では、平成18年が461人、臨時・嘱託員を入れてですが、19年が492人で30人ほど減っております。30人ぐらい少ないと思われるかもしれませんが、ただですねこの合併後あらゆる意味でまだまだ過渡期の状態がございまして、とにかく職員は先ほど私が申しましたようなペースで今減っておりますけども、行政サービスの低下をこれは招いてはいけないと。そういう考え方がありますので、こういった急激な職員削減の中で、市民サービスを何とか補てんする意味でも臨時職員を配置しなければならないという事情があるわけがございます。そういった観点で、しばらくの間はやっぱり正職員は辞めていくけども、その分のサービスが低下するんじゃないかと思われるところは臨時・嘱託職員で補てんするといった考えの下に今のところ過渡期の状態で行っているところです。それから、天下りの今問題が出たんですけども、実は我々ルールを決めとってですね、60歳になったらそういった嘱託の所はもう終わりにしてもらいたいということを言ってます。というのは、御存じだと思いますけども、もう58歳で辞める人もいますし、56歳、57歳でやはり行革に協力して辞めてもらってる職員がかなり今出てきております。そういう人は本来なら60歳までおれるわけですから、60歳まではですね、そういったポストがあればそうした方にやってもらってですね、そこで嘱託ということで働いてもらうというような基本的な考え方でやってることですので、どうぞ御理解をよろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 私の統計では臨時職員は46名増えております。それと先ほど部長の言われたように、離島がある。広さが広いと言います。多分大入島・大島・深島・屋形島のことを言います。本庁に職員の数が増えたからといって、そういう地域の市民に対してサービスがよくなるとは思えません。それよりは、一つこれは提案として考えてもろうても結構なんですけども、その地域、宇目やなんかも広いです。その地域のそれなりの年齢の人たちを職員にはしてはいけんけども、何か別の形で雇用して、会社なりつくらせて雇用するとかして、地域のお年寄りであるとか、宅配じゃあいろいろなお年寄りを元気づけるためのそういう組織を作るようなことをすれば、佐伯市の職員10人分の給料で、そういう地域の職員20人なりは十分雇えると思います。その地域の人間をそういう仕事に当たらせる方法もあると思います。これはまあ考えてもろうたらどうじゃろうかということで提案だけします。以上

が、適正な職員数についての質問であります。どうもありがとうございました。いつもかつも同じことを言うて大変ですが、これからは佐伯市はたくさん、コミュニティバスであろうと、地域のお年寄り、福祉のことであろうと、金がたくさんいるから、今のうちにどげえか健全化しちよかないけんと思っていやがられもって言いよります。

次に企業誘致について、これは知事が知事の講演シリーズで出された本であります。ただ見せるだけ、これによりますと、広瀬知事は15年から19年の4年間に大分県に115の企業誘致をしたと、大分県が元気になるためには企業誘致が絶対大事であると述べておられます。そして、設備投資が19年度だけでも2,098億円、これは九州でトップだったそうです。そしてこの110件ですな、の会社の企業誘致したことによって1万1,000人の雇用が発生したと言っております。やはり佐伯市も同じで企業誘致は大事だと思います。その中で、まだ注目されるのが東九州自動車道が佐伯まで延びてきたと。6月28日には開通すると。それと中九州自動車道は大野まで3月22日、だからこれらの地域に今後企業を一つでも二つでも誘致するのが自分の課題であると言っております。そげえしてみますと、知事が骨を折ってくれることじゃと思いますが、6月に部長休遊地の話をしました。それから県の方から、そういう話があったかどうか、あったかねえかだけでいいですな。それを答えてください。それと私が先ほどやはり大入島にこだわったのは、インフラで高速道路だけできても、港の方が何年先に使えるか見込みが立たん。港だけできたって船は入ってこれんような状態じゃいけんから、少しは金をつこうてでも完成せえという質問をしたわけです。一応、企業誘致のことで部長お願いします。3万坪も昨日、菅原議員がお尋ねになっております。これは3万坪の話は今年の3月に、私の質問に対して市長が一応発言されております。ただこの場で言うてじき公約じゃあなんじゃあ言われるから言わんけんども、そして6月には3万坪を用意すると言われたわけです。だからこの3万坪のことはいいです。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大分県を通じてありましたお話が2件あります。1件はですね、情報通信関連の企業で、先月、社長御本人がお見えになりました。市内の空き店舗や貸事務所など数箇所を御案内いたしました。もう1件はですね、製造業です。これは現在工場適地、交通アクセス等、基礎情報を提供いたしているところです。先日ですね、県の企業立地推進課、それから企業誘致課ともにですね、当該企業をですね訪問いたしました。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） いつも気に入らんことばっかし言って気の毒ではあるんですが、佐伯市民のために真剣になってやりよります。市長は、常々東京の事務所にいつも行きよるといことですが、そちらの方の成果は今んとこないわけで。できれば昨日、あんまり気に入らんことを言うてもいけんのですが、企業回りをするんであれば、誘致に来てくれというんと、別にふるさと納税に協力してくれちいうことぐらいいは言うた方が、キヤノンの会長も社長も佐伯市の出身ですから、会社内に佐伯の出身者が相当おると思いますので、それを名目にして会社を訪問するんがいいんじゃないかならうかと思ひます。私たちが常識的に考えて、各企業が東京事務所に行ったとする。東京事務所が頑張つて訪問したとする。アンテナに引っ掛かった会社があったかどうかといて、知事に報告する前に、西嶋さんよう来たなあと。こういう話があるんじゃち、あんたにだけに教えるちいうこと絶対ないです役人が、それで言えば、こないだも言うたように、広瀬知事に再々お願いする方がいいと思ひます。早い話がこうい

うことで、やっぱ高速が通れば何ほか効果がある。土地のことは言わんと言いましたけども、それに対応したら、高速ができる前にやはり土地じゃあ何じゃあちいうのは用意もしちゃかないけんじゃったと私は思います。これからできることで一生懸命対応して、若い人が100人でも200人でもな、就職できる企業を誘致していただきたいと思っています。

次に、国体に向けての道路事業、一つはもう今日が3回目になります。コスモタウンから本来臼坪まで、そして臼坪から佐伯市の都市計画幹線道路まで完成しておりません。何べんも同じことを言います。いつごろ本当はできる予定じゃったんじゃろうか。217号線から幹線道路までに掛けては、今回のガソリン税、ああいうことの影響があったんでしょうか。本来なら国体ができる時には通行しちよらないけんと思うんですが、そこのところを計画はどうじゃったのかをお尋ねします。これが一つ。それと国体とは直接ありませんが、先月21日に、市長は市議員3名と一緒に県に行っておられます。一つは河口橋を早期着工してくれんじやろうかちいう話だったように思います。それともう一つは、南インター、これも佐伯には是非必要であると、県からはそげえ何もかんもするとほかの事業がちょっとあれなんじやなかろうかと言われたのに、いや、これは政治生命を掛けてでもやると、市長が言うたようにケーブルテレビの中じゃあ流れた。ケーブルテレビの中。これは是非進めていただきたいのですが、その中で一つだけ、南インターができたなら大越を通過して直川まで開通することができるということをケーブルの中では放送しておりました。あそこは1.5車線で県道です。これは今までどおりの計画でいけば、私も時々通りますが吹原まで、県の計画としてはいつごろ通るような、普通車が。例えば、南インターを降りた県外の車が安心して通れるような道路になるんでしょうか。それか西嶋市長がほかのある程度の所から林道なりを抜くような計画を立ててるんでしょうか。それともただ都合上、南インターを造ってもらいたいから言うたことでしょうか。そこのところをちょっとお尋ねします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 後藤議員にお答えをいたします。本来、コスモタウンから臼坪までの間はいつできる予定だったのかということについてお答えをいたします。議員御承知のとおり、東九州自動車道佐伯～津久見間も今年の6月に供用開始をいたしました。また、今月末には大分国体が開催されます。議員御質問のコスモタウンから臼坪までの217号佐伯弥生バイパス第1工区は、これらに間に合うようにと県と連携を図りながら事業を推進をまいりましたが、残念ながら一部で用地取得に不測の時間を要したことによって今日に至っております。また、都市計画課が担当しております区間についても同一路線であり、同じ目標により事業を進めてまいりました。なお、議員御承知のとおり、この区間については既に一部区間で供用しており、残りの国道217号から来島橋の間につきましては、年度内に供用ができるように努力をしているところです。また、先の大分県土木建築部長への要望の際、市長が大越地区を通過する、いわゆる県道赤木吹原佐伯線の道路改良に言及いたしましたのは、佐伯南インターチェンジが開設されれば、いろんな路線から高速道にアクセスができ、市民にとって広く利用されると、こういうような主旨で申し出たものであります。また、大越弥生線についての御質問ですが、これは林道として整備をされ、既にその利用に供しておりますが、本路線に対する地区からの具体的な要望は特に受けておりません。以上でございます。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） ご丁寧に。ちゃんと堤内から大越の忘れておりました。あの道路も通ってみ

たんですが、地域から声が上がってないということであれば、あんまり車が通るような道路じゃない。それよりも直川を向いてのその道路、これが県の道路でいくんだったらいつごろできるんじゃないろうか、それともトンネルを掘らないけんで金が掛かるとか、一番奥のあそこは何という所ですか、3軒家がある。そっから先を何か別のこれでやるような予定になっちゃうんかどうか、南インター自体が決定はしとらんわけで、もちろんできないけんと思っちゃうけど、何年先かまだ決まっとらんわけじゃけん、そんなころまでには開通もそういう広くする予定があるんかどうか。それと先ほどの217号線から間橋までの区間な、近いうちに入札をすると言いつたけども、あそこらは住宅だけならいいんじゃけど店舗があるんですわ、その人たちにとってはやはりえらい迷惑、今の現状では。それはあの道路はいつごろ本当はできる予定じゃったんですか。開通する予定じゃったんですか。それをお尋ねします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） まず1点目の南インターチェンジが仮に開通したときに、いわゆる赤木吹原佐伯線が同時にどこにできるかという御質問ですが、この要求のときに申しましたのは、この赤木吹原佐伯線にこだわってどうこう言うことじゃございませんで、南インターチェンジができればいろんな県道、あるいはいろんな道路からそのインターチェンジにアクセスができて、市民にとって非常に有効なインターチェンジとなる主旨で申し上げたものであります。赤木吹原佐伯線は、毎年大分県に対しては道路改良等の要望を行っておりますが、いわゆる非常に距離も長い、地理的にも非常に山岳地帯がございまして、完全な2車線道路で改良するというのは非常に困難な状況です。今大分県の方では、佐伯の岸河内から大越に至る間につきましては、いわゆる1.5車線道路ということで部分的には改良等を行っております。全線、直川までの改良について具体的なめどというのは現時点では立っていないというふうに考えております。それからもう1点の217から間橋の間はいつまでだったかということにつきましては、これは都市計画法に基づく都市計画事業として行っておりますが、いわゆる当初の事業認可はですね、もう少し早く、つまりこの高速の開通以前だったと思います。しかし、資金計画でありますとか、用地補償等が非常に順調にいかないといったようなこともございまして、最終的には今年度、先ほど申しました今年度末には一部の用地補償を残して、車線とそれから両側の歩道については供用開始ができる見込みである。一部と言いましたのは、用地が99%終わっておりますが、あと1%程度まだ終わってない所がございまして、ただ道路として供用開始をする分には特に支障はないというふうに考えてございまして、今年度末には供用開始ができると、そのつもりで事業を進めておるところです。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） これは通告しちよらんと再三怒られるけども、一応聞いてもろうた方がいいと思う。例の地元が反対して供用開始ができなかった所、あそこは木が枯れよるな。ところがあれはある一定期間は業者が持つそうです。ところが今度植え替えたあとで枯れたときにはどうもならんわけや。そういうことも含めてやはり適応した木を植えるようなこと。それと金がねえて言うたって国体までにはできたほうがよかったんじゃけど、あんな所は少ししゃっぱ土地の話をあれして早うして、もうできあがっちゃうのが本当じゃろうとは思いますが、そういうところの努力はひとつよろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えいたします。臼坪女島線で、先般植樹しました樹木はですね数本枯

れておるといのは私どもも報告を受けております。これも今時期的にですね、植え替えをするには余り適してはございませんが、国体を前に植え替えをするように業者にはその旨指示をしております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） どうもありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

これより10分間休憩いたします。午後2時50分より再開いたします。

午後2時39分 休憩

午後2時50分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に1番、三浦渉君。

1番（三浦渉） 1番、南風会所属、本匠小選挙区の三浦渉でございます。日本国は1年制総理大臣を決めるために自由民主党の総裁選挙が始まっております。どの候補をとっても国民は何を望んでおるかということがテーマになっておるそうでございます。西嶋市長も今、佐伯市民が何を望んでおるかということを考えながら、あと残された6か月任期を全力投球で走ってもらいたい。昨日の戸山議員の来期の市長選に出るのかという質問の中に、国体をやり上げて、そのあと、前向きに検討しようということのように聞こえました。17年に市町村合併があり、1市8か町村が合併し西嶋市長が新市の市長として初当選されました。夕張の2代目ではないかと言われてきた佐伯市が、西嶋市長のいち早い行財政改革により何とか佐伯も救えたかなあという方々が、口々にもう1期西嶋やれよと言う声が大きく高く聞こえておることも事実であります。しかしながら、このことは市長忘れてはいけません。佐伯を支えてきた多くの建設業界の予算は半額以下になり、多くの市民が痛みを分かち合い、そのお陰で佐伯も助かったかなあと、西嶋市長の手腕も大きくあろうかと思えますけども、そのことだけは是非とも忘れないでほしいなあと、このように思っております。今回一般質問が従来どおりの質問と一問一答方式、二つの選択制でございますが、私は市政の本当のしんをつくのは一問一答かなということで、今回は一問一答方式を選ばせていただきました。この議場から8万1,000有余の市民生活を支えておる震源地でございますので、答弁に立つ執行部の方は歯切れのよい答弁、ここに出て来るときもきちとした態度で出てきて答弁をしていただきたいなあ、それが佐伯の市民の幸せであり、活性化につながると思っております。

それでは今日は時間が足りないかなあというくらい多く質問を通告しておりますが、早速、今日の大項目として、佐伯市発注工事の指名から完成まで全般についてと、幅広い通告でございます。指名基準・工事契約約款、大分県の関係規程との違いについて。大分県が発注する工事請負契約に係る入札参加資格要領及び指名基準の本市における同基準がどのように違うのか。その理由は何か。大分県公共工事請負契約約款、本市の同契約とはどのような違いがあるのか。また、大分県工事検査要領と本市の同規程、要領はどのような違いがあるのか、まずお尋ねして質問を終わります。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 三浦議員の工事の指名から完成までの全般という御質問のうちの、指名基準・工事契約約款等の大分県と佐伯市との違いについてにお答えいたします。まず、大

分県が発注する工事請負契約に係る入札参加資格審査要綱及び指名基準と本市における同基準等との違い、相違点とその理由についてですが、大分県の規定では、大分県は競争入札に参加する資格を得ようとする者の等級の格付け、または資格の認定は経営事項審査、工事経歴、工事成績、職員の数、信用度、その他知事が必要と認める事項の審査を行って県で決定しております。一方、佐伯市建設工事競争入札参加資格審査要綱で資格の認定及び等級の格付けは、当分の間、大分県の認定した資格及び格付けした等級等によるものとする規定をし、大分県の規定を準用する旨の記載がされております。ここが、これについては大きな違いかと思えます。次に、大分県公共工事請負契約約款と本市の同約款につきましての違いということですが、これはおおむね同様の定めでございまして、特に違いは見受けられません。それから次に、大分県工事検査要領と本市の同規程、要領につきまして、大分県の場合には地方機関にも、例えば土木事務所等ですが、検査についての設計金額の定めをしていることに対しまして、佐伯市の要領、検査の基準の方でございまして、これは佐伯市の場合、検査員の行う検査は、大分県土木建築部工事検査基準等に準じて行くと。こういう旨の記載がされているところが違いであろうかと思えます。全般に言えることは、理由としまして、総体的に考えられますのは、佐伯市の建設工事等の基準、契約に関する事項等については、大分県の要綱や要領を参考にしながら、あるいは準用しながら佐伯市の状況に沿った形で運用しておりますが、この運用につきましても各自治体の判断の下に行っておりますので、若干先ほど述べたようなところが違いが出て、大分県との規定との違いがあつておるものと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 部長ね、この規定を作成したのが大分県の規定に準じて佐伯はやってますねえ、約款なんかねえ。大分県はこの規定を知事が独自で、大分県独自で作ったと思えますか。それとも佐伯はこの若干変わっておるところがありますが、問題の契約書も同じ、約款も同じ、検査規程は県に準ずるね、こういうふうに書いております。先ほど言った格付け、これも県が決めた格付けを準用しておるということでいいんですかね。じゃあ大分県はこの規定を知事が、大分県独自で作ったすべての規定と思っておりますか。お尋ねします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） こうした工事の入札にかかわる規定あるいは約款等は県は県の判断で最終的には県の責任で作っておると思いますが、当然この裏には上部の組織である、上の組織であります国・国土交通省のそういった考え方なり約款がそれなりのひな形、あるいはそれを準用のもと等になっている例があるかと思えます。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 県はですね、この資料一式これを作成したのは大分県じゃないんです。これは国土交通省総合政策局建設業課が作って、作成して国土交通大臣が認定をした。その資料を都道府県知事、都道府県知事は各市町村長に流したもの。それを知ってますか。大分県が独自にこの規定を作ったものじゃない。だから佐伯市がこれを一部、中を変えたり、削除したり、追加したりすることは建設業法に違反しておる。これは国土交通大臣が大分県に出したものの、大分県に準ずるという要綱は佐伯市は入ってる。それをどこの機関でそういうことをあたるというのを決めたんですか。じゃあもしね、現場で労災事故があつた場合ね、建設業法に基づいて監督署はそれを捜査する。要綱は佐伯市が一部あつておって、そういう事故

等が発生した場合は、建設業法に基づいて裁かれる。だから元の資料がずっと市町村まで流れてきておるといふこと。1回見直してください。時間がないのでこれあんまり審議するわけにはいきませんから。この基準をね、恐らく違っていると、若干違えておる佐伯市はね。これは本当はあたらしいけない。ここにね、年間何十億も仕事を発注する工事検査課に新法の建設業法がない佐伯市は。辛抱しておる行政改革で金がないから、1,500円か2,000円しかしない。新しい新法をインターネットで取ってきた。こういうものを借りに行ったけど、佐伯の市役所の中にない。これ市長1冊買ってこれを勉強させんといけんと思ひますよ。これを見たら資料はあたられないようになっておる。だから大分県はそういうふうな。次にいきます。先ほど答えてもらわないけん、これは大分県が独自に作ったものかといふこと。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 県の定めた経緯等を私がつぶさに了知しているわけではございませんが、これは当然国の先ほど申し上げましたように、基準やひな形等があってそれを準じて県が作ったにしても、あくまでも県知事の責任、県の責任で作ったものと認識しております。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） それと指名基準、県もあります市もあります。100%指名基準は県に準じております。分かるでしょ。この指名基準でいったときに、不誠実な行為の有無と、2番目に経営状況、3番目に工事成績の状況、四つ目に施工能力の有無、該当工事について技術能力の適正、施工能力の有無、安全管理状況、労働福祉の状況と、この七つ。これに該当すれば全部指名に入る権利がある。市長の裁量権ていうのはこれ以外にほじゃあ付けるんですか。お願いします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） おっしゃるように、指名基準を定めておまして、この指名するにあたり、それぞれ今議員も御指摘したポイントについて適合しておるかどうかということをお断して行くわけで、市長の裁量が入るのか入らないかといふのは、当然最終的に指名するのは市長の権限ですが、当然その前段で指名委員会で、前段で言いますか、市長は指名委員会に委ねておるわけで、そこで合議制で定めております。これは元より指名基準にのっとって定めておるつもりでございます。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） あのね、指名基準というものがある以上ね、市長の裁量権というものはね、県に準じた資料を作っておってね、この七つ、八つがそろった業者であれば、これがそろっておるからね、指名願いを出されたり、A級からD級までの格付けをいただいたりするわけです。これが全部そろっておるからね、だから当然市長の裁量権があるていふのはね、これでいったときに、どこでしょうか。県の指名でいったときに、市長の裁量権を言われるところは、手持ち工事があるかないか、あるいは地域性を言うか言わないかといふところが市長の裁量権に入るかな。あとはですね、経営状況とかね、施工能力といふのは全部資料が出ておると思ひます。1年前のね資料が出ておるでしょ、入札参加願いといふのが、これを見たら分かると思ひます。市長の裁量権があまりないと思ひますよ指名について。次、行きます。1回目の質問はそれで終わりますが、さてこれから本格的に論議に入りたいと思ひますが、明確に答えてください。防災協定について、建設業界と防災協定について前年度途中において破棄の状態となっておるが、本協定は1年更新であるにもかかわらず、市は本年度

もそのまま放置している。何か対応すべきではないかという質問でございます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 昨年（平成19年）4月1日に佐伯市と社団法人大分県建設業協会佐伯支部との間で締結された防災協定、つまり災害時における応急対策活動協力に関する協定につきましては、県や他市の例を見ますと、年度ごとに新たに協定を結び直す、いわゆる年度更新の規定を定めているところが多いようです。しかし、本協定書の中には年度更新に関してはどこにもうたわれておりません。ただ協定書の第8条に、この協定に定めのない事項に関しては、甲乙協議して定めることとされております。つまり期限を定める場合は、相互が協議をして行うということでありまして、さで、昨年（平成19年）9月14日に確かに協定破棄の申し入れをいただきましたが、市といたしましては、今後においても災害時に緊急に対応を依頼しなければならない事態が発生する可能性がある以上、同支部にあくまで協力の依頼を行っていきたいという基本的な考え方、スタンスは変わっておりません。何とぞ御理解のほどをよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 私が御理解してもどうしようもありませんけれども、市の考え方、このまま放置しておるといことは、木材協会とか、鉄鋼組合とか、あるいは自衛隊とかと協定を結んでおるのではないんですか。土木事務所とは建設業協会はこのまま結んでおる。そしてあなた8条と言ったけど、問題が生じたときには甲乙、その話し合いをするということを書いておるじゃあないですか。市の方から何か話し合いを糸口を付けましたか。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） この点に相互にですね、協議すべきだということ。この点につきまして改めてこちらから話しているかどうかということ、確認しておりませんが、多分してありません。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） これは市長か副市長じゃないと分らんけれども、建設業協会の役員がこれを破棄した。じゃあおれたちが災害時には出てやってやるよという市長のゴマをする業者が何社かおるんじゃない。その代わり予定価格を教えてください、指名によおけ入れてくれんかというような人がおらないんですか。そういう人がおるからこれを放置しちよんじゃないんですか。もし一長一短、ほじゃあ自衛隊とも協定してない、木材協会ともしてない、どこもしてないのにこのまま放っちょくということはどういうことですか。この破棄した協定書ね。何かの糸口を解いてね、そのテーブルに付いて、これを元に戻すというようなことは考えてないんですか。もう一度。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） この件に関しましては、その都度、私ども防災課、総務部長ですが、トップの方と協議をして対応を図っておるところでございます。いつもそういった協議をしながらの結果でございます。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 協議をしながらの結果という、今後じゃあこれをどうするつもりですか。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） その都度ですね、トップの方と協議をして、こういったスタンスは変わ

らないんだということを我々は聞いておりますので、ただ実際に災害等があった場合ですね、市民の皆さんは破棄してるんだからということになりますと、こちらがお願いをするというのもまた逆に失礼かなあとと思いますので、そのときはまた違った面で判断しなきゃいけないかなあというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） トップの方のスタンスが変わらないというともう、これは協定は今後しないということ解釈していいんですか。

議長（児玉忠義） 木許副市長。

副市長（木許政信） 大鶴部長はですね、指名委員会にも入っておりませんので、私の方が指名委員会委員長としてですね、今この何で防災協定がですね破棄されるようなことになったのかということですね、ちょっと時間が掛かるかも分かりません。ちょっと説明させていただきます。これは私がですね、副市長に就任した7月です、19年の7月。協会の方から要望がございました。大きくはですね、高落札率の入札調査制度を撤廃をお願いしますと、それから協会会員相互の指名をお願いします。それから19年度工事の早期発注をお願いします。4番目に低入札価格調査における失格基準の設定をお願いします。ということでございまして、19年の8月24日にですね、いわゆるお会いして回答をいたしました。この1番目ですね、高落札率入札調査制度はですね、一般競争入札の導入と合わせて考えていきたいということでお断りしております。これについては検討課題とさせていただきますということで御返事をさせていただきます。それから2番目については、いわゆる協会会員相互の意味は、協会会員だけの指名ということにはまいりませんと。あくまでも私どもは公平・公正なスタンスで指名を続けていきます。と言うことでお答えしております。それから3番目の19年度工事を早急に発注してくれということにつきましては、早期に発注するように努力するということでお答えしております。4番目ですね、これは低入札価格調査における失格基準、このものはですね、19年度7月から導入したんで、これはちょっと見合わせていただだけませんかということでお答えをいたしました。そのあと、9月14日に協定の破棄のお願いが出てまいりました。私どもは基本的にですね、このいわゆる協会さんが防災協定をですね破棄をしたいという根源になるもの。この要望が私たちが今ですね、受け入れられるような状況なのかということをお考えますと、今世論を言えば、いわゆる大変協会さんには厳しい状況が出てる。というのは三浦議員がおっしゃったようにですね、いわゆる日本の財政的な危機がこの地方公共団体でもどうしても公共工事をですね、思うように出せなくなって、いわゆるパイが小さくなったことによって土建業者さんに仕事が回らなくなってる問題。それと宮崎県、福島県、それと和歌山で起きた、いわゆる公共工事を巡るですね不正入札事件があったということが背景にあって、非常に入札のあり方、そのものをですね、変えていく方向が出たということで、私どももそれに対応しなければならないし、また議会の中からもですね、そういったふうに対応しなきゃいけないかという御意見もあります。そういうことの中で、協会の方には厳しい措置と私は思っております。個人的には、だけどそれを取らざるを得ないような社会情勢もあるということで、今協会さんが私どもに、今年も懇談の申し入れがありました、そこにいわゆる進展の予知がない以上はですね、いわゆるここを下ろしてまでも防災協定をお願いしますということにはならないと。あくまで防災協定はですね別のことで、いわゆる市民の財産・生命を守ることでございますから、是非ともです

ね協会の方も今日お見えでございますが、ここには御理解をいただいでですね、協定をですね是非とも執行していただきたい。というふうに思います。部長が言いましたようにですね、これはあくまで建設業協会というきちとした方がおられるんですから、ここを中心にですね今後もお願いしていくというスタンスは変えたくないと思います。よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） はい、分かりました。木許副市長の言われた何点かの中で、協会会員だけを指名に入れてというのはこれはちょっと難しいかも分らん。あとは大人の話し合いですから、これはできると思います。どうぞひとつひざを交えて協会員も市民ですから、ひとつ一番望んでおるのは何かと、今先ほども申し上げましたように、総理大臣候補が今言っておるように、市長もそこらをやっぱりしっかり眼を開けて見ていただきたいなと思っております。次行きます。これからどんどん中身が濃くなってきます。入札参加願の取扱い。入札の参加願は毎年2月に市役所の方に提出するそうであります。その中に実績とか、前年度の実績とか機械、従業員等、いっぱいいろいろ書いて県の審査を受けてパスしたものを市役所にその控えを出すんであろうと。そういったことでございます。それを入札参加願を受けて市がその年の4月1日から、その年の入札に参加させるかさせないかを検討するんじゃないかと思いますが、そうでいいですか。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） お答えします。佐伯市の競争入札参加資格の審査の受付につきましては、先ほどお尋ねのとおりでございます。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） じゃあね、2月でそれを締め切るでしょ。お尋ねのとおりと言えば、4月1日から3月1か月の間で、2月までは従業員もいっぱい居たと、機械も申し込んだ入札参加願のとおり機械もあつたんだと、従業員も技術屋もおつたんだと、4月1日以降になってね、来年の3月31日までそれは使用するんでしょから、4月以降に従業員がおらなくなった、機械も無くなったということであれば、指名の対象になるんですか、再度。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） お答えします。2月での入札参加資格の受付と審査をして、これは先ほど申し上げましたように、大分県の認定と等級の格付けを準用するわけですが、これをした結果、年度途中で入札参加資格に変更が生じた場合、これは大分県からの通知により確認をして対応することにしておりますが、県でもその後は特段、変えた場合には私、佐伯市の方に連絡がありますが、それ以外の場合に変更しておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） あの部長ね、経営事項審査の改正ポイントというのを建設業法の中にある。それを正直に訂正しなければ偽造申請。偽造申請が多いので、行政は偽造申請を徹底指導しなさいということになる。だからそれをそのままにしておけば偽造ということになる。2月の出した時点ではきちんと県の資格審査が通った。4月1日から機械器具も従業員も技術屋さんもおらなくなった。社長と二、三人しかおらなくなった。ていような会社はそのまま放置しておく偽造申請ということに、この建設業法これでねなっておる。あとであんたにこれ控えをあげますけど、ちゃんと勉強してください、いいですか。じゃあそれがもしおらなくなった場合はどうするんですか、佐伯市として。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 資格申請時点とその後において変動が生じた場合どうするかということですが、例えば、技術者の数が変わったとか、少なくなったとか、あるいはその方が退職したとか、そういう場合には、発注のその都度全体に調査するという事は、これはまた困難でありますので、現在やっておりますが、一般競争入札の場合には、要件にその旨を明記し、それに落札候補者が出た場合には、その時点で調査すると、的確であるかどうかを調査して落札を決定すると、そういうことになっております。指名競争入札の場合には、当然その落札したのちに契約に至りますが、その前段で十分確認をするということで、現在特に問題は生じておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1 番（三浦渉） それじゃあ入札後にそれが明るみに出た場合、入札は取り消すんですか。再度 1 点だけ。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 落札した業者が入札後にそういう変動が生じた場合ということですが、入札後の場合ですね、ちょっと今私手元に資料を持っておりませんで、熟知しておりませんが、それは適正な処理の方法があるかと思っておりますので、それはのちほど確認したいと思っております。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1 番（三浦渉） 分かりました。しっかり勉強してください。エとオと一緒にいきます。関連がありますので。次、いきます。これからが本番に本格的に答えてください。開会日にですね、議会で説明したのと若干違う。指名委員会のあり方についてでございますが、今回宇目小学校の要件を取り決める委員会はいつあって、どのように決めたのかお尋ねいたします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 宇目統合小学校校舎・屋内運動場の新設工事のことだと思いますが、これは当初ですね 7 月 28 日指名委員会を開きまして、公告を 8 月 4 日、もちろんこれは要件設定型の一般競争入札をしてでございます。開札日の予定が 8 月 27 日でしたが、この件につきましては共同企業体の構成でございましたが、これにつきましては国等での不適合に相当するという事案がございましたので、再度公告としまして 8 月 21 日に指名委員会を開きまして、入札の方は同じく要件設定型の一般競争入札で、公告では 8 月 25 日、開札予定 9 月 17 日として目下進行しておりますのでございます。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1 番（三浦渉） 再度のことは聞いてないんじゃないから言わなくてもいいですよ。じゃあね、指名委員会の時に建築の総合評点が P 点が 1,000 点、木造 2 階建て以上及び延べ床面積の 3,200 平米以上の建築の 2 階建てを請負って完成した事のある業者が、親とか子とかいう J V の組むわけですが、大分県内にその P 点が 1,000 点と 3,200 平米以上の請負った実績のある業者が大分県内に委員会を開いた時に何社あったかお尋ねします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） お答えします。当初ですね大分県内大手 6 社、県外大手 47 社が参加可能であったと判断しております。その後、指名停止後で県外の大手が 32 社に参加可能であったかと認識しております。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 大手6社、確かに6社が1,000点以上で3,200平米以上の実績をもった、入札に参加できる大分県内に6社が確かにおった。もう1回。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） お答えします。ちょっと私が先ほど質問を十分聞いてなかったのも、答え間違いかもしれません。そのうちですね、木造2階建て3,200平米の実績を求めた場合に17社で28件の実績があることが確認できております。そして指名停止の業者を除いた場合8社で13件の実績があることと確認できております。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） いや大分県下ですよ、再度聞きます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） お答えします。大分県下でちょっと手元にございません。お答えできません。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 大分県下でね、梅林建設はこれはインターネットに載っているからもう公表してもいいんですが、指名停止です。大分県下にP点1,000点、3,200平米以上の工事完成売上げした業者がおるかおらないかをあなたたちは調べなくてインターネットにこれ出しちよるじゃないですか。そしてあとで、議会で報告したのは、それが来ないからね、全国で見たら全国で指名停止があっちよるからちいうようなね、議会でそういう説明をしとる。それはうそやない。それはもうそれでいいです。あとで調べてください。答えるならその次に答えてください。次、いきます。もう1点聞きます。オのところで聞きます。20年度に入札した、これは佐伯市米水津大字浦代間越の工事でございますが、20年度の漁港整備交付金事業間越漁港整備工事の入札、入札設計書の中に、生コンは佐伯の単価であるのか、蒲江単価であるのかということの特記事項に、入札設計書に明記しておったのか、してなかったのかちょっとお聞きします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 三浦議員の御質問のその米水津間越漁港に関するその工事の閲覧設計書に総括情報表というのを添付するのがその点はなかったということで、これは私どもが大変不親切で丁寧でなかったというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 佐伯の19年度までは全部一緒の単価であったんでしょ。20年度からは蒲江単価とか、蒲江は米水津と含めて生コンの単価が違うんでしょ佐伯と見積がね。じゃあそれを設計書の中に特記事項に書いてないのに業者はどのようにしてその単価を拾い出して見積をなさいということであったんですか部長再度に。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） これはもう情報表の中になかった状態ですので、その参加した業者の方はもうすべて同じ情報として、同じ状態でございますので、業者の方がそこは適切に判断されたというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） じゃあ予定価格に近かった業者はそれを知っておったということですか。再度。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） その辺のところは、特にどこがどういうふうに知っておったかということは、それはありません。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） はい分かりました。ここでねそれをあんたが教えたとかね、そういうことは言われなと思いますのでね、次いきます。次が請願、建設業関連の請願についてでございます。6月25日にこの議場で採択された地方自治法125条の規定にということで、市長あてに議長から提出しているこの請願の処理はどうなっておるかお尋ねをいたします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） お答えします。請願が採択されており、そのことは重要に受け止めておりますが、請願の願意であります予定価格の事後公表でなく、事前公表にさせていただきたいという点でございますが、現在その考え方は変わっておりません。最低制限価格の事前公表はこれはもう、もちろんのことでございますが、これまでの20年度の方針を貫いております。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 市長ね、あなた20年間議会活動ということを実績に市長選に当選したんですが、請願というものは市長裁量権ですることできる。しないこともできるということであるが、自治省からここ私が取り寄せたやつをちょっと朗読しますと、法の枠を越える問題や法の争点となっている問題について、民意をくみ上げる道を開いておくことは民主主義の精神にもかない、優れた制度であるといえよう。現在の憲法では国民の基本的人権の一つに位置付け、何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正、その他の事項に関し、平穩に請願をする権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別も受けない。憲法16条に規定してあるね。憲法にもこういうふうなことを書いてる。そして市長ねえ、のど元通れば熱さ忘れるという言葉を知ってますか。市長じゃから当然知っておると思いますがねえ、市長あなたはこのことを忘れては議会に対してばちがあたりますよ。議会が全員一致でこの請願というのを認めてあなたに出したもんですよ。平成18年の8月28日の全員協議会、平成18年の10月16日の全員協議会、19年の3月5日の全員協議会、県からきた助役、佐藤助役、どれだけ議会に何度となく頭を下げて、議会に根回しをして一部の業者の工期を切った3,000万円を国・県に返還する。この一般財源から出すこの予算の中で、議会とは執行部は両輪のごとくと、言うことを言いながら佐藤助役は議会に一生懸命根回しをして、これを全員一致で20年度の予算が県・国から付かなくなったら大変だ。これを認めてやろうやということで認めたことも市長まだ記憶に新しいと思います。なんですかこの久保田部長の20年度のことを貫いていきますと。議会軽視もはなはだしいんじゃないですか。議会軽視、議会無視も、こういうことはですね、市長が一番肝に銘じて、この3回の全員協議会、塩月副市長、佐藤助役、根回しをしながらこの3,000万円を国・県に返還したと。そういうこともまだ市民も覚えておると思いますが、こういうことは議会にお願いしながら、議会が認めて議決をして採択、そして議長から市長に上げた請願が、それを貫いていく。これは一部の建設業界の役員のことだけじゃないですよ。D級からA級までの人は名前を挙げてもいいですけども、私んところに電話かかってきますよ。どういうことですか、15年から佐藤前市長がそれを公平性・透明性をということでこれを実施してきたものを、20年の4月1日からあな

たはこれを廃止した。廃止して財政上何かあるんですかこれ。市長答えてくれませんか。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員より、議会の請願をどう思うかということです。現在は4月1日より今の規定でいっておりますが、これは21年度に向けた請願に対する対応というのも庁内協議をしていきたいと思っております。だから現在、また当初4月1日より現在の状況でありますので、途中に変えるということは私どもにとってもいかなもんかと、そうした協議をしながら、21年度に向けてのそうした協議を含んでいきたいと思っておりますし、また先ほど木許副市長が私ども言いましたように、いろんな業界の中の対応が違ってきておる部分もございます。特に4月1日等については、後ほど説明があると思っておりますけど、国交省の方から事後開示をなささいという通達が来ております。そうした部分は国の指導はそうである。請願は事前でなささいと、そうした部分の調整も私の方も必要だと思っておりますので、これについては十分議会の請願ということを私も受け止めながら、そうした部分について協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） それでは21年度に向けて前向きに検討するという事で市長いいんですか。請願は再度。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今、三浦議員の質問に対して答弁申し上げたいと思っておりますが、21年度に向けて、これは先ほど言った国交省の事後の公表ということで、私どもに通達が来ているものがありますので、そうした部分がどう整理するかと、またその中で大きなもう1点が5%の問題だと思っております。これについても今後隣県でございます宮崎県、平成20年の4月1日から一般競争入札を250万円以上にしたという経過があります。そうした中で、宮崎県の方は建設業協会は、そうした中で協会としては事前公表でなくて、事後公表にしてくれという形で今現在宮崎県はやっております。いろんなことがあります、県としてもそうした隣の県が動いておりますので、そうした部分も周知をしながら、私の方もできるだけ、現在そうした計算いろんなことがあれば、いわゆる市議や議員の方が、その事後公表に耐えるかと、この点についてやはり私たちが一番考えなければいけないと。その点については私は前向きに考えたいと思っておりますし、そうした請願についての考え方を持っております。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 市長どこから来た資料ですか、私が手元にあるのは大分県総務部市町村振興課というところから公共工事入札及び契約の適正化推進についてという資料がありますが、これ予定価格の事前公表は、その理由を都度公表すればしてもよいということを記載しております。部長これ知ってますか。その理由をね、事前公表する理由をその都度公表すれば事前公表してもよいと。こう書いてますよ。それと最低制限価格の事前公表もその理由を公表すればいいですよ。各都道府県知事殿ということで、こういう資料がね。あんたたちこういう資料を全然持ってないんでしょ。これだけ私が通告書に詳しく書いて出している。持っている、持ってるんだったら書いとるでしょ。こういうことを、一緒のことですコピーですからね、事前公表も最低制限価格等の事前公表、あるいは予定価格の事前公表もその理由を公表すればやってもいいと。それが温もりある市民の目線に立った市政の実現じゃあないんですか市長。市民が望んでおることをしてやるのが政治でしょうが。議会議員であり市長であり、市

民が望んでおることを言ってあげるのが政治じゃないですか。何もこれ憲法じゃ刑法じゃあ、地方自治法に違反じゃないじゃないですか。何かあるんですか、これしたら財政上問題があるんですか。もうこれ以上突っ込みません。もう1点あります。時間がありませんので。高落札の制度調査についてどのようになっておるか。昨年の9月議会に久保田部長、あなたも柔軟性に考えると、木許副市長は今施行したばかりだからちょっと市民にこれを、こういうことをしておるといふことを見せて柔軟に前向きに考えると。市民にどのようにこれを公表したのか、市報でしたのか何でしたのか、この辺ちょっとお尋ねします。時間がないので簡潔にお願いします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） お答えします。高落札率入札調査制度は19年の4月から試行で導入しており現在に至っておりますが、昨年のおっしゃるとおり議会でも御質問いただいておまして、柔軟にといふのは、理由書の書き方についてのこともあったかと思いますが、検討はするということですが、現在も試行の段階でございますが、これも当然高落札率止まりでありますと、それなりに競争性が確保されておるのかということが課題になるということ導入したわけで、この制度は今後の一般競争入札が現在のまんまなのか、あるいはまた拡大の余地があるのか、そういったことも関係してきますので、その辺の関連と合わせまして検討していきたいと思っております。今後のまた他市の状況等、見ながら検討していきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 他市の状況を見るんなら部長級はトイレの掃除をしなさい。臼杵はしよるんですから。そういうことだけ他市の見らんでもいい、何とぼけたことを言いよるんか。あなたがここに予定価格は目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる可能性があるよね、こう書いておる。あんたが書いたんでしょこれ。落札価格は高止まりになると、じゃあ先ほどの資料の中に、あんた持つておると言うんだから、分かると思いますが、国土交通省はダンピング防止の行政指導をしなさい。こういうことも書いてる。ダンピングはしてはいけないという指導をしなさい。高止まりになるからていうその辺の解釈をちょっと部長。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） おっしゃるようにダンピングの防止等についても触れられておりますが、これは当然著しく安い価格で落札し、またその結果、工事の成果品に影響を及ぼしかねない事態が生じるというふうなことを防ぐためにそういうことが設けられておると思っております。これは私ども最低制限価格等の制度によって適応していったまいますので、直接そのこととはまた別な事情かと考えております。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） この落札価格が予定価格、これを高落札ですね、高落札がこれを決めて財政上何かいいことがあったん。49.99であればその場で落札を言うね。94.9であればその場で落札を言う。それ以上いったらね調査する。これ何か財政上利益がだいぶ出たんそれちょっと。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） お答えします。この高落札率調査制度の導入によりまして、結果的に昨年度のデータでございますが、手元にあるデータでは、9,000万なにがしか、1億円弱の効果が出たであらうということが、この制度が無かった場合と比べての想定で考えられており

ます。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 時間もない分かっております。2分ですから。最後、市長ねA級からD級まであるの知ってますね。A級の方は非常に見積がうまいかも分からない。B級以下D級までの方はね、まだ未経験者も多いし、そういうことでD級とかC級とかいう格付けをもらってる。市長の言うようにね、この予定価格公表しなければ耐えられない。耐えていけない、これが何かね、前の市長はしとったのにあなたがこれを4月1日から切ったということ。非常にね怒りを感じちよる。この辺一つ最後要望して終わります。何かありますか。お聞きしましょう。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員の質問の中に、A級は予定価格の見積がうまいと、B・C・Dは非常に厳しいという話ですが、現在本市が発注している工事については、B・C・Dについては全部予定価格を公表してるはずですが、A級について一定基準の一般競争入札に対応する分については公表してないはずですが。そうした中でさっき私が言いました時に、予定価格の事後公表、それから先ほど三浦議員が予定価格の公表の適正化ということで私もちょっと今資料を見ました。これをこのまま読ませていただきますと、これは国土交通省のもので、さっき議員と同じ資料だと思います。予定価格の公表について、地方公共団体は法令上の制約のないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり事前公表を行うことも可能であるが、ということなんです。その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること。建設業者の見積努力を損なわせること。談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前の予定価格事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表を取りやめ等の対応を行うものとする。予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。こういう私の方に来ている通達です。だからこれに基づいて私どもも先ほど言った請願を含み上げながら、こうした事前公表を行う場合には、その理由ということもやっば付記していこうと思ってます。そうしたことを考えながら、今後については調査し、またそれについては対応していきたいと思ってます。以上です。

1番（三浦渉） ありがとうございます。

議長（児玉忠義） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、16日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時53分 散会

平成20年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第6号 9月16日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成20年9月16日（火曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榭田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	矢夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高瀨	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市副市長	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下水	道部	長	戸川	高	公	人
副市長	市長	木塩	許月	政厚	信博	消浦	育防	次局	長	川伊	原東	弘宇	嗣三
副教務	市長	塩武	田鶴	隆直	博己	上弥	振興	局	長	白御	田洗	宇茂	達二
教務	市長	大久	保田	成慎	太治	本直	興興	局	長	山曾	田宮	隆健	一清
企画	市長	魚田	住崎		誠一	宇鶴	興興	局	長	河甲	原斐	盛滿	喜義
市民	市長	坂酒	本井	修	一実	米水	興興	局	長	江戸	藤高	幸一	徳
福祉	市長	河野	野	伸	生	蒲江	興興	局	長				
建設	市長												
農林	市長												

議事日程第6号

平成20年9月16日(火曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 一般質問
 - 第2 議案の上程(提案理由説明)
 - 第3 議案質疑
 - 第4 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案の上程(提案理由説明)
 - 日程第3 議案質疑
 - 日程第4 議案の委員会付託
-

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成20年第3回佐伯市議会定例会第14日目は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。12日に引き続き通告による質問者のうち、
本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、泥谷和喜君、2番、和久博至君、3番、江藤茂君、以上の順序で順次質問を許します。

24番、泥谷和喜君。

24番(泥谷和喜) おはようございます。24番、蒼風会所属、泥谷でございます。一般質問も最終日でございます。台風の動向も気になりますが、今日は私はちょっと台風よりも前に緊張しております。それと言いますのも、蒼風会の和久会長が私のあとに一般質問をやりますんで、台風よりも先に怖い思いをするんじゃないかと思っておりますが、しっかり一般質問をして、会長から褒められるように頑張りたいと思っております。

それでは、一問一答でお願いします。今回1問だけ質問をいたします。平成18年度木立小学校校舎・木立幼稚園園舎改築工事の樹木の撤去処分についての質問をいたします。まず、設計書によりますと、樹木の撤去処分は6メートルから8メートル程度が10本、1メートルから1メートル50程度一式とありますが、そのうちの3本が伐採されずに他の場所に移植されております。これは6月の議会で質疑と委員会で委員外議員としてちょっと質問しておりますが、今回一般質問として質問いたしますので、重複する点がございまして、よろしくお願ひいたします。そのうちの10本の樹木のまず種類、2番目にマニフェストの数量という質問をしておりますが、これは執行部の方から数量の合計を出された資料がありましたので、これは省きます。3番目に、設計上の樹木撤去と廃材運搬と廃材処理費用が設計上出ており

ますので、これ3本分が伐採されずにほかの所に移植されておりますので、その費用の分の差額分を業者の方から返還を求めるのが当然だと私は考えておりましたので、その点についてのどのように処理しているのかお聞きします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。泥谷議員さんの平成18年度に行いました木立小学校改築工事に伴う樹木撤去処分に対する御質問のうち、まず、樹木の種類についてお答えをいたします。10本の樹種の内訳は何であったのかという御質問ですが、スギが1本、サクラが1本、マキが3本、カヤが1本、モクセイが1本、それからモチの木が2本、イチョウが1本の10本です。マニフェストの量はいいということですので、次に、設計上の樹木の撤去、廃材運搬、廃材処理費用3本分の差額分の行政の対応についてお答えをいたします。本工事のしゅん工時における施工管理書類のチェックでは、産業廃棄物のマニフェストによる実施数量が設計数量を0.95トン上回っておりましたので、すべて伐採処分されたものと判断をしたところですが、その後、本年6月泥谷議員から10本のうちの3本が移植されているとの御指摘を受けまして、その確認をいたしました。3本は移植の依頼を受けた業者が行っており、元請業者は伐採費用は掛かっていませんが、その他の高木7本や中低木の処理量の合計が設計数量を上回っており、この処理費用が3本の伐採費よりも大きいこと、また、撤去するという目的からすると、出来形に不足はありませんので、返還は求めないこととしたいと考えております。しかしながら、前回6月議会でも申し上げましたように、今回のケースは樹木の撤去処分方法について、施工業者から協議に基づかず、独自の判断により実施したことに問題があったので、このことについて施工者に顛末書^{てんまつ}を提出させ、今後このようなことのないよう、厳重に注意をしたところ です。以上です。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 数量的に0.95トン上回っていたという話なので、一つ一つ確認しながら私の納得のいく答弁をお願いしたいと思います。まず、資料として皆さん、議員さんにもお渡ししましたけども、この大きな分の紙によりますと、解体撤去、この分が9月から大体10月にかけてだと思っ ているんですが、工事の計画表なんで解体撤去は9月から10月だと思います。それでもう1枚のしゅん工の日報といいますが、1週間、1週間、実施された1週間と次の1週間の予定表も一緒に付けてありますが、これによりますと10月26日・27日、これで樹木の撤去、樹木の掘り上げ搬出とあります。それともう1枚が11月の1日に樹木枝搬出というところがあります。これは実際にもう実施して、先ほど言った10本と20トンの分の搬出したという業者からの市に対する報告ですよね、この間。それによりますと、10月26・27で搬出しておりますが、マニフェストの日付を見ますと1回目の産廃場に、マニフェストの日付を見ますと、産廃場に1回目に運び込んでるのは11月の15日になっております。これによりますと10月26・27と11月1日なんで、11月15日までは搬出したとなると、その間15日間掛けて産廃場に持っていつてるわけなんです。そこのところどういうふうに報告を受けておりますか。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。請負者が作成をいたしました工事打合せ兼安全衛生日誌で見ますと、平成18年の10月26日・27日に樹木の撤去作業をしたことになっております。これに対し、議員御指摘の処分場への持ち込みは11月15日になっている。この時差はどうかという御質問ですが、これは私どもの聞き取り調査で、運搬業者が生木を乾燥させるた

めに自社の敷地で一時保管をしていたというふうに聞いております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） あのですね、自社の置き場でそこは仮置き場としての許可を取っておりますか。それと仮置き場に持って行って産廃を置く場合は、写真から一切の報告を受けていなければいけない。部長、市が報告を受けたのはこの前でしょ。私の言っとるのはあなたたちはこれを検査して通してるからね、この前報告を受けたんじゃない。その時は報告ないんですよ。産廃場から仮置きする場合は、ちゃんと写真を撮って報告しなければいけない。産廃っていうものはそういうものですよ。そのためにマニフェストを取るんじゃないんですか。そこでまず、市としてはそれをそう報告を受けたからいいという判断を、まずこの分したんですか。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 産業廃棄物の収集運搬、また処分については県知事の許可が要るようになっております。この10月26・27日に撤去した、つまり11月15日持ち出したとされる収集運搬業者は当然収集運搬の許可を持っております。ただ、仮置き場の許可を持っているかどうかの確認まではしておりません。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） それで通るんですか。枯らしてから15日まで枯らして運んだと。そうしましょうまずね。一応そういう話で進めましょう、そうせんとこの問題ちょっとおかしいからもうここでおかしいよと言えば終わりだけど。それでは、その後のマニフェストの日にちを見てください。2月の26日から5月の24日まで1トンずつしか運んでないんですよ。これをどう説明いたしますか。枯らしとって少しずつ、少しずつ枯れていくんですか。この資料から見るともう2月ごろから建築に入ってるんですよ。私はどう考えてもこれ建築廃材じゃないかと思う。そういう疑念は持たなかったんですか市は。おかしいよとこれね、枯らしとるなら11月15日から12月いっぱい以内に年内に運び込むでしょ普通。それが2月から5月までの間に小出しですよ。これをあなたたちは木の産廃処理でトン数が20トン超しとるからいいという判断をしたということ。その点について、どういう判断をしてこれをいいと言うんですか。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えいたします。持ち出しました4月・5月の時点ではもうなかったんじゃないかということだろうと思うんですが、この時期は私は担当者から聞いておりますのは、本体工事ではなくて、外構工事等に伴って外構工事の床堀等によって高木以外の中低木、玉物であるとか、そういう物が随時発生をしたと、これを現場内に仮置きしてその都度持ち出したものであるというふうに報告を受けております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） ということは、この20トンのね、設計の分と違うでしょ。周りにあった木だから、最初に設計にあった分の20トンの分はこの時点でもう出とるんだから、あとから出た分は発生した分は関係ないんじゃないの。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 当初設計で20トンの産業廃棄物が出るであろうというのは、高木の10本、当初3本というのはあとで分かったことなんですが、当初10本とその他中低木ですね、先ほど申しましたツツジの類であるとか玉物とか一式計上しておるもの。その総量が20トンとい

う想定に基づいて発注をしておる。その産業廃棄物は、その10月の段階ですべてを一時期に持ち出したものではなくて、工程によってその都度持ち出した物もあるというふう聞いております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） あのですね、これまあ議員さんには資料付いてないんですが、工事打合せ衛生日誌というのね、私執行部からいただいておりますけども、この中に樹木の搬出で業者名が入ってるんですね。業者さん、これ業者さんの名前が入ってるのは、この業者さんがその日にちに3本の木の移植を頼まれた業者さんの名前なんです。業者さんに確認したら、それだけでうちは入ったということで確認しました。それが29・30かな、でやっとなんです。29・30の時に私もその周りの大きな木から全部ありましたかと確認したら、その時点ではなかったということなんで、大体もう30日前後には、1日までには出とるんです。この11月1日の樹木の枝の搬出というのは、多分30日にその3本の植え替えるため枝を切って、その枝のごとあるんです。私がどうも調べるにはね。それで担当が4月・5月にね、周りの木があったとね。写真がないんです。それで通るんですか。そういう答弁を今日一般質問しよ。業者さん見てますよ、土木業者・建築業者、そんなあいまいな答弁で乗り切ろうと思ってもそういうわけいかんですよ、写真がないんだもの。お宅から出されとる写真ね、6枚出とる。これもうちょっと質問せなあいけんのがあるけども、6枚出とって1メートルから1メートルから50ぐらいの木ね寄せとる写真はあるね。それからそれを積み込みよる写真もあるね。ここまではいいんです。でもないのが、大きな木の分の伐採しよるところか、積み込みよる所の写真もない。それとダンプに積みよる時には、普通この写真にダンプの番号が、車の番号が写っとなきゃいけない。そうでしょ。検査室の人に聞いてくださいよ。写真が写っとなきゃいけないはずですよ。黒板にも字を書いとるけど何て書いとるか分からない。全く分からないね。それとダンプに積み込んだときに、その枝とか全部積んだときに写真を撮らなきゃ、これはもう校門を出る時のシートを被しとる写真しか撮ってない。でしょダンプでね。それともう一つ、あと1トンずつ2月から出た時の1トンだから2トンか4トンの車なんです。その写真が全くない。仮置きの写真もない。それでよくあなたたちは業者の立場に立った物の言い方をしますね、そういう。これおかしいと思わない。それともう一つ聞きますよ。最後に写とる写真ね、積むとこと出るとこまでは写真が付けとる。はかりに乗る、産廃場ではかりに乗る写真も載とる、確かに載ってます。しかし、この黒板ここだけ見えるんです。コンクリートがらと書いてる。かんかんに乗とる、写真のダンプが乗とるそのここだけ黒板が見える。コンクリートがらち書きよる。これ木くずのダンプの乗とる写真と間違っして写したんじゃろ、どっか木くずの写真があるんですか。ちょっとそこんところを。間違っして私に資料をくれる時に、写真を間違っしてあれたんであるんなら、その写真もちょっと見せてほしいし、ちょっとこの写真じゃあ私はおかしいと思う。コンクリートがらの写真を私見せられても困るから。ちょっとそこんところを。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 議員御指摘のこのトラックスケールに乗ったこのダンプの写真はですね、確かに黒板にはコンクリートがらという表示をしています。この建設工事から排出されました産業廃棄物はですね、もう御存じのとおり、木くずを始めコンクリートのがらであるとか、例えば、アスファルトのがらといったようなものを同じように排出されたものです。写真管

理はですね、逐一すべての車、すべての廃材ごとにとというのが、もちろんそれは完璧な管理ということになるんだと思うんですが、いわば樹木の撤去については、準備工的な意味合いもあって、ちょっと管理が御指摘のようにですね、ちょっとまあ写真管理等に甘さがあつたかなあというふうに思ってます。ただ、数量的には私どもはダンプの姿では重量の確認はできませんので、これはもうマニフェストによる数量の確認以外ないかなあということで、数量的なもので確認をいたしました。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 部長、これ一般質問でテレビで放送しよんですよ。これ業者さんが今の答弁を聞いたら、ああそれでいいんだなという判断になりますよ。検査室がこの写真だけで検査も通しとるし、数量がマニフェストの数量さえあってればいいとね。どう考えてもおかしいでしょうが。業者の言うとおりにしますよということで今答弁しよんのと一緒ですよ。そこんとはっきり言ってください。これ今後佐伯市の建築・建設のねこういうマニフェストの出し方、こういう写真の管理の仕方ね、それでいいっていうことを言っとるんですよ。私はこれおかしんじゃないかと言いはるんですが、おたくはね部長、市の執行部としてはいいと答えとるんですよ。本当にいいんですか。これ大事な問題ですよ、今から工事に関してね、大事な問題ですよ。これ本当にそれでいいという判断なら、今からの建築・土木は大変なことになりますよ。それが分かってそういう答弁をしておるんですか。担当職員がそう聞いたからとかね、そのためにマニフェスト、マニフェストとは何のために取るんですか。そのごみがどういう形で、どこに保管されて、どこにね、どこの業者がどの車、どのナンバーで運んでね、どこの産廃場で処理されたかというためにマニフェストというのはあるんですよ。部長、あなたたちの答えやったらマニフェストなんか佐伯市は取らんでいいでしょ。業者から報告受けりゃいいじゃないですか。佐伯市はね、自分とこの仕事さえうまくいけば、途中の過程で違反しよう何しよう関係ないみたいな答弁なんですよ。それでいいんですか、もう一度答えてください。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） この工事ですとね、産業廃棄物の管理にこれ完全であったかということについては、議員御指摘のように写真管理であるとか、それ以外のものも含めて完ぺきでなかったなあというのは私ども今精査した上でそのように実感しております。しかし、まあ今後はですね、これを教訓にいたしまして、この建設工事あとの産業廃棄物というのも多くの工事でこれ発生をいたします。この管理について非常に、職員が四六時中付いてるわけでございませんで、基本的にはやっぱり信頼関係の上に契約を結んでおるわけでした、ただ業者に対しても可能な限りですね、この廃棄物の取り扱いについては厳正な、少なくとも第三者から疑念を持たれるようなことのないような管理を求めるとともにですね、私ども職員についても厳正な管理をするように、監督するように職員に対してもこの管理徹底は、徹底をさせたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 部長、言われたから今後しますという話ねえ、だれでもできますよ。だれでもそういう質問されたら答えればいいんでしょ。はっきり言って私は前回6月にこの問題を取り上げて質問しとるんですよ。徹底して調べるべきでしょうが、あれで終わったと思っただけじゃないの。徹底して調べるべきでしょ、これもしかすると、不法投棄のおそ

れもあるんでしょ。じゃないの私の言うとおりに、これが2月から先が建築廃材だったらね、残りの最初の3トンほどはある。残りの17トンほどは不法投棄のおそれがあるんでしょ産廃に持って行ってないから、そうじゃあないの。不法投棄になるんじゃないの産廃として出さなきゃいけないのを出さないでほかの所に捨てとったら。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 議員がおっしゃるようになりますね、いわゆる産業廃棄物をほかの所に持って行って処分したということは、これは当然不法投棄、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に当然違反いたします。私たちはこの学校の改築工事に伴う支障となる樹木の撤去の産業廃棄物のマニフェストの量はですね20トンであると。正確には20.95トン発生したと。ですから不法投棄はされたというふうには考えておりません。適正に最終処分場に持ち込んで処分されたものというふうには考えております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） だから部長言ってるでしょ。適正に処分されとると思っとるんなら、こういうことはおかしいじゃないのと私は言いよる。調べたの、私、業者かなりあっちこっち聞きましたこれ全部見せて、おたくたちの業者どうしますかって。いいやわざわざそのね、木をどっか処分場まで持って行って、その処分場のマニフェストに書いてる業者さんは蒲江です。蒲江まで持って行って、それから直川まで1トンずつ運ぶようなね、そういうことはせんでしよう。ほとんどの業者、1社でもいやうちもすると言うた業者は、ありませんよ。これ本当にそういう判断を市がしたとなると、今後大変ですよ。数量さえ合つとるからそういう判断をしましたと。これ調査しますという答えが戻ってくるかと思ったら、あくまでもそれで、そういうふうな判断をしますということなら、それでいいけど。そりゃ部長、かなり大変な汚点を残すことになりますよ。これ私は市としては、最終的にもうちょっと調査してちゅうのが本当ですよ、これ産廃ていうのは大変なことなんです。ただ木の枝だからというと思っとるからもしれんけど、産廃というのは、木の枝でもなんでも産廃という工事で出た産廃は、ちゃんとマニフェストで調べがつくようにしとかなきゃいけないしね。それがもしほかの所に捨てられておったら、あとから出たら不法投棄になるんですよ。そのときに市はね、あの時は数量がおおちゃったけそげえ思うたって、それじゃあ通りませんよ、今回私が一遍質問しちよるんだから。考えられんでしょ。蒲江まで持って行って1トンずつ運んどるし、これ私調査しますよ。する方法あるんですよマニフェストが出とるんだから。そりゃもう部長が答えきらんのなら副市長でもいいけど。

（「議長」と言う者あり）

議長（児玉忠義） 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前11時17分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの発言は、動議として成立しておりませんので、一般質問を続行いたします。

泥谷議員。

24番（泥谷和喜） それでは、続けさせていただきます。一応おかしい点は一応私の方から言ったんですけど、部長こういうマニフェストの出し方、それと日にちのおかしい点と写真のこ

れだけ、たったこれだけの写真で判断したということですが、そのこのところ部長として本当にこれでよかったのか。こういう形の検査を通したということについて、どのように考えとるんかちょっと聞かせてもらえんですか。今まではこれ甘かったから、今後厳しくしますと言う。今した人が許されてねえ、今度工事を取る組みは厳しゅうなったという話なんですか。どうもその教育問題も何か似たように、あとから今後ちゃんとしますという教育長の答弁と一緒に、何でほな今までせんかったのかという話になるんで。そういうあいまいな答弁がずるずるずるずるこういう問題が出てくるんで、ちょっと部長として、こういう甘かったことに対してのちょっと考えを聞かせてください。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。私個人的にですね、合併前に確か3年だったと思いますが、工事検査の係長をいたしておりました。合併を挟んで3年間工事検査課長を拝命をいたしまして、検査については比較的長い期間在職をさせていただいたと思っております。この産業廃棄物の処分についての写真管理についてですが、先ほど申しましたように、建設工事のもう言ってみればほとんどの建設工事で産業廃棄物というのは発生をいたします。一番明確にされるのはすべての車の台数、その一台一台の写真、あるいはそのプレートの入った写真、あるいはすべてのトラックスケールのデータ等を取揃えるというのが一番いいんだと思うんですが、この産業廃棄物についてはトラックの状況だけでは重量というのは分かりません。あるいは台数もどの写真だけです、同じ車で一日のうち複数回処分場に持ち込んだといったようなものを、それを本当に何回というのをその判断も写真で非常に難しいところがあります。そこらを私たちは、その産業廃棄物のマニフェストによって処分業者が最終的に発行したもので確認をするという手法を取っております。これでよかったかどうかということについては、これは完ぺきではなかったかも分かりませんが、今後この産業廃棄物の一台一台の台数について、どういう管理が一番そういう確実にそれが処分されたのかどうかというのが良い方法かどうかについては、検査担当ともう1回検討をしてみたいというふうに思っています。以上です。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） あのね部長、大事なことは私これ6月に入札の議決、弥生の給食センターの議決の時にね、こういうおそれがあるよと、だから大丈夫なんかと言って質問しとるんですね。その時に出了た数字がこういう形でマニフェストの数字が出てきたから、私もそうかと思って調べてみたら、どうもおかしいと。普通じゃあ考えられないような日付になると、だから本当はその時点でね、議員が質問しておかしいと言うんだから調べるのが本当でしょう。その時に執行部から出了たものは、トン数が合っるといいと判断しましたという判断だったでしょ。そんだけ議員ちゅうのは言ったらあいまいに聞いていただけのですね。しっかり聞いていただけのんかと思って一般質問とか意見を言っとなんかけど、執行部としては議員の話っていうのは大抵そうやって聞いとるんですか。一般質問の議員さんが真剣に1時間、真剣にやっとなのに、今後検討しますとか、そういうね形で聞いとったとしたか思えないじゃない。だからこの件は私は納得いってないんですよ。幾らあなたたちがこれはそう思いますと言ってもね、それは関係ない人はあーそうかもしれんということに。あなたたちは検査をして発注側なんですよ。発注側の人間がそんないい加減な答弁でおかしいでしょう。業者から聞いたら4月と5月は周りの木をね、その分が出たからその分です。ほん

なら2月から3月分はどうなっとるんかと聞きたい。2月から3月、4月というのはね、前のを乾燥して持って行ったんですよ。仮置き場の許可も取っとるんかも確認してない。仮置き場をするためにはその仮置き場の許可も要るし、その写真も要る。全くない。それで業者さんが言いましたからというて答弁する執行部側の答弁、いいと判断するのか悪いのか。そのこのところをまず副市長、どちらかちょっと答えてください。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 酒井部長が答弁してるようにですね、本当今までは業者さんと我々というのは信頼関係というのが重要ですね。私も執行部の経験ありますけれども、そういう信頼関係で成り立っておったのがですね、本当に議員御指摘のようにですね、この業者さん本当の不法投棄のおそれもあります。本当廃材等をですね処分する場合はですね、簡単に考えてもらってはですね本当困るというそういう時代になっております。変更等あればですね、自分とここで勝手に判断すべきでなくですね、担当課に申し出るべきであると私は思います。御指摘の点でありますけれども、再度ですね聞き取り調査をやると同時に、今後職員にもですね、廃材等のですねマニフェストの変更等を厳しく指導していきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 副市長はある程度、産廃について厳しく判断するという答弁ですが、部長、部長は立場からね、この件あんまり騒いでいろんなもんが出てきたらいけんという立場でしょうけど、本当これ大変なことなんですよ、分かりますか。ねえこれもし、これ今副市長、調査すると言うて、調査してこの数量がね樹木のやつじゃあないとなったときには、その責任もあるし、私とその違反じゃないかという業者が弥生の工事をやってるのに、この工事はおかしいよと、この業者にやっていいんですかという話をした時に、こういう議員をね、議員を納得させるような数字的なものを出してきとって、議決をしてもらってる。その責任というのは議会に対しても失礼な話なんです。これまあこの常任委員会になるかもしれませんが、この件は常任委員会の方で建設でも何でも調査するように私もお願いして、議会としてもちゃんと調査しなければいけない。そうじゃないと議会としても弥生の工事に関して議決をした責任もあります。議員はそういう責任のある立場で議決してますんで、これがああいじやあないか木の枝じゃったき産廃じゃあ、そんならいじやないかという問題ではない。これは教育問題、今ねわあわあ言っとるけども同じことなんですよ。自分たちが業者が言うてきたから、はいいいですよと。教育問題でもそうでしょ。県の人たちが県から来て推薦したから推薦しましたと、そんな簡単に逃げてるけども、一緒ですよ。業者が言うてきたからそれとおり信用しましたと。まあ今副市長が信頼関係と、信頼関係というのはお互いに本当にやり取りして間違いのないというときに信頼が起こるんであって、調べたりそういう調査をしない前から信頼してますよというから、どっかでだまされたりするんじゃないですか。お互いの信頼をとるためにはお互いに腹を割って存分に調べあって、よしあんたところなら間違いのないという線が出たときに信頼というのが生まれるはずなんですよ。副市長も簡単に信頼、業者を信頼してますと。そりゃ業者に対してはあー信頼してもらっていいかもしねんけども、それだけじゃあ執行部の立場としてはおかしい。もう一度、市長でも副市長でも結構です。この件に対して、調査してピシャツとするのかしないのか、だれかお答えできる人がいたら。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 本当あの信頼してたわけじゃないんですよ。信頼関係で今まであったということです。この業者だけでなくですね、仕事を出す以上ですね。しかしながら本当にこういうことが起きるといことはですね、議員御指摘のように腹を割ってですね、あんたどこちゃんとやっとするかという確認もですね、やるべき、もうそういう時代かなという思いがしております。先ほど答弁したようにですね、この件しっかりですね、聞き取り調査をやってみたいと思います。ただし、これJVでですね工事取ってるもんですから、代表構成員の方が倒産していないんですねえ。担当も退職しておりますけれども、地元の業者がかかわっておりますので、調査をしっかりやっていきたいと思いますので、御理解していただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 調査ちゃんとすると言うんで、業者は倒産してますけど、マニフェストに関しては、いついつ搬出して、どこの業者が運んで、どこに仮置きした。その仮置き場所もまだ特定できてないと。どこに仮置きしてどういう形で処分をしたというところまできっちり報告していただきたい。それはこういういい加減な形の検査をした責任として議会の方に報告する義務がある。私はそう思いますので、この件につきましては、その報告待ちということで、今回一般質問終わらせていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、泥谷議員の一般質問を終わります。

次に26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番の和久博至です。大変な人のあとにすることになったなあと思っております。今回は泥谷議員のあとを受け継いでというわけにはいきませんので、別の件でお話をいたします。エコセンター番匠のランニングコストについてまずお聞きします。佐伯市では合併2年前の平成15年に蒲江町を除く1市7か町村で、広域事務組合事業として1日に110トンの処理能力を持つごみ焼却施設を建設いたしました。エコセンター番匠と名付けられた最新式のガス化溶融炉です。ところが、この溶融炉はシャフト式と呼ばれ製鉄会社の溶鉱炉と同じシステムを持っております。炉の上部からごみと共に石灰石、コークスを投入し、下部に空気と酸素を吹き込み1,700度以上の高温にしてすべての物をドロドロに溶かし、下からスラグとして取り出します。この溶融炉の中でごみをガス化し、それを燃焼室でさらに燃焼させ、ダイオキシンを出さないようにするというシステムになっております。したがって、基本的に石灰石、コークス、酸素を作るための電力を多量に使用する施設となっているのがこの溶融炉の特徴です。この溶融炉は非常に高価であるため自治体はこの方式の炉を設置することに極めて消極的でした。ところが平成14年に国は新しく設置する炉では、ダイオキシンを0.1ナノグラム以下とするよう規制し、さらに新設炉は100トン以上のごみを処理する施設でない補助の対象としないとしたため、各自治体はやむなくこの溶融炉を建設するに至ったのです。佐伯市でもごみ焼却施設を女島、灘、苦木、女島と設置場所を変更していく過程でこのシャフト式溶融炉を選定していったということになります。佐伯市では機種を選定する際にコンサルに委託しましたが、その報告書にはランニングコストについて次のように述べられています。シャフト式溶融炉はランニング費が高価になっている。しかし、ランニング費については実績の積み上げにより判断するのが妥当と思われるので、現時点では評価できないと判断するというのです。高額になるランニングコストを除外して機種を選定しておりま

す。異常な選定と言わざるを得ません。しかし、運転から5年がたち、隠されていたランニングコストの実態が明らかになってまいりました。溶融炉の抱える最大の問題点を検証すべき時が来たように思われます。まず、ランニングコストの現状について御質問をいたします。溶融炉はその特性として原発の運転並みの高度な技術を要求し、自治体の職員が運転できないとしてJFEの子会社にすべてを任せ、その運転委託料が2億2,700万円掛かっており、年間です。2年前の12月議会でこの委託料に問題があるとして質問いたしましたが、その時と比べ更にコストが上昇しております。決算ベースで特に点検料・燃料費がどのように増えているのかを御説明ください。コークス、灯油を含む燃料費は今年になって、平成15年度当時の約6倍に高騰しております。ランニングコストが異常に膨らんでいるように思われます。しかし、この点は決算上では把握できません。まだ結果が出てない途中なのです。それで平成20年度予算及び補正予算でどのように措置される予定なのか、また措置されているのか。上記項目について御説明ください。以上です。よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 和久議員の御質問の管理費高騰の現状についてということでお答えを申し上げます。まず、定期点検整備業務委託、これが平成15年度1,029万円、平成16年度3,715万9,500円、平成17年度8,358万円、平成18年度1億1,445万円、平成19年度1億3,860万円です。なお、平成15年度、平成16年度の2か年間は保証期間中であつたため、法定点検のみの費用であります。次にコークスは、平成15年度4,316万5,332円、平成16年度7,916万2,608円、平成17年度9,141万9,354円、平成18年度5,360万1,161円、平成19年度7,194万3,941円です。灯油につきましては、平成15年度829万9,200円、平成16年度933万3,900円、平成17年度1,320万2,700円、平成18年度1,708万9,800円、平成19年度1,445万4,300円となっております。次に、平成20年度予算措置の件であります。昨年12月の当初予算要求書作成時点におきましては、ある程度コークスや燃料単価等の高騰を予測した上で計上いたしております。しかしながら、御承知のとおり契約時点では予想以上に単価変動が大きく、^{じんかい}塵芥中間処理費の予算が不足する見込みでございます。今後、清掃費全体の予算執行状況を見ながら、必要に応じて補正予算等の措置を行いたいと考えております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 平成20年度ですね、平成20年度の予算措置としてですね、これが蒲江エコセンターと一緒にありますんで、非常に分かりにくい部分になってるんですよ。それでエコセンター番匠だけを取り除いてですね、管理費は全体で予算措置幾らになったのか、分かってますね、それは。それと点検料が幾らか、コークス、灯油、それぞれ幾らとして、まず当初予算決めたのかを御説明ください。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 今手元にその予算要求書の細かい資料を持っておりませんので、分かる範囲でお答えいたしますが、まずコークスにつきましてはですね、単価的に見ますと大体46円、キロ当たりぐらいで予算要求をしております。実際はこれよりかなり上の金額で契約をしております。それから灯油につきましては、予算要求時点では1リットル当たり84円程度で計上しております。それから委託料、その他がですね、いろいろ一緒に要求をしております。さらに予算要求につきましては、また財政課の方の査定がございまして、個別の値段が出ておりません。これは全体的な予算の枠の中で出入りがございまして、全体的に調

整しながら予算執行していくというふうな状況でございます。ちょっと今細かい資料を手元に持っておりません。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 私はわざわざ平成20年度の予算をきちんと知らせてくれと書いておるんですよ。そうですね、しかもエコセンター番匠とエコセンター蒲江が分けられんなんでありえんでしょ。私が聞いた限りでは、これ6億8,800万円になってますね。それでよろしいんですかね、全体。そしてさらにコークスについては1億8,000万円プラス、今度12月議会で補正として更に数千万円上げたいということになる。そのことを知らんわけないでしょ。お答えください。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 先ほど申し上げましたとおりですね、ちょっと今手元に資料がありませんので全体金額についてお答えできませんが、当初予算要求段階でコークスはですね、1億2,970万円程度で予定をしております。それから灯油が1,730万円程度まあ掛かるだろうということで予算計上をしております。実際はこれ以上の上のペースで今値段的にはいっておりますので、多分不足するであろうと、そういうふうに予測しております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） ちょっとそこを答えてもらわんと困るんですけどね。わざわざこちらが書いてくれと、平成20年度をきちんとしてくれと書いとるわけでしょ。平成20年度の予算を言っとるんですからね。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは予算要求書の資料を持ってきてから、その点についてお答えしたいと思います。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 全体のお金はちょっとエコセンター蒲江と中間処理費ですね、幾らかをお答えください。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それについても後ほどの資料を見てから正確にお答えしたいと思います。今あの宙では細かい数字を覚えておりませんので。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 一応これ出てますよね、7億5,000万円ですね、せいぜい蒲江、エコセンター蒲江の場合は、管理費上がったとしても5,000万円程度でしょ。だから7億円近くがエコセンター番匠に使われるというふうに考えていいですよ。これ4億3,000万円だったんですよ、それが約7億円近くに上がっているということです。これだけ管理費が上がってきているということです。それについてちょっとどうお考えなのかね。まずこれ、溶融炉じゃなかった場合、中間管理費幾ら掛かっているかって、平成13年度の時は4,161万円、平成14年が3,538万円です。つまり、4,000万円か3,000万円程度で管理が全部できてたわけですよ。それが今は7億円掛けないとできないという施設になっているわけです。これ7億円というのはどういうお金が分かりますよね。補助も何も付かない生のお金ですよ。佐伯市の7億のお金、これ事業するとしたら70億の事業ができるものでしょ。この7億を削るのに相当に苦労しておるんですよ。ところがこれだけ掛かっている。今お答えしてもらえんかったですけど、非

常に増えてるってことはお分かりですよ。そのところどのくらい増えてると考えて、どうお考えなのかちょっと教えてください。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 和久議員が言われているのは4億数千万円というのは恐らく平成15年段階の数字だろうというふうに思います。それから現状はですね確かに増えてるのは事実でございます。これは先ほどちょっと申し上げましたが、まず15年、16年、この2か年間はメーカーの保証期間でございますので、要するに点検整備の法定点検以外の分についてはすべてメーカー負担という契約でございましたので、その分の費用は恐らく1億とかそういう2億とかそういう数字は違ってくると思います。それともう一つはですね、非常に佐伯市の旧ストーカーバッチ式の場合は安かったということでございますが、実はこれごみは7か町村一緒に今処理しておりますので、当然ごみ量全体も増えております。それから、先ほど議員が言われましたように、要するに公害の処理、これについても平成14年の12月に新しいダイオキシン特別措置法ができて既存の炉では対応できなくなったということからですね、かなり高度な処理をしなければいけない。当然高度な処理をすればそれだけ維持費は掛かってまいります。そういったところからガス化溶融炉という方式を採用したというふうに私は伺っております。それからもう1点、管理費高騰の大きな原因を占めるわけですが、通常ストーカー方式の場合はですね、ただ燃やすだけです。灰の処理はできません。普通一般的には今自治体で採用しておりますのが、その灰処理を外部に委託するかもしくは灰溶融設備、灰をわざわざ溶かす設備を新たにくっつけるか、この2点しかございません。そしてガス化溶融炉のいい点はこの燃焼と灰の処理、溶融を一緒にできるというのが特徴でございます。したがって、その二つを一緒にすることによって最終処分場の負荷を低減すると、そういうコンセプトの下に建設されたのでございますので、灰処理も含めた維持管理費というのはかなり高くなっているというのは事実でございます。それから3点目はですね、焼却炉といえますのは大体5年ぐらいたちますと、今6年目でございますが、すべての機器が24時間運転で非常に過酷な条件で運転しておりますし、また燃やす物がごみという非常に成分の安定しない物を燃やしておりますので、かなり機器の劣化もはようございます。温度も非常に高いということもございますが、そういったものがそろそろ交換時期にきております。既にもう交換しなきゃいけない機器もだいぶありまして、今年度の予算にはその分をプラスして実は要求をしております関係で若干1億ほど増えているんじゃないかなあというふうに、今宙で覚えておりますけども、そういったことが大きな要因かなと、そのように考えております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 僕は市民生活部長というのはそういうことしか言えんのかなと。つまり、現在の予算措置がどうなっているかさえ言えんような人なんですか。そうじゃないでしょ。非常に数字に詳しい人ですよ、あえてとぼけているんじゃないんですか。いいですか、これ現在6割以上の自治体、これを溶融炉を採用している6割以上の自治体が、ものすごく困っているんです。こんなはずじゃあなかったという。これは時事通信の資料なんですよ、何でこんなに上がるんだらうかというのが実態だと、これ神戸新聞に出てました。さらについ先日の新聞ですよ、これは8月27日ですよ。長崎県諫早市及び島原市、これ4市で作っている県央県南広域環境組合というのがありますね、このランニングコストが年間5億8,700万円以内という性能保証を取っていたにもかかわらず、これの2倍近いお金が掛かってき

たと。毎年5億から6億余分に払わんといけんようになってる。それで損害賠償請求をするということを決めましたね、この9月に約20億円の損害賠償を請求するということになってます。これ今簡単に1億増えてますと、これからどんどんどんどん増えていきますと言ってますね、非常に大きな問題なんですよ。原因について今から入りますけどもね、この溶融炉の一番の問題点というのは、まず管理費が高いということですよねえ、ここはお分かりですね。2億数千万円この管理を今までは市の職員がやってたのができないと、で今35名雇ってますねえ、だからこれはもう必然的にこの管理委託費というのは増えてるわけですね。さらに補修費、これがこれから分かんと言ってるわけですね、既に損害賠償請求してるところも出てきてるわけですね。さらに点検費、この点検は自主点検と法定点検、法定点検はなぜかという、酸素を作るためのタービンを持ってるわけでしょ。それだから法定点検は必ずその時には1,000万から2,000万要りますよね、自主点検だけで1億円掛かってると言ってますね、これだけの費用が掛かることはこれは明らかなんです。これからさらに故障があったらその都度全部お金が増えていくということでしょ。高価なものですね、さっき言いましたよね。それに加えてコークス値上がりというのは御存じですよ、市民生活部長ともある人が知らんわけじゃないですよ、異常に値上がりしてる6倍ですよ。どのような原因で起こっているかはもちろんお分かりですよ、オーストラリアの炭坑が水没してしまって、最大の供給地が供給できなくなった。それは後でお願いします。今の話でいいですから。それと中国がものすごく石炭を使いだした。今までは中国は正に輸出国だったんですよ、その輸出国が石炭を最大使いだしたもんだから、今度は競争が始まった。そのために価格が異常に高騰したわけですね、これ間違いないですよ6倍ですよ。石油が6倍、1ガロン当たりそれこそ20ドルでずーっと推移していたのが、今120ドル、150ドルと上がってますよねえ、これももちろんそうですよねえ。どこが問題になるかと言いますと、この溶融炉、このシャフト式というのは正にコークスを投入しない限りできないわけです。コークスってのは何かと言いますと、原料炭ですよ、この原料炭を蒸焼きにして、そして製鉄に利用できるようにしたものでしょ。このコークスを入れなきゃ駄目、これが約2億円近く投入しなきゃならんとなったら、正に2億のお金をごみを燃やすために投入してるのと同じじゃないですか。このことについてこれだけ原因、どのようにお考えになれるのかお答えいただきたいと思いません。今私が言った原因を全部言ったわけですよ、それについて市民生活部長としてどのようにお考えかということです。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） まず、諫早の溶融炉の件ですが、あれは炉の形式がサーモセレクトという方式を使っておりまして、端的に言えば煙突のない形式でございます。排ガスを全部水を通して、その水の中で有害物質を除去するというシステムでございます。事前にですねそのガスを抜くために非常にたくさんの天然ガスを使用いたします。それが予想を反してかなり掛かっているというふうな状況のようであります。細かい状況について私も現地で調べたわけじゃありませんのでよく分かりませんが、伝え聞くところによりますと、そういう状況であると。かなりごみ質とかちょっといろんな原因があるようでございますけれども、予想以上に想像できないほど天然ガスを使用してるという状況のようにあります。だから私どもの方のコークスはですね、ごみ1トン当たり大体90キ口前後ということで当初から予定しておりましたので、その量については今現在も変わっておりません。当初から大体設計どお

りの使用量というふうに理解しております。現在20年度になってからはもうちょっと運転方法を見直しまして若干今下がりがつあります。そういったところでコークスの使用量、それから金額を低減していきたいというふうに考えております。それから管理費の35名雇用してるんで高くなるんじゃないかということでございますけれども、これは当然前の清掃センターの時には市の直営でやっておりましたので、その人件費額については掛かっていたわけでございます。当時の人件費と比べますとこの35名の人件費そのものは一人当たりの人件費は安くなってるといふふうに理解しておりますし、さらにここはリサイクルプラザを併設しております、そのリサイクルプラザの受け入れ、それからプラットホームの誘導等もこの35名ですべてやっておりますので、焼却炉そのものにですね、全部この35名が張り付いているという状況ではございません。その範囲は誤解のないようお願いしたいと思います。それからもう1点、補修費についてですが、まず点検の中で自主点検、法定点検があるというふうに申しあげましたけれども、当然法定点検にはですね、いろんな法定点検がございます。一番大きなのが当然、電気事業法による蒸気タービンの関係、これは高温・高圧でございますので、当然国の法令の適用を受けますから、年に1回もしくは2年に1回、4年に1回というふうな点検のスパンがございますので、それに合わせて当然毎年金額の増減はございます。そのほかにごみクレーン、これも労働安全衛生法の規定によって点検しなきゃいけませんし、計量器もですね、計量法の規定によって年に1回は点検する必要がございますし、また自主点検ていうのはかなり複雑になっております。そういったところから点検費についても高額になっておる。それからもう一つ補修費ですけども、細かい数字はちょっと今簡単には申しあげられませんが、例えば、他県のものでですねガス化熔融炉を採用しているところと比べて見ましても、佐伯市は突出して大きいというふうな状況ではないようでございます。近くに甘木とかですね、それからちょっと今ど忘れしましたが、鳥根県の浜田市だったと思えますけれども、そこらと金額を比較をいたしましてもですね、佐伯市の方が安いような状況で今推移している状況でございます。金額についてはちょっと手元に持っているはずなんですが、ちょっと今資料が出てまいりません。それからコークスの値上がりを予測してなかったのかというふうな状況でございますが、コークスの値段の変遷をちょっと申しあげますと、平成15年度がキロ当たり18円これは税抜きです。税を入れますと18円90銭であります。それから16年度から大幅に値上がりをいたしまして、16年度が33円60銭まで上がっております。それから18年度になりまして若干落ち着きまして24円40銭、それから19年度が約30円、20年度が議員御指摘のように今契約単価は67円41銭でございます。これは世界的な傾向で今議員のお話があったとおりでございますけれども、いかんともしがたい状況でございます、このガス化熔融炉のコークスを使った方式を建設する当時はですね、非常にコークスの値段は長期間にわたって安定しておりました。ここまで変動するとは恐らく皆さん予想してなかったんだろうというふうに思います。そんなところで、今後ともコークス、特に頭の痛いのはコークスでございますが、今私どもの方は世界的に品薄状態でございますんで、この64円で1年間の契約をしております。今現在これは7月の時の資料なんですけれども、現在の中国のですね、FOB単価、これは本船積み渡しの単価ですが、USドルで730ドル、これトン当たりです。それにフレート、船賃の35ドルが追加されて非常に高い状況になっております。これが今後どうなるかというのは正直言いまして、専門商社の方もあまりはつきりよく分からないというのが正直な話のようでございます。オリンピックが終わりまして、一部中止を

してた石炭の生産が再開されたところもあるようでございますが、それ以上にですね、実は冬場になりますと中国は石炭を暖房用に多量に使用いたします。それから凍結等で運送が滞るといふような状況なんかを考えますと、あまり安くなる見込みは現状のところではございません。一番大きなのは中国の経済状況の発展に合わせて、コークスの使用量に合わせて増加してるといふことでございまして、なかなか外国に回るまでの玉がないというのが実情でございます。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 結局そこを今言いましたよね、キロ当たり67円になつると言いましたね。つまり18円だったのが67円になってるわけです。ものすごい値上がりをしてるわけですね。いかんともしがたいと、そりゃそう言やあ簡単ですよ、ただ私はこれをどうしようというつもりはないわけです。ものすごく上がってますねと言ってるわけです。ものすごく上がっていることに対してどうお考えですかと聞いてるわけです。つまり困っておるのか、それで当たり前と思ってるのか、ということですよ。そこで対策が出てきますよね、どのような対策かという、前質問した時に、ここに入ったんですけども、結局何とかならんのかと、つまり随意契約ですねほとんどが、溶融炉というのは非常に特殊なものですから、その造った会社の子会社そこが委託をしているんな点検をしたり、いろんな補修をしたりするのが通常ですよ。あるいはコークスにしてもそこから入れて、そして子会社から受け取ってますね、それだと問題があるんじゃないか、つまり随意契約じゃなくって、競争入札の形ができたのかということ質問したんですよ、それについてはどのようにお考えですか。どのような対策をとられたんかですね、お聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 質問の内容が通告書の24の1のウの方に入ってるようにありますので、その原稿を読ませていただきます。運転管理業務委託や定期点検整備業務委託についてですが、この業務におきましては、建設メーカー独自の技術を有したものをメンテナンスするため、その構造等を熟知していない者が受注することは、ごみの安定処理に支障を生ずる等の理由から随意契約で契約を締結しております。契約額の決定に際しましては、業務内容の必要性などの精査等を行うとともに、見積書等の内容について他の類似自治体との比較などを行いながら、慎重に進めているところです。しかしながら、議員御指摘のとおり、決定までのプロセスには違う角度からの検証も必要と考えているところであります。このような状況を打開するため、来月にJFEガス化溶融炉を所有する関係自治体で協議会を設立する準備を進めているところであります。他自治体との連携を強め、情報交換を行うことで維持管理上の技術力を向上し、今後とも経費削減に努力していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 先ほど私が補修の問題、補修で述べた時に、あれはシステムが違うんではないと言いましたね、ところが今は一緒にやろうと言ってますね、できるんですかこんなのが。つまりこのシャフト式のガス化溶融炉JFEを受けたところってのは少ないでしょ。今私が思い出してるだけでもと言いましたよね、浜田と甘木、ここしかないでしょ。これどうして連携してから会社にあたるんですか。非常に困難でしょ、それだったらもう下げてますよね、もちろんいろいろ努力してることは分かってます。ただ何百万か下がりました。そういうレベルですよ、私が増えてますねと言ってるのは億の単位で言ってるわけです。だから

非常に困難なこの上がってることに対して、さっき言いましたけども、致し方ないと言いましたよね、この致し方ないけど7億円のお金をつぎ込んでしまう。それでしょうがないんだと言えるかどうかということなんですよ。そこでちょっとお聞きしたいんですよ。これは本来一緒に言うべきであったかも知れんですけども、ごみの減量化というのが出てきますね当然、コークスを減らせばそれだけお金が要らなくなる。あるいは灯油も要らなくなる。あるいは人件費もそこで削減できるんじゃないかということは見えてくるんですけども、そのごみの減量化ということをどのようにお考えですか。これについて、一つ参考になるのが、弥生、本匠、直川ですよ。これが平成9年度は1日当たりの使用量、ごみの出す量としては、佐伯市のこれ前4分の1だったんですよ。佐伯市がごみを出しているときにその4分の1のごみしか出してなかったわけですね。これについてどのように、なぜ少なかったのか。そして現在はどのようになっているか、そこをお答えいただきたいと思います。合わせてです。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 1人当たりのごみの排出量の件、お答えいたしますと、一般的にですね大都市ほど数字が1人当たりの排出量が大きくなるという傾向があるのは事実でございます。本匠、弥生、直川から排出されるごみ量が少ない具体的な原因についてはですね、まず一つは事業系の一般廃棄物が少ないということ。もう一つは生活形態の違いからではなからうかというふうに思っております。合併以前のデータについてはちょっと資料がございませんでしたけれども、昨年度のデータこれを見ますと、この3地域から排出される1人一日当たりの家庭のごみ排出量は旧佐伯市の66%、約3分の2でございます。佐伯市としましても、ごみ減量化を推進したいという考えを持っておりますので、4月から既に御承知のとおり、資源ごみを無料化するなどの施策を行ったところでございますが、今後も市全体でごみの発生抑制、再使用、再生利用の3Rをさらに強力に推進し、さらなるごみの減量化を進めていきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 3分の2に増えてるということですね、つまり4分の1だったのが3分の2に増えてるわけです。それは都市部と田舎との問題だと言いましたけど違いますよね、上浦町がこれが平成9年度の時には907グラム一日当たりですよ、1人当たり907グラム使ったのが、この時弥生等では287グラムでしょ。上浦等と比べても非常に少なかったわけですよ、実はこの弥生のシステムというのは非常に優れたシステムを持ってたと見てるんですよ。それが何かと言いますと、生ごみのたい肥化ですよ、このシステムを持ってましたね、そして分別収集をしながら生ごみをたい肥化しながらごみの量を減らしていった。そういう経緯があるわけでしょ。リサイクル等を一方では進めてますね、ごみの減量化と言ってますね、ところが熔融炉というシステムはごみの減量化には馴染まないシステムですよ、何でも燃やす、できる限り燃やす。そういうものとして造ってるんですよ。しかも24時間これ燃やさなきゃなりませんので、止めたら人件費が今度は余分に掛かってくるわけですね、夜中何もしてなくてもその人たちに人件費を払わんといけんという問題が出てくるわけですね。だから、ごみの減量化というのは非常に相入れないシステムになってるわけです。そこでね、一つの提案なんですよ、昔ごみというのは私たちはごみ取りに来てませんでしたよね、焼却もなかったでしょ。市がするということはなかったんですよ、つまりごみがゼロだった

んですよ、ほとんどのごみがどこに行ったかという、例えば焚き付けとかに使われてたわけですね、風呂の焚き付けに使われたり、あるいは生ごみだったら残飯に使われたり、あるいは肥やしとして使われたり、いろいろしてましたよね。だから正にごみゼロの社会が実現してたわけですよ。それについて、例えばカナダのハリファックスという市がありますね、あそこはウェストゼロ、ごみゼロという、ただごみが落ちてないだけの事業としてとらえられますから、それと区別する意味でウェストゼロ、つまりごみがゼロの社会を実現しようというように動きましたよね、そして日本でも例えば、葉山町とかいろんな市町村がそれを実現しようとしてますね、このような流れについてどのようにお考えか。そしてごみの減量化と溶融炉というのは相入るものかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） まず、ごみの減量化と溶融炉の運転形態ということだと思いますが、私どもですねこのエコセンター番匠の溶融炉はですね、御存じのとおり2炉ございます。片方を止めて片方だけ運転するというのもございます。それは主にどういうことかと言いますと、どうしても年に数回止めて点検をしなければいけない。それから法定点検等もやんなきゃいけないということで1炉では処理できないということから2炉の形式をとってる自治体がほとんどでございます。実はそのごみ量の変動については、この炉の片方を止める期間を時間を調整することによって幾らでも対応は可能でございます。それからもう1点、ごみの減量化を積極的に進めたいというふうな考えを持っておる大きな理由はですね、御存じのとおり、蒲江の焼却場はそろそろ対応年数が近づいております。これを閉鎖する段階で新しく建設ということになりますので、どうしてもその分を減量化していきたいということで、今回定めました佐伯市の環境基本計画の中でもごみの排出量を1割くらい削減したいということを確認にうたいたしてるところでございます。それからもう1点は、生ごみの関係だったですね。実はその生ごみにつきましてはですね、今現在も機械式の生ごみ処理機だとかコンポスター等を補助したり配布したりすることによってですね、できるだけ削減していきたいというふうに考えておりますが、先ほど申し上げました生活様式の違いというのは、郡部とそれから市中心部ではですね、そういったものを設置するスペース等の問題がございまして、なかなか難しいところがございます。確かに昔みたいにすべて近くで燃やしてしまえばいいんでしょうけれども、今もうそれもできないような法律になっておりまして、できるだけそういった資源化をするという観点から、ごみの減量化を進めていきたいと。そのように考えております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） コークスの点、お答えいただきたいと思います。それと全体の費用をですね、それちょっと調べておいてください。先に執行部の方に質問します。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） エコセンター番匠の塵芥中間処理費^{じんがい}でございますが、一応これは平成20年度予算の査定額でございます。まず、需用費2億2,500万円、それから建物・自動車保険料、じゃあ委託料がですね、すべて委託料を含めまして4億5,856万5,000円でございます。ちょっと集計が出ておりませんので、後ほど集計して。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） コークスと管理費全体を出してください。次の質問に先に移ります。行財政改革の問題になると思うんですね、結局今仕方ないという答弁、恐らくそうだろうと思ったんですよ。管理運転する側としてはなかなかそこが減らすことができない。減らすことができないところが非常に増えていってるわけですね、どんどん増えていって、しかもコークスを燃やさなきゃ駄目、これは本当にお金を捨ててるのと同じなんですよう。製鉄会社というのはコークスを利用しますね、ところが製鉄会社というのは原料が幾ら高くなっても何とか持つんですよ。それはどうしてかということ、それを鉄鋼という形で売ることができるからなんですよ。上がった分それを原価を上げることによってフォローできるわけですよえ。ところが、ここはごみを燃やすのに最上級のコークスを燃やしてるわけですよ、正に鉄鉱石に必要な不可欠な非常に少ないといわれてるんです今コークスが、だから上がってるわけですよ、普通の一般炭とは違うんです。普通に燃料に使う石炭とは違うわけですよ、非常に優れたコークスこれをわざわざごみを燃やすために2億円近く入れてるわけですね。これが致し方ないですというので済むかどうかなんですよ。それだけではなくて、先ほど7億円近くになると言いましたけども、4億3,000万円から約3億円近く増えているわけですね、正に本部長としてはですね、行革の本部長としてはですね、3億のお金を減らすのがいかに大変かというのは分かってるはずなんですよ、一生懸命努力して人件費を削減して、経費を節約して、そしてみんなに涙を吞んでもらってる。ところが一方ではいとも簡単に致し方ないですと3億円上がっていく。このようなことが果たして許されるかどうかなんですよ。もちろんもう造っている以上仕方がない。だけど将来を見据えて果たしてこのようなシステムが良いのかどうか、そこをきちんと考えてほしいと思うんですよ。例えばね、これ中津の例になりますよねえ、中津ほぼ同じころ造りましたねえ、システムは全く違います。ストーカー方式ですよねえ、中津もやはり溶融炉にしようかと思ったんだそうです。つい、これももう建て替えの時期をもう近いうちに迎えますんでですね、ところが溶融炉はもう駄目ですと言い切りましたね。もうそこはやりません。こんなにコストが掛かったんではやっていけないと。現在中津ではどのくらいのコストが掛かってるかと言いますと、中津では3億1,000万円しか掛かってないんですよ、補修費もう最後に割といろいろと事故がやっぱり起きますからですね、それでも6,000万しか掛かってないんですよ。佐伯市では保守点検料だけでしょ。点検料で1億超えてるわけですよ。だから非常に困っている、だからもう溶融炉はしないと。それで3億円、そして造る時のお金も違いますよね、造る時のお金が80億佐伯は掛かってますよね、ところが中津は30億円でできてるわけですよ。だからどこに差が出てくるのか、借金の返済に明らかに差が出てきてるわけですね。今6億2,000万円返してますね、この溶融炉を建設したことに対して、そして借金の返済6億2,000万円のほかに更に6億円か7億円の処理費が掛かるとということなんですよ。これについてどのように考えるのか、何とかしたいけどどう考えているのか、それとも致し方ないと部長のように考えてるのか、そこを執行部答えてください。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 行財政改革推進課の部長としてお答えいたします。これまで行革プラン、第一行革プランとしてのごみ対策の部分で、そのプランの中には家庭ごみの収集運搬業務の全域民間委託を始めといたしまして、もう一つ物件費の縮減という大目標を掲げております。これが主な分であります。昨今のコストの増大は基本的には、先ほどもお話がありましたよ

うにコークスの値上げが第一の要因というふうにお聞きしておりますので、やむを得ない部分もあるかというふうに考えておりますが、今後もいろんな課題をクリアしながらランニングコストの削減に取り組んでいくべきであろうと考えております。ただ、エコセンター番匠のコストの削減はごみの減量化を推進していくことがとにかく一番の目標なんだということを知っておりますし、先ほどありましたように、3Rの精神の普及をさらに市民全体に広めていってもらいたとそういう考えを持っております。いずれにいたしましても、いろいろ問題点がまた出てくるとお思いますので、第二次行革プランの中にまた具体的な目標を定めながら取り組んでいきたいというふうに、そのように考えております。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員から先ほど中津のことを言われましたが、私もその時に議会にいまして、中津の例については議員に再三再四申し上げてることがございます。この炉につきましても、規制が始まる要するに0.1ナノグラムの規定のない時のこれはストーカーと言いますが、流動床ですね、流動床を建設したということです。特に中津は当時そうした溶融炉の計算はほとんど入っておりません。当時最終処分場の問題があって、いろいろあって中津の場合は規制前の炉であったということ。それが現在に至っております、佐伯市に比べましてダイオキシンの量も規制前ですから非常に緩やかなもになっております。その焼却灰は現状の状態でも最終処分場を確保して現在も投入しておるということで、当市の炉との比較にはなっていないということで、また当時佐伯市の広域議会の方でも十分説明し、各広域議員の了解を得てこの溶融炉の決定に至ったということで、私どもにしてみますと、要するに規制をする前の炉であったとの比較というのは、その点はちょっと違っていることだけ御答弁申し上げたいと思います。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） これ規制炉であってもね、すべて0.1ナノグラムをクリアしとるんですよ。そういう炉として造ってるんですよ中津も、で、そういう言い訳はいいんですよ。私が行ってるのは何かというと、7億円の管理費プラス6億円の借金返済が掛かっているときに、このような炉を造る、維持することは本当にいいのかどうか。これから何とか考えんといけんのじゃないかと、そう言っとるわけですよ。行財政改革を本当にしようと思うんだったらそこを本当に一生懸命にならんといけんと思うんです。それがただ人ごとみたいに、私たちは関係ありませんでした。こことは違うじゃないですか。それじゃあいけんと思うんですよ。ちょっと次に移ります。時間がないので次に移ります。

次に、笹良目の水産加工場の件について御質問いたします。笹良目の件については前回は質問しました。ただその時には、漁協がいいようにするであろうとお答えになりましたですね。本当にそうなのかどうか、そこをもう一度確認したいと思うんですよ。これ占有許可とってますね、つまり水産加工場を造りたいから許可をくれとって占有許可を取ってますね。それに対して佐伯市は占有許可をおろしてます。その占有許可というのが、だれから出てるかと言いますと、これは大分県漁協から出てるね、組合長の印鑑を押して出してきてるわけですね、そして水産加工場建設のためにというのが占有目的になってます。工事の施工方法としては請負施工をしますと、このように出されたもの。そして条例の主旨からいってです。主旨というよりも条例の規定からいって正に占有許可を取った所がこの建物を造るんだというのが基本ですよ、恐らくそのように考えたんじゃないかと思うんですけども、いか

がですか。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 和久議員の笹良目の水産加工場について、占用許可の1番目の御質問がありましたので、御答弁申し上げます。霞ヶ浦漁港笹良目地区の占用許可に関する質問についてですが、これは6月議会でもお答えしましたとおり、占用許可を受けた大分県漁協が、占用許可の範囲内で同漁協の組合員に使用を認めている状況だということですので今も認識しております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） これ、だれの所有権か分かりますね。教えてください。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） これ所有権と申しますと、これはちょっと実名を上げるとどうかと思いますので、笹良目地区にいる漁協の組合員の方の所有権であります。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） これ個人の所有になってますね、個人が所有して建てとるわけですが建物は、で占用許可を取ったのは漁協ですよ、これ条例どのように書いてますか。自分が建てる人がそれ占用許可を取ると書いてますよね。その点どうですか。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。利用する、実際に使う人が個人というよりも私も漁協の組合員という立場をとっております。この大分県漁協はそれぞれの組合員が組織する総合体でありまして、その漁協と組合員は一体的なものであるというふうに理解しております。そういう中で漁協が申請したことについても、漁協の範囲内で組合員が使用、利用しているというふうに理解しております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） それかね、どのような形で行われるといいか、そのようなこれ水産加工場の申請ですよ、漁協が建てるんでしょ基本的には。そして組合員に利用させるとしたらそれは共同で利用させる。そこを使いたい人がおれば手を挙げてくれと。そしてそのために私たちはこれを設置しますから、それが普通じゃあないんですか。それが組合員に利用されるといってしょ。ところがこれ所有権を個人が持つてるわけです。これ何にあたるかといいますと、借りてるのが漁協でしょ。そしてそこが個人が建てることを占用してるということですよ。これ又貸しになりますね、これは条件で禁止してるんじゃないですか。どうぞお答えください。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。その辺については、先ほど申しましたように漁協とその構成員である組合員は一体であるという考え方を持っておりますので、この辺では関係がある。共通体の中の組織員ということで、その辺の又貸しというふうな理解には至っておりません。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） じゃあそれがとおるんだったら、農協も何も皆それでいいんですね。これは別の主体でしょ。法人格別でしょ。漁協という法人格があって、個人という所有権者があるんでしょ。別の主体でしょ。その別の主体がつまり漁協がそれを貸すこと。占用許可を取っ

た者が貸すことを禁じてるのが条例じゃあないんですか。何て書いてるか。この条例に基づく許可により生ずる権利は他人に譲渡し、担保に供し又は転貸することはできないと書いてあるじゃあないですか。この条例を無視していいということなんですか。そして市長は前項の許可に当たり必要な条件を付けることができる。正にこの条件を付けとるんでしょ許可の時に。それを一体とみなすなんて、そういう解釈なんてできないじゃないですか。もう1回お聞きします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。ちょっと繰り返しになって申し訳ないんですが、漁協の組合体の総称とそれを構成する組合員ということで、この条例の11条にあります他人に譲渡するというふうな、私どもはこの一体的にやっているということで、他人というふうな位置づけにとりまいませんので、これはそういった状況の中で、漁協が漁協の組合員の中でうまく適切に使用しているとそういうふうな理解をしております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） それだとどうということになるかと言いますとね。組合の議決がないといけんですよ。何もこれ議事に上がってないですね、そして個人に使用させるんですか。組合内部の議決はこのことについては一切ないですよ。組合が貸してるとかいうことだったら正に組合内の議決ってというのが要るんじゃないですか。それがなしにできるのかどうか。それまず第1点ですね。時間がないから、さらに付け加えますね、これ変更してますね、加工場の設置の位置を変更してますね、そして加工場を今現在4月に造りましたね。もうできてるわけです。どのようなことが起こるか、お分かりですね、ここに建物を建てたことによって、この建物をどかせるということが非常に難しくなったということです。つまり佐伯市の財産が極端に落ちたということですね価値が。もう1点、前は道路に接してたわけです。そうでしょ、道路に接してたのが道路に接しない形になった。そういうふうに変えましたねえ、変更したでしょ。このことによってこれ^{いによ}圍繞地になってしまったんですよ。つまり、ここに道路がどこにも通じてないわけですから、価値がない土地になってしまったわけです。道路付きじゃあない土地に建物を建てるなんて考えられんでしょ。価値がこれもう落ちてるでしょ。そしてこれを替えた上で占有許可を出したんですよ、そして平成7年の時に、佐伯市は覚書きを出してますね、どういう覚書きかという、10年後には、10年過ぎたら払い下げの申請を出すことができますと書いてますね。もうこの人にほとんどただでやるということになるんじゃないですか。そこをお答えください。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。使用についての漁協の議決については、ちょっと私の方も勉強させてください。それから現状の土地については、変更したという状況がどういうふうになっていくかちゅうのは、これは私も今お聞きしましたので、そこまでの判断はまだ詳細にはできておりませんので、これも研究させてください。それから払い下げですかね。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 時間がなくなってますんで、もう1点いきますね。これ漁協が借りてると言っていましたねえ、だからここにお金を安くしてますね占有料を、占有料3分の1になってますね、個人が建ててそれを申請してきたら減額はなしでしょ。それは漁協が介在することに

よって3分の1に減ってますね。これについてどうお考えになるのか。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 減免措置については、漁協が申請者になってる場合には3分の1の使用料になります。それから個人というよりも、組合員が申請した場合には2分の1の減額になります。以上でございます。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 最後になりますけど、このあとのはちょっと残念ながら割愛せざるを得ませんので、また教育民生常任委員会で行おうと思います。いいですか、これ漁協が介在していれば何でもできるような形になってるんですよ。本来個人がそこに建てたいと言って申請して来たときには拒否するでしょ。できないんですよ。だって佐伯市の土地をそこに行政財産を個人に貸すことはできないんですよ。それができるようにしてる。さらに減免措置を与えている。個人に与えてるんですよ、これだれが税金を払うんですか。その個人が払うんじゃないんですか。漁協じゃあないですよ。そしてこのことをわざわざこの第三者が使用してるということを調べるためにもものすごい時間が掛かってるんですエネルギーが。聞きに行っただけでそれを答えてくれんですか。議員であつても一切答えないですねそのことは。だれがとは聞いてないんですよ。個人じゃないですかと言っても答えないでしょう。そのために市の建設課に行きました。建設課で建築の方確認は取れませんから、建築の届けそれを取ろうとしたら真っ黒になって出てきました。そして異議申し立てをして2か月掛かってやっと個人が所有してるということが分かったんですよ。何で議員がそこまでせんといけんですか。議員だから特権で聞いているんじゃないんですよ。少なくとも第三者が使用しているかどうか、そういう理屈だったら、個人が使用しているかどうかぐらい答えられるんじゃないんですか。どうもおかしいんで、そこをお答えください。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えします。個人の情報については直接私どもというよりも情報管理のシステムの中で市民の方どなたでもおいでいただいたときに、その情報管理条例の中で資料は提供していると思いますので、その一環だと私は思います。それから、漁港を個人が利用できないんじゃないかということにつきましては、私どもが持ってます漁港管理条例の中では、あくまでも漁業者の育成、そういったものを主体に占用許可を出しているのが中心になっておりますので、その辺は個人と漁業者、そういったことで御理解をいたただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時30分から会議を開きます。

午後0時33分 休憩

午後1時30分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に9番、江藤茂君。

9番（江藤茂） 9番議員、市民の会、江藤茂です。9月定例議会もこれまで24名の議員の皆さんが質問をいたしました、私が今回の最後の質問者であります。今回より導入されました一問一答方式にて行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。一時はとどまる

ことのない原油高も1バレル147ドルの高値から、今日このごろ100ドル前後に落ち着いた感じがいたします。4月のガソリン税の暫定税率の問題以降、その価格は値上がりし続け、現在は高止まりしたまま大幅な値下げとはならないようであります。このような急激な燃料高の影響で多くの事業所や施設が大変苦勞しているようであります。特にデイサービスや障がい者の施設等の運営は大変だと聞いております。これらの事業所は、特にお風呂や送迎に燃料高が直撃しているからであります。しかし、これらの事業所は利用者が決められており、ある程度の対策は立てられますけれども、市内に幾つかある温浴施設は利用者の出控えによる減少が起こり、大変な危機に陥っていると聞いております。先月も別府の温泉施設で3か所の指定管理を一括して受けている管理者が赤字続きの1施設を今月末に、他の2施設については年度末に辞退との報道がなされました。そこで本市の温浴施設についてお尋ねをいたします。指定管理をされておる温浴施設の燃料高の影響はどのように把握してるのかお尋ねをいたします。また、これら施設においてかなりサービスの質を落としていることが客の更なる減少につながり、経営への影響が大きいと思われませんが、入浴客の状況はどのように把握しているのかお尋ねを申し上げます。また、原油高対策として木質チップボイラーを導入して成功している例もありますけれども、代替設備等の根本的な検討をしているのかお尋ねをし、一つ目の質問を終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） お答えします。現在、佐伯市が指定管理委託している温浴施設は、弥生地域のやよいの湯、直川地域の直川鉱泉センター、宇目地域に藤河内溪谷観光施設藤河内湯～とぴあ、木浦地区ふれあい施設、木浦名水館があります。やよいの湯と直川鉱泉センターは重油であります。湯～とぴあと木浦名水館は灯油による沸かし湯でありまして、いずれの施設も燃料の高騰は施設経営に大きく影響をし、燃料節減に苦勞しております。やよいの湯は株式会社道の駅やよいが管理しているところですが、燃料の使用量は平成19年度の実績で27万9,000リットルとなっております。燃料の買入れ単価につきましても管理者で努力しているところですが、急激な燃料の高騰によりまして、昨年12月には単価が前月比で115.8%となりました。その後、5月から7月の間に大幅な値上がりが続け、8月の買入れ単価は前年同月の173%となっております。これは経営に深刻な影響を与えております。直川鉱泉センターについても、今回の原油高騰に対する窮状は単に受託者の経営努力だけで乗り切れるものではなく、燃料費の増高に見合う委託料の補てんが必要であると要望されております。藤河内湯～とぴあについても昨年度の灯油使用料は1万2,000リットルで、この経費が102万3,000円となっております。燃料の高騰により、昨年度並みの燃料を使用した場合には、年間で約30万円程度燃料費が多くなることが予想されております。木浦名水館も同様に前年度並みの燃料使用量であれば、昨年度よりも約50万円増になることが見込まれております。サービスについてでありますけれども、このような状況下で株式会社道の駅やよいでは、フードのバイキングの見直し、夜間照明の節減、効率的な労働配置による人件費の節減など、経費の節減に努力してまいりました。やよいの湯の露天風呂におきましては、6月以降水風呂として提供している状況です。このため、利用者サービスの維持ということに配慮しながら、物件費の抑制、レストランの時間短縮による人件費の圧縮などの合理化に努めてはいるものの、急激な原油高騰の前にはこれらの対策のみでは追いつかず、合理化努力だけでは乗り切れない局面を迎えております。6月から露天風呂を水風呂としておりますやよい

の湯では、入浴客数は6月から8月までの3か月間を対比しますと、19年が2万4,289人、20年が2万4,052人となっております、237人の減、これは1%の減です。直川鉱泉センターですが、これは6月から8月の3か月間を対比しますと、19年がですね1万3,624人、20年がですね1万2,094人となっております、1,350人の減、前年対比でですね約10%減少しております。宇目地区には2施設ありますけれども、これも6月から8月の3か月間を対比してみますと、藤河内の湯～とびあがですね1,184人で、これは前年比110%、10%の増となっております。また、木浦名水館につきましては945人で、これは4%減ということになっております。それから代替設備ですけれども、原油高の対策として代替設備の検討ですけれども、木質のチップやペレットを燃料とするボイラーですとか、太陽熱の利用、こういったことについてですね、今後研究していく必要があると考えます。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） それでは質問をいたしたいと思います。今やよいの湯は株式会社、副市長が代表取締役ということで施設を管理してるわけですが、今6月から水風呂ということなんですが、あまりにもですね、燃料高だから経費の節減で水風呂にすればいいという簡単な発想だろうとは思いますが、非常にですね年間10万人超す利用客のある施設がですね、今度今月の末から隣の球場で軟式野球の国体が開かれる中でですね、このような施設を開放することをおもてなしの心で全国の人たちを迎えるという国体に対するですね、市民の気持ちがですね。恐らく野球をされて汗を流したあと、ホテルに帰るまでにちょっと隣にすぐお風呂があるからちょっと汗流して帰ろうかということになるかと思うんですが、この水風呂、入る人がおられると思っておられるんでしょうか。当然水風呂の中はぶくぶく泡が立ってますし、開放されてるわけなんですけど、私も先日行ったんですが、もうほとんど足を入れる人はいないんですね。そこの感覚がですね、燃料が高いからじゃあ水風呂にすればいいという。今度最も油が落ち着いてるんであれなんですけど、もっと上げれば中のお湯も水になるかなあというふうに思うんですが、その点どういうふうに考えておられるのか、御答弁願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） お答えになるかどうか分かりませんが、暑い夏の間ですから水風呂も、水風呂だからと言ってですね、お客さんが落ちるといったようなことはなかったようです。これは統計的にもですね、先ほど言いましたように1%程度の減ですので、それほどの影響はないのかなあというふうに思っております。ただ、あのこのままですね、現在の重油の価格が続くとしますと、今年度中には、やよいの湯では約600万ほどのですね赤字が経費でですね、赤字が出るかなあというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） 夏場だからほとんど影響がないと、入浴客のあれには影響ないということなんですけど、施設を利用している方に話を聞くとですね、まあどういふことかえというのが大半の人の意見であります。先ほど、いわゆる代替施設をどうするかということで答弁をいただいたんですが、実は四国の徳島の上勝町がやっぱり温泉が出るんですが、温度が低いがためにボイラーを最初は重油のボイラーにしてたのをですね、四、五年前に木質のチップボイラーに転向してるんですね。上勝町の人たちのものの考え方は、これ燃料が上がるのを想定して木質チップのボイラーにしたわけではないんですね、重油を買うのはいつまでたっても燃

料費として町内の中にあるお金が外に出てしまうということで、木質チップを町内で生産すれば少々高くてもお金が、いわゆる町外に出ていかないと。町内で生産できるものは当然その中で循環させながら生産をしてですね、そして町の中の経済を循環させるというのが一番の目的であったわけです。この当時、日本にあまりその木質チップのボイラーがなくてオーストラリアから実は入れているんですね。そこまで考えてやっってるわけですが、やはりそういうふうな観点からですね、後ほど農業の部門の加温施設のボイラーの問題は当然私通告しておりますんで出てくるんですが、そういう部分もね含めてね、やっぱり管内で木質チップあるいは炭、炭化ボイラーですね、これらを製造してですね、早急にいろんな施設のそういう加温施設をですね替えるという方向に転換しなければ到底ですね原油ということになれば制限があるわけですから、いつまでもこのままの状態がいいというふうなことではなくてですね、やはり一日も早くそういうふうな転換を少々お金が掛かるんですが、転換をしてですねやっぱり出すお金を少なくすると。初期投資はあるんだけど最終的には何年かすればですね元は取れるということでありますので、そういうふうなところを早急にですね検討できるのかどうか、そういう資料も取り寄せてね、部長、検討する気持ちがあるのかどうか、再度お願いします。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 正直申しまして、今あの具体的な検討はまだ行っておりません。検討の必要性があるだろうというところです。いずれにしても、ボイラーはこうした温浴施設の心臓部分ですので、これは方向転換するということになりますと、かなりの設備投資が掛かるだろうと思います。将来的にはですね、こちらの経費のですね、どのぐらいで元が取れるのかといったようなことも積み上げなくちゃいけないと思いますけれども、導入する機器も含めてですね検討を進めていきたいと思います。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） それでは温浴施設についてはですね、実情が分かりましたので、どうか努力をしていただきたいと思います。

次に、二つ目の質問に移りたいと思います。最初に農業の振興策についてお尋ねをいたします。大分県では2010年度の算出額を2,000億円を目標としてですね、農業の普及振興に努めているんですが、佐伯市は一体何を目標にですね第一次産業の農業部門をですね指導しているのかですね。明確にお答えを願いたいというふうに思っております。次に、そしてですね、認定農業者とかの育成や集落営農組織のですね、設立はどのような結果になっているのか。また、設立された営農組織の経営状況、これらはですねどうなっているのかお尋ねをいたしたいと思います。集落営農の法人化や運営にはですね、あまりにも役員の負担が多すぎると、大変だと聞いております。事務処理等の問題も含めてですね、行政の支援策は何かできることはないのか。どのように考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 江藤議員の2番目の御質問で、農業の振興策と原油高対策について、そのうちの農業の振興策についてお答えをいたします。農業振興課では、年度当初に当該年度の品目ごと、事業ごとにまとめた佐伯市農業振興計画を佐伯市農業振興協議会にかけて、その振興計画に基づいて指導しております。現在、認定農業者は186名、集落営農組織は法人で4法人、任意組織で8団体となっております。集落営農組織の経営状態はどの組織も大変

厳しい状況でございます。米価の低迷に加えて生産調整による麦・大豆の生産、販売と取り組むものの収量、品質、単価が思うようにいかず、作付けに対する各種交付金、補助金等で経営を賄っているのが現状です。集落営農に対する行政の支援策としましては、交付金の手続等の事務処理を手伝うほか、経営、作付形態、栽培等の指導を併せて行っていますが、行政が本来業務と並行してできる範囲には限界があります。こうした状況を踏まえ、今後は体制の見直し等により、組織の効率性を改善することで役員の負担軽減を図っていく必要があると考えています。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） それでは質問をいたしたいと思います。今、年度当初に目標を立てて、それを目標にしておられるということなんですが、農産物の生産高は部長も御存じのとおり、大分県は平成6年が一番多かったんですね。この時に1,850億円という農業生産高を県下でみております。18年度1,300億円まで落ちたですね生産高、九州では6位から7位と、県別ではね。平成22年度にちょうど広瀬知事の2期目の年度末を目標に2,000億円の回復を実は目指して、目標ということで県の農政、南部振興局も真剣になってやってるんですが、佐伯の場合はなかなかはっきりした目標がですね見えてないと。認定農業者先ほど186名ですか、できておると。そして法人が4法人の任意の団体が8団体ということで、徐々にではそういうふうなあれをしてるんでしょうけども、非常にですね、そういうふうな方向にいかなければ補助金が当然農家の方にこないというようなこともあるんでしょうけども、そういうふうな法人の役員になっておられる方が、非常に負担をですね感じておられると。特に、恐らく集落営農組織というのは売上げがですね何千万とか、あるいは億というような単位の事業体をですね、当然役員報酬、自分の仕事を犠牲にしてもですね払ってもらえるんだろうとは思いますが、恐らく一千何百万とか、二千万ぐらいのね、営農組織では到底役員の犠牲の上にね成り立っているというのが私は現状じゃないかと思うんですね。行政としてもできうる限りですね、そういうふうなことをですね、側面から支援をですね何とかしてやらないとですね、役員改選ができないちいうんですか、次の役員を替わっていただくときに、役員さんの大変さが身にみてるからだれも引き受け手がないっていうのが恐らく現状だろうと思うんですね。だから設立の当初に役員になった人がいつまでも農業を辞めるまでって言ったらかおしいんですが、なかなか後を引受けてもらえないと。そういうふうなことのないようにですね、やはり側面的な支援は農政の方でしていただきたいというふうに思っております。そこのところ1点だけですね。それと農家の方がいわゆる生産をされて、これを農産物を実は佐伯の農業の場合、ほとんど市場出荷で人様に値段を全部付けてもらってるのが現実ですよ。今、佐伯でも弥生の営農センター裏のハウスである建設会社の企業の方がベビーリーフですかね、野菜の生産に乗り出してますけれども、企業の参入を県も随分言われておりますし、恐らく佐伯市もそうだろうと思うんですが、企業で参入されるときには、作られた農産物は売り先がすべて決まって参入するんですよね。そうでないと計算が立たないと、人様にできた物が値段を付けてもらうようなことでは計算が成り立たないから、企業としては参入する場合は、常にでき上がった物が幾らで売れるという元の上に計算をしてですね、農業部門に参入してるんですよね。今いろいろある農業生産者の団体をですね、かなりの団体があるわけなんですけど、やはり売るということをですね、行政がもう少しですねタイアップしていただかなければ、いつまでたたって農家の手取額がですね増えないんじゃないかなあと。10円高

く売れば高く売れた部分はほとんどですね手数料以外は農家の生産者に戻るんですね、100円で売れても110円で売れても経費は一緒なわけですよ。流通経費から包装資材、ほとんど同じなんで、高く売れた分だけはよその産地より高く売れた、あるいは前の日に出荷した分よりも今日売れた分が高ければですね、高く売れた分だけは生産者に手取りがですねいくわけですから、もう少しですねやっぱり作られた物の販売というものに対してね、行政が、これ農政とはちょっとずれるんかも知れませんが、もう少し努力をしていただかないと、いつまでたっても佐伯の農業はよくなならないんじゃないかなあというふうに思うわけですね。市長は青果物の流通の市場をずーっとやっておられたんですが、恐らく20年前、30年前のね状態と今の状態では流通形態が変わってることもう百も承知ですよ。今もう量販店経由は大体野菜とかそういうふうな食材の73%が量販店経由ですね。スーパー、あるいはコンビニとかね、そういうふうな部分で、個人の専門店かつての八百屋さんとか、果物屋さんこちらで売ってるのはもうわずか16%なんですよ。いかに量販店が市場の経済をね握っておるかということであって、そこにやはり行政としてですね、生産者団体との間の仲介役をですね、私は持たなければ農業の振興はなり得ないというふうに思っておりますので、そういう点をどういうふうに思っておられるのかね。それとあとは、いわゆる外食産業ですね、佐伯の出身の方が大手の外食産業で現在やっておられますよね、これ何百億という外食の食事の提供をしてるんですが、ここに佐伯の例えば、干しシイタケだとか、あるいは食材、いわゆる野菜の食材とかね、そういうものは恐らく私は入ってないと思うんですね、私の聞いている範囲内では納められてない。やはりどういうふうにしたら、その外食産業をですね佐伯の食材を、どこかで買ってるわけですから、やはりそういうふうなところの仕入れ担当の部長なりに接点を持ってですね、そういうふうなところもどうしたら供給できるのか、私は検討すべきではないかなあと、生産者部会とですね、やっぱり、こういうふうにしたらあそこ買ってくれるよと、幾らで買ってくれるよということの、いわゆる売り先の確保をですねしないと、安定的な生産ていうものは農家の人たちがね、やっぱできないと思うんですね、そのところをどういうふうに思っておられるのか。その3点だけ部長、よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 江藤議員の再質問が3点ありましたが、1点目は、集落営農に対する行政の支援ということです。先ほど申しましたように、集落営農、法人化されたのは今市内に4か所、任意組織が7か所あります。このうちに、大体春先に総会がありまして、私たちも案内をいただいてからよく行くんですが、やはり運営するのになかなか人手が足りない。それからなかなか厳しいというのは、これはもうつぶさに聞いております。私どもも行政でできることについては、先ほど申しましたように事務処理とかいろんな計画性の問題とかそういったものは御相談をさせていただいております。ただ、私が行きまして一番多く聞いたのは作業する人が、要するにオペレータの確保の問題とか、いろんなもう実態がかなりあります。農作業はどうしても時期が集中するもんですから、そのときにもうオペレータがいなくて、そのある面では会長・副会長がもう一人でやっていると、そういう実態もありますので、この辺についてはもう1集落ではなくって、ほかのところからやはり確保できる方法なんかも考えていく方法があるかなあというふうには思っております。これについても、行政としてもできるだけ支援はしていかなければいけないというふうに思っております。それから、売ることについての努力をしてもらいたいということでございます。これについては、機会

があまり多くはないんですが、去年から今年に掛けてやはり日本の大手のスーパー経営をやっている方、例えば、C J Fの方とかそういった方が佐伯に来られて講演をする機会もありました。その時には、各佐伯の各地から産物を持って実際にある面では評価といたしますか、そういった方向性なんかを見ていただいたこともあります。そういった機会もできるだけとらえて、販路の拡大なんかにはやっぱり取り込んでいく必要があると思います。それから、もう一つは外食産業等への売り込みが必要ではないかということで、これも確かに必要だと思っております。ただ私たちが農林水産の中では情報がかなり不足しておりますので、これはほかの、例えば企画商工労働の方とか、そういったところと情報交換しまして、できるだけそういった機会をとらえて売り込みを図る必要があると思います。ちょっとこの件に関しては、もう近々ちょっとある議員さんから、佐伯の方にもそういった方がみえるという話も聞いておりますので、そういった機会をとらえて私どもも是非売り込みに行きたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） 商工企画の方ともあれしてってということで、昨年度小役丸さんね、来たですよね福岡の六次産業って言うてまあ、農業生産とそれから加工と流通販売、合わせて一次と二次と三次合わせて六次産業と言われるんですが、この人どこないだ、またちょっとある所で鹿児島の方で実は会ったんですが、九州の七つの県ですね新聞社が先月の20日前後に、農から踏み出す九州ということで、九州創発塾ちいうのを実は鹿児島でやりまして、コーディネータに脳学者の茂木健一郎さんがあれされてですね、それから基調講演を金子勝さんが基調講演をされて、そのあと分科会等で九州農政局長等のお話等も全部聞かせていただきました。やはりこれから農産物の海外輸出も含めてですね、農というものがいかにですね、九州は農地は大体全国の1割ちょっとしかないんですね。しかしながら九州全体では農産物の生産高ってというのは約2割を含めて、そういうふうな中において、大分県が非常にいつも6位、7位を果樹にしる畜産にしるですね、農産物、大体がまあ非常に低いということで、是非ですねそういうふうな生き残っていくためにもですね、できる限りの行政の努力をお願いしたいと思います。次に、質問にちょうど30分たちましたので、最後の質問が大きな今日の私のテーマでありますので、移りたいと思います。先ほどの温浴施設の燃油高と同じで、施設園芸に対するですね対策についてお尋ねをいたします。まず、状況を把握するためにですね、管内における加温施設、いわゆるハウス等を利用している品目ですね、これ幾つかあるんですが、それにまあ生産者の戸数ですね、それから品目別の面積とか、あるいは品目別の設定温度ですね、ここではハウスミカンの設定温度が20度を超えるというようなことで一番高いそうなんですが、それから10アール当たりの使用量ですね重油の、過去5年間の重油価格の推移、非常にまあ3倍程度になっているんじゃないかなろうかということなんで、価格の推移も分かればお尋ねをいたします。次に、加温設備以外の省エネ対策をどのようにですねしておられるのかなあと。燃油高はここ数年来上がってきておりますので、多分いろんなできる限りの対策は取っておるんだらうと思いますが、どのような指導をしておるのかですね、お尋ねしたいと思います。それとですね、ちょっと難しい問題なんですけど、加温設備における重油の使用量、さっきお風呂は水風呂にすりゃ確かに重油の使用量は減るんですが、ハウスの設定温度を下げるとですね、確かに重油の使用量は減るんですが、今度いわゆる生産物の品質とか、あるいは数量の低下が一定のところまで逆転するんですね。そういうふうなところをち

ちゃんと分かってるのかなあというふうに思いますので、品質の低下による収益減少の分岐点がですね、どの程度何%減らしたときまでは大方持ちこたえられるのかということがですね、もし分かっていたらお尋ねをしたいというふうに思っております。それから、抜本的な対策として、先ほどの温浴施設と同じなんですが、重油ボイラーからですね他の加温設備、木質とか炭ペレット、今炭ペレットの分を研究段階でこの20日に新しい設備が入ることになってますが、それらの転換への見通しですね。どういうふうにしてあれしていこうかとしているのかお尋ねをしたいと思います。その設備に対する費用ですね、今試作段階だろうとは思いますが、どの程度掛かるのかお尋ねをしたいと思います。それから、農家がですね省エネの資材、あるいは加温機等の新たな設置に当たってですね、市はどのような支援策を考えてるのかですね、当然このまま推移すればですね、今のあの施設のやり方では当然壊滅的な施設園芸であろうと。やっぱ産地として、よそよりも早く生き延びるためには加温施設の支援策をですね、考えなければいけないんじゃないかなろうかというふうに思っておりますので、その辺りのお尋ねをいたします。それから、品種等の更新あるいは品目の転換ですね、当然ハウスミカン等を植え替えた場合は、何年間かはまた収入が途絶えて、そこに費用だけ掛かってくるというようなこともございますので、それらの支援策についてですね、もしお考えがあればお答えを願いたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 江藤議員の2番目の質問のイの中の原油高対策について5点ほどいただいております。ちょっと長くなりますが、一応読み上げて答弁させていただきます。初めに管内における加温施設を利用している品目等の状況についてお知らせをいたします。まず、花き施設ではキクが22戸、9.8ヘクタール、設定温度が13から18度、重油の使用量が2から8キロリットルです。それからトルコギキョウが11戸、1.9ヘクタールで設定温度が12から18度、使用量が5から8キロリットルです。アルストロメリアが3戸、0.8ヘクタールで設定温度が18から20度、使用量が6から8キロリットル、スイートピーが8戸、2.6ヘクタールで設定温度が5から10度、使用量が2から3キロリットルです。鉢物が1戸、0.3ヘクタールで設定温度が17度、使用量が10キロリットルとなっております。次に、野菜施設においては、イチゴ農家が38戸、6ヘクタールで設定温度が6から8度、使用量が3から5.5キロリットル、トマトが1戸、0.2ヘクタールで設定温度が10度、使用量が4.5から5キロリットルとなっております。次に、果樹施設ではハウスミカンが10戸、2ヘクタールで設定温度が23度、それから使用量が20から22キロリットル、次にハウスビワが5戸、0.9ヘクタールで設定温度で10度、使用量が5から8キロリットルとなっております。また、全農資料に基づく過去5年間の重油価格の推移ですが、平成16年の12月が50.9円、同じく17年が57円、18年が64円、19年が79.5円、20年7月が113.5円となっております。次に、加温設備以外の省エネ対策指導についてですが、花き施設においてはハウス内の気密性を高め、保温効果を高めるための内張カーテン資材といった多重被覆資材の導入。それからイチゴ施設については、多重被覆資材のほか、ハウス内の温度むらを解消する自動換気装置の設置、ハウスミカンでは補助暖房機の導入等の事業を県、農協とともに指導推進をしているところでございます。次に、重油使用量の削減による生産コスト低減効果と収益減少の分岐点についてですが、気象条件等、多少の格差はあるにしても、ハウス施設において設定温度等の条件を変えることは品質の保持の視点から難しく、このため重油使用量を削減して生産コストを低減すること自体が困難であ

ると考えております。次に、重油ボイラーから他の加温施設への転換の見通しについてですが、燃料の安定供給や設備の購入価格の面などの問題を詳細に検討する必要がありますが、県における炭ペレットボイラーの実証を受け、年度内に管内3戸のハウスマカン生産者において、炭ペレットボイラーを重油ボイラーの補助加温機として導入することにしております。なお、導入費用は設置費込みで1台150万円程度となっております。また、市単独としてもペレットを燃料としたバイオマスストーブの実証を行うため、今回107万1,000円の補正予算を計上しているところでございます。最後に、省エネ資材等に対する市の支援策についてですが、これらの事業の多くは県が実施主体の補助事業であり、この補助事業を受けるためには、認定農業者であることなどの条件がありますが、これらの事業に対して基本的に市も6分の1の補助をしております。なお、事業実施に際しては国・県の金利補助のある近代化資金等の融資を受けることが可能でございます。また、品種更新支援策として、市単独でミカン園の新品種更新に係る費用の3分の1を補助する事業がありますが、原油高騰に伴う品種更新や品目転換に対する具体的な支援策につきましては、今後県などに働き掛けていきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） それでは、再質問したいと思います。肥料とかですね、農薬、それから資材、燃料費すべて値上がりし、生産すればするほど農家ですね赤字にね陥るといような状態であるわけですね。農業をやっている人はですね、そんなに大もうけできるとは思ってないんですよ、いわゆる日々の生活がね成り立つような行政、農業政策をしてほしいって願ってるわけですよ。だからですね、今のうちに、例えば施設園芸の場合はもう根本的に油がこんなにまで上がってくるとですね、加温施設の転換を余儀なくされると、いわゆる生産構造の転換をですね図らなければどうしようもないんだということに行きつくと思うんですね。設定温度の低い作物、あるいはそういう物は重油の使用量が少ないわけですからいいんですが、設定温度の高い品目ほど当然早い段階で手を打たなければですね、生産農家が大変なことになるということだろうと思うんですね。もう要は設備をやり替えるときに、どこまで市がですね面倒を見てくれるのかということだろうと思うんですね、今回一般質問の中で吉良栄三議員とかですね、バイオマスタウンの構想を随分質問されて、非常に執行部の方の皆さん方のお話を聞いてると、いわゆる計画書を作って補助金が付けばやる。付かなきゃやらないというぐらいのですね答弁のようであってですね、まあ非常に残念だったんですが。生産構造の転換を先ほど炭ペレットの暖房機がもう3台、管内に今度改良型ですね、20日ごろに入ってる聞いてるんですが、これらもいわゆる炭ペレット、森林組合の宇目工場で生産を現在してるんですが、木質ペレット、炭ペレット等のいわゆる代替施設ちいうことになると思います。設備ということになると、やっぱり炭ペレットも木質ペレットもですね、輸送賃が一番掛かるんですね、掛かるちいうわけじゃあないんですが、いわゆるそこに燃料費のコストダウンが一番掛かるわけですから、本来であれば管内で生産をしていただいでですね。今木質ペレットは日田ですよ、炭は大量には作ってませんけども、宇目工場の森林組合の工場で作っておるわけですが、やはり大量に転換をするっていうことになれば、当然それらの施設設備をしなければ供給できないわけですから、管内で生産するのが私は一番いいことだろうというふうに思っておるんですね。だからそこをもっと早い段階でね、転換そういうふうな管内で生産して、そして加温設備をどんどん替えていくと、加温設備はほかにまだヒートポンプ

とかですね、電気でやるような施設があるんですが、これはいわゆる冷やすこともできる、除湿もできるというようなメリットがあったり、あるいはガスの天然ガスとかプロパンガスの機械もあるんですが、これらはもう当然割高で非常にまあ長い目でみるとあまり効率的ではないかなあというような感じがしますので、やっぱり最終的に行き着くのは資源のたくさんあるですね、木質あるいは炭ペレットの暖房機に落ち着くんじゃなからうかなあというふうに思うわけですから、そのですね、いわゆるそっちの原料の生産からも含めて、私は検討をね、すべきでなからうかなと。そして、いわゆるそういうふうな改良型の設備をいわゆるこれ重油ボイラーのいわゆる補助ですよ、主とはなりえないと。あんまり温度が低いと当然加温が足りないんで、主とはならないんですが、いわゆる補助としての役割が十分ですね担えるということで、何年間かすれば設備費が当然、油代との差額でA重油との差額で成り立つわけですから、積極的にですね、進めることが必要じゃなからうかと。それとそこまですできない。いわゆる重油の使用量が少ない。現在の重油ボイラーを使ってる農家ですね、そういうふうなものに対してもいわゆる重油のボイラーの釜をですね、釜から放熱されて熱がハウス内に温度を維持するんですが、その釜の表面積を増やす方法というものもあるんですよ。30%ぐらい釜自体にコンピュータとかそんなのあたらないんですが、釜自体に羽根を付けるようなのでバンドで巻いてですね、釜の表面積を30%ぐらい全体を増やして、それでいわゆる熱効率を良くするというので、熊本県とか佐賀県ではそういうふうなものに対してもね3分の1とか、2分の1の補助、市町村が補助すれば2分の1になるんですが、いわゆる今ある機械に設備をして、さらなる省エネを目指すというふうなお話もですね、この間、先週の月曜日でしたか一般質問の始まる前の夜なんですが、営農センターでですねお話もありました。私はお話を聞きにいったんですが、そういうふうなこともですね、燃料のボイラーを変えることのできないような、消費量の少ない設備においては、そういうふうなもののいわゆる物に対してね、補助してあげてですね、やっぱり省エネ対策をするべきじゃなからうかなあというふうに思っておりますので、そういう点も含めて、そういうふうな部分はどういうふうにな判断をして、これからやっていこうとしてるのかお尋ねをしたいと思います。特に炭ペレット、それから木質ペレット、A重油が大体発熱が8,700カロリーぐらいあるんですよ、木質ペレットが大体半分の4,000で、大体燃料が重油の半分で手に入れば採算ラインということでありまして。炭の方はまだもうちょっと木質ペレットより熱量が高いということなんで、今のように100円を越すような重油の値段であればですね、炭・木質等が50円以下であれば当然そこにもう差額が出てくるわけですから、その部分をですね、やっぱり配慮していただいて、先ほどの温浴施設も含めてですね、管内でそういうふうな生産のですね拠点を考える考えはないのか、管内で作っていただければ当然輸送費が少なくなるんで、日田から運んで来るよりもですね、管内でそういう事業を起こして、いわゆる管内での循環型の社会をですね作る気があるのかどうか合わせて、お尋ねをお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 江藤議員の再質問でございますが、これはもう江藤議員が一番最初から言われてますように、原油の高騰が続いております。このごろは多少下がって100ドルを切ったという話もありますが、この原油の高騰によってもう国内では全業種で打撃を受けております。その中で第一次産業の農林水産業で見ますと、これは最初の日にも御答弁申し上げましたが、特に水産業の漁船漁業がもう一番大きい痛手を受けているということで、国も

直接補助に近い補てんをするように考えてきました。この中でじゃあ農業関係はどういうふうにするかということですが、これは江藤議員が言われた考えと私もほぼ方向が一致するというふうに思っております。やはり石油に依存する率をできるだけ下げたいということで、それではここ佐伯で石油に代わるものが何があるかと言いますと、やはり木質系のバイオマスが一番利用しやすいエネルギーになるんじゃないかというふうに思っております。その素地を作るために佐伯市は吉良議員の御質問もありましたが、バイオマスタウンの認定をまず受けたいということで、今作業に掛かろうとしております。このバイオマスタウンの認定を受けますと、今度はそこに参入して来る企業の方々に2分の1の補助金制度がかなり使えることになりますので、そういった参入も非常にしやすくなります。今農業関係の加温の方を木質ペレットをやろうとすれば、九州では今言われましたように、日田市のフォレストエナジーと門川のやっぱりフォレストエナジーの大きい木質ペレットの製造工場ができておりますが、そこからすべてが供給できるかというところまた難しい面もありますので、やはりこの佐伯市には木質バイオマスがかなりありますので、それを地元でできるだけ利用するような方法、原料として製造するような方法をやはり考えていく必要があるなあとというふうに思っております。今一点はもう既に森林組合が炭のペレットがもう実用化しておりますので、あとは木質ペレットがうまくできれば、今度は農業関係の加温機の原料としてかなり使えていきますので、その辺のところも視野に入れながら、方策を練っていく必要があるというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） 時間があんまりないんですが、燃料問題がですね農業に非常に暗い影を落としているということは事実なんです、宮崎県辺りでは燃料サーチャージっていうんですが、いわゆる飛行機の航空運賃に燃料費の上乗せを掛けるのを、宮崎県は施設園芸の野菜について掛けたいということで今、JA宮崎経済連がやってますよね。それほどですね、いわゆる深刻なんだということだろうと思うんですね。大分県はまあどういふふうに対応するか知りませんが、宮崎県では施設園芸の野菜、特に野菜類をピーマン始めですね、トマト等のサーチャージを掛けたいということで今一生懸命努力してるようですが、それほどやっぱり農業というものが現在ですね難しい時代にきてるということでもありますので、木質バイオマス、バイオマスタウン構想を認定を受けたら、それから補助金をもらってやるというようなことではですね、到底立ちゆかないんじゃないかと。そういうやり方を後追い行政って言うんですね、人様がした後をあとについてやってやる行政がそういう行政なんですよ。補助金が付いたらやるような、補助金が付こうと付かないとやらなきゃいけないことはやらなきゃいけないんで、是非ですね市の単独のですね中でもやっていただいね、総務大臣なりあるいは農林大臣がね、まああその佐伯市に行って見ようかと、あそこは先進地じゃあ行って視察してこようというぐらいのね気概をもってやってもらわないとですね、財政が厳しいのは分かるんですが、それぐらいの考え方でやってもらわんと、取り組んでいただかないと恐らくバイオマスタウン構想もですね、吉良議員に答えたようにですね、計画が承認されなきゃというようなことじゃあなかろうかなあというふうに思いますんで、是非ねそこんところをもう一遍だけ。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） バイオマスタウン構想が認定されたときの補助金の意味合いとです

ね、各農業施設に加温機等設置するときの補助金の意味合いは違います。ちょっと私が説明不足で申し訳ございません。バイオマスタウン構想で出るときの補助金といたしまして、例えば木質ペレットの工場なんかに設置の意味合いですね。それとは別に農業施設、そういったものに対する補助金については、今度県が原油の高騰に対してかなり力を入れております。それにのって佐伯市も応分の負担をやっていきます。それとは別の補助金については、また今後は十分検討をする必要があるというふうに考えてますので、その辺のところをどうぞよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） もう残り時間が5分なんで、要望をですね兼ねて。その話はよく分ってるんですよ。いわゆるペレットの工場を造るときに補助金が出るっていうのはよく分かるんですよ。ただそれでは間に合わないよって言うてるんですよ。それいつになるか分からないですけども、そうでなくてやはりそういうふうな部分をですね、何とかどれぐらいのことでできるのかでね、試策そして今あるいわゆるそういうふうな補助金、いわゆる農林水産省の補助金等でね対応できるのであれば単独でやってですね、そしてその後に、バイオマスタウン構想が付いてくればいいことであって、そういうふうな、それができたからやるというような考え方ではですね、到底農業施設に加温施設もですね、県が今やってる炭ペレットの改良ボイラーがですね、うまくいかなきゃやらないというようなね、感じと同じだと思うんですね。やっぱりよその産地よりも一早く生き延びていくためには、そういう転換はしなければいけないことなんで、できる限りですね、早急にそういう部分を研究していただいてですね、やっていただきたいというふうに要望して、時間も残り少ないんで終わりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2 議案の上程（提案理由説明）

議長（児玉忠義） 日程第2、議案の上程を行います。

議案第143号、工事請負契約の締結について（平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築（庁舎棟建築）工事）、第144号、工事請負契約の締結について（平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築（電気設備）工事）、第145号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、以上3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただいま、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第143号及び議案第144号の「工事請負契約の締結」につきましては、平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築工事に関し、庁舎棟建築について東亜・菅政建設工事共同企業体と、電気設備について大徳・武生建設工事共同企業体と、それぞれ工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第145号「損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定」につきましては、平成18年12月26日に本市が提訴を受けた直川憩の森公園キャンプ場まつり時における水難事故に係る損害賠償請求事件について、大分地方裁判所の和解提案書により和解し、損害賠償の額を決

定することについて議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。
なにとぞ御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年第3回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議案 番号	件名
第143号	工事請負契約の締結について（平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築（庁舎棟建築）工事）
第144号	工事請負契約の締結について（平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築（電気設備）工事）
第145号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第3 議案質疑

議長（児玉忠義） 日程第3、議案質疑を行います。

議案第120号から第131号まで、第133号から第145号まで、及び諮問第3号並びに認定第1号、第2号、以上28件を一括して議題とし、これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします、

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者江藤英成^{えとうえいじょう}）につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案の委員会付託

議長（児玉忠義） 日程第4、議案の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成20年第3回佐伯市議会定例会議案付託表

議案

番 号	件 名	付託委員会
第120号	平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）	分 割
第121号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	教 育 民 生
第122号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）	教 育 民 生
第123号	平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	経 済 産 業
第124号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）	経 済 産 業
第125号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第126号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第127号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第128号	平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第129号	平成20年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第130号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	建 設
第131号	大分県交通災害共済組合理約の変更について	総 務
第133号	佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐伯市新農山漁村建設対策に係る融資保証条例の一部改正について	総 務 経 済 産 業
第134号	佐伯市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について	総 務 教 育 民 生
第135号	財産の取得について（救急自動車及び資機材）	総 務
第136号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）	総 務
第137号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字鶴望）	建 設
第138号	佐伯市土地開発公社の定款の変更について	建 設
第139号	佐伯市公設水産地方卸売市場条例の一部改正について	経 済 産 業
第140号	佐伯市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正について	経 済 産 業
第141号	公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字色利浦）	経 済 産 業
第142号	公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字宮野浦）	経 済 産 業
第143号	工事請負契約の締結について（平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築（庁舎棟建築）工事）	総 務
第144号	工事請負契約の締結について（平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築（電気設備）工事）	総 務
第145号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	経 済 産 業

認 定

番 号	件 名	付託委員会
第 1 号	平成19年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	建 設
第 2 号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について	建 設

議長（児玉忠義） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日から各常任委員会を開いていただき、22日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時31分 散会

平成20年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第7号 9月22日

議事日程第7号

平成20年9月22日(月曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 議案の上程(提案理由説明)
 - 第2 議案質疑
 - 第3 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案の上程(提案理由説明)
 - 日程第2 議案質疑
 - 日程第3 議案の委員会付託
-

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) おはようございます。本日の平成20年第3回佐伯市議会定例会第20日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案の上程(提案理由説明)

議長(児玉忠義) 日程第1、議案の上程を行います。

議案第146号、工事請負契約の締結について(平成20年度宇目統合小学校校舎・屋内運動場新築(建築主体)工事)、認定第3号、平成19年度佐伯市各会計決算の認定について、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長(西嶋泰義) 皆さんおはようございます。ただいま、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第146号「工事請負契約の締結(平成20年度宇目統合小学校校舎・屋内運動場新築(建築主体)工事)」につきましては、宇目統合小学校の校舎及び屋内運動場を新築するため、佐伯・谷川建設工事共同企業体と建築主体工事に係る工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

認定第3号「平成19年度佐伯市各会計決算の認定」につきましては、佐伯市一般会計ほか14特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

平成20年第3回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議案

番号	件名
第146号	工事請負契約の締結について（平成20年度宇目統合小学校校舎・屋内運動場新築（建築主体）工事）

認定

番号	件名
第3号	平成19年度佐伯市各会計決算の認定について

報告事項

番号	件名
第23号	健全化判断比率及び資金不足比率について（平成19年度佐伯市各会計）

議長（児玉忠義）引き続き、報告事項第23号について、執行部の概要説明を求めます。
その間、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時08分 開議

議長（児玉忠義）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案質疑

議長（児玉忠義）日程第2、議案質疑を行います。

先ほど上程されました、議案第146号及び認定第3号、以上2件を一括して議題といたします。

議案第146号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

21番、河野豊君。

21番（河野豊）おはようございます。21番議員の河野豊です。私は今追加されました146号について若干質問をしていきたいと思っております。本来常任委員会でこれから審議されるわけですが、私はそのメンバー、委員でもありませんので、それとですねただ入口の部分ちいいうかですね、その辺で聞いていきたいと思っております。本議案は20年度予算が審議されて議決は経ておるわけではありますが、この議案については基本設計、実施設計等の中間のプロセスが説明されないまま、いきなり議案として上程された感があると私は思っております。なお、本定例会において議決を得なければ、平成22年の4月の開校に間に合わないといったような話が全協でされたらと、たまたま私が用事で8月の27日にありました全協に出席していなかったため、その辺のところも若干いなかった者が聞くというのもあれですから、聞くところによると、あんまりこの全協の場でも、ただこの図面等をいただいただけで、それも他の議員が資料をとということで提出したと聞いておりですね、その辺の説明等はなされていないというふうに聞いておるんですね。そういったことを前提として、本来こういった議案はですね、賛成議決を前提として提案するというようなことはあってはならないと私は個人的には思っております。これ我々議員の職務ちいいうかですね、責務で諮問機関であります。そういった審議を

余りにも軽視した仕様であると、そういうふうに思うしですね。疑問に思う点がかなりあるので、入口の部分といった意味で質疑をしていきたいと思います。まず1点目ですが、これまで学校等の大型建設事業は基本設計、実施設計の段階でその都度全協等で説明をされてきたと思います。合併前はですね、下堅田小学校ですかね、こういった学校の建設はですねプロジェクターを使って議員にある程度説明をしたですよ、そういった前段があってこういう議案が上がってくるわけですが、今回そういう説明が余りなされなかったと私は思っております。何ゆえもっと早い段階で説明できなかったのか。この辺のところを教育長にお伺いしたいと思います。それとですね、合併前に建設された緑豊中学、これも木造校舎で、聞くところによると建築後の管理に従来の校舎以上に経費が掛かると聞いております。今回これを何ゆえ木造校舎としたのか、そのプロセスを伺いたいと思います。恐らく建設審議委員会等の組織が立ち上げられて、その中で計画あるいは検討され、計画実施というふうに至ったと思うんですが、どのような方で審議されたのか、その辺のところも分かればお聞かせ願いたいと思います。それとですね、基本設計はどのような経緯で承認されたのか。これは最初に言ったようにですね、入口の部分ですから聞いとるんはですね。多分コンペあるいはプロポーダル、そういった形で審査されたと思うんですよ。このプロポーダル方式等ですね、兼ねて前より疑問というか、そういう問題がありますよね、ほとんどが基本設計等の審査をですね、大分大学・文理大学の教授が審査に審査員として入っておりますね。その2人の方々の意見がほとんど通るといったような形でですね聞いております。こういった審査の段階でですね、教育長あるいは市長の意向が、この宇目の統合小学校においてはどの部分に反映されているのか。その辺のところをお伺いいたします。宇目の生徒数は統合された場合、生徒数が129人、今現在が129人ですかね、そういうふうに聞いております。恐らくその120人あっちこちの生徒が平成22年4月の段階で統合されてそういう形になると思いますけど、直近で建設されました木立小学校、ここが86名ですかねえ今、規模としてはほぼ同じぐらいの規模、人数的にはあれですけど、建築規模は3,000平米ちょっと超えてるからですね、同じぐらいの規模じゃあなかろうかと思うんですが、この木立校舎の耐用年数と要するにコンクリート造の木立校舎ですね、それと今回建築されます木造のこの宇目の統合小学校の校舎の耐用年数はどの程度、同じと見ておるのかそれともどういうふうな形で見ているのか。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。それとも一つですね、同じような規模ですんで、宇目の統合小学校が述べ面積が3,116.25平米、坪数に直すとですね約943坪ですね、これが現在議案で資料の中ではですね、全部で8億1,120万4,000円といったような歳出予算を計上してますけど、これを単純に割るとまあ86万ぐらいの坪単価になるんですよ。これには電気設備、あるいはいろんな水道とかそういった設備が含まれてない。恐らくこれが一億四、五千万掛かるんでないかなと私は考えるわけですが、そういった場合に、この宇目の統合小学校、要するに木造で造った場合の坪単価ですね簡単に。単純計算ができにくいとは思いますが、宇目の場合は体育館等管理棟がつながってるからですね、木立小学校がですね、木立小学校の延べ面積、その他、ここは体育館が別になつとるんでですね、その辺のところを単純計算で坪単価をお聞かせ願いたいなあと。それとこの本議案、要するに宇目の今後の校舎の維持管理費、そして木立小の校舎の維持管理費をどのように見ておるのが将来ですね。その辺のところも聞かせていただきたいなあと。なお、本議案にはプールが見当たらないと、敷地の展開図がありますけど、その中にプールが見当たらないので、このプールはどうなって

いるのか。なおですね、最後に財政難にあえぐ自治体、佐伯市にあって身の丈にあった建設事業とは私は思えないような気がします。その辺のところでも市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 河野議員の質問にお答えします。まず、1番の基本設計や実施設計の段階ではその都度全協等で今まで説明してきたと思うけど、なぜもっと早い段階で説明できなかったのかということでもあります。旧佐伯市ではですね、上堅田小学校の建設に対して、教育民生委員会で説明した経過があるんですけど、新市になって、本匠小学校とか木立小学校等建設を行ってきておりますけど、議案での審議以外での説明等は実際行っておりませんでした。説明が足りなかったということについてはおわびを申し上げたいと思います。特に、宇目につきましては、平成14年か15年ぐらいから旧宇目町でいろいろ取り組んできておまして、合併してそのまま新市に引き継いだということで、地域の話し合いの方をかなり重点的に行ってきたというようなところで、大変合併以後、どうしてもいろんな経過があって説明がなかったというふうに思っております。議員がおっしゃったように、当然当初予算とかは計上しておりますけど、そこから詳しく説明は多分できなかったということでもありますので、今後大きな関係につきましては、そういう場を持っていきたいというふうに考えております。それから、木造校舎ということになりますけど、なぜ木造校舎としたのかということで、これも今申し上げましたように、やはり旧宇目町の時代に緑豊中学ができたということと、長期総合教育計画審議会という宇目町のそこで緑豊中学の隣接地に建設をするというふうに決定をされたという経過があります。その中で当然根底には緑豊中学と合わせたやはり宇目のいわゆる林産地ということで木造校舎を建設するというのが根底にあったというふうに考えております。それから基本設計をどのような経緯で承認されたのか、根拠ということで、これは大分大学と文理大学の教授の意見で決定してるというふうに質問がありましたけど、これはですね、一応プロポーダル、選考委員会の開催及び設計業者の決定というところで、平成19年の3月21日に学識経験者、学校関係者、行政の7名の委員において6業者から事前に提出された技術提案書の面接ヒアリングを行って配置、動線計画等の的確性、それから独創性、実現性、新築に対する基本理念の妥当性、取り組み意欲を中心に審査を行い、評価点を付けたということで、選考委員が大学教授計2名、文理大の教授と九州保健福祉大の教授と、それから学校関係者として重岡小学校、小野市小学校長各1名で2名、それから行政として、大分県の施設整備課長、それから佐伯市の副市長、それから教育長、こういうメンバーが入っておりますので、決して教授が2人で決定したということはないと思います。それから本議案にはプールが見当たらないということになってますけど、プールはこれ有効活用ということで、宇目町のB Gを使って行うということで建設をしておりません。当然、上浦・直川もB Gを使っとるということでもあります。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。河野議員さんの議案質疑のうち、まず木造校舎の耐用年数とコンクリート造の木立小学校の耐用年数、どう違うのかという御質問ですが、法定耐用年数、具体的には補助金の適化法という法律がありまして、処分年限期間というのが一応法令上定められております。これによりますと、鉄筋コンクリート造は47年です。それから木造は22年となっております。それから建築費の比較ですが、今回提案をさせていただ

ております宇目の統合小学校の校舎・屋内運動場の建築費は、これは電気・機械等もすべて含めてですね、坪当たり84万5,000円でございます。それから、平成18年度に行いました木立小学校の校舎及び木立小幼稚園の改築工事の坪当たり単価が85万約9,000円です。これは基礎も含めて先ほど申しました建築費一式の単純坪当たり単価です。額からいきますとそんなに大きな差はないんですけど、議員御指摘のように耐用年数からこうしますと、まあ木造の方が割高だということはいえると思います。それから維持管理をどのように見てるのかと御質問ですが、宇目緑豊中学校を参考にいたしまして、木造の経年変化に伴う維持管理費を軽減することを念頭に実施設計を行いました。具体的には将来、木部の塗装等を考慮いたしまして、塗装することに足場が必要になってきますので、外壁の仕上げにおきましては、木の板張りを腰までといたしまして、それよりも上は左官仕上げにするなど、将来のメンテに掛らないような配慮は実施設計の段階でいたしております。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 河野議員の御質問のうち、財政状況の厳しい中であって身の丈にあった事業かとの主旨の御質問ですが、市長にということですが、財務部としての考え方をまず述べさせていただきます。確かに本市の財政状況は、合併後大変直後は厳しい数値でございましたが、行財政改革等、皆様の御協力により今改善されてきております。とはいえ、なお市債の残高とか公債費負担比率等を見た場合、決して楽観できる状況ではございません。ただ一方、極力経常的な経費を抑えることにより、経常収支比率等も類団と比べて大体中堅等になるぐらいの効果を見ておりますし、また起債につきましても良質なものを活用するということで、標準財政規模に対してのかなり投資額は多い団体にはなっておりますが、ある意味効果的に実は上げているということになるかと思えます。こうした中におきまして、この事業につきましても大変難しい判断の境目でもある要素を含んでおりますが、地域の特性、あるいはこれまで地元で協議されてきた経緯等を踏まえ、適正な事業規模であろうかなというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） おおよそは分かりましたが、ちょっとあと二、三点再質問させていただきます。まずこれ質疑の中にこう、上の方にただし書きで書いとるんですけど、今回のこの議案が平成22年4月に統合小学校が開校するというところで聞いておりますけど、この議会をもう議決を得んとそれに間に合わんというふうに聞いておるけど、この件についてはちょっと質疑の中で上に書いとるんでね、当然関連するんで聞いていいかなと。その辺のところは技術的にそういう形になぜなるのか。こっからきとるんですよね、なぜもっと早い段階で説明せんのかということが。そういうことがあればですね、これは質疑もなにももう多分常任委員会でもすんなり通っていくじゃろうしね、さっき聞いたようないろんな質疑にも適時答えてくれたんでですね。ある意味納得できる部分があります。この件、今言った今回の議事を議決を9月24日で議決をもらわんとあとまだ2年近くあるですよ、それがなぜ間に合わんのか、その辺のスケジュール的なものが聞いておるんでですね、その辺をもう一つ再質問させていただきます。それとですね、今さっき審議の中には地域の方々の旧宇目町時代にそういう話の中で緑豊中に見合ったそういった学校を建てたいという意向をくんでということですが、さっきの基本設計の中にですね、審査員でこれプロポーダルでやられたということで、ただこのプロポーダルちいうのがですね、こういった部分で私なんか議員がそれぞれがですね、地

元の業者をちいう意味合いで言っということ自体がですね、このプロポーダルにもある意味問題があると思うんですよね。こちら辺がですね、この市はこういった大きな建設事業はですねこの方式で行くのか。このプロポーダルという方式にはですね、佐伯の業者をある意味勉強させるとかですね、そういったものが私はないように感じるんですよね。そこら辺どちらか、この方式が一番最良と思ってこれから先もずっと続けるのか、そののところだけちょっと聞かせてください。それとこの質問の中にもですね、やっぱりこういった大型建設工事等はですね、なされる場合は、今回は学校ですから、現職の教育長これは宇目の時代に幾らそういう話し合いを持たれたにしろですね、教育長あるいは市長の意向ちいうかですね、独自性ちいうか、そういったものが私はあるともいいと思うんですよ。この時代に西嶋市長はこの学校を建てたと、その西嶋市長の特色、そういったものがどこにあるのか、反映されておるのか、この件についてはちょっと答弁がなかったとあるんで、どっかこの部分とかいうのが含まれておるんであればですね、お聞かせ願いたいなと。建築工事そのものは、先ほど言ったように坪85万弱、宇目が85万弱、木立小学校が85万9,000円、坪単価で単純に割るとですね、そういった形だけ耐用年数が倍ほど、片や47年、片や22年と、要するにこれ起債を打って償還して、償還が済んだころには要するに耐用年数は切れるというような、実質今の説明からいうとです、そういう形になるんですよね。22年先、また改築あるいは建替えを計画せないかんのか。そういうような形になるんですよね、そういったものがなぜこの建築事業にですね勘案されなかったのか。これは難しい質問かなと思いますけど、それをまずもう一度聞かせていただきたい。維持経費はそれぞれ先ほどそれなりの工夫をしようと、緑豊中学校でかなり経費が掛かって苦労しとるといような話の中から、今回は足場を掛けんとすむように、そういった工夫がなされてるといこと、この件については納得しました。財政難に対しては最後のあれは久保田財務部長が答えてくれたですけど、身の丈であったといようなことで返答いただきました。我々もやっぱ審議する上ではですね、そこら辺が一番、要するにその当時の今現在我々諮問機関ですからね、その辺に一番重要な我々の役割があるのではなからうかなと思うんです。財務部長の答えで納得しました。だからさっき言った、あと2点ほど再質問に答えていただければと。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） それでは今議会に議決を是非いただきたいという、スケジュール的な予定をまずお答えしたいと思います。建築そのものの工事が約1年間必要であろうというふうに考えております。この議会で議決をいただきまして本契約を結び締結をさせていただきます、校舎そのものを平成21年の9月の完成を目指しております。それが終わりました後に、平成21年度に新たに発注する工事といたしまして、倉庫棟これは屋外に倉庫を造る予定にしておりますが、倉庫それからいわゆる土木工事としてグラウンドの整地、それから校舎周辺の駐車場であるとか、あるいは進入路の道路の舗装とか、こういう残務工事と申しますか、来年度新たに発注する工事等の工事日数等を考慮した場合には、今議会で是非この校舎の議決をいただいて22年の4月の開校を目指したいというスケジュールで御提案をさせていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 河野議員の再質問にお答えします。まず、プロポーダルということで、プロポーダル方式を実施の理由といのから述べさせていただきます。宇目の統

合小学校校舎新築工事にあたっては、学校施設のすべてを新築するための基本設計及び実施設計という性格からして設計料の多寡で決定する指名競争入札になじまないということと、宇目の統合小学校建設委員会において策定された宇目統合小学校校舎等新築事業基本構想において、設計者の選定方式としては、義務教育施設の豊富な設計実績のある業者を選定することが望ましいというふうになっております。そういうことで、設計者の創造性とか技術力、経験等を適切に評価できる技術提案書方式、いわゆるプロポーダル方式とすることが最良と判断したということで行っております。その中で業者がですね、一応地元の業者ということで当然業者が、梓設計あるいは楠山設計、教育施設研究事務所福岡事務所、それから山下設計九州支社、東九州設計と、その中に佐伯設計連合と佐伯市の建築士の何人かで集まってる会社といますか、そういう佐伯設計連合も一緒に入れております。その中で平等に審査を行った結果が楠山設計になったという、これはもう経過であります。それから今後も続けていくのかということになりますけど、これはやはりケースバイケースということで、やっぱり特殊性とかいろいろ考えた中で、いろんな事業課なり相談しながらですね、教育委員会としてもやはりケースバイケースで対応していくしかないかなというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の再質問、最初のときはちょっといろんな財政的なことがございましたので、担当部長の方に答弁させていただきましたが、私はこうした校舎建築に対して、宇目の考えも聞きながら、そして私自身もですね、この木に対する考え方を持っておりまして、議員御存じのとおり、私も佐伯小学校の時に、今の小学校を建て替える時にですね、新しい校舎と段が違ふんです。そこで全部床をですね木にしたと。こうした中で佐伯市が合併した時に九州一の面積、特に森林面積が非常に多いと、そして本匠もその前に建築しております、本匠小学校。それから直川も建設しております。そうした木を主体という形で宇目については特に緑豊中学校ともバランスを考えた場合、是非ともこれは木の平屋、そうした中で子どもたちがやっぱり森林、いわゆる循環型社会の中に、そうした木の環境を育つことが非常にいいだろうと。それからコスト面につきましても合併ということになったら補助率も違ってくると思っております。通常、木立、下堅田、それから上堅田については全くこれ補助の関係合併じゃないもんですから、そういうことも考えたときに非常にコスト的にもそんなに大きく財政負担が掛らないだろうと。そうした中で地域に合った、それからまた、現在森林組合が宇目に作っております。そうした木を使ったモデル的なもの、この発想はですね、熊本県の小国町が木の公共施設というのを非常に整備しております。小国材を使うと、そうしたところに多くのお客さんが来た時に、やっぱりいい木を使ってるなど。特にこの宇目については地元木材を使うようにやっております、そうした意味でも公共施設がやはり佐伯の木材、杉、ヒノキ、非常にすばらしいものだという評価も受けると思っております。そういうことで、特に私の方ではこれに対して、木に対して学校で設計、その他の中に入れるようにし、非常に難しい設計、プロポーダルになったことを条件の中に入れさせていただいております。また、先ほど申し上げましたように、私の考えにつきましても、これは最終的には平成19年度に決まりましたが、当時の佐藤副市長が私の意をもって、そのプロポーダルに入って意見をもってやらせていただいております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 大変良く分かりました。その他、教育次長も酒井部長もいろいろ答弁していた

だいてありがとうございます。市長もそういった意向をきちっと述べていただいて納得できました。確かに地元のですね木材をふんだんに使っている校舎は望ましいと思いますけど、そういった意味でも是非いいものができることを願っておりますけど、さっき言った質問の中には財政的にいろんな形で金が掛かるものを造るんじゃないかなという危ぐがありますので、そういったことはまた常任委員会が開かれますので、その中でいろんな議論が出ると思いますけど、そういったことを参考にさせていただいて議決に臨みたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

日程第3 議案の委員会付託

議長（児玉忠義） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

議案第146号、工事請負契約の締結について（平成20年度宇目統合小学校校舎・屋内運動場新築（建築主体）工事）は、教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会に付託いたします。

教育民生常任委員会の審査につきましては、散会后、速やかに委員会を開いていただきますよう、お願いいたします。

平成20年第3回佐伯市議会定例会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第146号	工事請負契約の締結について（平成20年度宇目統合小学校校舎・屋内運動場新築（建築主体）工事）	教育民生

日程第4 特別委員会の設置

議長（児玉忠義） 日程第4、特別委員会の設置を議題といたします。

おはかりいたします。

認定第3号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く全議員を指名いたします。

平成20年第3回佐伯市議会定例会議案付託表

認 定

番 号	件 名	付託委員会
第 3 号	平成19年度佐伯市各会計決算の認定について	決 算 特 別

審議結果
議 案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 3 号	平成19年度佐伯市各会計決算の認定について	決 算 特 別	閉会中継続 審査

議長（児玉忠義） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、24日は、午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前10時42分 散会

平成 2 0 年 第 3 回

佐伯市議会定例会会議録

第 8 号 9 月 2 4 日

議事日程第 8 号

平成20年 9月24日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 委員長報告（質疑）
 - 第 2 討論、採決
 - 第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 第 4 議員派遣
 - 第 5 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告（質疑）
 - 日程第 2 討論、採決
 - 日程第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第 4 議員派遣
 - 日程第 5 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） おはようございます。本日の平成20年第 3 回佐伯市議会定例会第22日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の委員長報告に先立ちまして申し上げます。

去る 9 月12日、三浦渉議員に対する一般質問の答弁に関して、財務部長から特に発言の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、これを許可いたします。

久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 先日の三浦渉議員の一般質問に対する私の答弁で数値に誤りがありましたので、これを訂正させていただきます。議員の指名委員会の時点での3,200平米以上の施工実績のある業者が大分県内に何社あったのかとの御質問に対する答弁で、最初に大分県内に6社あるとの旨答弁いたしました。そしてまた、再度の質問に対しては資料がなく不明との旨のお答えをしましたが、実際には当初の要件設定時点では、P点で1,000点以上の県内の業者数は、当然これは把握しておりましたが、3,200平米以上の実績のある業者数は把握しておりませんでした。これは、公告後の調査で県内には同実績のある業者はいないことが分かったということでございます。ここにおわびして訂正させていただきます。失礼いたしました。

日程第 1 委員長報告（質疑）

議長（児玉忠義） 日程第 1、委員長報告を行います。

各委員会に付託されました議案26件、及び認定2件、計28件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡邊邦壽君。

総務常任委員長（渡邊邦壽） おはようございます。総務常任委員長の渡邊邦壽でございます。

今期定例会において、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案7件、計8件につきまして、去る9月18日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第120号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管の部分について款を追って審査をいたしました。

歳入では、一委員から、19款、5項、3目中、情報ネットワーク雑入1,422万3,000円の内訳を質したのに対し、執行部から、東九州自動車道整備に伴う岸河内地区及び青山山口地区の伝送路移設に係る工事補償金を874万3,000円、宇目宮野地区の火災による伝送路の建物災害共済補償金を105万1,000円、また同じく宇目地区の国道326号で起きた交通事故による伝送路切断に伴う保険料を442万9,000円、それぞれ雑入として計上しているとの答弁がありました。

歳出に入り、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第120号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第131号、大分県交通災害共済組規約の変更については、執行部から、当該組合の執行機関及びその選任方法並びに組合の議員の報酬に関する当該組規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものである。変更内容については、組合に会計管理者を置き、職員の中から組合長がこれを任命する旨の規定を追加し、報酬及び費用弁償に関する規定から組合の議員を分離させ、別に組合の議員への議員報酬の支給について規定を追加するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第131号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号、佐伯市職員の勤務時間、休暇に関する条例及び佐伯市新農山漁村建設対策に係る融資保証条例の一部改正についてのうち、本委員会所管の部分、すなわち、第1条（佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）を議題とし、審査をいたしました。

執行部から、株式会社日本政策金融公庫法の施行及び同法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、字句を改めるものであるとの説明がありました。

若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第133号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第134号、佐伯市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会所管の部分、すなわち、第1条（佐伯市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）を議題とし、審査をいたしました。

執行部から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第134号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第135号、財産の取得について（救急自動車及び資機材）は、執行部から、本署管理の救急自動車及び資機材を経年による劣化により更新しようとするもので、県内2業者による指名競争入札を行い、大分トヨタ自動車株式会社佐伯店が落札し、購入予定価格は2,289万円である。この購入に当たり、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提出するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第135号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第136号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）は、執行部から、佐伯、弥生、宇目、米水津、蒲江の各消防団に配置している小型動力ポンプ付積載車（普通車5台・軽自動車7台）を経年及び塩害による劣化に伴い更新し、林野火災用可搬式散水装置を新たに配備しようとするもので、県内3業者、県外2業者による指名競争入札を行い、大分市の新日本消防設備株式会社が落札、購入予定価格は4,229万4,000円である。この購入に当たり、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提出するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、1台当たりの価格の妥当性に関する事、高落札の要因に関する事などについての質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第136号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号、工事請負契約の締結について（平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築（庁舎棟建築）工事）は、執行部から、7月22日の指名委員会において一般競争入札への参加資格要件を設定し、8月4日公告を行い、8月27日に入札を実施した結果、4共同企業体の参加があり、6億9,195万円で東亜・菅政建設工事共同企業体が落札予定業者となった。審査の結果、8月29日に当該共同企業体を落札者と決定し、9月4日に仮契約を締結した。本契約を締結するに当たり、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提出するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、本件の基本設計等について所管事務調査を行った際、消防隊の食事場所を2階に配置しているため、出勤に支障を来すのではないかと指摘していたが、結果はどのようになったのかと質したのに対し、執行部から、食堂は車庫に近く階段部分の直近に設けているため、出勤態勢に影響はないと考えている。また、指摘を受けていたトレーニングルームについては、3階から2階へ配置変更し、出勤態勢に配慮した。なお、出勤については、通信司令室に119番通報が入ると、「予告指令」が全庁舎に放送され、救急出勤の準備が事前にできるシステムを採用しているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第143号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第144号、工事請負契約の締結について（平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築（電気設備）工事）は、執行部から、7月22日の指名委員会において、一般競争入札への参加資格要件を設定し、8月4日公告を行い、8月27日、28日に入札を実施した結果、5共同企業体の参加があり、1億3,857万9,000円で、大徳・武生建設工事共同企業体が落札予定業者となった。審査の結果、8月29日に当該共同企業体を落札者と決定し、9月2日に仮契約を締結した。本契約を締結するに当たり、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提出するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第144号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いし終わります。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） なければ次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） おはようございます。建設常任委員長の三浦渉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案7件、予算外議案2件及び認定2件、計11件につきまして、去る9月17日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第120号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）、議案第125号、平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第126号、平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第127号、平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第128号、平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第129号、平成20年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第130号、平成20年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字鶴望）は、執行部から、公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入する必要があるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第137号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号、佐伯市土地開発公社の定款の変更については、執行部から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による民法及び公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴い、定款を変更する必要があるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第138号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成19年度佐伯市水道会計決算の認定については、まず監査委員から、決算審査意見書に基づき総括的な意見として、水道事業の概況、経営成績、財政状況、経営分析について詳細に説明がありました。また、平成19年度佐伯市公営企業資金不足比率審査意見書が提出され、資金不足比率は、良好な状態にあると報告がありました。引き続き決算書のページを追って、順次審査し、慎重審査の結果、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、平成19年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定については、まず監査委員から、決算審査意見書に基づき総括的な意見として、公共下水道事業の概況、経営成績、財政状態について詳細に説明がありました。また、平成19年度佐伯市公営企業資金不足比率審査意見書が提出され、資金不足比率は、良好な状態にあると報告がありました。引き続き決算書のページを追って、順次審査いたしました。これに対し委員から、未収金の状況について悪質な延滞者に対して対処方法はどのようにしているのかと質したのに対し、執行部から、給水停止を年に二、三回実施し、戸別訪問、電話、催告書を中心に行っているとの答弁がありました。また、委員から滞納者は催告されると一部を入金し、あとは払わないなどと、悪

質ではないかと質したのに対し、執行部から、水道料金の未払い者に対し、反省をしてもらうためにも月々、給水ストップを実施するとの答弁があり、慎重審査の結果、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） なければ次に、教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長の浅利美知子でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案3件、予算外議案2件、計5件につきまして、去る9月17日及び9月22日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第120号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。歳出においては、委員から10款、5項、3目のうち、文化会館一般管理費533万6,000円の内訳について質したのに対し、執行部から、弥生文化会館の正規職員1名の配置が、嘱託職員2名の配置に変更となったため333万6,000円の増額補正を、さらに佐伯文化会館の需用費で200万円を増額補正しているとの答弁がありました。

また、他の委員から10款、6項、3目、学校給食費のうち、弥生学校給食センター一般管理費70万円の増額理由について質したのに対し、執行部から、昭和中学校のランチルームに設置されている牛乳保冷庫が故障したため、その修理に係る増額補正であるとの答弁がありました。

また、他の委員から、10款、6項、4目、総合運動公園費に関連して、陸上競技場のグラウンド整備の要望がありました。

さらに、他の委員から、教育費の全体を通して賃金に関する補正が多く見られる。当初予算で見込めるものは、極力当初予算で計上してほしいとの要望がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第120号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号、平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、款を追って審査いたしました。歳出においては、委員から8款、1項、2目、疾病予防費に関連して、今年度から新たに始まった特定健診の受診状況について質したのに対し、執行部から、9月12日現在の受診状況は5,441名で、昨年度の住民健診の総受診者数は1万26名である。そのうち国民健康保険の被保険者については、9月12日現在で3,836名、昨年度の総受診者数は5,670名であったとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から各地域の健診会場が減少していることが現在の受診率低下につながっているのではないかと質したのに対し、執行部から、会場の減少については、振興局のバスを運行するなどの策を講じている。今後の対応については、今年度の反省を踏まえて検討していきたいとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第121号については、原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号、平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第134号、佐伯市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会所管の部分について審査を行いました。執行部から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関連する条例の改正を行おうとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第134号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決し、17日の委員会は閉会いたしました。

その後、9月22日の本会議に追加上程され、本委員会に付託されました議案第146号、工事請負契約の締結について（平成20年度宇目統合小学校校舎・屋内運動場新築（建築主体）工事）を本会議散会后、委員会を開会し審査いたしました。

執行部から、平成20年度宇目統合小学校校舎・屋内運動場新築（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出をするもので、契約の方法は一般競争入札。契約金額は5億8,695万円で、契約の相手方は、佐伯・谷川建設工事共同企業体。さらに工期は平成21年9月30日までであるとの説明がありました。あわせて執行部から、宇目統合小学校建設に至った経緯として、現在休校中である木浦小学校、児童数57名の小野市小学校、さらに71名の重岡小学校、これらの各小学校の少子化による児童数の減少をかんがみるとき、旧宇目町において、平成15年から3小学校統合計画の議論が開始され、新市においても本計画を引き継ぎ、建設に際しては、学校関係者や地域関係者等で構成する宇目統合小学校建設委員会を設置し、平成22年4月の開校に向けて協議を進めてきたとの説明もなされました。

これに対し委員から、今回の校舎建築に当たり地元からの要望事項が満たされた設計・建築となっているのかと質したのに対し、執行部から、要望のあった宇目緑豊中学校の隣接地に木造校舎での建築となっているとの答弁がありました。

さらに委員から、入札業者4者中2者が最低制限価格未満となっている。この結果をどうとらえているのかと質したのに対し、執行部から、真剣な見積りの結果だと考えているとの答弁がありました。

また他の委員から、本議案の入札は、入札の執行を一度中止し、再公告していると聞いた。これまでの経緯について質したのに対し、執行部から本入札は、8月4日に要件設定型一般競争入札により入札の公告を行い、8月27日開札の予定で準備を進め、8月20日の特定建設工事共同企業体協定書の提出期限までに1建設工事共同企業体からの参加申し込みがあった。しかし、その時点で、その建設工事共同企業体の代表構成員が8月12日に国土交通省及びその他の地方公共団体から指名停止処分を受けていることが判明した。これを受けて8月21日に指名委員会を開催し協議した結果、国及び地方公共団体から指名停止処分もあり、さらに大分県から、その時点での情報によれば独占禁止法違反により指名停止措置が予測されたこと等を踏まえて、そのまま入札を執行しての契約締結の相手方としては適切ではないと判断し、入札の執行を中止して、8月25日に要件設定を変更して再公告をしたとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から、なぜ最初の公告では1共同企業体のみからの申し込みとなっ

たのかと質したのに対し、執行部から、全国大手業者が指名停止処分を受けていることと、さらに要件設定の内容についても若干難しい面があったのではないかと答弁がありました。

この答弁に対し、さらに委員から、8月4日の公告の要件設定内容について質したのに対し、執行部から、代表構成員の主な資格条件としては、1.九州管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は佐伯市との契約について委任を受けた営業所（支店等）があること。2.建築一式工事がA等級に格付けされ、総合評定値（P点）が1,000点以上であること。次に、その他構成員の資格条件としては、佐伯市内の建設業法に基づく主たる営業所（本店）があり、建設一式工事がA等級に格付けされる者。次に、代表構成員に求めた工事実績としては、平成10年度以降に木造2階建て以上、延べ床面積3,200平方メートル以上の新築又は増築の請け負い、履行した実績があること。最後に、代表構成員に求めた配置技術員の資格要件としては、1.一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。2.現場代理人又は監理技術者は上記規模工事に従事した経験を有する者であること。などの要件についての答弁がありました。

この答弁に対し、さらに委員から、8月25日の公告では、要件設定のどの部分を変更したのかと質したのに対し、執行部から、代表構成員に求めた工事実績を変更し、平成10年度以降の工事実績を1.木造の校舎又は屋内運動場、2.木造一部鉄筋コンクリート造の校舎又は屋内運動場、3.鉄筋コンクリート造一部木造の校舎又は屋内運動場のいずれかを新築又は増築を請け負い、履行した実績があることに変更した。さらに代表構成員に求めた配置技術員の資格要件のうち、工事に従事した経験を有する者であることを変更し、特に従事した経験は求めないとしたとの答弁がありました。

さらに委員から、8月4日の公告での1社応募について、仮に指名停止などがなく入札を執行した場合の有効性について活発な質疑がなされ、執行部から、今後の検討課題としていきたいとの答弁がありました。

また他の委員から、宇目統合小学校の隣接地に幼稚園を建設する計画が当初あったが協議の過程で、重岡保育所及び千束保育所を利用しての認定子ども園設置の方向に変更となったと聞いた。現在の進ちょく状況について質したのに対し、執行部から、計画としては保育所型の認定子ども園としており、現在の課題としては、5歳児に対して他園と同様の幼稚園教育をどのようにすれば実施できるかを検討している段階である。なお、認定子ども園設置については、平成22年をめどに作業を進めているとの答弁がありました。

さらに委員外議員から、1回目の公告では、代表構成員の資格条件として、総合評定値（P点）が1,000点以上であることや、さらに代表構成員に求めた工事実績として、平成10年度以降に木造2階建て以上、延べ床面積3,200平方メートル以上の新築又は増築を請け負い、履行した実績があることとしている。1回目の公告をする前にこの実績を満たした物件数及び業者数について、事前調査を実施したのかと質したのに対し、執行部から、公告の段階では調査をしていなかった。本入札については、全国的に見れば大手から中堅ゼネコンまで参加できるだろうという想定の下に公告をしたとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員外議員から、その後の調査では何件で何社が該当していたのかと質したのに対し、執行部から、木造2階建て以上、延べ床面積3,200平方メートル以上については、全国に136件あり、そのうち大手業者は17社で28件の実績があった。また、この中には大分県の業者は含まれていない。さらに指名停止により業者が減って、8社13件が調査結

果であったとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員外議員から、大分県内に該当する業者がいなかったということは指名委員会で調査していなかったのかと質したのに対し、執行部から、調査をしていなかったが、当初はP点1,000点以上の県外大手が47社あったとの答弁がありました。

さらに委員外議員から、設計の変更もないのに2回目の公告では要件設定に大きな変更がされている。1回目の要件設定に問題があったのではないかと質したのに対し、執行部から、今後は注意をして入札を執行していきたいとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁の後、討論に入り、賛成の立場で、入札の問題については県の対応などを注視して進めてほしい。是非、宇目統合小学校を児童が誇れるような校舎にしてほしいとの賛成意見が述べられ、採決の結果、議案第146号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） なければ次に、経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） 経済産業常任委員長の矢野精幸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案3件、予算外議案6件の計9件につきまして、去る9月18日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず初めに、議案第145号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定についてを審査をいたしました。この議案につきましては、議案第120号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）に予算が計上されており、予算と議案が密接に関係してましたので、この議案から審査いたしました。執行部から、平成18年12月26日付けで大分地方裁判所に提訴され、佐伯市が被告とされた損害賠償請求事件について、同裁判所の和解提案書の内容に従って和解し、損害賠償の額を決定しようとするものである。事故の概要は、平成17年7月17日に、直川憩いの森公園キャンプ場において、佐伯市が主催した同キャンプ場まつりにおいて、来場者の小学1年生女子児童がキャンプ場に併設している河川プール上流の河川で遊泳中におぼれ、現在も意識のない状態が続いている事故である。和解条項は佐伯市が原告に対し賠償金額2,000万円、後遺障害給付金100万円、医療補償給付金15万円の計2,115万円を支払うものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から、訴訟費用は各自の負担ということだが、市の負担は幾らかと質したのに対し、執行部から、訴訟費用は弁護士費用のみの473万8,126円で、市加入の保険から支払われる。また、平成18年12月に提訴された際の弁護士の着手金126万円についても和解の成立により、保険会社から市へ支給されるとの答弁がありました。

また委員から、賠償金額の2,000万円が多いか少ないかと考えるとき、病院の治療代等どのくらい掛かっているのか、またその支払いは自己負担なのかそういうことが、心配になるかと質したのに対し、執行部から、医療費については確認したわけではないが、母子世帯であるので母子医療等の法的な医療の助成制度の適用を受けられると考えているとの答弁がありました。

また委員から、和解を受け入れることになれば佐伯市としての事例となり、市のイベント等への影響が懸念される。また、全国的な事例として取り上げられるのではないかという懸念もあるが、どう考えているかと質したのに対し、執行部から、市のイベント等の開催に当たっては、想定される危険に関して可能な限り積極的な安全策を講じ、今後二度とこのような事故が起きないように注意を喚起していくが、万が一類似した事故等が起こった場合でも、今回の対応が画一的に行われなければならないとは考えていない。また、全国的な影響については、マスコミ等の報道のあり方によって結果が出てみないと分からないが、市としては法的に責任があるから和解に応じるという考え方はしておらず、佐伯市民が災難に遭われたということで、被災者救済の観点等、いろいろなことを総合的に判断し、今回の和解に応じるべきだと考えているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第145号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

主な質疑として、歳出におきまして、委員から2款、総務費のうち、1項、4目、企画費の小規模集落・里のくらし支援事業の具体的な内容について質したのに対し、執行部から限界集落に対する県の補助事業で、本匠の山部と宇目の西山をモデル地区として小規模集落の活性化や安全面への支援により、集落での生活の安定を図ることが目的である。具体的な事業内容については、10月に県で決定されるが、宅配サービスや生活支援を行うお助け隊等の事業を想定しているとの答弁がありました。これに対し委員から、県の補助事業ということだが、事業内容については、本当にその人たちが望んでいることに対し、支援ができるよう十分検討してほしいとの意見が出されました。

それから、6款、農林水産業費では、委員から、2項、2目、林業振興費のうち、地域バイオマス利活用事業の内容について質したのに対し、執行部から、バイオマスタウンとして国に申請するための所要経費を計上している。国にバイオマスタウンとして認定されれば、バイオマス事業への利活用補助金等が受けられるようになるとの答弁がありました。これに対し委員から、具体的なバイオマス事業はどういう事業を考えているのかと質したのに対し、執行部から、佐伯市にあるバイオマス系の事業をすべて拾い出し、計画に盛り込もうと考えているが、具体的に何をするかということはまだ決まっていないとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第120号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号、平成20年度佐伯市地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）について、議案第124号、平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）について、以上2件については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号、佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐伯市新農山漁村建設対策に係る融資保証条例の一部改正についてのうち、本委員会所管の佐伯市新農山漁村建設対策に係る融資保証条例の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。執行部から、株式会社日本政策金融公庫法の施行及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、佐伯市新農山漁村建設対策に係る融資保証条例を一部改正しようとするものであるとの説明

があり、慎重審査の結果、議案第133号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号、佐伯市公設水産地方卸売市場条例の一部改正については、執行部から、卸売市場法の一部改正に伴う所要の改正、佐伯市市場取引委員会の所掌事務の明確化、その他規定の整備を行おうとするものである。卸売業者やその役員等に係る買受人の承認申請について、市長が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときは、これを承認できる例外規定を設けるほか、佐伯市市場取引委員会の調査、審議事項を各号列記して明確化するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この条例改正によって、卸売人が買受人になることができるということだが、今のままでは何か不都合が生じていたのかと質したのに対し、執行部から、不都合が生じたというわけではなく、条例中の第18条と第36条の整合性がとれていないので改正を行うが、結果的には、鶴見の市場において卸売人である大分県漁協が、指定管理者となっている直売所の商品を購入するために、買受人となることが可能となるとの答弁がありました。これに対し他の委員から、漁業者・卸売人・買受人・小売業者・消費者等の了承は得られているのかと質したのに対し、執行部から、市場取引委員会の中に、そういういろいろな立場の方が委員として入っており、市場取引委員会で承認を得ているとの答弁がありました。

また委員から、卸売人の漁協が買受人となった場合、漁協が運営する直売所は、直に仕入れができ安い値段を設定できるが、一般の買受人や販売店等は手数料を払ったり、経費を掛けて店を持ったりしているため、商品の値段を高くしないとやっていけない。一般の買受人や販売店よりも市の指定管理施設である直売所が有利になるようなことを市が認めるのはおかしいのではないかと質したのに対し、執行部から、基本的には卸売人は買受人になることはできない。しかし、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと市長が認めれば、卸売人が買受人になることができる。これについては、市場取引委員会の中で十分に審議する必要があり、今回の条例改正で市場取引委員会の所掌事務として、卸売業者について卸売の相手方としての買受けの承認に関することを審議するよう明確にしているとの答弁がありました。これに対し委員から、漁業者や一般の買受人等が不利益を被ることのないよう十分調査・審議していただきたいとの意見が出されました。その他、若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第139号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号、佐伯市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正については、執行部から、佐伯市農業振興地域整備促進協議会の委員の役職名を改めるほか、条文の整備を行おうとするものである。委員の役職名について「農業協同組合組合長」を「農業協同組合の役員」に、「市農業委員会会長」を「市農業委員会委員」に、「土地改良区理事長」を「土地改良区の役員」に、「森林組合組合長」を「森林組合の役員」にそれぞれ改めるものであると説明があり、慎重審査の結果、議案第140号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号、公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字色利浦）は、執行部から、大分県知事から公有水面の埋立てに関し意見を求められているものである。埋立事業の概要としては、免許の出願者は大分県。位置は、米水津大字色利浦字本東風網代周^{ほんこちあじろ}辺地先の公有水面。面積は、535.76平方メートル。用途は、漁港施設用地であるとの概要説

明がありました。若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第141号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号、公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字宮野浦）は、執行部から、大分県知事から公有水面の埋立てに関し意見を求められているものである。埋立事業の概要としては、免許の出願者は大分県。位置は、米水津大字宮野浦字平研ノ上周辺地先の公有水面。面積は、423.92平方メートル。用途は、漁港施設用地であるとの概要説明がありました。若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第142号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 以上の各常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

はい、三浦議員。

1番（三浦渉） 議案第145号、経済産業の報告にちょっと私今、急に思い出したんですが、当時、この損害賠償事件につきまして、私は一般質問をしたことがあります。この件につきまして、当時商工観光部長の柴富部長は、市は関係ないという答弁をいただいておりますが、この中では、市の方に、原告に対し下記の金員の合計2,115万円を支払う義務があることを認めたと。このような和解判決が出ておりますが、当時の担当部長の市が関係ないと言うた部分についてはどうなっておるのか、部長の答弁は執行部の答弁というふうに聞いておりますけど、その辺については、やはり市が関係しとったからこういう判決が出たんだなというように今、今速急にそのように思ったから145号について質疑をさせていただきました。よろしく願います。145号の委員長報告に対して、その点を審議したのであるかなあということをお聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） 今、三浦議員の質問であります。これは委員会の中では、そういう議論はと言いますか、話は出てきませんでした。

議長（児玉忠義） 暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） 失礼いたしました。ちょっと今私の答弁としまして、答弁を撤回いたします。訂正いたします。この件につきましてですね、執行部からその説明がありまして、その中で市としての考え方といたしましては、法的に市の方に責任があるから和解に応じるというスタンスでは考えておりませんので、今回同じ市民である一住民の方がそういう災難に遭われたということで、被災者の救済という観点、それから保険の適用範囲内で損害賠償の支払いができるということ。それから万が一これを和解に応じずゼロか百かと、

和解に応じない場合には、あくまでも佐伯市としてはゼロ、責任ゼロというスタンスで戦っていくという方針がありました。そういうことになった場合には、訴訟が長引くであろうという。また、先ほどの裁判費用等につきましては、保険の適用外になってしまうという可能性があるというので、そういうことを総合的に判断して、今回和解に応じるというふうに判断しておりますという市の説明がありました。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 非常によく分かりました。

議長（児玉忠義） ほかに御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（児玉忠義） 討論、採決を行います。

議案第120号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第121号、平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第122号、平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第123号、平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）、議案第124号、平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）、議案第125号、平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第126号、平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第127号、平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第128号、平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第129号、平成20年度佐伯市小規模集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第130号、平成20年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上10件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより10件を一括して採決いたします。

建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上10件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号、大分県交通災害共済組合理約の変更について、第133号、佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐伯市新農山漁村建設対策に係る融資保証条例の一部改正について、第134号、佐伯市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に係る条例等の一部改正について、第135号、財産の取得について(救急自動車及び資機材)、第136号、財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置)、第137号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字鶴望)、第138号、佐伯市土地開発公社の定款の変更について、第139号、佐伯市公設水産地方卸売市場条例の一部改正について、第140号、佐伯市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正について、第141号、公有水面埋立てに関する諮問について(米水津大字色利浦)、第142号、公有水面埋立てに関する諮問について(米水津大字宮野浦)、以上11件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより11件を一括して採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上11件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第143号、工事請負契約の締結について(平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築(庁舎棟建築)工事)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号、工事請負契約の締結について(平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築(電気設備)工事)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第146号、工事請負契約の締結について(平成20年度宇目統合小学校校舎・屋内運動場新築(建築主体)工事)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者^{えとうえいじょう}江藤英成)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第3号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、認定第1号、平成19年度佐伯市水道事業会計決算の認定について、第2号、平成19年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり認定されました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第120号	平成20年度佐伯市一般会計補正予算(第1号)	分 割	原案可決
第121号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	教育民生	原案可決
第122号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第1号)	教育民生	原案可決
第123号	平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)	経済産業	原案可決
第124号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第1号)	経済産業	原案可決
第125号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第126号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第127号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第128号	平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第129号	平成20年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第130号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第131号	大分県交通災害共済組合規約の変更について	総 務	原案可決
第133号	佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐伯市新農山漁村建設対策に係る融資保証条例の一部改正について	総 務 経済産業	原案可決
第134号	佐伯市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について	総 務 教育民生	原案可決
第135号	財産の取得について(救急自動車及び資機材)	総 務	原案可決
第136号	財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置)	総 務	原案可決
第137号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字鶴望)	建 設	原案可決
第138号	佐伯市土地開発公社の定款の変更について	建 設	原案可決
第139号	佐伯市公設水産地方卸売市場条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第140号	佐伯市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第141号	公有水面埋立てに関する諮問について(米水津大字色利浦)	経済産業	原案可決

第142号	公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字宮野浦）	経済産業	原案可決
第143号	工事請負契約の締結について（平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築（庁舎棟建築）工事）	総務	原案可決
第144号	工事請負契約の締結について（平成20年度佐伯市消防本部・消防署庁舎新築（電気設備）工事）	総務	原案可決
第145号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	経済産業	原案可決
第146号	工事請負契約の締結について（平成20年度宇目統合小学校校舎・屋内運動場新築（建築主体）工事）	教育民生	原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 江藤英成）		異議がない

認 定

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	平成19年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	建設	原案認定
第 2 号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について	建設	原案認定

日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（児玉忠義） 議案の上程を行います。

議員提出議案第11号、佐伯市議会会議規則の一部改正について、意見書案第31号、郵政民営化の見直しに関する意見書、第32号、「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書、決議案第2号、佐伯市教育行政の信頼回復と教育再生を求める決議、以上4件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第11号について、提案者の説明を求めます。

23番、柳井二生君。

23番（柳井二生） ただいま議題となりました議員提出議案第11号、佐伯市議会会議規則の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方分権改革の進展により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなっており、これまで以上に積極的に議員活動を展開していくため、地方議員の位置づけの明確化が必要となっております。

このような中、議会活動の範囲等を明確化するため、地方自治法の一部を改正する法律が議員立法により制定され、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」との規定が新設されました。

本議案は、この法改正に伴い、議会活動の実態等を踏まえ、協議又は調整を行うための場として、会議規則に「全員協議会」及び「各派代表者会議」を位置づけ、法的根拠を持たせるとともに、議会運営の円滑化を図ろうとするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、議案は議会運営委員会の事前協議に基づき提出しておりますので、議員皆様の御賛同をよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 次に、意見書案第31号について、提案者の説明を求めます。

21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員の河野豊です。意見書案第31号は、案文を朗読して提案理由の説明といたします。

郵政民営化法の見直しに関する意見書案

2007年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下に、四つの会社に分社化された。

民営化スタート後の状況を見ると、三事業一体体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出し、国民サービスの面でも「利便性向上」をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民から不安の声が多く寄せられている。このことは、国民の共有の財産である郵便局ネットワークの存続に赤信号がともっているといっても過言ではない。

つまり、郵便事業には、全国一律のサービスを維持することが法律に明記されているのに比し、貯金・保険のいわゆる金融サービスについては、最後のとりでともいうべき郵便局において、将来にわたってサービスを受けることが法律の上では何らの保証もされていないことから、他の代替手段をもたない住民生活にとっての死活問題ともいうべき大きな不安となっている。

よって、国においては、郵便・貯金・保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう、法的な見直しを含め、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく、必要な措置を講じることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

平成20年9月24日

大分県佐伯市議会

議長（児玉忠義） 次に、意見書案第32号について、提案者の説明を求めます。

42番、戸山盛喜君。

42番（戸山盛喜） 42番議員の戸山です。意見書案第32号を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書

「婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に産まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」という嫡出推定を規定した民法772条第2項は、1898年（明治31年）当時、父親の子への責任放棄をさせないため「早期の身分保障」「子の福祉」の観点から設けられたものである。しかしながら、施行より110年余りが経過し、規定の趣旨とその実態との間にかい離が生じ、出生の届出が行われず無戸籍となり、不利益を被っている子どもの存在が明らかになった。

法務省は、2007年5月、無戸籍児の救済のため、離婚後の妊娠が医師の証明書で確認できれば「現父の子」としての出生届を認める通達を出した。しかし、家庭内暴力のため離婚手続きが遅れる例など、離婚前の妊娠でも社会通念上やむを得ないケースが存在するため、通達による救済の対象となるのは、法務省の推定では1割にとどまるといわれている。

家族関係についての意識も変化し、離婚・再婚の増加など、明治時代には予想もなかった社会変化が生じているとともに、親子関係が科学的に立証可能である今日、離婚前の妊娠

を一律に「前夫を父親」とする法規定は、今や不合理なものとなっている。

1994年に日本が批准承認している「児童の権利に関する条約」7条は、「児童は出生後直ちに登録され、氏名を有し、国籍を持つ権利を保障される」としている。

よって、国に対し、子どもの人権と福祉を最優先に、戸籍が事実と異なる記載とならないよう以下を求める。

記

- 1．民法第772条の嫡出推定に関する見直し、関係する子の氏を定める戸籍法や婚姻に関する法律との整合性を図ること等も含め、現実に即した法改正を行うこと。
- 2．法改正までの間、通達による救済の範囲を広げること。また、親子（父子）関係不存在・嫡出否認等の家事調停・審判の手續の簡略化等運用面でのさらなる見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月24日

大分県佐伯市議会

議長（児玉忠義） 次に、決議案第2号について、提案者の説明を求めます。

39番、村松講一君。

39番（村松講一） 39番、村松講一です。決議案の提出につきましては、多数の方々の御賛同をいただきました。決議文の朗読をもって、提案理由の説明に代えさせていただきます。なお、会長会、議会運営委員会の了解の下に提出するものであります。

佐伯市教育行政の信頼回復と教育再生を求める決議

大分県教育委員会が昨年度実施した教員採用試験に絡む贈収賄事件の容疑者として、佐伯市立小学校の現職校長及び教頭並びに本市出身者を含む県教育庁職員2名、計4名の現職教育関係者が逮捕されるという重大事件が本年6月に発生をいたしました。

本件容疑事実は、現職校長が自己の子女を教員採用試験に合格させる目的で提供した金品を県教育庁幹部が受領、他の者がこれを仲介したというものであります。

捜査の進展とともに、当年度の採用試験において、本来合格点に達していない受験者に加点を行い、合格させるべき者を意図的に減点するなど、想像を超えた大胆な手法でデータが不正に改ざんされ、21名を不正合格させたという実に驚くべき事実が明るみに出ました。逮捕された事実以外にも口利きが横行し、何らかの圧力により公正であるべき採用試験がねじ曲げられていたとしか考えられません。

さらに、自らの管理職任用試験に絡む贈賄容疑で別の佐伯市立小学校の校長・教頭が書類送検されるなど不祥事が続発、規範意識の欠如した教育現場の実態を目の当たりにし、筆舌に尽くしがたい憤りを覚えます。

高い倫理観と高潔な人格が求められる教育関係者の一部の者が行った一連の不正行為は、教育活動に真摯に取り組む大多数の教員の努力を無にし、教育行政全般に対する信頼を根本から失墜させる断じて許すことのできない行為であります。

不正事実への関与が明らかとなった者は、懲戒免職又は自主退職、不正合格者の合格取り消しなど、それぞれ処分が行われております。しかし、不正合格の解消は今年度対象者のみで、前年度における不正合格の実態解明はされない見込みとなりました。不正行為によって不合格とされた受験者救済の道も一部では完全に閉ざされたこととなります。教育現場では、教師に

対する疑心暗鬼が生じ、児童・生徒や保護者の動揺、教育現場の混乱は未だ収まっておりません。

もとより教員の採用・昇任に関する人事権は大分県教育委員会にあり、佐伯市教育委員会が直接的権限を持っておりません。しかし、一連の恥ずべき不正行為は佐伯市の教育現場から発生しているのです。そのことで教育のあり方そのものが問われているのであります。

教職員を指導・監督し、将来を担う子どもたちの教育環境を守るべき立場の佐伯市教育委員会・教育長の責任は重大であります。今一度原点に立ち返って反省をし、失われた教育行政への信頼を回復し、教育を再生するためにあらゆる手段を尽くして行動することを強く求めます。

我々佐伯市議会も教育の基本姿勢が問われる今回の事件を契機に、市民に信頼される教育行政確立のため、さらには将来に希望のもてるまちづくりのため、市民の先頭に立ち全力で邁進することを市民の皆様にご約束し本決議をいたします。

大分県佐伯市議会

平成20年第3回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

議員提出議案

番号	件名
第11号	佐伯市議会会議規則の一部改正について

意見書案

番号	件名
第31号	郵政民営化法見直しに関する意見書
第32号	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書

決議案

番号	件名
第2号	佐伯市教育行政の信頼回復と教育再生を求める決議

議長（児玉忠義） これより、以上4件を一括して質疑を行います。

決議案第2号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番、後藤幸吉君

8番（後藤幸吉） おはようございます。8番議員の後藤です。佐伯市議会の名前で出すこの決議について少し質疑したいと思っております。この件につきましては、私も一般質問をしております。それから、流れとしては6月24日、7月10日、それぞれ全員協議会でかなりの皆様が意見をするとおりであります。それとこのような文書の形で活字で出てくる以前に、村松議員におかれましては議会運営委員会、会長会、こういう文書になるまでは幾つかの過程があったように承知しております。その中で、私どもは確かに教育という場所は聖域であると、私たち議員が余り口出しをしてはいけないようにも言われるわけですが、今回ケーブルテレビでは、宮明教育委員長が今放送されております。教育委員会の仕事部ということで説明をしております。ですから、佐伯市議会もこういう形で何かの形で市民に決議を報告するということは大事なことだとは思っておりますが、この文書の中に怒りを覚えますという文書が、そのあとにまだ不正行為によって合格された人間、それらの人が1年間分だけで、あとの人たちのほうやむやになりよるといふことも書いております。そして一番最後には、市民の先

頭に立ち全力で邁進^{まい}すると書いておるんですが、市民に対して先頭に立って全力で邁進^{まい}するということは、どのようなことなのかお尋ねしたい。例えば、特別委員会を作るような考えをもってこういうことを出されたのか。それか県の教育委員会に対して、事実を明らかにするように要求をするようなことも含めて、先頭に立ってと言っておられるのか。と申します^{うみ}のが、7月の10日だったですか、全員協議会の中じゃあこの席におられる諸君の中で、膿^{うみ}を完全に出してしまおうやというような意見もあったわけです。それでどういようなことで、今後のことはどういうことに対してこういう文書を出されるのかお尋ねしたいと思います。私どもも決議に参加する以上は、市民に対して説明責任が発生します。私はこういう理由で決議に賛成したということをお尋ねしたいと思いません。何もしないで、今後何もしないでただ文書を出すのか、今後どういうことを考えてこの文書を出されたのか。それをお尋ねしたいと思います。

議長（児玉忠義） 39番、村松講一君。

39番（村松講一） 突然の質疑で戸惑っておりますが、すべて決議文を朗読したとおりであります。後藤議員の質疑に少し、お答えになるかどうか分かりませんがお答えをいたします。議員としての思いは等しく、住民福祉の向上を願い、住民全体の代表者であることや執行機関とは付かず離れずの立場にあり、組織を持たない住民の小さい声や声なき声を聞き取り、これを代弁する立場にあるところかとも思っております。今後どういような、これ憤り、怒りという表現ではありません。憤りでした。憤りであります。正に読んで字のとおりであります。今後どういふうに、市民の先頭に立って教育再生にするのかということではありますが、これは皆さん平素からの議員活動や議会の場での議案審議や教育民生常任委員会活動を通じての学校教育に対してのより一層の取組を深めると。それぐらい私は考えておまして、十分だと思っております。それから、県教委に対して2年目さかのぼってということなんですが、これはそういうつもりはありませんし、そこまで言うのは越権行為かなと思っております。県議会は宣言決意ということで議会内、自分たちの立場を何か外で聞きますと、保身するかなのようなそういう宣言決意でありました。この決議文につきましては、一步踏み込んで行政と共に執行部と共に議会も教育を佐伯市教育の再生のために頑張っていこうという意味であります。よろしくお願ひいたします。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 村松さん、要するに執行部と一緒にと、ただ私どもは教育委員会の宮明さんを始め、教育長も市長が任命されておる。それは承認はしちよる、その責任だけ。あとのことは教育は聖域のようにならされておる。そうした場合に、佐伯市議会としては、どういことを具体的にできるのか。邁進^{まい}するということは、どういことを具体的にお尋ねしたいと思ったわけです。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 議会として、特別に特別委員会を作って行動を起こすとか、県教委に物を申すとかそういう意味ではありません。先ほど申し上げましたように、私どもは市民の声を代表して、声なき声を聞き取り、それを議会活動の場で議案審議や教育民生常任委員会の活動の場を通じて、教育の再生を立て直す、そういうことに皆さんが真剣に取り組んでほしいと。そういう思い、願ひを込めての決議文であります。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 私どもも市議会としてちゃんとした文書を出すことに私一人無会派であります。賛同はしちよる。ただこれだけの大事件に対してやはり市民からの今度問い掛けに対して、どのように答えるかもあれを欲しかったわけですが、直接行動はとらないと、県教委に関してはとらないと。そして事件が大きな今後どういう流れになるか分かりません。まだ分からない。教育長たちが8月31日で新学期が始まる前に、自分たちを処分したように、宮明教育委員長は言うちよるわけです。何が悪かったから、こういう責任を取ったというようなことを明らかにしておりません。そうして宮明教育委員長は、私たちが承認したあの人たち4人の姿は見なかったわけですが今回は、それを私たち承認した人間として責任があると思うたから、今回のような決議案が出てくれば、ちょっと提案者の村松議員にお尋ねしたいということです。議会としても何かの文書にして出すことは大事なことだと思っておりますが、本来市民の期待に対して、教育現場が一番落ち着かせるということは、まだほかに議員としてはせなあいけんこともあるんじゃないかなろうかとは、何ぼか市民として、一人としてはあるんですが、ちょっと今日の話ではないようにあります。どうもありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 24番議員、泥谷でございます。この決議議案に対しまして、この議会として、佐伯市議会として決議文を出しますんで、大事なこと、大事な問題ということ、この文書を出すということは大事な問題ですので、一応今後藤議員も質問しましたけども、この文書について出す限りでは、それだけの腹構えがあって出しとると思いますんで、ひとつ私も質問したいと思います。この文書の中で、佐伯市教育委員会、教育長の責任は重大であると。これは教育委員会も教育長も重大なことだということは認識しとると思います。そして今、失われた教育行政への信頼回復、教育を再生するためあらゆる手段をとって行動することを強く求めるという文書になっておりますが、今、教育委員会も職員も先生たちも必死になって再生に取り組んでるように私は受け止めております。今それをやってる時にこの文書を出すということは、やってない、まだ足りないというような文書なんで、もしそれがあれば、これを出すためにそれがあれば、そのところを、なぜこういうところがまだ駄目だからこの文書を出すんだということが説明できれば、そこのところを1点説明していただきたい。今この佐伯市市民は、今この問題に対してもう半分飽きてきてるとい、もうこの話はしまいやというようなムードになつとる時に、またこういう形で強く求めるということになると、何かあったんかというムードになる。じゃなくて今、市議会としては真剣にやってる教育委員会をじっと見守る立場にあるんじゃないかなと、私は思っております。だからあえてこういう文書を出さなければいけないような物足りなさがあるのであれば、そこのところをお聞かせいただきたい。でないとこれ決議して出しますんで、これ市民の目に出ます。出たときに、議会が何かそげえ求めちよんけまだ何かあるんじゃないかというような感じを受けると思いますんで、その点一つと。2点目もあったんですが、私も後藤議員と一緒に、将来に希望を持てる先頭に立ってという限り、先頭に立つそれだけの腹構えが何かなければいけない。市民のパフォーマンスではあって、市民に対する市議会のパフォーマンスを出すんならおかしんで、そこのところも私もちょっと聞きたかったんですが、後藤議員の時に、ただそうい

う形で書きたいということですので、一つだけ、何が今の教育委員会とそういう人たちが、何が足りないのかというのがお聞かせいただければ、その点ちょっとお聞かせください。

議長（児玉忠義） 39番、村松講一君。

39番（村松講一） 泥谷議員の質疑にお答えをいたします。お答えになるかどうか分かりませんがお答えをいたします。この決議文、案文のとおりでありまして、これ以外に答えるというようなものも持ち合わせておりませんが、重大な責任と言われました、これは任命権は県にあるわけですが、管理監督の責任があるだろうと私も思っておりますし、県教委もそういう見方であります。それから、教育委員会が教育長を先頭にこんだけ頑張っているのにまだ何かせよと、具体的にせよという言葉であります。市民の皆さんにはまだ県教委のそういう姿が見えません。まだ実効も上がってないと思っております。そのことを一層頑張ってやってほしいと、そういうことであります。教育委員会はプロジェクトチームを結成いたしましたし、取り組んでいるのは我々も存じておりますし、教育長の一般質問の答弁でもその辺は議会は存じておりますが、一般市民にはまだまだその辺は通じてないなあと。で、学校現場、それから保護者の方々にはまだ通じてないなあと思っておりますので、具体的に何と申しましても、具体的にと言え、議会は市民の先頭に立ってというのは、議案審議そういうことなんです。教育委員会のことにつきましては、自ら努力してやってほしいと。教育の信頼回復のためにやってほしいと、そういう願いであります。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 今、村松議員の答弁をお聞きしたんですが、それは議員として当然もういつも考えておかなければいけないことだと思うんですよ。それを改めてここでこういう決議をしなければいけないかと思うんですが、その点、日ごろそういうふう感じてないで、こういう問題が起きたからこういう、我々はそうせなあいけんのだという。日ごろから議員としてはそれは考えておかなければいけないと思うんですが、そのところ、日ごろは考えていなかったんですかねえ。今回だけ、この問題が起きたから考えたということでしょうか。

議長（児玉忠義） 39番、村松講一君。

39番（村松講一） 大変辛らつな質問であります。平素から十分にその辺は考えて、市民の声なき声を聞き取って、そういう活動をしているつもりであります。見えなかったらごめんなさい。そういうつもりであります。今回これを出したということは、こういう重大な事件が佐伯を震源地として出たわけなんです。そのために議会は市民に対して、議会はこういうことを考えてますよ。教育の再生のために先頭に立ってやりますよという、市民に対してパフォーマンスではありませんが、アピールする必要があると私は思っております。よろしく御賛同をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 泥谷議員の質疑を終わります。

ほかに御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議員提出議案第11号、意見書案第31号、及び第32号、並びに決議案第2号、以上4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

が、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第11号、意見書案第31号、及び第32号、並びに決議案第2号、以上4件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

議員提出議案第11号、佐伯市議会会議規則の一部改正について、意見書案第31号、郵政民営化の見直しに関する意見書、第32号、「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書、以上3件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより3件を一括して採決いたします。

それぞれ原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、決議案第2号、佐伯市教育行政の信頼回復と教育再生を求める決議を議題といたします。

御意見ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 高司議員。

35番(高司政文) 35番議員、高司政文です。決議案第2号ですね、佐伯市教育行政の信頼回復と教育再生を求める決議に反対の立場です。意見をちょっと述べたいと思います。もとよりですね、今回の教員等の採用汚職問題については、非常に市民全体、保護者、子どもたちはもちろんですね、佐伯市民全体にとって教育に対する信頼はもう失ったと。これは論をまたない、必要がないぐらいですね皆さんも感じていると思います。それに対してですね、議会として意思表示をするということは、これは私はですね必要なことだとは思いますが。ただですね、やはり議会として決議を上げるなり意思表示をする場合はですね、やっぱり三つですね私は観点があるんじゃないかと思えます。会長会でもちょっと言いましたけどですね。一つはですね、まずやっぱり県教委の責任というものをですね議会として触れるべきであろうというふうに私は思います。今回のですね、もちろん佐伯市の方からですね、事件の端を発していることはもちろんありますけど、しかし県教委自身がですね、やはりこの不正を行った当事者でありますし、その後のですね口利きをした人のですね公表をまだしていない問題だとか、不正合格者の方のですね処分いろいろあります。ここにもさまざまですね問題点があります。私も一般質問で言ったようにですね、まだまだいろいろ県教委自身のですね責任、今のやり方というのはですね、まだまだ問題が大きいと思うんでね。そのことをですね、事件の大もとである県教委の責任について一切触れてないと、これはやはりね大問題だと思うんですね。提案者はですね、会長会か何かの時にですね、市が県に物を申すのはどうかとい

うふうな言い方をしましたが、本来ですね市町村、これは県を含めて地方自治体といいますが、対等平等の関係であるわけでありまして、市はですね県に物を言えないという態度はこれは私は正しくないと思うんですね。これは議会だとか教育委員会においてもですね、市議会が県議会に言えない。あるいは県にですね物を申せないということは、これはそういうことでないと思いますので、正しくない態度だと思います。それから二つ目のですね観点は、市教委のこれは問題ですね。当然やはりそうは言ってもですね、教育委員会の指導監督責任もあるでしょうし、実際ですね子どもや保護者たちにも迷惑掛かっているわけですし、教育長も校長・教頭ですね上司であるということ。こういうことはですね事実でしょうから、当然市教委の問題もあります。ただ文面はですね、そういうことで事実も挙げながらもですね、市教委の責任は書いてますけど、教育委員会・教育長の責任を求める内容というだけというのがですね私は感じております。先ほどから質疑であるように、教育委員会、教育長自身がですねいろいろ反省の弁を言いですね、処分も自ら処分をしながらさまざまな今改革を行っているわけでありまして。それからですね、もう一個片手落ちだと私は思うのは3点目ですが、これは三つ目の観点、これは議会の態度なんですね。先ほども最後の文面のことについてですね2人から質問が出てましたけど、私はですねやっぱり議会として決議を上げるにはですね、議会自身がこの事件を受けてどういうふうなことをですね、態度を取っていくのかということが必要だと思うんですよ。その点ではね、例えば金品の授受のねしないとかですね、口利きをしないとか、この事件を受けて改めて議会人としてですね、襟を正すということがですね文面として最後に入ってね、それで初めて議会としてですね、責任をもった決議になるというふうに私は思うんですね。中途半端なですね決議を上げてるとですね、さっきどなたか言ってましたけど、逆に市民からですね、何か議会がもっとはっきり言えんようなことでもあるんかというふうなですね、変な勘ぐられてしまうおそれがあると思うんですね。それからそういう観点からですね、私はこの決議が大事だと思うんですが。最後もう一点ね、大きな問題ですが、議会はですね今回一致してないんじゃないかと、事前にですねさまざま話を聞きますと、どうも反対をですねする議員さんもかなりいると。そうするとですね、議会が自らの決議を上げるのにね、全会一致にもならない、反対派の方がですね多数あるというふうなものをですね無理やり決議を上げるというのは、これは私はおかしいと思うんですね。そうでなくても今幾つか言ったように片手落ちの決議なのにですね、それに加えて議員が一致もしてないと。これではですね、何のために提案者がですねこういう全会一致の原則をね崩してまで、しかも内容がね不十分なのに何のためにそんなに急いで上げてね決議を上げなきゃいけないのかというのが、先ほどの質疑を聞いてもよく分かりません。これは私は大問題だと思うんですね。やっぱり何が何でも上げればいいというんじゃなくて、やっぱり責任あるですね議会決議にするためには、私は一度否決してですね、それから改めて皆さんで協議をして、だれでもが納得するですね、議会として本当にふさわしい充実した内容でですね、改めて決議を上げるようお願いして反対討論に代えたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(児玉忠義) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果

議員提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 1 号	佐伯市議会会議規則の一部改正について		原案可決

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 3 1 号	郵政民営化法見直しに関する意見書		原案可決
第 3 2 号	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書		原案可決

決議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 2 号	佐伯市教育行政の信頼回復と教育再生を求める決議		原案可決

日程第 4 議員派遣

議長(児玉忠義) 日程第 4、議員の派遣についてを議題といたします。

おはかりいたします。

議員研修の一環として、来る10月24日、大分市で開催されます平成20年度大分県市議会議長会「議員研修会」に参加のため、全議員を対象にし、派遣いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

また、そのほか議員の派遣を行う必要が生じた場合、派遣議員、日時、場所、目的及び経費の手續につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

日程第5 会議録署名議員の指名

議長（児玉忠義） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、後藤幸吉君、9番、江藤茂君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、平成20年第3回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年9月24日

佐伯市議会議長 児 玉 忠 義

署 名 議 員 後 藤 幸 吉

署 名 議 員 江 藤 茂